

# 犯罪被害者のための総合的支援システムの構築 —官民協働体制を目指して—

平成24年度～平成27年度科学研究費助成事業

基盤研究（C）

研究成果報告書

平成28年3月

研究代表者 伊藤 富士江

（上智大学 総合人科学部社会福祉学科）

# はじめに

本報告書は、平成 24～27 年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究 (C)「犯罪被害者支援のための新たな支援システムの構築—官民の協働体制を目指して」(課題番号 24530728) の成果報告書である。

わが国において、犯罪被害者は長い間「見過ごされた」存在であり、被害者対策は欧米諸国に比べると約 20 年遅れていたとされる。国による「補償制度」(犯罪被害給付制度) が制定されたのは 1980 年で、被害者の権利擁護や民間被害者支援団体による支援も十分ではなかった。1990 年代後半以降ようやく刑事手続における被害者への配慮や保護を定めた法律が成立されるようになり、2004 年に「犯罪被害者等基本法 (以下基本法)」が制定されるに至った。基本法は犯罪被害者の権利利益を保護し推進することを目的とし、被害者の基本的権利を明記した画期的な内容となっている。2005 年には基本法に基づく「犯罪被害者等基本計画 (第 1 次)」が策定され、基本法実現のため官民挙げての取組みが始まった。

このようにわが国では急速に被害者のための法制度および支援策が整備されてきたが、そうした法制度や支援が有効に機能しているか、十分に検証されてきているとは言い難い。

本研究は、更生保護における犯罪被害者等施策、民間被害者支援団体による支援活動、修復的司法の実践を取り上げ、犯罪被害者の多岐にわたるニーズを満たすための総合的支援について多角的に検討するものである。

本研究における調査の実施にあたっては、下記の行政機関、団体をはじめ現場で働く多くの担当者、そして被害当事者の方々のご協力を得ました。深く感謝いたします。

- ・ 法務省保護局総務課被害者等施策班
- ・ 全国の保護観察所の被害者担当官、被害者担当保護司
- ・ 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークおよび同ネットワークに加盟する民間被害者支援団体
- ・ 民間被害者支援団体を利用した相談者 (被害当事者)

なお、本研究にかかわる発表等は以下に示すとおりである。

## (1) 学会誌等

- ・ Fujie ITO, Ryoko ISHII-TAKIGUCHI (2013) The Current Status and Issues in Crime Victim Support in Japan, 『上智大学社会福祉研究』 37 号, 31-41.
- ・ 伊藤富士江, 中村秀郷 (2015) 「更生保護における犯罪被害者等施策の現状と課題—心情等伝達制度の全国の実施状況の分析を中心に—」 『上智大学社会福祉研究』 39 号, 1-16.
- ・ 伊藤富士江 (2015) 「『修復的司法／正義 (Restorative Justice)』 とその実践 [1] ソーシャルワークの視点から考える」 『ソーシャルワーク研究』 41 号, 51-57.

- ・伊藤富士江 (2016) 「更生保護における犯罪被害者等施策・心情等伝達制度の現状と課題—全国の被害者担当官・被害者担当保護司を対象にした調査をもとに—」『被害者学研究』26号, (印刷中).

## (2) 口頭発表

- ・伊藤富士江 「犯罪被害者支援とソーシャルワーカー—民間被害者支援団体における活動を中心に—」日本ソーシャルワーク学会第30回大会自由研究報告, 2013年6月30日 (仙台白百合女子大学)
- ・伊藤富士江 「更生保護における犯罪被害者等施策の実施状況と課題—全国の保護観察所を対象にした調査をもとに—」日本社会福祉学会第62回秋季大会口頭発表, 2014年11月30日 (早稲田大学)
- ・伊藤富士江 「更生保護における犯罪被害者等施策—『心情等伝達制度』の実施状況と課題」日本被害者学会第26回学術大会個別報告, 2015年6月13日 (中央大学)
- ・伊藤富士江 「わが国の被害者支援はどこまで進んでいるか—全国の民間被害者支援団体に対する調査結果をもとに—」日本司法福祉学会第16回全国大会自由研究報告, 2015年8月9日 (早稲田大学)
- ・伊藤富士江, 大原天青 「犯罪被害者支援における民間支援団体の役割—全国の民間被害者支援団体を対象にした調査をもとに—」日本社会福祉学会第63回秋季大会口頭発表, 2015年9月20日 (久留米大学)

# 目次

---

I	研究の目的と構成	1
1.	研究目的	3
2.	研究計画・方法	3
3.	研究組織	4
II	研究の結果	5
1.	更生保護における犯罪被害者等施策に関する調査	7
(1)	更生保護における犯罪被害者等施策とは	7
(2)	本調査の背景・構成	10
(3)	調査Ⅰ：「心情等伝達ケース」の分析	11
(4)	調査Ⅱ：「全国の被害者担当官・被害者担当保護司を対象にした調査」	20
(5)	小括	35
2.	「民間被害者支援団体の利用に関する調査」について	37
(1)	本調査の背景と視点	37
(2)	本調査の構成	38
(3)	倫理的配慮	38
(4)	調査 A：「支援センターの責任者を対象にした調査」	39
(5)	調査 B：「支援センターの直接支援担当者を対象にした調査」	53
(6)	調査 C：「支援センターを利用した被害者等を対象にした調査」	74
3.	修復的司法（Restorative Justice）に関する理論的・実践的検討	105

Ⅲ 研究結果の総括と今後の課題	139
1. 総まとめ	141
(1) 更生保護における犯罪被害者等施策は機能しているか	141
(2) 民間被害者支援団体による支援の現状と課題	142
(3) 官民協働体制に向けて	146
2. 今後の課題	148
Ⅳ 巻末資料	149
1. 「更生保護における犯罪被害者等施策に関する調査」	
・同調査への協力依頼状	
・調査票	
2. 「民間被害者支援団体（センター）の利用に関する調査」	
・同調査への協力依頼状	
・調査全体の実施手順	
・調査票 A「支援センターの責任者を対象にした調査」	
・調査票 B「支援センターの直接支援担当者を対象にした調査」	
・調査 C への協力依頼状	
・調査票 C「支援センターを利用した被害者等を対象にした調査」	

---

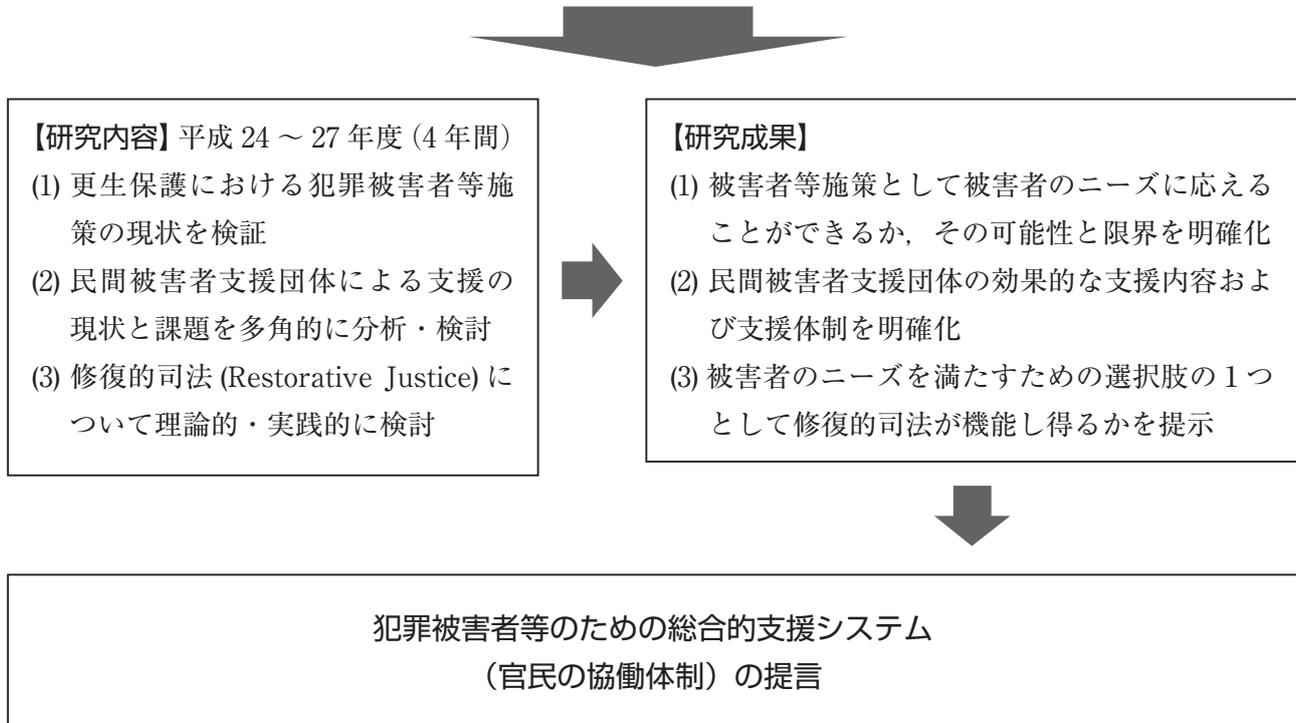
# I 研究の目的と構成

---



## 1. 研究目的

【目的】 犯罪被害者等のための制度・支援を多角的に検証し，新たな支援体制を検討



## 2. 研究計画・方法

平成 24 (2012) 年度 ◆民間被害者支援団体に関する国内・海外 (イギリス) 調査  
研究内容 (2) (3) ◆修復的司法の実践に関する海外 (イギリス) 調査

平成 25 (2013) 年度 ◆更生保護の犯罪被害者等施策に関する調査準備  
研究内容 (1) (2) ◆全国被害者支援ネットワーク加盟団体への調査準備

平成 26 (2014) 年度 ◆全国の保護観察所の被害者担当者に対する調査を実施  
研究内容 (1) (2) ◆民間被害者支援団体の責任者，直接支援の担当者，相談者 (被害者等) に対する調査を実施

平成 27 (2015) 年度 ◆調査結果の分析・検討  
研究内容 (1) (2) (3) ◆研究成果の発表，研究成果報告書の作成

### 3. 研究組織

◆研究代表者：伊藤富士江（上智大学総合人間科学部 教授）

◆研究協力者：（敬称略・五十音順、所属は2016年3月末時点）

石井 涼子（公益社団法人被害者支援都民センター 犯罪被害者直接支援員）

大原 天青（国立武蔵野学院 厚生労働技官）

木村 夏海（公益社団法人被害者支援都民センター 犯罪被害相談員）

児玉美由紀（公益社団法人被害者支援都民センター 犯罪被害相談員）

中村 秀郷（名古屋保護観察所 保護観察官）

成田 正代（日本司法支援センター 職員）

森田 茂敬（嘉悦大学 非常勤講師）

なお、本報告書で「被害者等」は、断りがない限り、犯罪被害者とその家族及び遺族を含むこととする。

---

## II 研究の結果

---



# 1. 更生保護における犯罪被害者等施策に関する調査

## (1) 更生保護における犯罪被害者等施策とは

### 1) 概要

わが国の犯罪被害者等（以下、被害者等）に対する支援・施策は、2004（平成16）年に犯罪被害者等基本法が成立したことにより、急速に整備されてきた。同法を受けて、翌年には犯罪被害者等基本計画（第1次）が策定された。この基本計画では5つの重点課題として、①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡大への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組を掲げ、関係省庁が連携・協力して実施する258施策が定められた。

法務省保護局が担っている更生保護においては、上記③と④に該当するものとして犯罪被害者等施策（以下、被害者等施策）が策定され、2007（平成19）年12月1日より開始された。本施策は、被害者等にとって刑事司法手続内の最後の窓口として位置づけられる重要な役割を担っている。被害者等施策は図1-1に示されるように、①意見等聴取制度、②心情等伝達制度、③被害者等通知制度、④相談・支援の4つの制度から成る。

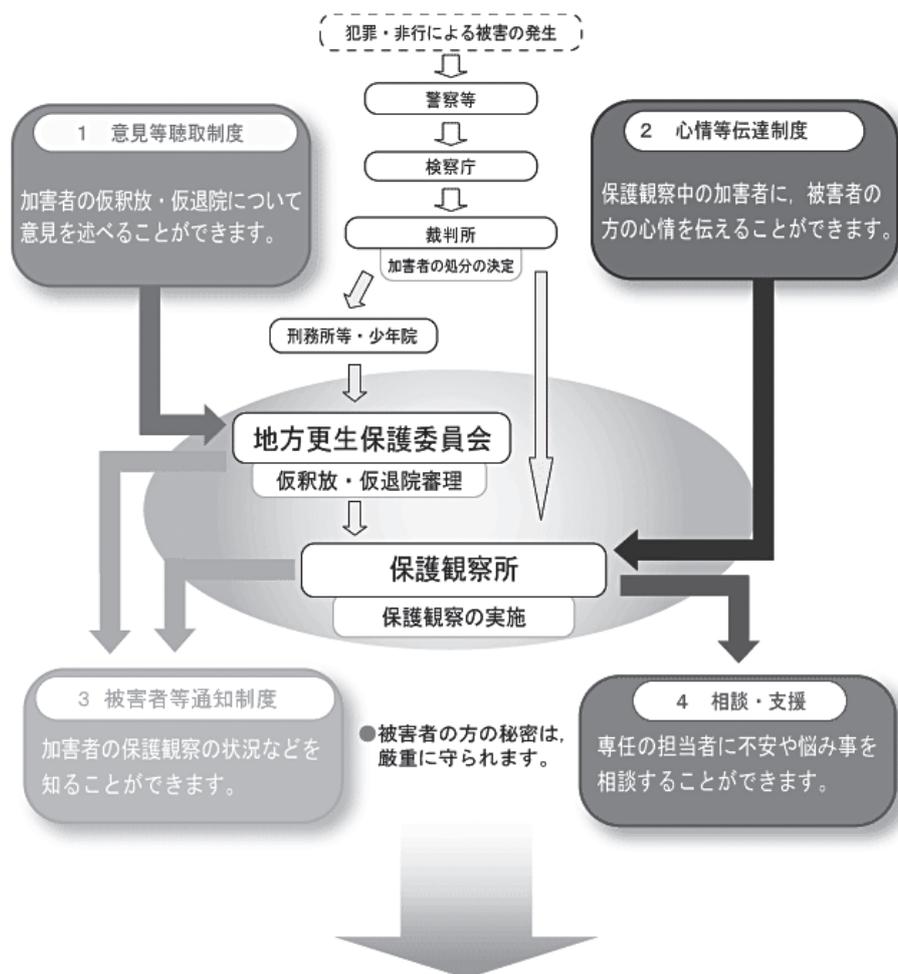


図1-1 更生保護における犯罪被害者等施策

出所：法務省 HP [http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_victim01.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim01.html)

各制度の概要は次の通りである（西崎 2013）。これらの制度を実施するために、各保護観察所には被害者担当官および被害者担当保護司が配置されている。

## ① 意見等聴取制度

被害者等の申出に基づき、地方更生保護委員会が行う、刑事施設からの仮釈放および少年院からの仮退院の審理において、被害者等が意見等（仮釈放等に関する意見および被害に関する心情）を述べることができる制度（更生保護法 38 条に規定）。

## ② 心情等伝達制度

被害者等の申出に基づき、保護観察所において被害者等の心情等（被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見）を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝える制度（更生保護法 65 条に規定）。

なお、保護観察中の加害者に対しては被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を促すよう指導監督を行うこととなっている。

## ③ 被害者等通知制度

被害者等の申出に基づき、更生保護官署を含む各機関が加害者に関する情報を通知する制度。地方更生保護委員会では仮釈放審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所では仮釈放者および保護観察付執行猶予者の保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、被害者等に通知を行う。

## ④ 相談・支援

被害者等からの相談や問い合わせに応じて、保護観察所において関係機関等を紹介したり、被害者支援に関する制度の説明や情報提供などを行うもの。刑事裁判や少年審判が終了した後の被害者等に対する相談・支援を目的としているため、上記①～③の制度とは異なり、被害者等からの申出を要件とせず、被害者等の範囲の限定もない。

## 2) 各制度の実施状況

被害者等施策の実施状況について、平成20年から平成26年までの各年実施件数（延べ件数）をまとめたのが表1-1である。意見等聴取制度は、平成20年が212件、平成26年が328件と約1.5倍に増加している。

心情等伝達制度は、平成22年から平成25年はおおむね100件前後で推移していたが、平成26年には151件に増加している。増加した理由については、制度の周知が進んだことが考えられるが、数値が延べ件数であるため、特定の事件の被害者等が複数回利用していることも考えられる。

被害者等通知制度は、全体的に増加傾向が見られる。特に保護観察状況の通知件数については、刑事事件は平成20年が809件、平成26年が5,862件と約7倍に増加している。少年事件も平成20年が118件、平成26年が779件と約6.6倍に増加している。導入当初に比べて通知内容の充実が図られており、加害者の保護観察状況を具体的に知りたいという被害者等の要望が増えていると推測できる。また、刑事施設の仮釈放審理、少年院の仮退院審理については、平成20年と平成26年を比べると、ともに約2倍増加している。

相談・支援については、平成20年が837件、平成26年が1,509件と約1.8倍に増加している。

表1-1 犯罪被害者等施策の実施件数（平成20年～平成26年）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
意見等聴取制度	212	279	287	273	271	304	328
心情等伝達制度	61	83	97	112	106	99	151
被害者等通知制度（同制度内の件数）	2,870	4,785	6,463	7,756	8,505	9,273	10,288
・ 刑事施設の仮釈放審理	(1,884)	(2,389)	(2,783)	(3,092)	(3,050)	(3,276)	(3,530)
・ 刑事事件の保護観察状況	(809)	(1,976)	(3,157)	(4,070)	(4,722)	(5,080)	(5,862)
・ 少年院の仮退院審理	(59)	(108)	(95)	(139)	(160)	(165)	(117)
・ 少年事件の保護観察状況	(118)	(312)	(428)	(455)	(573)	(752)	(779)
相談・支援	837	1,176	1,125	1,342	1,324	1,408	1,509

出所：（平成21年版～平成27年版）犯罪白書

## (2) 本調査の背景・構成

本調査では、被害者等施策の4つの制度うち、心情等伝達制度と相談・支援を取り上げる。心情等伝達制度は、被害者等が保護観察中の加害者に対して、心情等（被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、加害者の生活又は行動に関する意見）を伝達でき、その伝達結果を通知されるという点で、他の制度にはみられない特色を有しており、修復的司法（Restorative justice）への道筋という観点からも注目されている（藤本 2012）。被害者等施策に関する先行研究を見ると、全国における実施状況の調査ははまだ実施されておらず、また、現場でどのように実施されているか、同施策の現場担当者を対象にした調査研究もなされていない。

上述の現況を踏まえ、つぎのようなデータ分析（調査Ⅰ）と調査を実施した（調査Ⅱ）。

### 調査Ⅰ・・・全国の心情等伝達制度の実施状況に関するデータ分析

法務省保護局総務課被害者等施策班より提供を受けた「被害者等の心情等を加害者に対して伝達したケース」92件のデータを分析。

### 調査Ⅱ・・・全国の保護観察所の被害者担当官・担当保護司を対象にした調査

全国の保護観察所50カ所に勤務する被害者担当官および被害者担当保護司174名を対象に、心情等伝達制度および相談・支援の実施状況や課題等に関する自記式調査票（無記名回答）を実施。回収した調査票のデータを分析。

なお、心情等伝達制度について、実施上の主な流れは図1-2に示すとおりである。

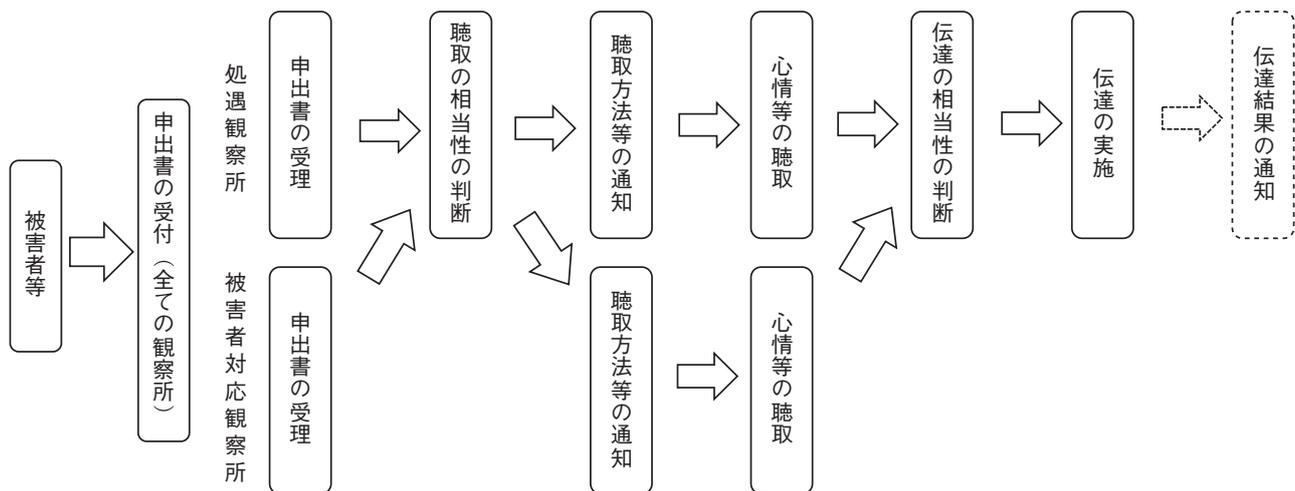


図1-2 心情等伝達制度の主な流れ

- 注1) 申出の手続は、原則、加害者の保護観察を担当する保護観察所（処遇観察所）が行うが、申出の受付は全ての観察所が行う。処遇観察所・被害者対応観察所以外の観察所が申出の受付をした場合、被害者対応観察所に申出書を回付する。
- 注2) 申出の受理は処遇観察所が行う。ただし、被害者対応観察所の長は、処遇観察所の嘱託を受けて、申出の受理ができる。
- 注3) 保護観察所の長は、被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、申出の受理及び心情等の聴取に関する事務を嘱託することができる（更生保護法第65条2項）。

### (3) 調査 I : 「心情等伝達ケース」の分析

#### 1) 調査の目的・方法

法務省保護局総務課被害者等施策班の協力を得て提供を受けた「被害者等の心情等を加害者に対して伝達したケース（以下、「心情等伝達ケース」）」92件のデータ（以下、本データ）に基づいて、全国の実施状況等を分析し、現状と課題を明らかにする。

#### 2) 分析の対象・方法

平成22年4月1日から平成25年5月25日の間に被害者等の心情等を加害者に対して伝達したケースのうち、100事例を調査対象として抽出した。抽出に当たっては平成22年1月1日から平成24年12月1日までの間に心情等伝達制度を実施した件数に応じて、保護観察所ごとの抽出数を決めた上、無作為に抽出した。うち8事例についてはケースが重複する等の理由により除外し、最終的に92事例を分析対象とした。また、平成25年の心情等伝達制度の実施件数が延べ99件（重複ケース等含む）であることから、おおむね分析対象と同じ件数と推測されるため、一部のデータについて平成25年の各種統計と比較して分析を試みた。

分析に当たっては、まず本データをもとに項目別に表を作成し、それぞれ整理した。次に表ごとに本データおよび関連データとの比較から読み取れる心情等伝達制度の現状を分析した。そして、その上で心情等伝達制度を効果的に行うための今後の課題について考察した。

#### 3) 結果と考察

##### (i) 加害者の保護観察の種別、男女別

表1-2は本データを加害者の保護観察の種別、男女別に単純集計したものである。実施件数についてみると、仮釈放者（刑事施設から仮釈放となった者）が全体の55.4%と最も多く、男女別構成比ではどの種別においても男性が8割以上を占め、全体では83.7%となっている。

また、表1-3は平成23年から平成25年の保護観察開始人員（一般刑法犯のみ）、つまり加害者の人数を参考に示している。なお、特別法犯は覚せい剤取締法違反など被害者等がない罪名が大半であるため、一般刑法犯のみ（一部被害者等がない罪名もある）のデータとしている。また、心情等伝達の実施件数は平成23年が112件、平成24年が106件、平成25年が99件であり、表2の数値は約3年の間に心情等伝達を実施したもののうち100事例を調査対象として抽出したものであり（重複等により結果的に92事例を抽出）、おおむね年間数値に近いデータと考えられる。

これらの統計数値から考察すると、母数が異なるため単純な比較はできないが、心情等伝達の利用に至るケースは極めて少ないといえる。種別ごとにみると、少年事件である保護観察処分少年、少年院仮退院者に比べて、刑事事件である仮釈放者、保護観察付執行猶予者が対象となっている割合が相当高いことが推測される。

特に、仮釈放者は他の種別に比べ、保護観察期間が短期間（6か月以内の者が7割以上）であるにもかかわらず、実施件数が多いことが特徴として挙げられよう。

刑事事件の方が少年事件に比べて本制度の実施が多い理由としては、一般的に①被害者支援制度が充実しており、本制度を知る機会が多いこと、②被害が大きいケースが多く、被害者感情が強いこと、③再被害を受ける恐れが高いと被害者等を感じる傾向があることなどが考えられる。

表 1-2 加害者の保護観察の種別、男女別

件数 (%)

種別	実施件数		男性		女性	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
保護観察処分少年	18	(19.6)	16	(88.9)	2	(11.1)
少年院仮退院者	7	(7.6)	6	(85.7)	1	(14.3)
仮釈放者	51	(55.4)	41	(80.4)	10	(19.6)
保護観察付執行猶予者	16	(17.4)	14	(87.5)	2	(12.5)
合計	92	(100.0)	77	(83.7)	15	(16.3)

表 1-3 平成 23 年から平成 25 年の保護観察開始人員（一般刑法犯のみ）

人数

種別	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
保護観察処分少年	12,385	11,941	11,056
少年院仮退院者	2,994	2,922	2,968
仮釈放者	10,035	9,877	9,575
保護観察付執行猶予者	2,532	2,549	2,436
合計	27,946	27,289	26,035

出所：(平成 24 年版～平成 26 年版) 犯罪白書

## (ii) 主な罪名

表1-4は本データを主な罪名ごとに、生命・身体犯、財産犯、性犯（性犯罪）、交通事犯、その他に分けて単純集計したものである。主な罪名を犯行態様ごとに分けると、身体・生命犯30件(32.6%)、財産犯35件(38.0%)、性犯12件(13.0%)、交通事犯14件(15.2%)、その他1件(1.1%)となっている。

本データからは心情等伝達の利用においては財産犯の実施件数をもっとも多く、これは本制度が被害弁償等を目的として利用される傾向があることが推測される。なお、財産犯の横領・背任は5件であるが、申出人が勤務先・雇用主のケースが4件、うち法人等によるものが3件であった。

表1-4 主な罪名

件数

生命・身体犯		財産犯		性犯		交通事犯		その他	
殺人	3	恐喝	4	強姦・同致死傷	4	自動車運転過失致死傷	13	偽計業務妨害	1
傷害致死	1	窃盗	7	強制わいせつ・同致死傷	7	業務上過失致死傷	1		
傷害	19	詐欺	18	児童福祉法違反	1				
強盗致死傷	1	横領・背任	5						
暴行	3	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	1						
逮捕監禁致死傷	1								
ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	1								
住居侵入(ストーカー)	1								
合計	30	合計	35	合計	12	合計	14	合計	1

## (iii) 加害者の保護観察期間等との関連

表1-5は、加害者の保護観察期間等との関連について、①保護観察期間（予定月数）、②保護観察開始から被害者等による初回の申出までの期間、③被害者等による初回の申出時点における保護観察残期間を月数別に単純集計したものである。

①加害者の保護観察期間（予定月数）についてみると、本データのうち1か月が0件、2か月が7件(7.6%)、3か月が12件(13.0%)で、3か月以内が合計20.6%、6か月以内が合計46.7%となっている。被害者等の申出期間が保護観察期間に限定されている中で、短期間に申出が必要なケースが多いことが示されている。

②加害者の保護観察開始から被害者等による初回の申出までの期間についてみると、本データのうち1か月が32件(34.8%)、2か月が21件(22.8%)、3か月が9件(9.8%)で、3か月以内が合計67.4%を占めている。また、保護観察期間（予定月数）が1年超は39件であるが、このうち3か月以内に申

出をしているケースが18件であった。これは被害者等の多くが、加害者の保護観察開始後に速やかな申出をしていることが示されている。

③被害者等による初回の申出時点における加害者の保護観察残期間についてみると、本データのうち1か月が16件(17.4%)、2か月が16件(17.4%)、3か月が7件(7.6%)で、3か月以内が合計42.4%となっている。これは被害者等の申出から保護観察終了までの期間が短い中で、保護観察所が迅速な調整をして心情等伝達を実施していることが推測される。

表1-5 加害者の保護観察期間等との関連

件数 (%)

月数	①保護観察期間(予定月数)		②保護観察開始から被害者等による初回の申出までの期間		③被害者等による初回の申出時点における保護観察残期間	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
1か月	0	(0.0)	32	(34.8)	16	(17.4)
2か月	7	(7.6)	21	(22.8)	16	(17.4)
3か月	12	(13.0)	9	(9.8)	7	(7.6)
4か月から6か月	24	(26.1)	10	(10.9)	10	(10.9)
7か月から12か月	10	(10.9)	12	(13.0)	6	(6.5)
1年超	39	(42.4)	8	(8.7)	37	(40.2)
合計	92	(100.0)	92	(100.0)	92	(100.0)

#### (iv) 申出人と被害者本人との関係

表1-6は心情等伝達の申出人<sup>1)</sup>と被害者本人との関係について、全体と性犯罪の集計を出したものである。申出人数(全体)をみると、申出人が本人(法人を除く)であるケースが53.3%と最も多く、次に法定代理人(本人が未成年の場合の親)(19.6%)、父母(本人が成人の場合)(7.6%)、法人(7.6%)となっている。

本データのうち性犯罪である強姦・同致死傷、強制わいせつ・同致死傷、児童福祉法違反の12件の申出人数をみると、本人(法人を除く)が4件(33.3%)、法定代理人が7件(58.3%)、父母が1件(8.3%)となっており、申出人が法定代理人である割合が、全体の期待値2.34件、期待度数19.6%に比べて約3倍の数値となっている。また、法人が7件(7.6%)となっており、個人だけでなく法人も本制度を利用していることがわかる。

性犯罪被害者は身体的・精神的なダメージが大きく、相談をためらうケースも多く、再被害の恐れを感じている者も多いと考えられる。そのため、法定代理人が被害に遭った子どもに配慮し、必要な支援機関を把握し、活用できる手段として本制度を利用していると考えられる。

1) 心情等伝達制度の申出人は、①被害者、②法定代理人、③被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹に限定されている(更生保護法第65条)。

表 1-6 申出人と被害者本人との関係

件数 (%)

属性	申出件数 (全体)		申出件数 (性犯罪)	
	件数	(%)	件数	(%)
本人 (法人を除く)	49	(53.3)	4	(33.3)
法定代理人 (未成年の親)	18	(19.6)	7	(58.3)
配偶者	6	(6.5)	0	(0.0)
父母 (本人が成人の場合のみ)	7	(7.6)	1	(8.3)
子	4	(4.3)	0	(0.0)
兄弟姉妹	1	(1.1)	0	(0.0)
法人	7	(7.6)	0	(0.0)
合計	92	(100.0)	12	(100.0)

## (v) 聴取方法

表 1-7 は心情等伝達の聴取方法を単純集計したものである。データによると被害者等が保護観察所に来庁して聴取されたケースが 66 件 (71.7%)、被害者担当官が被害者等宅を訪問 (往訪) して聴取されたケースが 1 件 (1.1%)、被害者等が書面によって保護観察所に提出したケースが 25 件 (27.2%) となっている。本制度では、被害者等の身体・精神的負担を考慮し、来庁以外にも書面による提出が認められており、これが活用されていることがうかがわれる。

表 1-7 聴取方法

件数 (%)

聴取方法	申出件数	
	件数	(%)
来庁	66	(71.7)
往訪	1	(1.1)
書面	25	(27.2)
合計	92	(100.0)

(vi) 聴取内容

心情等伝達制度では、被害者等は被害に関する心情、自分の置かれている状況を述べることができ、さらに加害者の生活等について意見を述べるができる。被害者等はどのような内容を述べ、聴取されているのであろうか。表1-8はその聴取内容を、①被害に関する心情、②被害者等の置かれている状況、③加害者の生活等への意見と分類し、その有無をまとめたものである。

本データによると、3つの聴取内容のうち、加害者の生活等への意見を述べた割合がもっとも高い(98.9%)。本制度を利用するにあたって、被害者等が自らの心情や状況よりも、加害者側に対する意見を述べている姿勢がうかがわれる。

また、名古屋保護観察所の報告(井坂2010)では、本制度開始2年間で実施した心情等伝達15件のうち8件が加害者に被害弁償を求めているケースだったとある。

表1-8 聴取内容

件数

①被害に関する心情		②被害者等の置かれている状況		③加害者の生活等への意見	
なし	16	なし	15	なし	1
あり	76	あり	77	あり	91
合計	92	合計	92	合計	92

(vii) 総合的な聴取内容

表1-9は、表1-8の聴取内容の3項目の有無の組み合わせを整理したものである。

本データによると、心情等伝達の聴取内容のうち、①被害に関する心情、②被害者等の置かれている状況、③加害者の生活等への意見、の全てを述べた割合がもっとも高く、76.1%を占めている。

本データから、被害者等のさまざまな思いに応えるという制度趣旨が聴取内容に反映されていることがうかがわれる。

表1-9 聴取内容(聴取内容の組み合わせ)

件数(%)

①被害に関する心情	②被害者等の置かれている状況	③加害者の生活等への意見	実施件数	
なし	なし	あり	10	(10.9)
あり	なし	あり	5	(5.4)
なし	あり	あり	6	(6.5)
あり	あり	なし	1	(1.1)
あり	あり	あり	70	(76.1)
合計			92	(100.0)

## (viii) 被害者等に対する聴取時の同席の有無

本制度利用にあたって、被害者等は心情等の聴取時に同席者を伴うことができる。表1-10はその同席者の有無を単純集計したものである。全体では聴取時に同席者がいたケースは30件(32.6%)、いなかったケースは62件(67.4%)となっている。

罪種ごとにみると、同席者がいた割合は、強盗致死傷が100%(1件中1件)、強制わいせつ・同致死傷が85.7%(7件中6件)、横領・背任が60%(5件中3件)、強姦・同致死傷が50%(4件中2件)、自動車運転過失致死傷が46.2%(13件中6件)、殺人が33.3%(3件中1件)、傷害が31.6%(19件中6件)、窃盗が28.6%(7件中2件)、詐欺が16.7%(18件中3件)で、その他の罪名には同席者はなかった。

同席者としては、被害者担当保護司、被害者の父母、被害者の配偶者、被害者の子、民間被害者支援センター相談員、弁護士が挙げられていた。

本データから、被害者が亡くなったケースや性犯罪など被害者等の心身に与えた影響が大きいケースは、同席者がいる割合が高い。心情等の聴取は被害者等にとって大きな負担となる場合が多く、同席者がいることで被害者等の心情の安定が図られていることが推測される。

表1-10 聴取時の同席の有無 件数(%)

	聴取時の同席の有無	
なし	62	(67.4)
あり	30	(32.6)
合計	92	(100.0)

## (ix) 心情等の伝達時における加害者側の同席の有無

表1-11は加害者担当の保護観察官が、加害者に対して、被害者等が述べた聴取内容の伝達をする際の同席者の有無を単純集計したものである。全体では伝達時に同席者がいたケースは51件(55.4%)、いなかったケースは41件(44.6%)となっている。

犯行態様ごとにみると、同席者がいた割合は、生命・身体犯が73.3%(30件中22件)、財産犯が25.7%(35件中9件)、性犯が100%(12件中12件)、交通事犯が50%(14件中7件)、その他100%(1件中1件)であった。

なお、生命・身体犯の内訳を見ると、ストーカー事案(ストーカー行為等の規制等に関する法律違反、住居侵入)が100%(2件中2件)、強盗致死傷が100%(1件中1件)、傷害致死が100%(1件中1件)、暴行が100%(3件中3件)、逮捕監禁致死傷が100%(1件中1件)、殺人が66.7%(3件中2件)、傷害が63.2%(19件中12件)であった。

同席者としては、加害者の担当保護司、加害者の父母、加害者の配偶者、加害者の兄弟姉妹、被害者担当官、被害者担当保護司が挙げられていた。

本データから、生命・身体犯の重大犯罪、性犯罪やストーカー事案など、主に被害者等の心身に与えた影響が大きい事件は、加害者側においても同席者がいる割合が高いことがうかがわれた。事件によっては、加害者が被害者等の心情等に直面して不安定になることもあるので、加害者の担当保護司、親族の同席のうえで心情等の伝達を実施しているものと考えられる。また、今後の保護観察処遇に反映させるために、加害者の担当保護司が同席した場合もあると考えられる。

表 1-11 伝達時の同席の有無 件数 (%)

	伝達時の同席の有無	
なし	41	(44.6)
あり	51	(55.4)
合計	92	(100.0)

(x) 本制度利用の経緯 (自由記述)

本制度利用の経緯について、自由記述欄に記載されていたデータをみると、被害者等通知制度（保護観察所からの加害者についての処遇状況等の通知）によるものがもっとも多く約7割を占め、次に相談・支援が挙げられていた。また、リーフレット、他機関からの紹介も一定数あった。

また名古屋保護観察所の報告（井坂 2010）では、本施策開始2年間の相談・支援の利用の端緒が、被害者等通知制度だったものが5割を超えており、本施策の4つの制度の関係からみると、被害者等通知制度が各制度の利用を促す端緒となっていると考えられる。

(xi) 本制度利用の前後に関わった機関等 (自由記述)

本制度利用の前後に関わった機関等について、自由記述欄に記載されていたデータをみると、重複も含めて弁護士がもっとも多く、その他被害者支援センター、被害者団体、精神科病院、福祉事務所、警察などが挙げられていた。

本制度の利用に至る被害者等に対して、公的機関だけでなく、民間の被害者支援団体も関わっていることが示された。

#### 4) まとめ

調査 I では、法務省保護局から提供を受けた全国的な実施状況データを分析し、心情等伝達制度実施の現状の一端を明らかにした。

本データから読み取れた点について、次のようにまとめることができる。

- ① 少年事件よりも、刑事事件の被害者等の方が本制度の利用が多かった。
- ② 罪名は財産犯、身体・生命犯、交通事犯、性犯等が見られ、財産犯が多い傾向がみられた。
- ③ 被害者等の多くが加害者の保護観察開始後 3 か月以内に本制度の申出をしており、保護観察所側も迅速な対応をしていた。
- ④ 本制度の申出は、被害者本人が過半数を占めていた。
- ⑤ 心情等伝達の聴取方法は、来庁して聴取されたケースが 7 割以上を占めたが、書面によるものも 3 割近くあった。
- ⑥ 心情等伝達の聴取内容のうち、「被害に関する心情」、「被害者等の置かれている状況」、「加害者の生活等への意見」の全てを述べた割合が最も高いが、加害者の生活等への意見については、ほとんどの被害者等が述べていた。
- ⑦ 被害者等の心情等聴取時に同席者がいなかったケースの方が、同席者がいたケースより多いが、重大犯罪では同席者がいた割合が高かった。
- ⑧ 加害者への伝達時には同席者がいたケースが、いなかったケースに比べると多く、重大犯罪では担当保護司など同席者がいた割合が高かった。
- ⑨ 本制度利用の経緯について、被害者等通知制度によるものももっとも多かった。

本データの分析からは、重大犯罪を含むさまざまな罪種の被害者等からの申出に応じて、速やかに心情等を聴取し、加害者に伝達している実態が示された。聴取方法、同席者の有無から被害者等への配慮がなされていることもうかがわれた。更生保護機関が担うからこそ、被害者等の思いを迅速に加害者に伝えることが可能であるとみることもできよう。

#### (4) 調査Ⅱ：「全国の被害者担当官・被害者担当保護司を対象にした調査」

##### 1) 調査の目的

保護観察所の被害者担当官および被害者担当保護司を対象に実施した調査結果をもとに、現場担当者の視点から被害者等施策の現状と課題を明らかにし、今後のあり方についても検討する。

##### 2) 調査の対象・方法

全国の保護観察所 50 か所に勤務する被害者担当官および被害者担当保護司 174 名（平成 26 年 3 月 1 日時点で従事）を対象とし、「更生保護における犯罪被害者等施策に関する調査」の協力依頼文と自記式質問調査票を郵送し、無記名による回答・返送を依頼した。調査期間は 2014（平成 26）年 3 月～4 月。

回答は 111 名から得られ（回収率 63.8%）、有効回答は 110 名（被害者担当官 42 名、被害者担当保護司 68 名）であった。なお、欠損値は分析ごとに除外したため、分析によってデータ数は異なる。

##### 3) 調査項目

###### (i) フェースシート（属性）

被害者担当官・被害者担当保護司の別、性別、被害者担当の経験年数、処遇部門の経験の有無

###### (ii) 心情等伝達制度について

同制度の担当件数、心情等聴取の方法、同制度の実施各段階の困難度、心情等聴取段階での具体的困難と工夫（自由記述）、心情等の伝達結果を被害者等に通知する段階での具体的困難と工夫（自由記述）、同制度の全体的印象（6 項目）、同制度が機能するために必要なこと（自由記述）

###### (iii) 被害者担当官・被害者担当保護司として

被害者支援と加害者処遇とのつながり

###### (iv) 相談・支援について

同制度の利用者、関係機関・団体等との連携およびその必要性、同制度の利点

##### 4) 分析方法

回収した調査票にエディティングを施し、選択肢（5 件法）による回答を量的データとして単純集計し結果を分析した。自由記述の回答については、文字テキストデータの分析技法である KJ 法を用いて分析を行った。

##### 5) 倫理的配慮

調査の実施にあたっては、筆者の勤務校である「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承諾を得て、「上智大学『人を対象とする研究』に関するガイドライン」を遵守した。また、調査対象者には本調査に関するインフォームドコンセントを得た。

## 6) 結果と考察

## (i) 回答者の基本属性と経験

回答者の属性と経験について、被害者担当官（以下、担当官）と被害者担当保護司（以下、保護司）別にまとめたのが表1-12である。

被害者担当を3年以上経験している者は担当官では4.8%、保護司では67.6%であった。加害者処遇部門の経験については、担当官では全員経験しており、3年以上が76.2%であった。保護司では3年以上経験している者が52.9%だった一方、全く経験していない者も41.2%を占めた。

処遇部門の経験者が被害者担当官となり、その担当期間は3年未満が大半で、ほぼ3年以内に担当が替わることがうかがわれる。保護司は被害者担当を3年以上経験している者が多く継続する傾向がある。

心情等伝達制度の担当件数について、もっとも多いのは1～5件で担当官、保護司とも7割近くを占めた。心情等聴取方法は、全体に「口頭・書面両方」もしくは「口頭による聴取のみ」がそれぞれ半数前後を占めた。

表1-12 回答者の基本属性と心情等伝達制度の担当件数等

	被害者担当官		被害者担当保護司		合計	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)
性別						
男性	30	(71.4)	30	(44.1)	60	(54.5)
女性	12	(28.6)	38	(55.9)	50	(45.5)
被害者担当経験年数						
1年未満	13	(31.0)	15	(22.1)	28	(25.5)
1年以上2年未満	14	(33.3)	3	(4.4)	17	(15.5)
2年以上3年未満	13	(31.0)	4	(5.9)	17	(15.5)
3年以上	2	(4.8)	46	(67.6)	48	(43.6)
処遇部門の経験						
ない	0	—	28	(41.2)	28	(25.5)
ある3年未満	10	(23.8)	4	(5.9)	14	(12.7)
ある3年以上	32	(76.2)	36	(52.9)	68	(61.8)
心情伝達制度の担当件数						
まだ担当したことがない	9	(21.4)	11	(16.4)	20	(18.3)
1～5件	28	(66.7)	45	(67.2)	73	(67.0)
6～10件	5	(11.9)	7	(10.4)	12	(11.0)
11件以上	0	—	4	(6.0)	4	(3.7)
心情等聴取方法						
口頭・書面両方	16	(48.5)	29	(50.9)	45	(50.0)
口頭による聴取のみ	17	(51.5)	25	(43.9)	42	(46.7)
書面による聴取のみ	0	—	3	(5.3)	3	(3.3)

(ii) 心情等伝達制度の実施各段階における困難度

心情等伝達制度の実施には、被害者等に制度内容を説明する段階から、心情等の聴取、心情等聴取書の作成、伝達結果の通知、加害者担当の主任官等との協議など一連の段階がある（図1-2参照）。各段階についての困難度の回答結果<sup>2)</sup>を、担当官、保護司別にまとめたのが表1-13である（⑥～⑩の段階については、担当官の主業務であるため、担当官の回答のみを記載）。

担当官では⑥「心情等聴取書を作成する」段階を難しいと答える割合が57.6%ともっとも多く、次いで②「心情等伝達と同結果の通知について主任官等と協議する」（54.6%）、⑧「被害者等への通知内容を主任官と協議する」（48.5%）、①「心情等伝達制度の内容について説明する」（48.5%）であった。

保護司では③「被害者等から被害に関する心情等を聴く」段階を難しいと答える割合が56.6%ともっとも多く、次いで⑤「被害弁償に関することを聴く」（52.1%）、④「加害者に関することを聴く」（50.0%）であった。

担当官は、被害者担当官としての主業務である書類作成や主任官等との協議等いわば加害者を接点に入れた段階に、より難しさを感じているのに対し、保護司は被害者等に直接対応する段階－心情や被害弁償、加害者に関することの聴取に難しさを感じていることがうかがわれる。また、担当官が「心情等伝達制度の内容についての説明」段階を難しいと感じる割合が比較的高いのは、同制度の利用にあたって、被害者等に親身に寄り添い、丁寧に説明することが求められ、慎重に対応しているためと考えられる。

表1-13 心情等伝達制度の実施各段階における困難度

%

	（とても・やや） 難しいと思う		どちらともいえない		（それほど・） 難しいと思わない	
	担当官	保護司	担当官	保護司	担当官	保護司
①本制度の内容について説明する	48.5	44.7	15.2	8.5	36.4	46.8
②被害者等から本制度の申出を受理する	24.2	20.4	18.2	6.1	57.6	73.5
③心情等聴取書作成の前段階で被害に関する心情等を聴く	42.5	56.6	18.2	9.4	39.4	34.0
④心情等聴取書作成の前段階で加害者に関することを聴く	30.3	50.0	30.3	23.8	39.4	26.2
⑤心情等聴取書作成の前段階で被害弁償に関することを聴く	42.5	52.1	33.3	22.9	24.2	25.0
⑥心情等聴取書を作成する	57.6	—	21.2	—	21.3	—
⑦心情等伝達の内容を主任官と協議する	30.3	—	18.2	—	51.6	—
⑧心情等伝達の実施後、被害者等への通知内容を主任官と協議する	48.5	—	18.2	—	33.3	—
⑨心情等伝達の結果を被害者等に通知する	45.4	—	15.2	—	39.4	—
⑩心情等伝達と同結果の通知を、加害者処遇に反映するか主任官等と協議する	54.6	—	21.2	—	24.3	—

注) ⑥から⑩の段階は、担当官の主業務であるため担当官の割合のみ記載

2) 質問調査票の本問では5件法：「とても難しいと思う」「やや難しいと思う」「どちらともいえない」「それほど難しいと思わない」「難しいと思わない」で回答を得た。

## (iii) 心情等聴取段階における工夫

心情等の聴取段階で実際にどのような工夫をしているかについて、自由記述の回答を、KJ法を用いて分析した結果が表1-14である。

焦点的コーディングの結果、「事前に、担当者として準備するほか被害者側に対してもメモなどの準備を促す」「被害者等の個別状況に配慮し、話しやすい雰囲気づくりをする」「被害者等の話を十分に受け止めるとともに、二次被害を与えないよう留意する」「被害者等の話を明確化し、何度も確認して聴取書を作成する」「時間的余裕をもつ」といった点が明らかになった。心情等の聴取段階ではその前後も含め、物理的・心理的配慮、受容と傾聴、明確化、時間的余裕など被害者等の個別状況に応じた具体的な工夫がなされていることがうかがえた。

また、担当官では被害者等への指示・説明や聴取書作成上の工夫、保護司では話しやすい雰囲気づくりの工夫を多く挙げる傾向がみられ、担当官と保護司間での明らかな役割分担が示された。

表1-14 心情等聴取における工夫

	焦点的コーディング	オープン・コーディング	担当官 コード数	保護司 コード数
事前の準備	事前に、担当者として準備するほか被害者側に対してもメモなどの準備を促す	被害者等に、加害者に伝えたいことを事前にメモしてきてもらう	5	1
		事前に、事件や加害者の現況について情報を得る	1	2
		被害者等が過大な期待をもたぬよう、制度上でできること、できないことを聴取前に伝えておく	4	1
聴取時とその後の配慮	被害者等の個別状況に配慮し、話しやすい雰囲気づくりをする	被害者等の個別状況に合わせて、きめ細かに対応する	3	5
		被害者等の来庁時には出迎えや見送りをし、お茶を出したり相談室の雰囲気を整える	0	7
		安心感やプライバシーを確保し、話しやすい雰囲気づくりをする	1	6
		担当保護司として担当官の補佐をし被害者の状況に気を配る		5
	被害者等の話を十分に受け止めるとともに、二次被害を与えないよう留意する	被害者等に思いのたけを十分に話してもらい、受け止める	0	4
		被害者等の心情や主張について傾聴に徹する	5	11
		二次被害を与えないよう言葉を選び、細心の注意を払う	3	4
	被害者等の話を明確化し、何度も確認して聴取書を作成する	明確化や質問を行い、被害者等の話の”交通整理”をする	3	6
		被害者等の心情等について何度も確認し、納得のいく聴取書を作成する	5	7
	時間的余裕をもつ	被害者等が納得するまで話せるよう、十分な時間を取る	1	3
聴取中も聴取後も時間的余裕をもって接する		2	5	
その他	その他	1	1	

(iv) 心情等の伝達結果を通知する段階における工夫

心情等を加害者に伝達した結果を被害者等に通知する段階で、どのような工夫をしているかについて、自由記述の回答を、KJ法を用いて分析した結果が表1-15である。

焦点的コーディングの結果、「主任官と協議し被害者側の要望に応えられるようにする」「被害者等を傷つけることがないよう配慮する」といった点が明らかになった。通知段階では事前に加害者処遇担当の主任官と協議すること、通知時とその前後に被害者側に立った配慮をすることによって、被害者等を傷つけることがないよう具体的に工夫していることがうかがえた。

また通知段階は担当官が主に担っており、保護司は被害者等の気持ちに寄り添うサポート役であることが示された。

表1-15 伝達結果を被害者等に通知する段階での工夫

	焦点的コーディング	オープン・コーディング	担当官 コード数	保護司 コード数
主任官との 事前協議	主任官と協議し、被害者側の要望に応えられるようにする	主任官との事前協議を十分にし、被害者側の要望等を伝えておく	7	7
		加害者の内省が深まるよう、主任官に依頼しておく	4	0
		加害者の反応を正確に伝えられるよう工夫する	5	0
通知時とその前後の配慮	被害者等を傷つけることがないよう配慮する	被害者等の希望に添えない結果があることも、事前に伝える	0	6
		伝達結果について、被害者側を傷つけることがないように、表現を工夫する	7	4
		誠実に対応し、通知後も一緒に考える姿勢を示す	3	6
		保護司として被害者等に対する事務連絡を配慮する		4
	通知段階は保護司の関与する余地なし	通知段階では保護司の関与する余地はほとんどない		5
	その他	その他	0	2

## (v) 心情等伝達制度の全体的印象

心情等伝達制度について現場担当者がどのように捉えているか、同制度の印象にかかわる6項目の意見を提示しそれぞれ賛否をたずねた。その回答結果<sup>3)</sup>を担当官、保護司別にまとめたのが表1-16である。

まず①「被害者等の『心情等を加害者に伝えたい』という思いに応えられている」について同意した割合は、担当官(60.6%)、保護司(63.2%)ともに6割を超えており、多くの現場担当者が被害者等の心情等伝達の要望に応えられているという実感を持っているといえる。

一方、②「被害弁償の履行など被害者等の要望を十分に満たすのは難しい」について、同意した割合が担当官で93.9%、保護司で94.7%と高率であった。④「加害者の更生に役立っている」については、賛否よりも「どちらともいえない」を選んだ割合がもっとも多く、担当官54.5%、保護司57.1%と過半数を占め、同制度の運用の難しさがうかがわれた。

③「被害者等と加害者の心情を疎通させる効果がある」については、担当官と保護司で賛否の割合が異なり、もっとも多い回答が担当官では「どちらともいえない」(42.4%)、保護司では「そう思う」(40.4%)であった。担当官では「そう思わない」(33.3%)が「そう思う」(24.2%)を上回った。⑥「保護観察所を通して被害者等と加害者側が直接的にやり取りできる場があるとよい」についても、担当官と保護司で賛否の割合が異なった。担当官では「そう思わない」が51.5%、「どちらともいえない」が39.4%、「そう思う」が9.1%であったのに対し、保護司では「そう思う」がもっとも多く39.3%であった。担当官は、保護司に比べ、心情等伝達制度による心情疎通の効果にやや懐疑的であり、保護観察所が主体となる被害者等と加害者側のやり取りについても慎重な姿勢であることが推測される。

⑤「心情等伝達制度を被害者等にもっと周知してもらう必要がある」については、同意した割合が担当官51.5%、保護司78.9%で、現場担当者の多くが同制度の周知を課題として認識しているといえる。

表1-16 心情等伝達制度の全体的印象

%

	(全く・どちらかといえば)  そう思う		どちらともいえない		(どちらかといえば・全く)  そう思わない	
	担当官	保護司	担当官	保護司	担当官	保護司
①被害者等の「心情等を加害者に伝えたい」という思いに応えられている	60.6	63.2	27.3	22.8	12.1	14.0
②被害弁償の履行などの要望を十分に満たすのは難しい	93.9	94.7	3.0	1.8	3.0	3.5
③被害者等と加害者の心情を疎通させる効果がある	24.2	40.4	42.4	36.8	33.3	22.8
④加害者の更生に役立っている	24.2	30.4	54.5	57.1	21.2	12.5
⑤本制度を被害者等にもっと周知してもらう必要がある	51.5	78.9	33.3	14.0	15.2	7.0
⑥保護観察所を通して被害者等と加害者側が直接的にやり取りできる場があるとよい	9.1	39.3	39.4	32.1	51.5	28.6

3) 質問調査票の本問では5件法:「全くそう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらとも言えない」、「どちらかといえばそう思わない」、「全くそう思わない」で回答を得た。

(vi) 心情等伝達制度が機能していくために必要なこと

心情等伝達制度がうまく機能していくために何が必要かについて自由記述の回答を、KJ法を用いて分析した結果が表1-17である（担当官、保護司の区別なし）。

焦点的コーディングの結果、「被害弁償のニーズを解決できるような法整備が必要」「もっと被害者側の立場に立った制度内容にすべき」「被害者担当と加害者処遇部門の密接な協議や相互理解が必要」「観察所内の運用を簡素化したり、被害者のニーズを汲み取るスキルを身に付ける」「さらなる広報が必要」といった点が明らかになった。また「今のままでは難しい」との率直な意見も上がった。

表1-17 心情等伝達制度がうまく機能するために必要なこと

	焦点的コーディング	オープン・コーディング	コード数
新たな仕組みづくり	被害弁償のニーズを解決できるような法整備が必要	弁償を加害者に強制できるような法整備が必要	10
		被害者等の経済的損失が救済されるような公的支援を充実させるべき	4
	もっと被害者側の立場に立った制度内容にすべき	被害者等が知りたい情報をもっと拡充すべき	6
		被害者側にとって、もっと利用しやすい制度に	3
観察所内の改善	被害者担当と加害者処遇部門の密接な協議や相互理解が必要	更生保護に携わる者すべてが被害者等の状況や本制度を理解すべき	4
		被害者担当と加害者処遇部門との時間をかけた協議が必要	11
		被害者等の気持ちに寄り添いつつ、加害者の処遇に反映させる	3
	観察所内の運用を簡素化したり、被害者等のニーズを汲み取るスキルを身につける	観察所内の事務作業を簡素化すべき	3
		被害者等のニーズに対応できる傾聴などのスキルアップが必要	3
さらなる広報が必要		被害者等に本制度（思いを伝えることができる制度）があることを知らせる	5
		被害者支援団体等をはじめ外部へ、本制度をもっと周知する	7
今のままでは難しいのでは		弁償ニーズを満たせていないという限界あり	3
		被害者等からの聴取と加害者への伝達は担当が分かれていて難しい	1
		別の制度が必要	2
その他		その他	4

これらの結果を図解化したのが図1-3である。被害弁償ニーズを解決できるような法整備を含む新たな仕組みづくり、観察所内の連携等の改善や現場担当者のスキルアップを促すことが肝要であり、そのうえで同制度の周知に向けてさらなる広報が必要という形に整理できた。

同制度の全体的印象の回答結果とも重なるが、現場担当者は被害弁償ニーズの解決を同制度の大きな課題として捉えているほか、観察所内の組織・現場担当者としての改善、さらなる広報の必要性を感じていることが指摘できる。

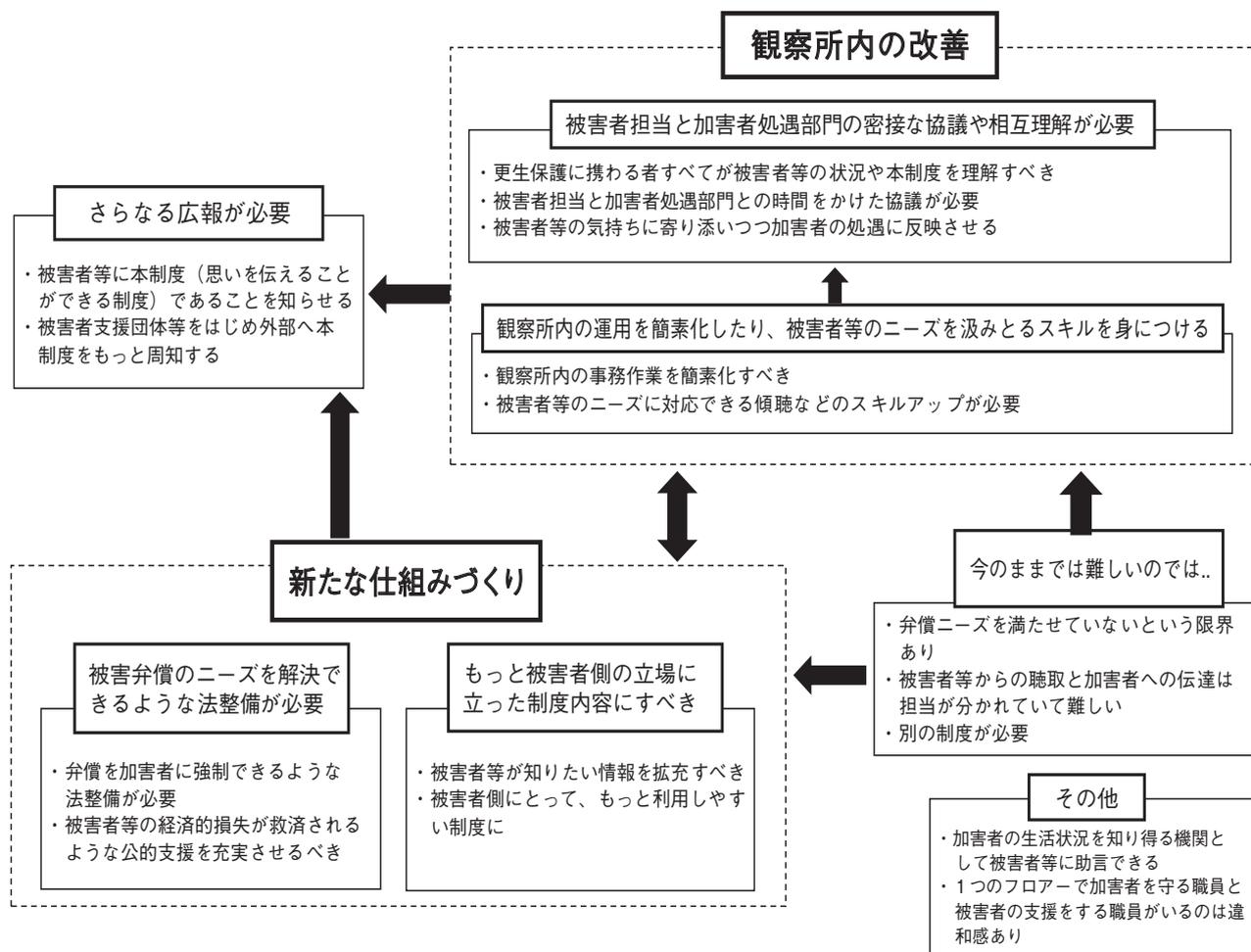


図1-3 心情等伝達制度がうまく機能するために必要なこと（図解化）

(vii) 「犯罪被害者等の支援」と「加害者の処遇」とのつながり

心情等伝達制度の修復的司法への可能性を探るため、「被害者支援」と「加害者処遇」とのつながりについて、現場担当者としてどのように思うかをたずねてみた。その回答結果<sup>4)</sup>を担当官、保護司別にまとめたのが表1-18である。

「つながっていると思う」と回答した割合が、担当官（57.2%）、保護司（70.3%）ともにもっとも多い。担当官では「つながっていないように思う」と回答した割合は14.3%と低く、担当官全員が加害者処遇の経験を有していた点を踏まえると、被害者支援と加害者処遇のつながりを体験上実感している者が比較的多いといえよう。

表 1-18 被害者支援と加害者処遇とのつながり

%

	(強く・まあまあ) つながっていると思う		どちらともいえない		(あまり・ほとんど) つながっていないように思う	
	担当官	保護司	担当官	保護司	担当官	保護司
「犯罪被害者等の支援」と「加害者の処遇」とのつながりについて	57.2	70.3	28.6	10.9	14.3	18.7

その回答を選んだ理由（自由記述）について、KJ法を用いて分析した結果が表1-19である（担当官、保護司の区別なし）。焦点的コーディングの結果、つながりを肯定する理由としては「目的は究極的に一致している」「加害者の反省は更生につながり、被害者側の心の負担軽減にもつながる」「経験上、つながりを感じる」「つながりはあるが難しい面もある」といった点が明らかになった。

つながりを否定する理由としては「処遇部門の被害者に対する理解不足」「つなげるには無理がある」「被害者担当と加害者担当が一体的働きになっていない」といった点が明らかになった。とくに「加害者の生活の立て直しを優先すべき場合がある」との意見があり、更生保護における被害者支援の難しさを示している。

全体的に、現場担当者として被害者支援と加害者処遇のつながりを肯定する割合は高いが、諸手を挙げて賛成するというよりも、加害者処遇を知っているがゆえにそのつながりの難しさも感じているという側面がうかがえる。

4) 質問調査票の本問では5件法：「強くつながっていると思う」、「まあまあつながっていると思う」、「どちらともいえない」、「あまりつながっていないように思う」、「ほとんどつながっていないように思う」で回答を得た。

表 1-19 「被害者支援」と「加害者処遇」のつながりについて：その理由

	焦点的コーディング	オープン・コーディング	コード数
「つながっていると思う」理由			
被害者支援と加害者処遇の目的は究極的に一致している		2つの目的は一致している	5
		被害者側の視点を加害者処遇に入れることは必要	7
		被害者等の訴えは処遇上でも意識されている	2
		被害者等のことを加害者が知ることが更生につながる	7
加害者の反省は更生につながり、被害者側の心の負担軽減にもつながる		加害者の反省・悔悟は更生につながり、被害者の心を癒すことにもつながる	9
		被害者側の気持ちを軽くでき、加害者の反省も深めることができる	3
		被害者側は加害者の処遇に関心を持っている	3
処遇部門との協議や経験上、つながりを感じる		加害者担当と被害者担当が一堂に会して協議している	12
		経験上つながりを感じる	2
つながりはあるが、難しい面もある		つながりはあるが、被害者側・加害者双方にとって難しい面がある	5
		制度的に難しい面がある	5
「つながっていないと思う」理由			
処遇部門の被害者に対する理解不足		処遇部門の被害者に対する理解不足	5
つなげるには無理がある		加害者の生活の立て直しを優先すべき場合がある	5
		つなげるには無理があり、別々に考える方が実際の	2
被害者担当と処遇担当が一体的働きになっていない		現場では被害者担当と処遇担当が一体的働きになっていない	6

(viii) 「相談・支援」の利用者について

「相談・支援」制度の利用について、どのような人が多いと感じているか、回答結果を担当官、保護司別にまとめたのが表 1-20 である。

もっとも多いのが「被害者本人」で、担当官 (73.2%)、保護司 (71.9%) とともに 7 割以上で、2 番目に多いのが「被害者の家族」で、担当官 (69.0%)、保護司 (67.2%) とともに 7 割近くで、担当官と保護司間の実感としてほとんど差がなかった。この相談・支援については、被害者本人、次いで被害者の家族が利用しているのが現状といえよう。

表 1-20 「相談・支援」の利用者について

%

	1 番多い		2 番目に多い		3 番目に多い	
	担当官	保護司	担当官	保護司	担当官	保護司
犯罪被害者本人	73.2	71.9	24.4	25.0	2.4	3.1
犯罪被害者の家族	26.2	31.3	69.0	67.2	4.8	1.5
犯罪被害者の親類	0.0	0.0	6.9	7.1	93.1	92.9
犯罪被害者本人やその家族に該当しないと思われる方	0.0	0.0	20.0	11.1	80.0	88.9
不明	20.0	0.0	0.0	0.0	80.0	100.0

(ix) 「相談・支援」における関係機関・団体等との連携および連携の必要性

相談・支援において、どのような機関・団体等と連携（連絡を取り合い紹介したり協働したりすること）を行っているか、またその連携の必要性についてどう感じているか、回答結果をまとめたのが表 1-21 である（担当官、保護司の区別なし）。

日頃連携している機関としては、民間被害者支援団体 (72.8%)、検察庁 (72.2%)、警察 (68.5%)、法テラス (62.9%) を挙げる割合が高く、医療機関、福祉事務所は低かった。地方公共団体の被害者相談窓口は 4 割に満たなかった。

連携の必要性については、表 1-21 で挙げた機関・団体等のいずれともその必要性を感じている割合が高かった。司法機関のみならず、民間被害者支援団体や地方公共団体との連携の必要性を感じているのは、具体的な支援につなぐ必要があるためと考えられる。また、医療機関やカウンセリング機関よりも、被害者の当事者団体・自助グループとの連携の必要性を感じている割合が高く、その理由としては相談者のサポート体制を築く必要がある場合が多いことが推測される。

表 1-21 「相談・支援」における関係機関・団体等との連携とその必要性

%

	日頃連携している	日頃連携していない	➡	とても／ある程度 連携が必要	あまり連携は必要 でない
	全体	全体		全体	全体
警察	68.5	31.5	➡	96.8	3.2
検察庁	72.2	27.8	➡	100.0	0.0
弁護士会	20.5	79.5	➡	89.3	10.7
法テラス	62.9	37.1	➡	98.9	1.1
民間被害者支援団体	72.8	27.2	➡	94.7	5.3
地方自治体の犯罪被害者相談窓口	37.2	62.8	➡	92.2	7.8
福祉事務所	10.1	89.9	➡	77.4	22.6
保健所・精神保健福祉センター	12.7	87.3	➡	70.9	29.1
医療機関精神科心療内科など	7.8	92.2	➡	63.9	36.1
医療機関精神科以外内科など	5.3	94.7	➡	53.6	46.4
カウンセリング機関	6.5	93.5	➡	73.5	26.5
犯罪被害者の当事者団体・自助グループ	24.4	75.6	➡	86.7	13.3

(x) 「相談・支援」の利点

更生保護における「相談・支援」の利点について、自由記述を整理したものが表1-22である（担当官、保護司の区別なし）。

保護観察所で被害者等に対応できるよさとして、加害者処遇部門との連携、更生保護に関する情報提供、関係機関等の紹介、相談窓口としての柔軟さなどが挙げられた。その一方で、他機関の紹介のみで実効性のある支援は少ないといった意見もあった。

表 1-22 更生保護における「相談・支援」の利点（カード数 93 枚）

- 
- ◆加害者について知り得る保護観察所に相談できるよさがある
    - ・被害者等通知制度や心情等伝達制度の利用につながるができる
    - ・再被害を防ぐ相談・支援ができる
  
  - ◆加害者が保護観察中のケースでは、被害者等の現況、心情を踏まえた対応が可能
    - ・保護観察や仮釈放の手續等について、被害者等が直接問い合わせることができる
    - ・加害者の情報があるので、より被害者等にそった支援ができる
  
  - ◆加害者の処遇部門と連携が取れる
    - ・加害者の処遇実態が把握でき反映できる
    - ・加害者の更生を考えるうえでも、被害者等からの情報を得られ指導しやすい面もある
  
  - ◆適切な関係機関・団体等を紹介できる
    - ・日頃から連携している機関・団体等に、連絡や紹介がスムーズにできる
    - ・他機関に具体的支援を依頼できる
  
  - ◆裁判後の被害者等の相談窓口としての機能がある
    - ・刑事手續から引き続いて、被害者等が国の機関にかかわっていける
    - ・被害者等に、更生保護や矯正施設の仕組みを理解してもらえる
  
  - ◆どこに相談してよいかわからないときの「窓口」になっている
    - ・どこに連絡してよいかわからない被害者等に、取りあえずの相談窓口となっている
    - ・誰にも相談できないときの窓口として有効
  
  - ◆相談するうえでの手續や期間の制約がなく、柔軟に対応できる
    - ・利用できる対象を幅広くしている
    - ・事前に予約する必要はなく気軽に相談できる
  
  - ◆被害者等の不安や悩みを軽減できる
    - ・話すことで、安心感を得て孤独感を緩和できる面がある
    - ・被害者等の心情を整理することができる
  
  - ◆特に利点はない
    - ・他の制度と比べ単に相談を受けるだけで、実効性のある支援は少ない
    - ・他機関の紹介だけで、立ち入ったことはできない
-

## 7) まとめ

調査Ⅱでは、心情等伝達制度および「相談・支援」制度の実施状況と課題について質問紙調査によって明らかにした。現場でどのように実施され、担当者はどのように捉えているか、現場担当者の実感や意見も含めて分析できたと考えられる。明らかになった主な点として、次の5点を挙げたい。

- ① 実施態勢について、心情等伝達制度は担当官と保護司のペアで行われており、担当官は処遇部門の経験がありほぼ3年以内に交代しているが、保護司では加害者処遇を経験せずに被害者担当となっている者も多く、被害者担当を継続する傾向がある。担当官は書類作成、主任官等との協議といった主業務を担い、保護司は話しやすい雰囲気づくりなど被害者等の心情面に配慮したサポート役に回っている。こうした明確な役割分担は、同制度を被害者等に配慮したかたちで運用するうえで大いに役立っていると考えられる。
- ② 心情等伝達制度を実施するうえでの各段階については、上述の役割の違いを反映し、担当官は心情等聴取書の作成や加害者処遇を視野に入れた主任官等との協議に難しさを感じているのに対し、保護司は被害者等に直接対応することに難しさを感じている。被害者等から心情等を聴取する段階および心情等伝達の結果を被害者等に通知する段階では、事前・事後を含めた細かい配慮がなされ傾聴スキルが十分に用いられている。更生保護機関が被害者支援に直接関与することについて懐疑的な声もあったが（守山 2011：212）、同制度では二次被害を与えないよう、被害者等の個別状況に応じた具体的な注意が払われている。被害者等施策の開始にあたって、各保護観察所では被害者相談や被害者の心情理解に関する研修等を実施するなど態勢を整えてきており<sup>5)</sup>、その成果が表れていると見ることができよう。
- ③ 心情等伝達制度の課題としては、図1-3に示されたとおり、被害弁償ニーズを解決できるような法整備を含む新たな仕組みづくり、観察所内の連携等の改善や現場担当者のスキルアップ、同制度の周知のための広報が挙げられる。被害弁償の履行は、同制度を利用する被害者等にとって第一の要望である場合が多く、弁償の問題については別組織で対応することも一案であろう。例えば、無資力の加害者に対する損害賠償金の貸付を行う機関の設立など具体策は提案されてきており<sup>6)</sup>、議論を重ね実現につなげるべきである。また、同制度の周知についてはさまざまな工夫が必要である。例えば、同制度で用いられる「申出」「聴取」「通知」などは、いわゆる役所用語であり、被害者等が利用するにあたって敷居の高さを感じさせる要因となっているとも考えられる。さらに広報を進めるためには、もっと一般的に分かりやすいことばに替えていくことも検討すべきではないか。被害者等にかかわる民間支援団体や地方自治体の相談窓口等の関係機関に対しても、同制度の理解を広げていく必要がある。

5) 例えば、前掲・井坂・『更生保護と犯罪予防』152、315-317には庁内体制の整備に取り組んだ様子が報告されている。

6) 損害賠償金の貸付を行う国家機関設立の提案は、吉木栄(2004)「犯罪被害者救済に関する一考察—犯罪被害賠償基金設立への展望—」『立命館法政論集』2、110-150に詳しい。

- ④ 修復的司法の可能性について、現場担当者の意見を探るため、調査ではさまざまな角度から訊ねた。「被害者等の支援」と「加害者の処遇」のつながりを肯定する割合は担当官、保護司ともに高く、同制度における被害者等の心情等伝達のニーズ充足を肯定する割合も高い。しかし、同制度による被害者等と加害者との心情疎通の効果や加害者更生の有用性となると、「どちらともいえない」という回答が多くなる。保護観察所が主体となる被害者等と加害者側のやり取りについては、保護司では肯定する割合が比較的高いが、担当官では「どちらともいえない」が4割、否定する割合が約5割であった。

全体的に、担当者は被害者支援という点で一定の成果を実感している一方、加害者との接点や更生についてはやや慎重な見方をしているといえよう。今までの現場レポートをみると、同制度の利用によって被害者が立ち直るきっかけを得た事例、加害者のしょく罪意識に影響を与えた事例、被害弁償の履行につながった事例などが報告されている<sup>7)</sup>。こうした事例からは修復的司法とつながる視点を多く見出すことができる。

同制度の利用結果が加害者処遇にも明確に反映できるようになれば、修復的司法の実践への道筋も見えてくるのではないだろうか。そのためには、被害者担当部署と加害者処遇部門とのスムーズで密な連携態勢が確保され、同制度が保護観察所内で重要な位置を占めていくことが必須であろう。

- ⑤ 「相談・支援」制度については、その利用は被害者本人、被害者の家族が多いこと、同制度において保護観察所は民間被害者支援団体、検察庁、警察、法テラスと連携している実態が把握できた。また、連携の必要性がある機関・団体等としては司法機関のみならず、民間被害者支援団体、地方公共団体、被害者の当事者団体・自助グループを挙げる割合が高く、具体的な支援につなぎ、サポート体制を築くことが重視されていることがうかがわれた。

7) 例えば、被害者担当保護司(2008)「いっぱいのお花—心情等伝達事例を通じて—」『更生保護』59(12)、30-33。小田康弘(2013)「犯罪被害者の方からの相談を担当して」『更生保護』64(1)、36-39。左近司彩子(2015)「心情等伝達制度と加害者処遇—事例を通じて—」『更生保護』66(10)、40-43。

## (5) 小括

「我が国の刑事司法過程のなかで、『被害者への視点』を早くから制度の中に組み込んでいたのは『保護』」（宮澤 2013）といわれるように、更生保護において被害者への配慮は、矯正施設収容中の者の環境調整、仮釈放、保護観察、個別恩赦で行われてきた（藤本 2001）。ただ、こうした「被害者への配慮」はあくまで配慮であり、軸足は加害者の更生援助であった。その配慮が被害者支援となり、被害者等施策によって更生保護における制度として実施されるようになった意義は大きい。

現在、第3次犯罪被害者等基本計画案骨子が公表され<sup>8)</sup>、2016（平成28）年4月1日から5か年の新たな基本計画案が明らかになったところである。同計画案においては、第1次基本計画の5つの重点課題が維持され、刑事手続への関与拡充への取組、支援等のための体制整備の取組についてもさらに推進されることになっている。

今後、心情等伝達制度をはじめとする被害者等施策をより発展させていくには、更生保護官署における被害者担当部署の比重を高めていくこと、現場担当者のさらなるスキルアップ、そして実践事例を蓄積し、検討・活用することが鍵となってくるであろう。

さらに、被害者等施策を利用した被害者側の調査も欠かせない。利用にあたってのニーズ、利用後の満足度・評価等について、被害者等の理解を得てガイドラインを作り調査を実施することが必要である。

---

8) 内閣府 (2015) 「第3次犯罪被害者等基本計画案骨子の概要」

(<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kou-kei/event/iken/h27/pdf/gaiyou.pdf> 2016.2.20)

【文献】

- 藤本哲也（2012）「更生保護における犯罪被害者等施策：被害者担当官って知っていますか」『戸籍時報』680、97-105。
- 藤本晴史（2001）「更生保護における犯罪被害者への配慮」『法律のひろば』54(8)、56-61。
- 法務省保護局総務課被害者等施策班（2013）「更生保護における被害者等施策の実施状況および保護観察対象者が行う被害者弁償等に関する法的支援について」『更生保護』64(11)、13-19。
- 法務総合研究所（2009～2015）『(平成21年版～平成27年版)犯罪白書』。
- 井坂朱実（2010）「犯罪被害者等施策における実践－名古屋保護観察所の取組－」『更生保護と犯罪予防』152、314-330。
- 久保 貴（2010）「更生保護における犯罪被害者等施策の取組」『犯罪と非行』164、79-96。
- 宮澤浩一（2003）「更生保護と犯罪被害者」『更生保護と犯罪予防』141、1-4。
- 守山 正（2011）『イギリス犯罪学研究Ⅰ』、成文堂。
- 西崎勝則（2013）「更生保護における犯罪被害者等施策について」伊藤富士江編著『司法福祉入門 第2版』上智大学出版、322-355。
- 大場玲子（2009）「刑事司法における犯罪被害者等施策－更生保護を中心にして－」『罪と罰』46(2)、30-38。

## 2. 「民間被害者支援団体の利用に関する調査」について

### (1) 本調査の背景と視点

わが国の犯罪被害者等（以下、被害者等）に対する支援策は、1990年代後半以降刑事手続での被害者等への配慮や保護を定めた法律ができ、2004（平成16）年に「犯罪被害者基本法」が成立したことを契機に大きく進展してきた。

民間による被害者支援の動きは、1990年代に本格化し、現在、特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク（以下、全国ネットワーク）<sup>1)</sup>のもと民間被害者支援団体（以下、支援センター）が、現在都道府県すべてに配置されるようになった。支援センターのうち47団体は、都道府県の公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」<sup>2)</sup>として指定されている（2015（平成27）年6月時点）。

支援センターは、被害直後の危機介入、公判支援、継続的支援など様々な活動を行っており、被害者側の立場に立った支援において中核的な役割を果たしてきている。しかし、支援活動の現況や課題について分析・検討した調査研究は限られている。また、犯罪被害に関する研究は、法学的立場もしくは被害者の心のケアに焦点を当てた心理的視点からのものが大多数を占めてきた。社会福祉的視点は被害に遭った人々の社会生活の再構築を支援するうえで欠かせない視点である。

本調査では、社会福祉的視点から民間被害者支援団体においてどのような支援が行われているか、現状と課題を明らかにするため、支援センターにおける責任者、犯罪被害相談員／直接支援員、センターを利用した被害者・家族を対象にした3種類の質問紙調査を実施した。

- 
- 1) 全国被害者支援ネットワークは、1998年に設立された、全国の民間被害者支援団体を統括する特定非営利活動法人。現在「全国48の加盟団体とともに犯罪被害者と被害者家族・遺族がいつでもどこでも必要な支援が受けられ、その尊厳や権利が守られる社会の実現を目指して活動」することを目的としている。
  - 2) 犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第23条第2項に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資するため、①被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動を行うこと、②犯罪被害等に関する相談に応ずること、③犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が、第10条第1項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること、④物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により被害者等を援助すること。の4項目の事業を適正かつ確実に行うことができる非営利の法人を、都道府県の公安委員会が指定した団体のこと。

## (2) 本調査の構成

全国ネットワークに加盟する支援センター 48 か所に対して、支援センターの現況および課題等に関する 3 種類の調査票 A,B,C (自記式調査票・無記名回答) を郵送し、協力を依頼した。本調査の全体像について各調査の対象、目的、おもな内容、送付数をまとめたのが表 2-1 である。調査時期は 2014 (平成 26) 年 6 月～8 月。

表 2-1 「民間被害者支援団体 (支援センター) の利用に関する調査」の構成

	対象	目的	調査のおもな内容	送付数
調査 A	各支援センターの業務・運営に精通する代表者・責任者 (1 名)	責任者の視点から支援センターの体制、業務内容、今後のあり方等について明らかにする	各支援センターの現況および課題等	48
調査 B	各支援センターの犯罪被害相談員もしくは直接支援員 (1～3 名)	直接支援の担当者の視点から被害者等に対する支援活動の現状等を明らかにする	各支援センターで支援したケース (なるべく 2008 年以降の事件) について (計 3 ケース) の支援内容等	144
調査 C	各支援センターに相談した被害者・家族 (3 名)	支援センターを利用した被害当事者の視点から支援内容の現状と課題等を明らかにする	各支援センターにおいて、相談者 (事件の発生時期は問わない) のうち 3 名に「調査票ファイル (調査の依頼状、調査票 C、返信用封筒)」を渡していただく ※相談者の回答の応諾は、調査の依頼状を読み、調査の趣旨等に同意した場合に回答いただくこととした	144

## (3) 倫理的配慮

本調査の実施にあたって、研究代表者の本務校である「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認を得て「上智大学『人を対象とする研究』に関するガイドライン」を遵守した。

各調査票には、調査の目的、調査への協力が任意であること、調査の分析は支援センターおよび回答者個人が特定されることなく統計的に処理されること、得られた情報は本調査とそれに伴う成果発表のみで使用することを明記した。また、調査内容に関する守秘義務 (プライバシー保護) については万全の措置を取った。

#### (4) 調査 A : 「支援センターの責任者を対象にした調査」

##### 1) 調査の目的

支援センター代表者・責任者の視点からセンターの体制、業務内容、今後のあり方等について明らかにする。

##### 2) 調査の対象・方法

全国ネットワークに加盟する支援センター 48 か所に「被害者支援団体（センター）の利用に関する調査」への協力依頼文と自記式質問調査票を郵送した。調査票 A については支援センターの業務・運営に精通する代表者・責任者 1 名（平成 26 年 6 月時点で従事）を対象とし、無記名による回答・返送を依頼した。

回答は 35 名から得られた（回収率 72.9%）。なお、欠損値は分析ごとに除外したため、分析によってデータ数は異なる。

##### 3) 調査項目

###### (i) 回答者の属性について

職名、性別、支援センターでの勤務年数

###### (ii) 支援センターの体制・相談件数について

発足してからの期間、設立母体、相談員の勤務形態と充足度、相談受理状況、

###### (iii) 業務内容・他機関連携について

実施している支援・サービス等、関係機関・団体等との連携およびその必要性、連携するための工夫（自由記述）

###### (iv) 支援センターのあり方等について

直接的支援におけるボランティアの活用、今後力を入れたいこと、支援センターによる相談・支援の利点（自由記述）、諸制度の利用や支援について

##### 4) 分析方法

各質問項目について名義尺度を数値に置き換えて単純集計を行った。分析は PASW Statistics 18.0 を用いた。自由記述の回答については、文字テキストデータの分析技法である KJ 法を用いるなどして整理した。

5) 結果

(i) 回答者の属性・支援センターの概要について

回答者と支援センターの基本情報（平成 26 年 6 月時点）についてまとめたものが表 2A-1 である。

表 2A-1 回答者と支援センターの基本情報

	N	(%)		N	(%)
回答者の職名			センター発足からの期間		
理事長	1	(2.9)	5 年以上 10 年未満	10	(28.6)
事務局長	25	<b>(73.5)</b>	10 年以上 15 年未満	18	<b>(51.4)</b>
その他	8	(23.5)	15 年以上	7	<b>(20.0)</b>
合計	34	(100.0)	合計	35	(100.0)
性別			設立母体		
男性	26	<b>(74.3)</b>	民間相談所	21	<b>(61.8)</b>
女性	9	(25.7)	その他	13	(38.2)
合計	35	(100.0)	合計	34	(100.0)
勤務年数					
3 年未満	17	<b>(48.6)</b>			
3 年以上 5 年未満	8	(22.9)			
5 年以上 10 年未満	8	(22.9)			
10 年以上	2	(5.7)			
合計	35	(100.0)			

発足して 10 年以上たっている支援センターが 7 割以上で、設立母体は民間相談所が 6 割を占める。

回答者は、事務局長が約 7 割、男性が約 7 割、支援センター勤務年数が 3 年未満の者が約半数である。

## (ii) 支援センターの体制・相談件数について

支援センターで直接支援にあたっている職員の勤務形態をまとめたものが表 2A-2 である。さらに、その職員の勤務体制をどう思うか（充足感）の回答結果を円グラフにしたものが図 2A-1～3 である。

表 2A-2 相談員／直接支援員の勤務形態別の人数

	最小値 N	最大値 N	平均値	標準偏差
常勤	0	6	2.24	1.52
非常勤	0	29	4.59	6.50
ボランティア	4	87	23.00	15.06

常勤、非常勤とも置いていない支援センターがある。平均して常勤職員は約 2 名、非常勤は 4～5 名、ボランティアは 23 名である。

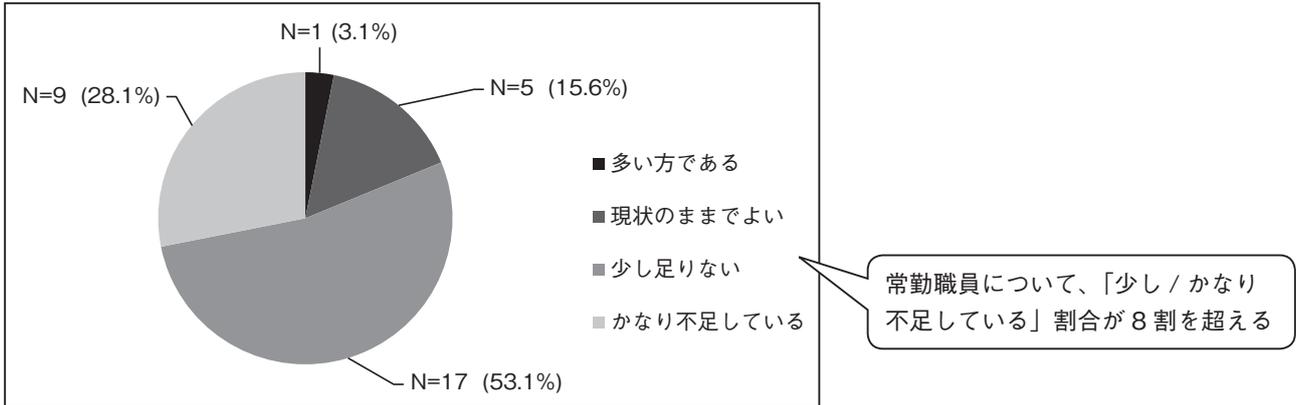


図 2A-1 常勤職員の充足感

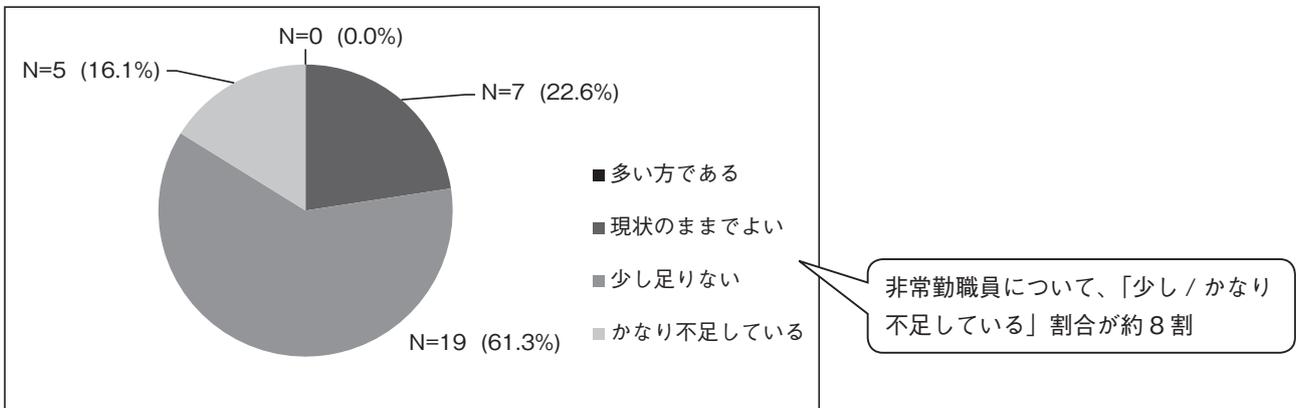


図 2A-2 非常勤職員の充足感

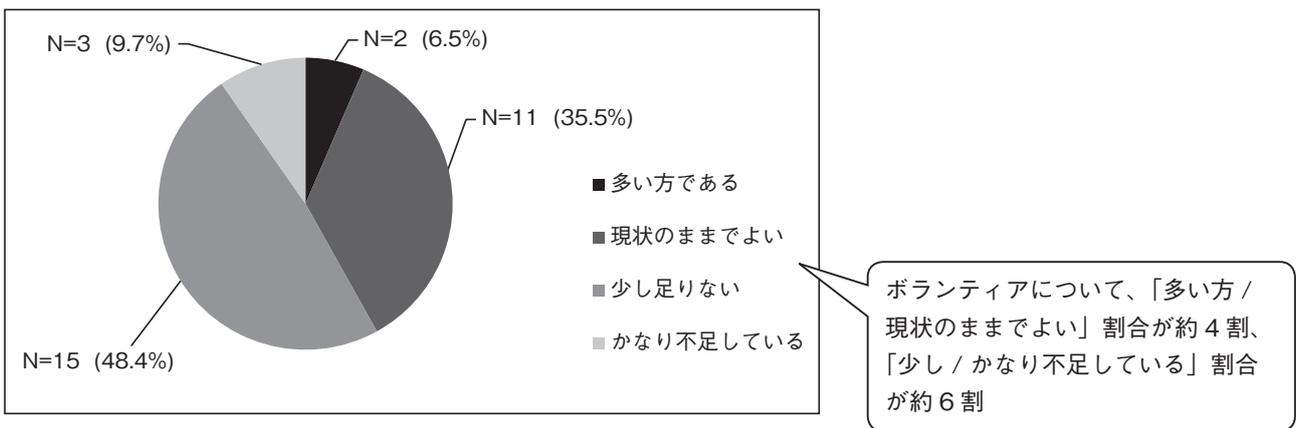


図 2A-3 ボランティアの充足感

## (iii) 被害内容別の相談手段ごとの年間件数について

支援センターで平成25年度（平成25年4月～平成26年3月）の相談受理状況について、「殺人」「暴行・傷害」「強盗」「性的被害」「交通被害」「財産的被害」「DV・ストーカー・虐待」の被害内容別に、相談手段ごと（「電話」「FAX・手紙・メール」「面接」「直接支援」）の件数をたずねた。その回答結果をまとめたものが表2A-3である。

全体をみると、受理件数でもっとも多い被害は性的被害で、いずれの相談手段でももっとも多く対応していた。次いで交通被害、殺人、暴行・傷害であり、少ないのは財産的被害、強盗であった。

表2A-3 被害内容別の相談受理状況（年間件数 平成25年4月～平成26年3月）

	電話による相談件数				FAX・手紙・メールによる相談件数			
	最小値	最大値	平均値	標準偏差	最小値	最大値	平均値	標準偏差
1. 殺人	0	326	38.9	78.2	0	235	42.6	88.1
2. 暴行・傷害	2	332	48.8	64.9	0	40	11.2	17.7
3. 強盗	0	65	10.2	16.2	0	14	2.1	4.8
4. 性的被害	0	1039	122.6	189.8	0	487	65.5	139.6
5. 交通被害	1	459	62.5	84.5	0	449	45.4	123.2
6. 財産的被害	0	150	24.6	34.0	0	15	3.4	6.1
7. DV・ストーカー・虐待	1	240	40.4	61.3	0	161	18.7	45.6
8. その他	0	292	42.5	60.0	0	37	22.5	58.3

電話による相談は性的被害がもっとも多く、交通被害、暴行・傷害、DV等が続く。

FAX/手紙・メールによる相談は性的被害、交通被害、殺人が多い。

	面接を行った相談件数				直接的支援を行った件数			
	最小値	最大値	平均値	標準偏差	最小値	最大値	平均値	標準偏差
1. 殺人	0	192	14.8	38.2	2	133	37.5	42.8
2. 暴行・傷害	0	45	8.1	9.6	1	166	20.0	35.6
3. 強盗	0	9	2.9	3.3	0	41	8.8	10.9
4. 性的被害	1	716	45.0	128.2	1	407	69.6	95.4
5. 交通被害	0	349	22.9	63.6	2	123	33.6	33.4
6. 財産的被害	0	14	2.2	3.1	0	44	5.8	12.6
7. DV・ストーカー・虐待	0	40	5.9	9.0	0	48	10.3	14.0
8. その他	0	56	10.3	25.3	0	44	6.5	10.4

注) その他は、この欄に記入された様々な被害の合計

面接を行った相談は性的被害がもっとも多く、交通被害、殺人と続く。

直接的支援をした相談は性的被害がもっとも多く、殺人、交通被害と続く。

(iv) 支援センターでの支援内容について

支援センターで提供している支援・サービス等についてまとめたものが、表 2A-4 である。同表の 15 項目ほとんどについて実施しているとの回答だった。「家族関係の調整」のみが、実施していないという回答が 7 割近くで、実施しているという回答を上回った。

表 2A-4 支援センターでの支援内容

	実施していない		実施している		合計	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)
① 刑事手続きについての情報提供	0	(0)	34	(100.0)	34	(100.0)
② 犯罪被害後の心理的・生活上の変化についての情報提供	1	(2.9)	33	(97.1)	34	(100.0)
③ 心理的サポート（傾聴・受容など）	1	(2.9)	33	(97.1)	34	(100.0)
④ 精神科医・臨床心理士による専門的ケア	2	(5.9)	32	(94.1)	34	(100.0)
⑤ 弁護士の紹介	5	(14.7)	29	(85.3)	34	(100.0)
⑥ 医療機関の紹介	9	(26.5)	25	(73.5)	34	(100.0)
⑦ 精神保健福祉センター・カウンセリングセンターの紹介	7	(20.6)	27	(79.4)	34	(100.0)
⑧ 捜査機関への付き添い	1	(2.9)	33	(97.1)	34	(100.0)
⑨ 公判の付き添い支援	1	(2.9)	33	(97.1)	34	(100.0)
⑩ 医療機関や役所等への付き添い	1	(2.9)	33	(97.1)	34	(100.0)
⑪ 行政手続きをするうえでの実際の支援	3	(8.8)	31	(91.2)	34	(100.0)
⑫ 家事等の日常生活の支援	13	(38.2)	21	(61.8)	34	(100.0)
⑬ 家族関係の調整	22	(66.7)	11	(33.3)	33	(100.0)
⑭ 当事者グループ・自助グループの紹介	4	(11.8)	30	(88.2)	34	(100.0)
⑮ 自助グループの運営	8	(23.5)	26	(76.5)	34	(100.0)

上記の項目のうち、ほとんどの支援が実施されている。刑事手続きをはじめとする情報提供、心理的サポート、関係機関や公判への付き添いは、ほぼすべての支援センターで行われている。日常生活の支援と家族関係の調整は、実施していないセンターがやや多かった。

表2A-4の項目以外で実施している支援としては、下記のようなものが挙げられた。治療費や生活費の補助等の経済的支援や生活支援など、きめ細かい支援が行われている。

	「その他」の具体的支援内容
司法関連の支援	代理傍聴、無料弁護士相談会の開催
カウンセリング・医療費等の補助	無料カウンセリングの実施、精神科治療費補助、医療機関の治療費補助
生活費等の補助	緊急避難場所（6泊7日）の確保、引越代・宿泊費補助、制服等購入費補助
生活支援	被害者宅訪問、買物同行、引越手伝い等の生活支援、物品（防犯カメラ、防犯ブザー等）の供与・貸出
情報提供	被害現場の後片付けの業者等の紹介、供養・法要にかかわる情報提供
児童福祉分野等の他機関連携	児童相談所やスクールカウンセラーとの連携、母子生活支援施設や民生委員との連携
その他	企業等連絡協議会の開催

(v) 関係機関・団体等との連携およびその必要性について

支援センターが連携している他機関等の連携と、その機関等との連携の必要性についてまとめたものが、表 2A-5 である。

表 2A-5 他機関等との連携とその必要性

	連携していない		→	あまり連携は必要でない		ある程度連携が必要		とても連携が必要	
	N	(%)		N	(%)	N	(%)	N	(%)
① 警察	0	(0)	→	0	(0)	2	(5.9)	32	(94.1)
② 検察庁	0	(0)	→	0	(0)	7	(20.6)	27	(79.4)
③ 弁護士(会)	1	(2.9)	→	0	(0)	6	(17.6)	28	(82.4)
④ 法テラス	1	(2.9)	→	0	(0)	11	(32.4)	23	(67.6)
⑤ 保護観察所	7	(20.0)	→	5	(14.7)	18	(52.9)	11	(32.4)
⑥ 地方自治体の犯罪被害相談窓口	4	(11.4)	→	0	(0)	10	(29.4)	24	(70.6)
⑦ 福祉事務所	5	(14.3)	→	0	(0)	18	(52.9)	16	(47.1)
⑧ 保健所・精神保健福祉センター	9	(25.7)	→	2	(5.9)	13	(38.2)	19	(55.9)
⑨ 医療機関	7	(20.0)	→	1	(2.9)	14	(41.2)	19	(55.9)
⑩ カウンセリング機関	2	(5.9)	→	1	(2.9)	7	(20.6)	26	(76.5)
⑪ 当事者団体・自助グループ	3	(9.1)	→	3	(8.8)	8	(23.5)	23	(67.6)

上記のいずれの機関等とも連携している割合が高い。警察、検察庁とはすべての支援センターが連携している。弁護士、法テラスとの連携の割合も高く、次いでカウンセリング機関、当事者団体・自助グループ、地方自治体の相談窓口の割合が高い。

上記のいずれの機関等とも連携の必要性を感じており、司法機関以外では地方自治体の相談窓口の割合が高い。連携の必要性がやや低いのは保護観察所である。

## (vi) 良好な連携を築くための工夫について（自由記述）

他機関等との良好な連携を築くための工夫について、自由記述を整理したものが表2A-6である。日頃から連絡を取ったり連絡協議会に積極的に参加するなど、さまざまな努力がなされていることが分かる。

表2A-6 他機関等との良好な連携を築くための工夫（カード数30枚）

## ◆「顔の見える」関係づくり

- ・ 検察庁、裁判所の事務官とは、平素から電話等による連絡を密にしており、機会あるごとに顔を出すなどして良好な関係を築いている
- ・ 電話だけでなく顔が見えるように心がけている
- ・ 事務連絡であっても可能な限り出向き、相手方と面接の機会を多く持つようにする
- ・ 定期・不定期に会って話合う機会をつくっている
- ・ 他機関等の担当者の異動がある場合、挨拶ができる関係を保つ

## ◆連絡協議会等への積極的参加・情報交換

- ・ 犯罪被害者支援連絡協議会等の各種会合への積極的参加
- ・ 弁護士会、検察庁で開催する連絡会議への積極的参加
- ・ 関係機関が参加する会議・研修会等への積極的参加
- ・ 弁護士会（被害者支援委員会）との協議会の開催
- ・ 関係機関による支援検討会・相談ネットワーク会議による情報交換
- ・ 会員組織内での卓話の実施

## ◆ケースによる対応

- ・ 支援が入った際には、こまめに連絡をとったり直接出向いて担当者と話をする
- ・ 事案により連絡を取り合っている

## ◆情報の共有・提供

- ・ 地方自治体の総合相談窓口として活動
- ・ 支援センターのニュースレター等を送付し情報を共有する
- ・ 情報の共有のための定例検討会の実施など

## ◆警察との連携強化

- ・ 県下全交番、駐在所へ支援センターポスター掲示を依頼
- ・ 県警の被害者支援担当者や支援センターの専務理事が各警察署を巡回し、支援要請を行っている
- ・ 県下警察署副署長会議で専務理事による連携の必要性にかんする講話をする
- ・ 県や県警との合同イベントの開催

## ◆講師の派遣など

- ・ 他機関・団体で行われる研修へ講師を派遣している
- ・ (関係機関等の職員等を) 自支援センターの研修講師として招く

## ◆その他

- ・ 国や県等の行政機関は（担当者の）異動があり、被害者支援の必要性を理解するのに時間がかかる

(vii) 直接的支援におけるボランティアの活用について

直接的支援においてボランティアをどのように活用するのがよいか、選択肢を提示し選んでもらった結果が表 2A-7 である。

表 2A-7 ボランティアの活用（どの形が望ましいか）

	N	(%)
1) 専門職スタッフが直接的支援を行い、ボランティアはその補助的役割を担う	13	(41.9)
2) 専門職スタッフがコーディネータとなり、ボランティアが直接的支援を行う	4	(12.9)
3) 専門職スタッフとボランティアが同程度の役割を担って直接的支援を行う	9	(29.0)
4) ボランティアは直接的支援を行わず、被害者支援についての広報・啓発活動を担う	2	(6.5)
5) その他	3	(9.7)
合計	31	(100.0)

上記の選択肢の中では、「専門職が中心となりボランティアは補助的役割を担う」形を選択する割合が約 4 割、「専門職とボランティアが同程度の役割を担う」形の割合が約 3 割である。「ボランティアは直接的支援を行わない」を選択する割合はもっとも低い。

「その他」で具体的に記入された意見は以下のとおりである。支援センターによっては専門職がいない現状や、ボランティア活用のむずかしさが率直に記されている。

- ・専門職スタッフはいない。現在は、事務局長がコーディネーターをし、ボランティアが支援を行っている。近い将来、ボランティアにもコーディネーターを担ってもらうべく準備中。支援の中心は、ボランティアである。
- ・（回答の選択肢の）すべて当てはまる。現状はボランティア頼みであるが、専門性が必要であり、専門職として捉えていきたい。
- ・当センターでは専門職スタッフ制を採り入れておらず、研修や経験で実力を養成してきていることから、メンバー丸となって一つ一つの課題や問題に取り組んできている。
- ・専門職の「犯罪被害相談員」を直接支援の責任者に指定し、ボランティアはその支援の補助的任務として具体的に要領を説明し行っている。
- ・相談員と直接支援員がチームを作り支援を実施（相談員がリーダー）。ボランティア活動員は広報啓発活動（を担っている）。
- ・現状は支援活動員の身分は非常勤職員で時給計算による賃金（一律）が支払われている。いわゆる無償ボランティアは活用していない。直接的支援はベテラン支援活動員と他 1 名がペアで行っている。支援活動員を指揮・監督する支援活動責任者 2 名が核となって活動している。
- ・二次被害等を考えるとボランティアについてよほど養成していかないと被害者等と直接にたずさわる役目はむづかしい。かえって、専門職スタッフの足手まとい等になりかねない。電話相談も同じように考えている。

## (viii) 今後力を入れたいことについて

支援センターで提供している支援・サービス等についてまとめたものが、表 2A-8 である。

表 2A-8 今後力を入れていきたいこと

	力を入れる必要はない		それほど力を入れなくてもよい		どちらともいえない		やや力を入れたい		非常に力を入れたい		合計	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)
①センター運営財源の確保	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(8.6)	32	(91.4)	35	(100.0)
②相談受理件数の増加	0	(0)	0	(0)	6	(17.1)	14	(40.0)	15	(42.9)	35	(100.0)
③直接的支援にあたる職員の増員	0	(0)	0	(0)	2	(5.7)	12	(34.3)	21	(60.0)	35	(100.0)
④職員に対する研修体制	0	(0)	0	(0)	1	(2.9)	12	(34.3)	22	(62.9)	35	(100.0)
⑤ボランティアの増員	1	(2.9)	2	(5.7)	5	(14.3)	16	(45.7)	11	(31.4)	35	(100.0)
⑥ボランティアの養成	0	(0)	0	(0)	2	(5.7)	18	(51.4)	15	(42.9)	35	(100.0)
⑦職員・ボランティアのメンタルヘルス対策	0	(0)	0	(0)	3	(8.8)	16	(47.1)	15	(44.1)	34	(100.0)
⑧自助グループの運営	0	(0)	1	(2.9)	11	(31.4)	10	(28.6)	13	(37.1)	35	(100.0)
⑨被害者支援についての広報・啓発活動	0	(0)	0	(0)	0	(0)	7	(20.0)	28	(80.0)	35	(100.0)
⑩関係機関等との連携強化	0	(0)	0	(0)	0	(0)	9	(25.7)	26	(74.3)	35	(100.0)
⑪広域支援の強化	0	(0)	0	(0)	8	(22.9)	20	(57.1)	7	(20.0)	35	(100.0)

上記項目について非常に力を入れたいとする割合は、「センター運営財源の確保」が9割以上である。続いて、「被害者支援についての広報・啓発活動」「関係機関等との連携強化」、職員の研修や増員に関することの割合が高い。全項目で比べると、「広域支援の強化」「ボランティアの増員」「自助グループの運営」の割合がやや低い傾向にある。

「その他」で具体的に記入された意見は以下のとおりである。被害者支援の周知に関する具体的な意見、被害者等へのアウトリーチや支援センター内の世代交代に関する課題などが記されている。

## ◆被害者支援の周知

- ・一般の方々に「被害者支援」を知っていただきたい。いかにしたら広く理解して頂き、協力を得られるのか。メディア等の活用が有効であると考えている。
- ・当センターの存在そのものはもとより、被害者支援そのものの認知度は高いとは言えない現状にあることから、理解、周知のための広報等を積極的に実施したい。

## ◆支援センターの組織としての充実

- ・平成 26 年 4 月 1 日に公益社団法人に移行したところであり、財源基盤の安定等を主たる目的として、正会員及び賛助会員のさらなる充実を図っていきたい。
- ・事務局員の勤務状態等の改善。
- ・増員だけでなく、事務局、ボランティア、理事等の世代交代の準備。

## ◆被害者へのアウトリーチの充実

- ・物言わぬ被害者対策。過疎地等、他との交流がまれな地域などにおける被害者の掘起こし。

## ◆その他

- ・自助グループへの加入者を増やしていきたい
- ・支援活動においては、相談者（被支援者）の心情や求めることを適確に把握し、当人に寄り添い、信頼関係の中で活動していくことが最も大切だと考えている。従って人間性を磨くことに最も力を入れていきたい。

## (ix) 支援センターによる相談・支援の利点について（自由記述）

支援センターによる相談・支援の利点についてどのようなことが挙げられるか、自由記述の回答を整理したものが表2A-9である。

中長期的な支援ができること、利便性・融通性、きめ細かな支援、無償の支援サービスのほか、フラットな関係性の中で、社会や人間関係への信頼を取り戻すための支援ができるという点も挙げられており、行政機関とは異なる民間被害者支援団体ならではの立ち位置や利点が示されている。

表2A-9 支援センターによる相談・支援の利点について（カード数61枚）

- 
- ◆素早い立ち上がり、利便性、融通性がある
    - ・フットワークが軽い、機動力がある
    - ・ケースに応じた柔軟な対応ができる
    - ・身近に接し、日常生活全般の支援ができる
  - ◆被害者等に寄り添ったきめ細かな支援ができる
    - ・各被害者等が求める支援を、より深くより幅をもって行える
    - ・本来の意味で被害者等のための支援ができる
    - ・過去の事案や、警察には届けたくないという人でも相談が可能
  - ◆中・長期的な支援ができる
    - ・被害者等に寄り添った長期にわたる支援が可能
    - ・被害者等の納得が得られるまで支援できる
    - ・性犯罪被害者に対して長期の支援ができるのは民間だけである
  - ◆他機関との連携、相互間の連絡調整ができる
    - ・他機関との調整役ができる
    - ・活動の自由度が大きいため、橋渡しやつなぎ役に向いている
    - ・弁護士、医療機関等との連携が可能
  - ◆行政機関に比べ敷居が低い
    - ・被害者等にとって気軽に相談できる
  - ◆行政の枠にこだわらない支援ができる
    - ・官公署のような権限はないが、守備範囲に拘束されることはない
    - ・制度の枠をこえて柔軟な対応ができる
  - ◆同じ社会人としてフラットな関係性の中で、社会や人間関係への信頼を取り戻すための支援ができる
    - ・職業ではない支援が大切
    - ・仕事として行う支援とは異なり、同じ市民が寄り添うことのよさがある
    - ・フラットな関係性の中で、被害軽減の手助けができる
  - ◆無償／安価な支援サービスが提供できる
    - ・相談、支援が無料
    - ・費用効果を勘案せず、継続支援できる
  - ◆その他
    - ・ボランティア養成講座を修了した経験豊かな支援員が相談にあたる
    - ・被害者支援のプロとして研修している
    - ・機関として独立しているため、苦情等を言いやすい
-

(x) 諸制度の利用や支援等について

被害者にかかわる諸制度の利用や支援、加害者側との接点に関する項目について、どのように思うか、その回答結果をまとめたものが表 2A-10 である。公判の「被害者参加制度」「更生保護における心情等伝達制度」の利用についての支援を肯定する割合は高く、こうした制度が被害者のためのものとして機能していることがうかがえる。

修復的司法につながる可能性のある「加害者側からの謝罪が得られるのであれば、被害者等と加害者側が直接やり取りする場があってもよい」については、どちらともいえないとする回答が半数近く、「被害者支援と加害者の更生のつながり」について肯定する割合は半数であった。

表 2A-10 諸制度の利用や支援についての意見

	(全く・あまり) そう思わない		どちらとも いえない		(全く・やや) そう思う		合計	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)
1) 公判での「被害者参加制度」について、該当する被害者等の方には、希望を確認したうえでその利用を支援していきたい	0	(0.0)	1	(2.9)	34	(97.2)	35	(100.0)
2) 「更生保護における心情等伝達制度（保護観察中の加害者に、心情を伝えることができる制度）」について、該当する被害者等の方には、希望を確認したうえでその利用を支援していきたい	1	(2.9)	5	(14.3)	29	(82.8)	35	(100.0)
3) 加害者側からの謝罪が得られるのであれば、「被害者等と加害者側が直接やり取りする場」があってもよい	8	(22.9)	17	(48.6)	10	(28.6)	35	(100.0)
4) 被害者支援と加害者の更生はつながっている面があると思う	7	(20.0)	10	(28.6)	18	(51.5)	35	(100.0)

公判の「被害者参加制度」の利用については支援したいとするセンターが大多数である。「心情等伝達制度」についても、その利用を支援したいとする割合が8割を超える。  
加害者との接点に関する項目については、慎重な回答が多い。

## (5) 調査 B：「支援センターの直接支援担当者を対象にした調査」

### 1) 調査の目的

支援センターにおいて直接支援にあたっている担当者の視点から、被害者等に対する支援活動の現状等を明らかにする。

### 2) 調査の対象・方法

全国ネットワークに加盟する支援センター 48 か所に「被害者支援団体（センター）の利用に関する調査」についての協力依頼文と自記式質問調査票を郵送した。調査票 B は、支援センターにおいて直接支援にあたっている犯罪被害相談員／直接支援員を対象とし、無記名による回答・返送を依頼した。支援センターに調査票 B を 3 部ずつ、計 144 部郵送した。

回答は 86 名から得られた（回収率 59.7%）。なお、欠損値は分析ごとに除外したため、分析によってデータ数は異なる。

### 3) 調査項目

最近（なるべく 2008 年以降に発生<sup>3)</sup>）の事件で支援をしたケースのうち、印象に残るケースを 1 つ取り上げて回答してもらう。

#### (i) 回答者の属性について

職名、性別、相談員としての経験年数

#### (ii) 取り上げたケースについて

ケースの起訴時期、被害内容、相談者の性別・年代、相談者と被害者との関係、支援センターに相談するきっかけ、ケースの加害者の年齢層・逮捕の有無・現況

#### (iii) 取り上げたケースの支援および他機関連携について

アセスメントや支援計画等、相談者がセンターに来談した当初に感じていた困難、提供した支援内容、支援を提供するうえで工夫した点（自由記述）、支援するために連携した他機関等および連携の必要性、ケース支援の終結、ケース支援の全体的印象とその理由

#### (iv) 被害者のための諸制度の利用状況について

### 4) 分析方法

各質問項目について名義尺度を数値に置き換えて単純集計を行った。分析は PASW Statistics 18.0 を用いたが、統計的に有意差が見られた項目は限られたので、本報告書では単純集計結果を載せている。

自由記述の回答については、文字テキストデータの分析技法である KJ 法を用いるなどして整理した。

---

3) 本調査では被害者参加制度について尋ねており、同制度は 2008 年 12 月 1 日に導入されているため、なるべく 2008 年以降に発生した事件のケースを取り上げてもらうよう依頼した。

5) 結果

(i) 回答者の属性と全ケースの基本情報について

回答者 86 名の属性と、取り上げられた全ケースに関する基本情報については表 2B-1 に示すとおりである。被害内容が多かったのは、「殺人・傷害致死」(29 ケース)、「性暴力被害」(24 ケース)、「交通犯罪被害」(17 ケース)であった。

以下の結果では、この 3 つの被害種別にデータを整理し検討していく。

表 2B-1 回答者と全ケースの基本情報

回答者について	N	(%)	全ケースの基本情報	N	(%)
<b>職名</b>			<b>起訴時期</b>		
室長 (室長代理)	3	(3.5)	2008 年 11 月 30 日以前	6	(7.0)
犯罪被害者相談員	50	<b>(58.1)</b>	2008 年 12 月 1 日以降	76	(87.2)
直接支援員	10	(11.6)	不明 / 無回答	5	(5.8)
その他	5	(5.8)	合計	86	(100.0)
不明 / 無回答	18	(20.9)	<b>被害内容</b>		
合計	86	(100.0)	暴行・傷害等被害	3	(3.5)
<b>性別</b>			性暴力被害	24	(27.9)
男性	10	(11.6)	交通犯罪被害	17	(19.8)
女性	74	<b>(86.0)</b>	殺人・傷害致死	29	(33.7)
不明 / 無回答	2	(2.3)	DV 被害	3	(3.5)
合計	86	(100.0)	その他	3	(3.5)
<b>経験年数</b>			不明 / 無回答	7	(8.1)
3 年未満	15	(17.6)	合計	86	(100.0)
3 年以上 5 年未満	17	(20.0)	<b>相談者の性別</b>		
5 年以上 10 年未満	34	<b>(40.0)</b>	男性	14	(16.3)
10 年以上	19	<b>(22.4)</b>	女性	66	<b>(76.7)</b>
不明 / 無回答	1	(1.2)	不明 / 無回答	6	(7.0)
合計	86	(100.0)	合計	86	(100.0)
			<b>相談者の年代</b>		
			9 歳以下	1	(1.2)
			10 代	4	(4.7)
			20 代	13	(15.1)
			30 代	16	(18.6)
			40 代	24	(27.9)
			50 代	9	(10.5)
			60 代	12	(14.0)
			70 代	2	(2.3)
			80 代以上	1	(1.2)
			不明 / 無回答	4	(4.7)
			合計	86	(100.0)
			<b>相談者と被害者との関係</b>		
			被害者本人	26	<b>(30.2)</b>
			被害者の配偶者	13	(15.1)
			被害者の親	35	<b>(40.7)</b>
			被害者の子ども	6	(7.0)
			被害者の兄弟姉妹	2	(2.3)
			その他	1	(1.2)
			不明 / 無回答	3	(3.5)
			合計	86	(100.0)

回答者について、「犯罪被害者相談員」の職名の者がもっとも多く約 6 割、女性が 9 割近く、相談員 / 支援員としての経験 5 年以上の者が 6 割以上を占める。

## (ii) 被害種別ごとの相談者の属性について

相談者の属性について被害種別ごとにまとめたものが表 2B-2 である。

表 2B-2 被害種別ごとの相談者の属性

	交通犯罪被害		殺人・傷害致死		性暴力被害	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)
相談者の性別						
男性	5	(29.4)	7	(24.2)	0	—
女性	12	(70.6)	19	(65.5)	23	(95.8)
不明	0	—	3	(10.3)	1	(4.2)
合計	17	(100.0)	29	(100.0)	24	(100.0)
相談者と被害者との関係						
被害者本人	2	(11.8)	2	(6.9)	16	(66.7)
被害者の配偶者	5	(29.4)	7	(24.1)	0	—
被害者の親	6	(35.3)	16	(55.2)	7	(29.2)
被害者の子ども	3	(17.6)	2	(6.9)	1	(4.2)
被害者の兄弟姉妹	0	—	1	(3.4)	0	—
その他 / 不明	1	(5.9)	1	(3.4)	0	—
合計	17	(100.0)	29	(100.0)	24	(100.0)
相談者の年齢						
10代	0	—	0	—	4	(16.7)
20代	1	(5.9)	2	(6.9)	9	(37.5)
30代	4	(23.5)	3	(10.3)	5	(20.8)
40代	6	(35.3)	10	(34.5)	5	(20.8)
50代	2	(11.8)	5	(17.3)	1	(4.2)
60代	2	(11.8)	6	(20.7)	0	—
70代	1	(5.9)	1	(3.4)	0	—
80代以上	1	(5.9)	0	—	0	—
不明	0	—	2	(6.9)	0	—
合計	17	(100.0)	29	(100.0)	24	(100.0)

相談者の性別では、いずれの被害種別でも女性が多い。被害者との関係では、「交通犯罪被害」は被害者の親、配偶者が多く、「殺人・傷害致死」は被害者の親が過半数で、「性暴力被害」は被害者本人がもっとも多かった。

年齢では、「性暴力被害」で20代が多く、10代の相談者4名はすべて「性暴力被害」であった。

(iii) 支援センターへの相談経緯について

被害者が支援センターに相談するきっかけについて、被害種別ごとにまとめたものが表2B-3である。法テラス、地方自治体の相談窓口、女性相談センターからの紹介は見られなかった。

表 2B-3 支援センターへの相談経緯（複数選択）

		交通犯罪被害		殺人・傷害致死		性暴力被害	
		N	(%)	N	(%)	N	(%)
1. 警察からの紹介	あり	12	(70.6)	24	(82.8)	16	(66.7)
2. 検察庁からの紹介	あり	1	(5.9)	1	(3.4)	1	(4.2)
3. 弁護士からの紹介	あり	2	(11.8)	0	—	1	(4.2)
4. 法テラスからの紹介	あり	0	—	0	—	0	—
5. 医療機関からの紹介	あり	0	—	0	—	1	(4.2)
6. 自治体の相談窓口からの紹介	あり	0	—	0	—	0	—
7. 女性センターからの紹介	あり	0	—	0	—	0	—
8. ご本人自らが探して	あり	0	—	0	—	2	(8.3)
9. その他	あり	2	(11.8)	5	(17.2)	3	(12.5)
合計（人数）		17		29		24	

いずれの被害種別でも、警察からの紹介でセンターに相談する  
 場合がもっとも多い。「殺人・傷害致死」ではその他：支援センター  
 のパンフレットを見てという回答がやや多かった。「性暴力被害」  
 では被害者自らが探してという回答が見られる。

## (iv) ケースの加害者の属性と現況について

ケースの加害者の属性と現在の状況について、被害種別ごとにまとめたものが表 2B-4 である。

表 2B-4 ケースの加害者の属性と現況

	交通犯罪被害		殺人・傷害致死		性暴力被害	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)
1) 加害者の年齢層						
少年	3	(17.6)	6	(20.7)	4	(16.7)
成人	13	(76.5)	22	(75.9)	19	(79.2)
不明	1	(5.9)	1	(3.4)	1	(4.2)
2) 逮捕の有無						
逮捕された	16	(90.0)	28	(96.6)	19	(79.2)
逮捕されていない	1	(5.9)	0	—	2	(8.3)
その他 / 不明	0	—	1	(3.4)	3	(12.5)
合計 (人数)	17		29		24.0	
3) 加害者の現況について (複数選択)						
①不起訴 / 少年審判不開始・不処分	0	—	0	—	1	(4.2)
②刑事裁判中 / 少年審判中	0	—	3	(10.3)	2	(8.3)
③裁判終了、執行猶予となった	6	(35.3)	1	(3.4)	2	(8.3)
④刑事施設に入所中 / 少年院に入院中	7	(41.2)	23	(79.3)	13	(54.2)
⑤刑事施設から釈放 / 少年院から退院	1	(5.9)	0	—	0	—
⑥保護観察中	0	—	0	—	1	(4.2)
⑦その他 / 不明	3	(17.6)	3	(10.3)	3	(12.5)

ケースの加害者はいずれの被害種別でも成人が8割近くを占め、逮捕された場合が大多数である。加害者の現況は、刑事施設 / 少年院に入っている場合が、いずれの被害種別でももっとも多いが、「交通犯罪被害」では執行猶予となったケースも多い。

(v) ケースに対するアセスメントや支援について

ケースに対するアセスメントと支援について、被害種別ごとにまとめたものが図 2B-1～3 である。被害種別の差はなく全体に同じ傾向で、相談者の心身状態を把握するためのアセスメント・シートを用いている割合は 2 割以下である。支援計画、チームによる支援、事例検討については高い割合で行われている。

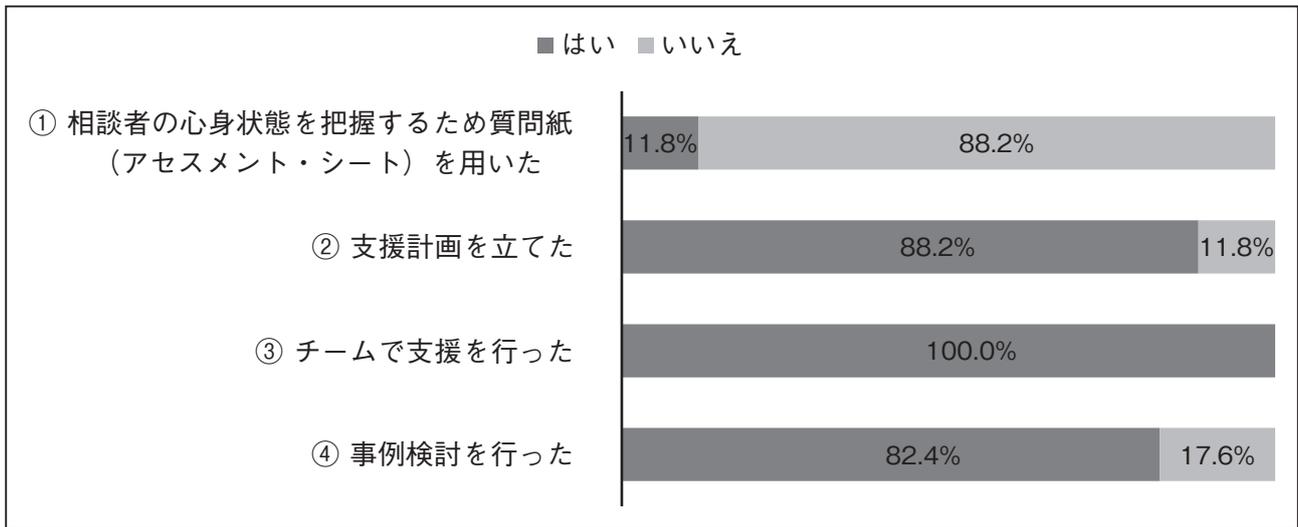


図 2B-1 ケースに対するアセスメントや支援計画等：「交通犯罪被害」

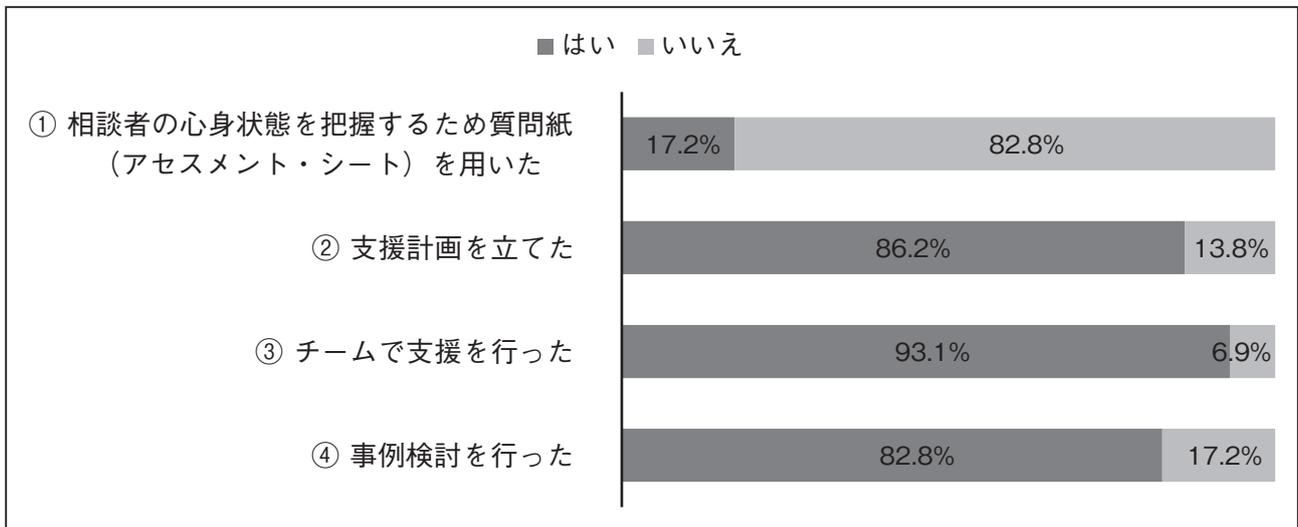


図 2B-2 ケースに対するアセスメントや支援計画等：「殺人・傷害致死」

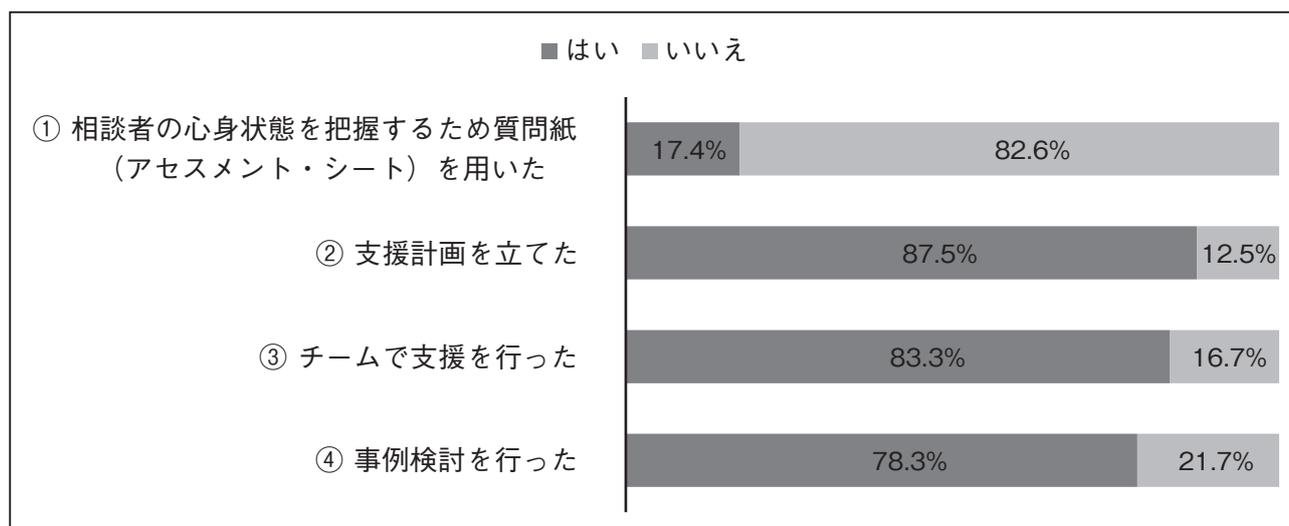


図 2B-3 ケースに対するアセスメントや支援計画等：「性暴力被害」

(vi) ケースが相談当初に感じていた困難について

ケースの相談者が支援センターに相談した当初、どのようなことに困難を感じていたかについて、被害種別ごとにグラフ化したものが次頁からの図 2B-4～6 である。

「交通犯罪被害」では、ケースについて〈心身面の不調〉をほとんど感じており、〈刑事裁判の手続きがわからなかったこと〉や〈日常生活での支障〉(9割以上)、〈支援の情報がなかったこと〉、〈制度等の手続きがわからなかったこと〉が続く。

「殺人・傷害致死」では、〈精神的な不調〉、〈制度等の手続きがわからなかったこと〉、〈体調を崩していたこと〉、〈日常生活での支障〉の順で高い割合(8割以上)を示している。

「性暴力被害」では、〈精神的な不調〉と並んで〈学校や仕事に行けなくなったこと〉の割合が高く(9割以上)、〈体調を崩していたこと〉や〈日常生活での支障〉、〈制度等の手続きがわからなかったこと〉が続く。〈捜査への協力に負担を感じていたこと〉は他の被害種別と比べて高い。

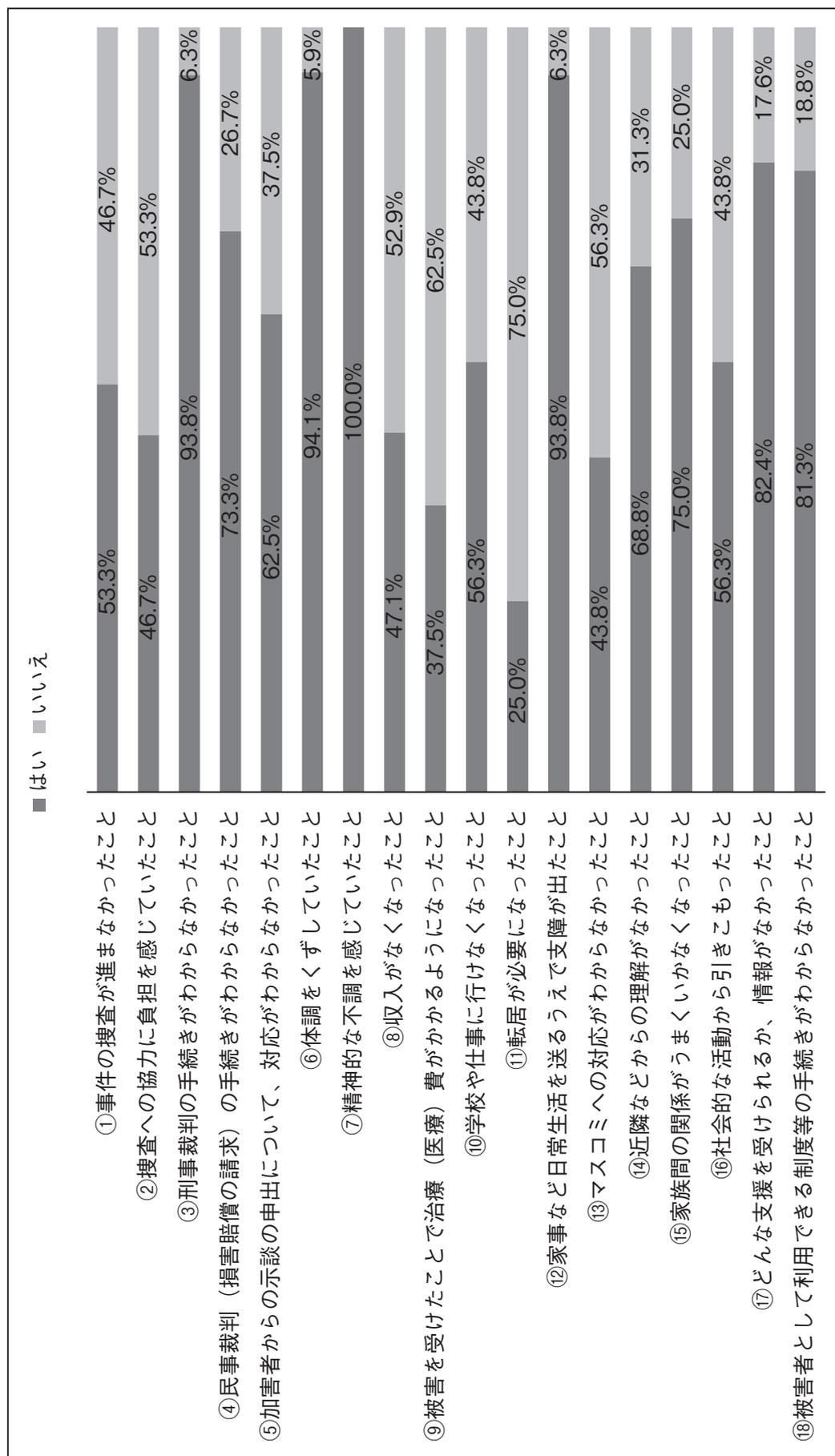


図 2B-4 ケース（相談者）が当初感じていた困難：「交通犯罪被害」

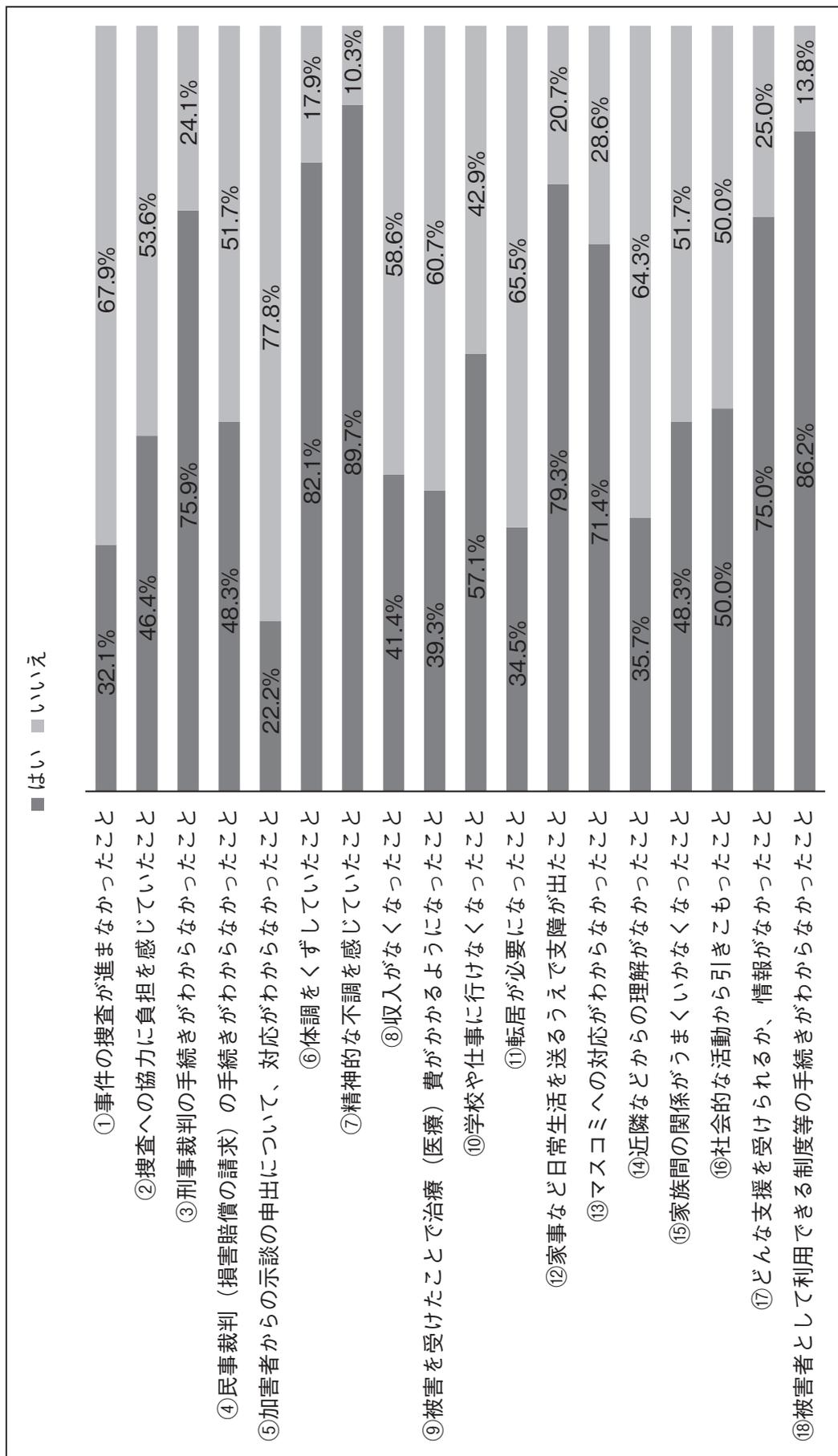


図 2B-5 ケース（相談者）が当初感じていた困難：「殺人・傷害致死」

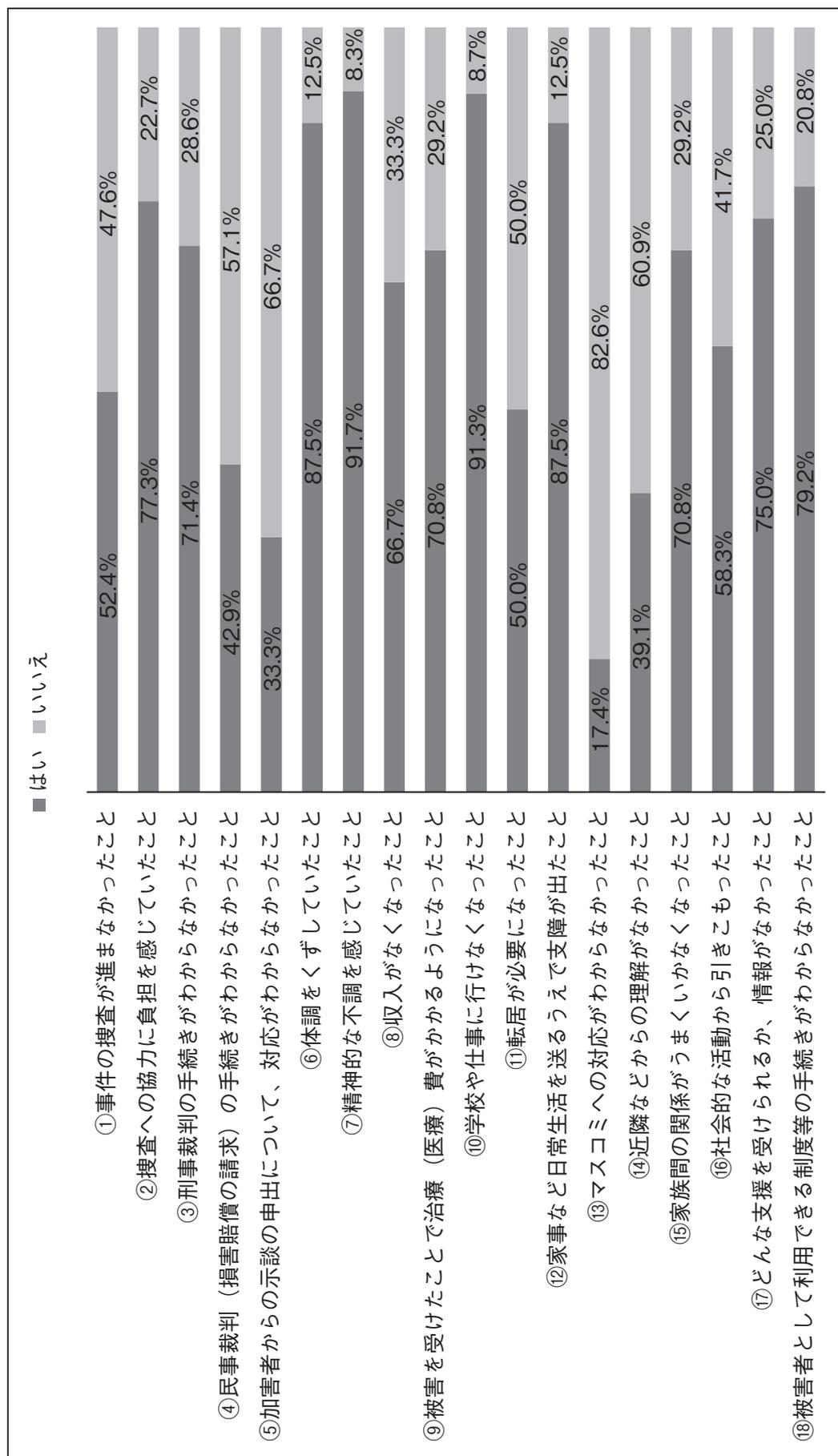


図 2B-6 ケース（相談者）が当初感じていた困難：「性暴力被害」

(vii) ケースへの支援内容について

ケースへの支援内容について、被害種別ごとにグラフ化したものが次頁からの図 2B-7～9 である。

「交通犯罪被害」では、〈心理的サポート〉と〈刑事手続きについての情報提供〉がすべてのケースで実施されており、〈心理的・生活上の変化についての情報提供〉、〈公判の付き添い支援〉の実施割合も高い（9 割以上）。他の被害種別と比べて、〈当事者・自助グループの紹介〉の割合が高いのが特徴である。

「殺人・傷害致死」では、〈心理的サポート〉がすべてのケースで実施されており、〈心理的・生活上の変化についての情報提供〉、〈公判の付き添い支援〉〈刑事手続きについての情報提供〉の実施割合も高い。他の被害種別と比べて、〈弁護士の紹介〉（約 7 割）の割合が高いこと、また〈加害者の対応〉が 3 割以上である点が特徴である。

「性暴力被害」では、〈心理的・生活上の変化についての情報提供〉がすべてのケースで実施されており、〈心理的サポート〉と〈刑事手続きについての情報提供〉〈公判の付き添い支援〉が続く。一方、〈日常生活の支援〉〈当事者・自助グループの紹介〉は実施されていなかった。

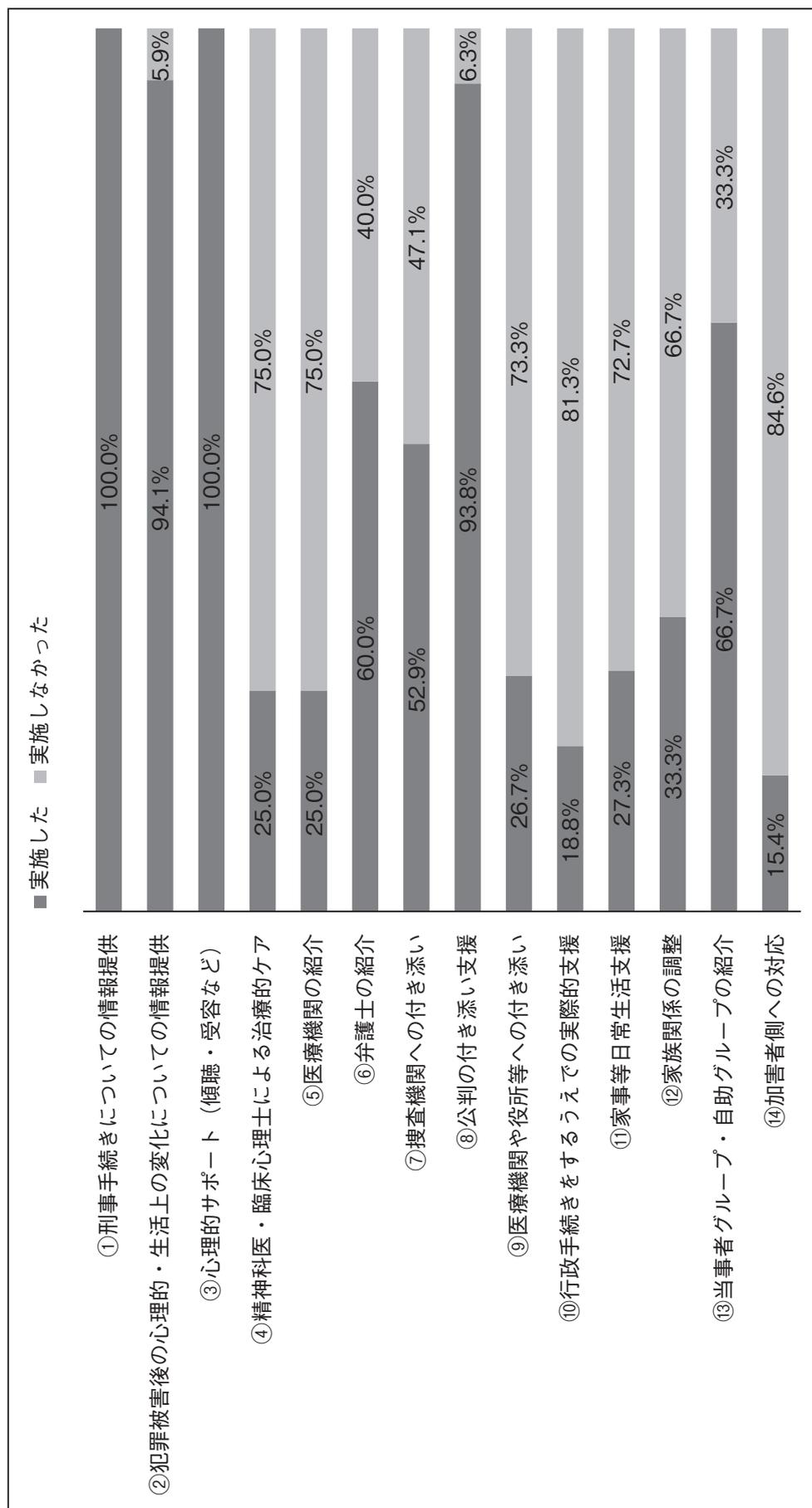


図 2B-7 ケースへの支援内容：「交通犯罪被害」

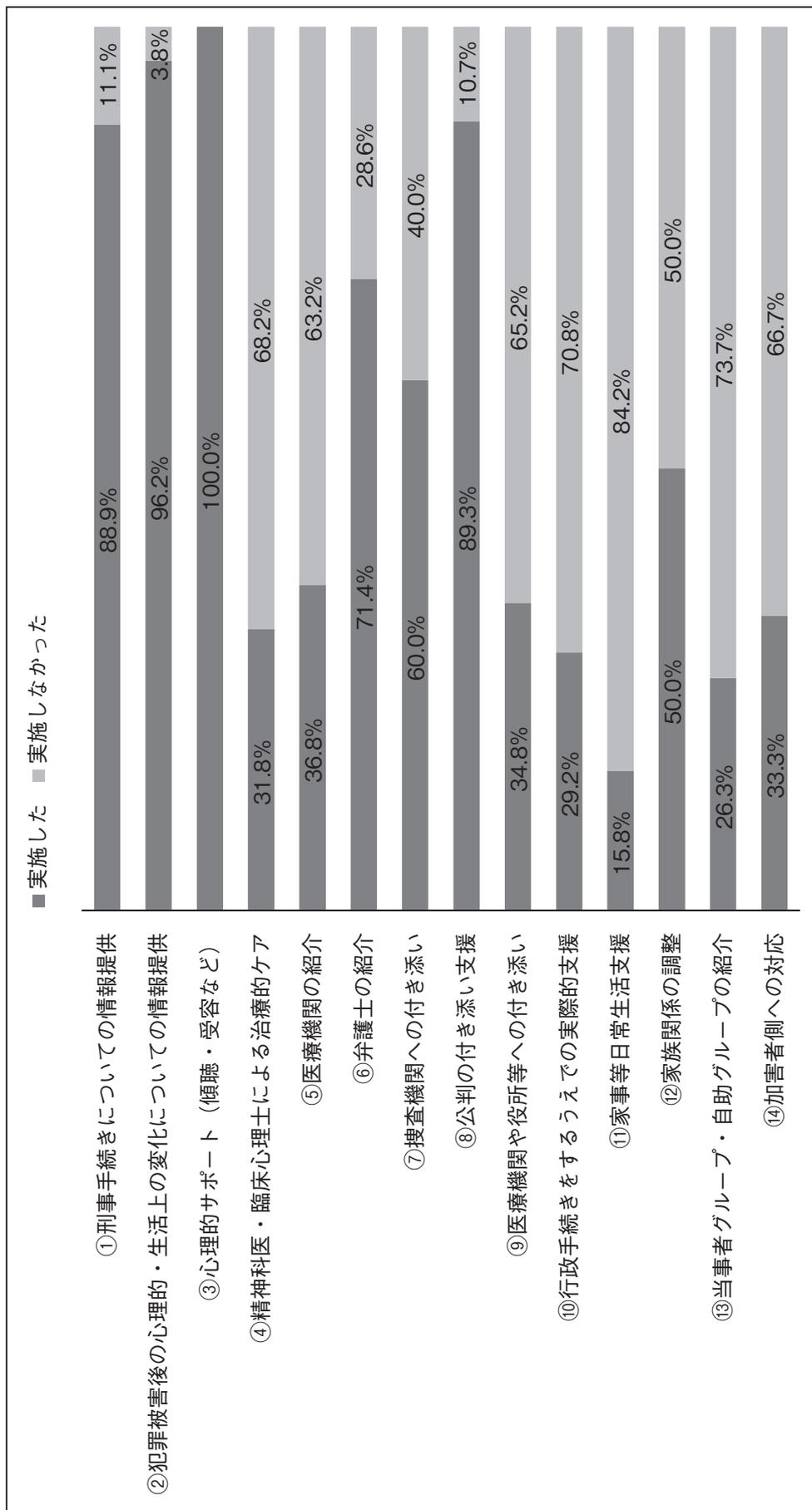


図 2B-8 ケースへの支援内容：「殺人・傷害致死」

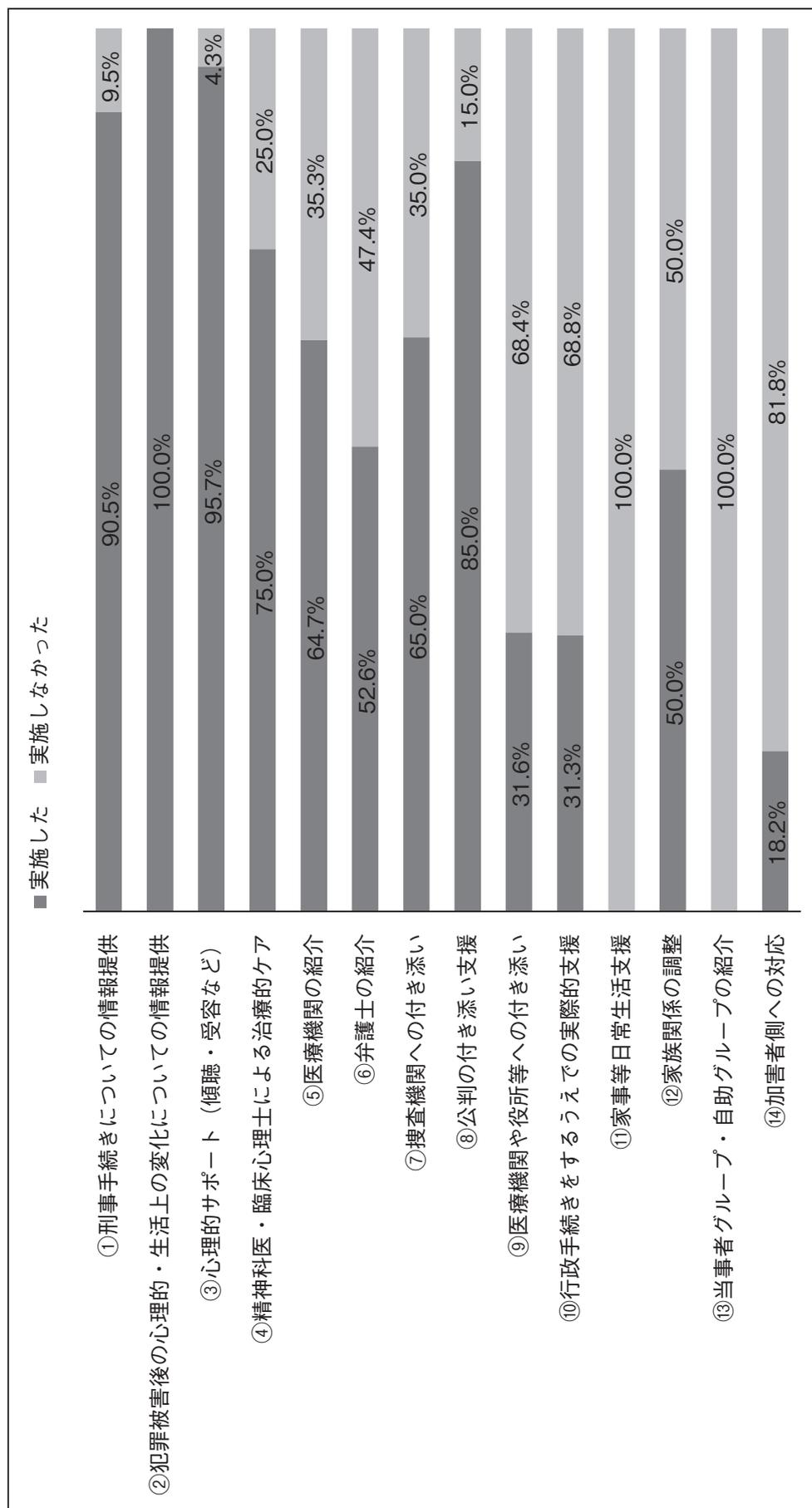


図 2B-9 ケースへの支援内容：「性暴力被害」

(viii) ケースを支援するうえでの工夫等について（自由記述）

ケースを支援するうえで、工夫したり力を入れたりしたことはあったかを具体的に尋ねた。自由記述の回答を被害種別ごとにまとめたものが表 2B-5 である。裁判に関することや他機関連携のほか、子どもへの対応など、個別ケースに応じた様々な配慮がなされている。

表 2B-5 ケースを支援するうえでの具体的な工夫等（自由記述）

	交通犯罪被害	殺人・傷害致死	性暴力被害
裁判等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>検事から事件について説明してもらう機会を設けた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>素早く弁護士をつけた</li> <li>証人テストでのサポート</li> <li>裁判の不安等を受け止めるための心理的サポート</li> <li>裁判所や行政窓口等への連絡を代行、必要事項の依頼等も行った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公判の証人尋問や意見陳述の際に付き添い、不安を軽減した</li> <li>裁判傍聴における配慮</li> <li>公判は代理傍聴とし、検事の説明に同席した</li> </ul>
他機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者等の居住先支援センターと連携した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援会議を毎月開き支援者と情報を共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(被害者の了解を得たうえで) 通学している学校と連携</li> </ul>
定期的な連絡や親身のサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期にわたる支援となり、電話や手紙で連絡をとった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話で被害者の状況を確認、コミュニケーションにつとめた</li> <li>同じ目線で支援することを心がけた</li> <li>リラックスして安心して会話できる場を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者が孤立無援感をもっていたので、定期的に電話連絡</li> <li>被害者が職場復帰したさいにメール等でサポート</li> </ul>
家族関係の調整		<ul style="list-style-type: none"> <li>家族成員にそれぞれのチームでサポートした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族それぞれの思いに個別に対応</li> <li>被害者の親と面談し、対応について協議</li> <li>被害者本人と家族の思いの違いを把握したうえで尊重する</li> </ul>
子どもの支援へ		<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の子どもの遊び相手などをもって安心感をもってもらうよう努めた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の子どもへの対応について心理教育や継続的ケアを行った</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>早くから自助グループにつないだ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護、子どもの育英資金の申請等を行った</li> <li>本人自身でできることは任せ、過度な支援とならないよう注意した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援センターの時間外でも対応</li> </ul>

## (ix) ケース支援における関係機関等との連携について

ケースの支援においてどのような機関・団体等と連携を行ったかについて、被害種別ごとにまとめたものが表 2B-6 である。

表 2B-6 ケース支援における関係機関等との連携

		交通犯罪被害		殺人・傷害致死		性暴力被害	
		N	(%)	N	(%)	N	(%)
①警察	連携した	12	(70.6)	23	(82.1)	18	(75.0)
②検察庁	連携した	16	(94.1)	26	(89.7)	18	(78.3)
③弁護士(会)	連携した	13	(81.2)	22	(75.9)	14	(58.3)
④法テラス	連携した	4	(26.7)	7	(25.0)	6	(26.1)
⑤保護観察所	連携した	1	(6.2)	1	(3.6)	2	(8.7)
⑥地方自治体の犯罪被害相談窓口	連携した	1	(6.2)	3	(10.7)	4	(17.4)
⑦福祉事務所	連携した	0	—	2	(7.1)	2	(8.7)
⑧保健所・精神保健福祉センター	連携した	0	—	1	(3.6)	2	(8.7)
⑨医療機関	連携した	3	(18.8)	6	(21.4)	12	(52.2)
⑩カウンセリング機関	連携した	4	(25.0)	9	(32.1)	9	(40.9)
⑪当事者団体・自助グループ	連携した	7	(46.7)	4	(14.3)	0	—

いずれの被害種別でも、検察庁、警察、弁護士と連携した割合が高い。「交通犯罪被害」では、当事者団体・自助グループにつないだ割合が高く、「性暴力被害」では医療機関、カウンセリング機関と連携した割合が高い。

(x) ケース支援の終結について

ケースの支援をどのように終結したかについて、被害種別ごとにまとめたものが表 2B-7 である。

表 2B-7 ケース支援の終結

	交通犯罪被害		殺人・傷害致死		性暴力被害	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)
まだ支援を継続中	9	(52.9)	17	(58.7)	10	(41.7)
本人からの申し出	0	—	1	(3.4)	0	—
本人との話し合いの結果	2	(11.8)	6	(20.7)	8	(33.3)
他機関への紹介	0	—	1	(3.4)	1	(4.2)
連絡が取れなくなった	0	—	0	—	1	(4.2)
その他 / 不明	6	(35.3)	4	(13.8)	4	(16.7)
合計	17	(100.0)	29	(100.0)	24	(100.0)

取り上げられたケースは、全体に、支援を継続中のケースが多い。「性暴力被害」では本人との話し合いの結果、終結しているケースが約3割である。その他では、裁判終了を支援終了の目安にしている場合が多く、他県の支援センターを紹介している場合も見られた。

## (xi) ケース支援の全体的印象とその理由について

取り上げたケースについて支援を全体的にどう感じているか、被害種別ごとにまとめたものが表 2B-8 である。「交通犯罪被害」「性暴力被害」では、難しかった（難しい）ケースの割合がもっとも高かった。「殺人・傷害致死」では、うまくいった（いっている）ケースが難しかった（難しい）ケースとほぼ同数であった。

表 2B-8 ケース支援の全体的印象

	交通犯罪被害		殺人・傷害致死		性暴力被害	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)
支援が難しかった / 難しい	(とても)	4	6	6	6	10
	(やや)	6			6	
		(58.8)		(41.4)		(66.7)
どちらともいえない	1	(5.9)	4	(13.8)	1	(4.2)
支援がうまくいった / いっている	(まあ)	4	10	3	7	0
	(とても)	1			0	
		(29.4)		(44.8)		(29.2)
その他 / 不明	1	(5.9)	0	—	0	—
合計	17	(100.0)	29	(100.0)	24	(100.0)

また、上記の回答を選んだ理由（自由記述）についても尋ねた。その記述を被害種別ごとに整理したものが次頁の表 2B-9 である。

「支援が難しかった / 難しい」理由としては、裁判が長期にわたったこと、被害者等との連絡が取りにくかったこと、家族関係の複雑さを挙げる場合が多い。「性暴力被害」特有の支援の難しさも見られた。「支援がうまくいった / いる」理由としては、検察や弁護士との連携が取れたこと、支援の輪ができたこと、被害者側とのコミュニケーションがうまく取れたことを挙げる場合が多い。

表 2B-9 ケース支援の全体的印象の理由 (自由記述)

	交通犯罪被害	殺人・傷害致死	性暴力被害
「支援が難しかった／難しい」と思う理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事件発生が支援センターの所在県外で、警察・裁判所の担当者との面識がなく連携が難しかった</li> <li>・ 県外発生だったため、被害者家族の裁判への負担が大</li> <li>・ 処分決定まで長時間を要した</li> <li>・ 起訴までに1年以上かかり、裁判になるのか不安であった</li> <li>・ 被害者家族の心情と刑事処分の重さのバランスに問題あり</li> <li>・ 被害者の後遺症が重篤だった</li> <li>・ “支援がうまくいった”と思うことはほぼなく、常に反省や改善が求められるものと思っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被告人が複数おり裁判員裁判も複数回行なわれたため、ご遺族の精神的、肉体的負担が長期間に及んでいる</li> <li>・ 裁判が長期にわたった</li> <li>・ 家族関係が複雑で、公判に向けての支援が難しかった</li> <li>・ 遺族と親族間で考え方の相違があった</li> <li>・ 面談できる時間が少なく、生活面の支援までできなかった</li> <li>・ 支援センター自体の経験不足</li> <li>・ 支援を行ったチーム内の関係がうまくいかなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性被害の方への支援は配慮すべき点も多く、神経を使った</li> <li>・ 支援中、数ヶ月にわたり連絡が取れないことがあり、支援員が不安感を持ってしまった</li> <li>・ 被害者本人との連絡が取りにくかった</li> <li>・ 家族のサポートがなかった</li> <li>・ 弁護士と相談者の関係がスムーズに進まなかった</li> <li>・ 不起訴となり、刑事手続きへの不満が残った</li> </ul>
「どちらともいえない」理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心理的サポートが足りなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話相談のみの支援だった</li> <li>・ 順調に裁判(地裁)は終わったが、様々な理由で上告された</li> <li>・ 事件直後から支援に入ったが、家庭訪問と子どもの付添いが主な支援だった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援センター内で支援についての意見が一致しなかった</li> </ul>
「支援がうまくいった／いる」と思う理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事件直後から被害者宅を訪問して関係を築き、裁判のための支援ができた</li> <li>・ 検察側の協力があった</li> <li>・ 公判後自助グループに参加し、日常生活も安定してきた</li> <li>・ 被害者の納得のいく方向性を見据えた支援できた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺族が裁判に参加でき、意見陳述もし、やり終えた気持ちになられた</li> <li>・ 公判前手続に要した時間が長かったが、辛抱強く対応できた</li> <li>・ 弁護士、検事と緊密に連携を取ることができた</li> <li>・ 関係機関との連携の支援の輪ができた</li> <li>・ 順調に連絡が取れている</li> <li>・ コミュニケーションが取れた</li> <li>・ 信頼関係を築けたと感じる</li> <li>・ 長期間にわたるカウンセリング等をおして、支援員として学ぶことが多かった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者に常に寄り添うことができ、一緒に歩んだ感がある</li> <li>・ 他機関、特に検察官との連携がうまくいった</li> <li>・ 事件後早い段階から関わり、直面する出来事に対処でき、周囲からも支えが得られた</li> <li>・ 主訴であった精神的不調は医療機関につなぎ、継続して受診されている</li> <li>・ 家族関係の調整がうまくいった</li> </ul>

## (xii) 被害者のための諸制度の利用状況について

取り上げたケースとは別に、直接的支援にたずさわっている経験から、裁判・少年審判および更生保護における諸制度について利用状況を尋ねた。その結果をまとめたものが表 2B-10 である。

表 2B-10 被害者のための諸制度の利用状況

	諸制度の利用状況			役に立っているか		
	N	(%)		N	(%)	
①公判での被害者参加制度						
該当者があまりいない	1	(1.5)				
該当者はいるが利用せず	10	(14.7)	➡	役に立っていないと感じる	0	—
該当者が利用している	57	(83.8)		役に立っていると感じる	56	(100.0)
②公判での意見陳述制度						
該当者があまりいない	1	(1.5)				
該当者はいるが利用せず	7	(10.3)	➡	役に立っていないと感じる	1	(1.7)
該当者が利用している	60	(88.2)		役に立っていると感じる	57	(98.3)
③少年審判の被害者傍聴制度						
該当者があまりいない	35	(53.0)				
該当者はいるが利用せず	14	(21.2)	➡	役に立っていないと感じる	1	(5.9)
該当者が利用している	17	(25.8)		役に立っていると感じる	16	(94.1)
④更生保護における意見等聴取制度						
該当者があまりいない	30	(46.2)				
該当者はいるが利用せず	12	(18.5)	➡	役に立っていないと感じる	2	(10.5)
該当者が利用している	23	(35.4)		役に立っていると感じる	17	(89.5)
⑤更生保護における心情等伝達制度						
該当者があまりいない	29	(43.9)				
該当者はいるが利用せず	20	(30.3)	➡	役に立っていないと感じる	4	(26.7)
該当者が利用している	17	(25.8)		役に立っていると感じる	11	(73.3)

注) 各制度について回答のあったものを母数としている(無回答を除く)

公判での意見陳述制度、被害者参加制度の利用状況は8割以上、利用した場合、ほとんどが役立っていると感じている。それに比べると、更生保護における制度の利用状況は低いが、役立っていると感じる割合は役立っていないをかなり上回る。

## (6) 調査 C：「支援センターを利用した被害者等を対象にした調査」

### 1) 調査の目的

支援センターを利用した被害当事者の視点から、支援内容の現状と課題等を明らかにする。

### 2) 調査の対象・方法

全国ネットワークに加盟する支援センター 48 か所に「被害者支援団体（センター）の利用に関する調査」についての協力依頼文と自記式質問調査票を郵送した。調査票 C は、支援センターを利用した被害者等を対象とし、支援センターを通して調査協力（無記名による回答・返送）を依頼した。支援センターに調査票 C を 3 部ずつ、計 144 部郵送した。

回答は 40 名から得られ（回収率 27.8%）、有効回答は 39 名であった。なお、欠損値は分析ごとに除外したため、分析によってデータ数は異なる。

### 3) 調査項目

#### (i) 回答者の属性について

性別、年代、被害者との関係

#### (ii) 事件について

ケースの起訴時期、被害内容、加害者の年齢層・逮捕の有無・現況

#### (iii) 支援センターの利用について

支援センターへの相談経緯、支援センターに相談した当初に感じていた困難、支援センターによる支援、支援を受けた（受けている）期間、支援センターを利用した全般的感想

#### (iv) 被害者のための諸制度について

### 4) 分析方法

各質問項目について名義尺度を数値に置き換えて単純集計を行った。分析は PASW Statistics 18.0 を用いたが、統計的に有意差が見られた項目は限られたので、本報告書では単純集計結果を載せている。

自由記述の分析については、回答を読んで、1 文ごとに（1 文が長い場合は 1 つの意味のかたまりごとに分けて）、その意味を把握し、同じ意味をもつデータを 1 つのカテゴリーにまとめ、各カテゴリーにラベルを付けるという手順で行った。また、回答者数の多い「交通犯罪被害」と「殺人・傷害致死」のデータを中心に、データ概要を把握するため、KH Coder を利用した（樋口 2014）<sup>4)</sup>。自己組織化マップを作成して、どのような言葉が回答の中に頻出していたのかを確認し、マップ上で「近くに布置された言葉の組み合わせを見ることで、どのような言葉同士が似通った文脈で使われていたのか」（樋口 2014：24-26）を読み取った。その際、KWIC コンコーダンスというデータ検索の機能を用いて、それぞれの言葉が回答中でどのように使われていたのかを参照しながら、データをカテゴリー分けした。なお、回答はすべて「である」調に書き換えた。「[ ]」の部分は、回答の意味が変わらない程度に、分析者が文章を読みやすく書き換えたり追加したものである。

4) 樋口耕一（2014）『社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して』ナカニシヤ出版。

## 5) 結果

## (i) 回答者の属性について

回答者 39 名の基本情報は表 2C-1 に示すとおりである。被害内容については「交通犯罪被害」が 19 名（全体の 48.7%）、「殺人・傷害致死」が 13 名（33.3%）、「暴行傷害等被害および強盗・殺人未遂」が計 4 名（10.3%）、「性暴力被害および DV 被害」が計 3 名（7.7%）であった。

以下の結果では、全体と上記 4 つの被害種別にデータを整理し検討していく。

表 2C-1 回答者の属性

	全体		交通犯罪被害		殺人・傷害致死		暴行・傷害等被害・強盗殺人未遂		性暴力・DV被害	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)
性別										
男性	10	(25.6)	4	(21.1)	5	(38.5)	1	(25.0)	0	—
女性	29	(74.4)	15	(78.9)	8	(61.5)	3	(75.0)	3	(100.0)
合計	39	(100.0)	19	(100.0)	13	(100.0)	4	(100.0)	3	(100.0)
年齢										
20代	1	(2.6)	0	—	0	—	0	—	1	(33.3)
30代	7	(17.9)	3	(15.8)	2	(15.4)	1	(25.0)	1	(33.3)
40代	10	(25.6)	5	(26.3)	4	(30.8)	1	(25.0)	0	—
50代	8	(20.5)	7	(36.8)	1	(7.7)	0	—	0	—
60代	8	(20.5)	3	(15.8)	4	(30.8)	0	—	1	(33.3)
70代	4	(10.3)	1	(5.3)	1	(7.7)	2	(50.0)	0	—
80代以上	1	(2.6)	0	—	1	(7.7)	0	—	0	—
合計	39	(100.0)	19	(100.0)	13	(100.0)	4	(100.0)	3	(100.0)
相談者と被害者との関係										
被害者本人	5	(12.8)	0	—	0	—	2	(50.0)	3	(100.0)
被害者の配偶者	8	(20.5)	3	(15.8)	4	(30.8)	1	(25.0)	0	—
被害者の親	18	(46.2)	11	(57.9)	6	(46.2)	1	(25.0)	0	—
被害者の子ども	4	(10.3)	2	(10.5)	2	(15.4)	0	—	0	—
被害者の兄弟姉妹	2	(5.1)	1	(5.3)	1	(7.7)	0	—	0	—
その他	1	(2.6)	1	(5.3)	0	—	0	—	0	—
不明	1	(2.6)	1	(5.3)	0	—	0	—	0	—
合計	39	(100.0)	19	(100.0)	13	(100.0)	4	(100.0)	3	(100.0)

全体を見ると、回答者は女性が 74.4% と多く、被害者の親が 46.2%、被害者の配偶者が 2 割で、被害者本人は 12.8% であった。

## (ii) 事件について

事件について、起訴時期、加害者の年齢層・逮捕の有無・現況を、全体および被害種別ごとにまとめたものが表 2C-2 である。

表 2C-2 事件と加害者の属性・現況

	全体		交通犯罪被害		殺人・ 傷害致死		暴行・ 傷害等被害・ 強盗殺人未遂		性暴力・ DV被害	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)
1) 事件の起訴時期										
2008年11月30日以前	13	(33.3)	8	(42.1)	5	(38.5)	0	—	0	—
2008年12月1日以降	25	(64.1)	10	(52.6)	8	(61.5)	4	(100.0)	3	(100.0)
不明	1	(2.6)	1	(5.3)	0	—	0	—	0	—
2) 加害者の年齢層										
少年	5	(12.8)	1	(5.3)	2	(15.4)	1	(25.0)	1	(33.3)
成人	33	(84.6)	18	(94.7)	10	(76.9)	3	(75.0)	2	(66.7)
不明	1	(2.6)	0	—	1	(7.7)	0	—	0	—
3) 逮捕の有無										
逮捕された	32	(82.1)	13	(68.4)	13	(100.0)	4	(100.0)	2	(66.7)
逮捕されていない	5	(12.8)	5	(26.3)	0	—	0	—	0	—
その他/不明	2	(5.2)	1	(5.3)	0	—	0	—	1	(33.3)
合計	39	(100.0)	19	(100.0)	13	(100.0)	4	(100.0)	3	(100.0)
4) 加害者の現況について（複数選択）										
①不起訴/少年審判不開始・不処分	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
②刑事裁判中/少年審判中	2	(5.1)	0	—	2	(15.4)	0	—	0	—
③裁判終了、執行猶予となった	9	(23.1)	8	(42.1)	0	—	0	—	1	(33.3)
④刑事施設に入所中/少年院に入院中	11	(28.2)	1	(5.3)	7	(53.8)	3	(75.0)	0	—
⑤刑事施設から釈放/少年院から退院	8	(20.5)	5	(26.3)	2	(15.4)	1	(25.0)	0	—
⑥保護観察中	3	(7.7)	0	—	1	(7.7)	1	(25.0)	1	(33.3)
⑦その他/不明	8	(20.5)	5	(26.3)	2	(15.4)	0	—	1	(33.3)

## (iii) 支援センターへの相談経緯について

回答者が支援センターに相談するきっかけについて、全体および被害種別ごとにまとめたもの（複数選択）が表 2C-3 である。

表 2C-3 支援センターへの相談経緯（複数選択）

		全体		交通犯罪被害		殺人・ 傷害致死		暴行・ 傷害等被害・ 強盗殺人未遂		性暴力・ DV被害	
		N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)
1. 警察署からの紹介	あり	25	(64.1)	8	(42.1)	12	(92.3)	3	(75.0)	2	(66.7)
2. 検察庁からの紹介	あり	3	(7.7)	2	(10.5)	0	—	1	(25.0)	0	—
3. 弁護士からの紹介	あり	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
4. 法テラスからの紹介	あり	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
5. 医療機関からの紹介	あり	1	(2.6)	1	(5.3)	0	—	0	—	0	—
6. 自治体の相談窓口からの紹介	あり	1	(2.6)	1	(5.3)	0	—	0	—	0	—
7. 女性センターからの紹介	あり	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
8. 友人・知人に勧められて	あり	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
9. 犯罪被害者の方からきいて	あり	3	(7.7)	3	(15.8)	0	—	0	—	0	—
10. 自分でインターネット等を 検索して	あり	2	(2.6)	1	(5.3)	0	—	0	—	1	(33.3)
11. その他	あり	11	(28.2)	7	(36.8)	3	(23.1)	1	(25.0)	0	—
合計（人数）		39	(100.0)	19	(100.0)	13	(100.0)	4	(100.0)	3	(100.0)

全体を見ると、〈警察からの紹介〉が6割以上を占め、「殺人・傷害致死」「暴行・傷害等被害」でその割合が高かった。〈弁護士、法テラス、女性センターからの紹介〉はゼロであった。〈その他〉では、県のたより・新聞記事を見て、新聞記者からの情報などが挙がり、「交通犯罪被害」でその割合が高かった。〈自分で探して〉という回答はきわめて少なかった。

(iv) 支援センターに相談した当初に感じていた困難について

回答者が支援センターに相談した当初に感じていた困難について、全体および被害種別ごとにまとめたものが表 2C-4 である。全体について、グラフ化したものが次頁の図 2C-1 である。

表 2C-4 支援センターに相談した当初に感じていた困難

		全体		交通犯罪被害		殺人・ 傷害致死		暴行・ 傷害等被害・ 強盗殺人未遂		性暴力・ DV被害	
		N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)
捜査・ 裁判等 に関する こと	①事件の捜査が進まなかったこと	はい	12 (32.4)	7 (36.8)	2 (16.7)	1 (25.0)	2 (66.7)				
	②捜査への協力が負担だったこと	はい	14 (37.8)	7 (36.8)	3 (25.0)	3 (75.0)	1 (33.3)				
	③刑事裁判の手続きがわからなかったこと	はい	24 (64.9)	13 (68.4)	8 (66.7)	2 (50.0)	1 (33.3)				
	④民事裁判（損害賠償の請求）の手続きがわからなかったこと	はい	19 (51.4)	10 (52.6)	7 (58.3)	0 —	2 (66.7)				
	⑤加害者からの示談の申出について、対応がわからなかったこと	はい	11 (29.7)	5 (26.3)	3 (25.0)	1 (25.0)	2 (66.7)				
体 精神 調 ・ 面	⑥体調をくずしたこと	はい	28 (73.7)	12 (63.2)	10 (76.9)	3 (75.0)	3 (100.0)				
	⑦精神的な不調を感じていたこと	はい	38 (100.0)	19 (100.0)	12 (100.0)	4 (100.0)	3 (100.0)				
経 済 済 面	⑧収入がなくなったこと	はい	13 (34.2)	6 (31.6)	3 (25.0)	1 (25.0)	3 (100.0)				
	⑨被害を受けたことで治療（医療）費がかかるようになったこと	はい	14 (37.8)	5 (26.3)	4 (33.3)	3 (75.0)	2 (66.7)				
日 常 生 活 面	⑩学校や仕事に行けなくなったこと	はい	21 (58.3)	10 (52.6)	7 (58.3)	2 (50.0)	2 (66.7)				
	⑪転居が必要になったこと	はい	10 (26.3)	3 (15.8)	3 (25.0)	2 (50.0)	2 (66.7)				
	⑫家事など日常生活を送るうえで支障が出たこと	はい	22 (61.1)	9 (50.0)	8 (66.7)	4 (100.0)	1 (33.3)				
	⑬マスコミへの対応がわからなかったこと	はい	11 (29.7)	4 (21.1)	5 (41.7)	2 (50.0)	0 —				
対 人 関 係	⑭近隣の人などからの理解がなかったこと	はい	13 (35.1)	10 (52.6)	2 (16.7)	0 —	1 (33.3)				
	⑮家族関係がうまくいかなかったこと	はい	21 (56.8)	14 (73.7)	4 (33.3)	2 (50.0)	1 (33.3)				
	⑯社会的な活動から引きこもったこと	はい	23 (62.2)	12 (63.2)	6 (50.0)	4 (100.0)	1 (33.3)				
社 会 資 源	⑰どんな支援を受けられるか、情報がなかったこと	はい	30 (78.9)	15 (83.3)	10 (76.9)	2 (50.0)	3 (100.0)				
	⑱被害者として利用できる制度等の手続きがわからなかったこと	はい	31 (81.6)	15 (78.9)	10 (83.3)	4 (100.0)	2 (66.7)				

全体を見ると、〈精神的な不調〉を全員が挙げており、〈利用できる制度等の手続きがわからなかったこと〉〈支援の情報がなかったこと〉〈体調をくずしたこと〉が続く。〈社会的な活動から引きこもったこと〉〈日常生活での支障〉を挙げる割合も6割以上と高い。  
被害種別で見ると、「交通犯罪被害」では社会資源、刑事手続きにかかわることに加え、対人関係での困難を挙げる割合が高い。「殺人・傷害致死」「暴行・傷害等被害」では、〈日常生活での支障〉を挙げる割合が比較的高い。

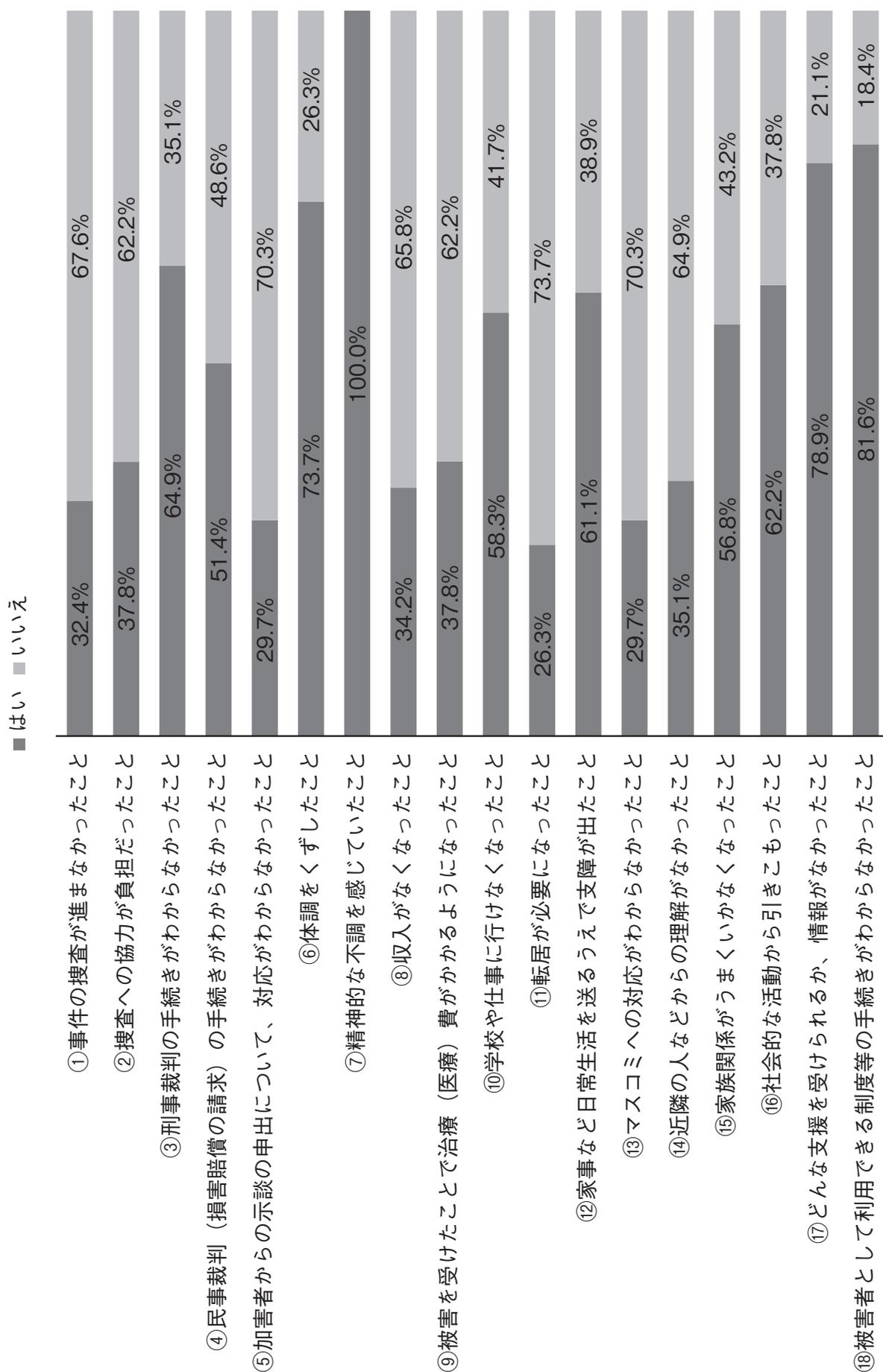


図 2C-1 支援センターに相談した時の困難：全体

「その他：前記の項目（表 2C-4）以外で、感じていた困難」の自由記述を、被害種別ごとに以下にまとめる（この分析・整理については P.74 の 4）分析方法を参照）。

● 「交通犯罪被害」

・ 被害に遭ったこと自体に関すること

「とにかく、何をすればいいのかが全く分からず、その事に関して不安だった」「同じ様な想いをしている方々との接点を持って、自分のしている事がはたして正常な事を行っているのか、確かめたかった」

・ 刑事手続に関すること

「刑事裁判は被害者は蚊帳の外で大変悔しい思いをした」「裁判が始まるまで、事故の詳細を知ることができなかった」「子どもが亡くなっているのに、親であっても警察や検察は、詳細を教えてくれなかった」「法律関係、弁護士会関係の情報」「検察官から『不起訴処分』と言われ、納得する事が出来なかった」

・ 支援センターに関すること

「支援センター内の案内など、見にくいものが多い」「パンフレットありすぎる」「支援センターと離れすぎているので呼びにくい」「当時、支援センターはまだ出来たか、まだわからなかった」「事故直後からの最も大変な時期は、センターが立ち上がっていなかったので、支援を受ける事はなかった」

・ 関係機関の対応に関すること

「裁判時、車イス利用なのに、裁判所の待ち合い室、狭すぎ」「[裁判員裁判に被害者参加した際、] 裁判員は [公判中に子どもを預けられる] 保育園などあるが、被害者にはなかった」

・ 心身面に関すること

「精神、体調面の不調」「精神的につらくどうしようもない」「事故現場に居た兄弟の心のケア」

・ 家族や日常生活に関すること

「子ども（0才）を世話しながら [調書作成に協力するためには、支援が必要だった]」

・ 加害者に関すること

「裁判で加害者が『一生かけて償います』と言ったのに、刑務所から出たら、手紙を出しても返信はなく、一言の謝罪もなく許せない」

● 「殺人・傷害致死」

・ 被害に遭ったこと自体に関すること

「自分がどういう状況にいて今後どうなるのか、流れの全体像がわからなかったこと。他の被害者の人は、一般的にどのような生活のたて直しをしているのか、裁判をしながらの生活がどんなものなのか、指標となるものがなかった」

・ 刑事手続に関すること

「不起訴となり事件の概要が公になる機会を失い、被害者家族として詳細を知ることが出来なかった」

- ・ 支援センターに関すること

「センターの電話受付の時間が決まっていたため、どうしても相談したい時に聞けなかったことが困った。大きな事件にまきこまれた時は、24時間対応できる相談センターがあれば…と思った」  
「事件当時は支援センターがなかった」

- ・ 関係機関の対応に関すること

「弁護士の対応、行動が遅かったりアドバイスが分かりにくかったり、抜けているところがあった」

- ・ 心身面に関すること

「事件後3か月の精神鑑定、その間とても不安だった」「日常的に精神的苦痛を感じていた」「被害者の弟は、精神疾患をもっており、事件のストレスで、不安定な時が多くなり、対応に困っていた」

- ・ 家族や日常生活に関すること

「被害者が借りていたアパートで事件が起き、所有者から損害賠償請求があり、交渉することに困難を感じた」「心身共にダメージを受けていたので、家事一切出来なくなり困った」

- 「暴行・傷害等被害・強盗殺人未遂」

- ・ 警察の対応に関すること

「捜査への協力は非常に負担だった。殺される恐怖に曝されて混乱している精神状態に骨折の痛みが加わり長時間にわたる警察の事情聴取は拷問のようだった。何度か『明日にしていだきたい。帰ってやすみたい。明日詳しく書いてもっていきます』など言ったが『もう少しですから我慢してください』を繰り返されお茶一杯出されて結局 [午後] 11時半までかかった。しかしこの時の供述は大事な事が欠落していたり、事実を的確に表現出来ていなかったりしていたので、公判では犯人の弁護士に「供述書とその後の証言との食い違いを」厳しく追及された。このようにその後の事の重大さを考えると、警察のあのようなやり方には大きな疑問を感じている」

- 「性暴力被害・DV被害」

- ・ 被害に遭ったこと自体に関すること

「もちろん経験のないことだったので何もわからなかった」

- ・ 関係機関の対応に関すること

「警察の捜査の担当者が、心情に対して理解を示してくれなかった」

- ・ 日常生活に関すること

「保護命令の期限が切れるので、[転居の支援が必要だった]」

(v) 支援センターから支援を受けたか

支援センターに相談した当初に感じていた困難について支援を受けたかどうか、全体および被害種別ごとにまとめたものが表 2C-5 である。全体について、グラフ化したものが次頁の図 2C-2 である。各項目について、「困難を感じた」とする回答者数が母数となっている。

表 2C-5 困難を感じたことについて、支援センターから支援を受けたか

	支援	全体		交通犯罪被害		殺人・ 傷害致死		暴行・ 傷害等被害・ 強盗殺人未遂		性暴力・ DV 被害	
		N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)
捜査・ 裁判等 に関する こと	①事件の捜査が進まなかったこと	あり	7 (58.3)	4 (57.1)	0	—	1 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)	
	②捜査への協力が負担だったこと	あり	10 (71.4)	5 (71.4)	2 (66.7)	2 (66.7)	2 (66.7)	1 (100.0)	1 (100.0)		
	③刑事裁判の手続きがわからなかったこと	あり	21 (87.5)	11 (84.6)	7 (87.5)	2 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)		
	④民事裁判(損害賠償の請求)の 手続きがわからなかったこと	あり	13 (68.4)	6 (60.0)	5 (71.4)	0	—	2 (100.0)	2 (100.0)		
	⑤加害者からの示談の申出につ いて、対応がわからなかったこと	あり	9 (81.8)	4 (80.0)	2 (66.7)	1 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)		
体 精 調 神 ・ 面	⑥体調をくずしたこと	あり	20 (71.4)	8 (66.7)	7 (70.0)	2 (66.7)	3 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)		
	⑦精神的な不調を感じていたこと	あり	31 (83.8)	15 (78.9)	10 (83.3)	3 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)		
経 済 面	⑧収入がなくなったこと	あり	3 (23.1)	1 (16.7)	0	—	0	—	2 (66.7)		
	⑨被害を受けたことで治療(医療) 費がかかるようになったこと	あり	3 (21.4)	1 (20.0)	0	—	1 (33.3)	1 (50.0)	1 (50.0)		
日 常 生 活 面	⑩学校や仕事に行けなくなったこと	あり	11 (52.4)	4 (40.0)	4 (57.1)	2 (100.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)		
	⑪転居が必要になったこと	あり	4 (40.0)	1 (33.3)	0	—	1 (50.0)	2 (100.0)	2 (100.0)		
	⑫家事など日常生活を送るうえで 支障が出たこと	あり	6 (27.3)	2 (22.2)	1 (12.5)	2 (50.0)	2 (50.0)	1 (100.0)	1 (100.0)		
	⑬マスコミへの対応がわからな かったこと	あり	8 (72.7)	1 (25.0)	5 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	0	—		
対 人 関 係	⑭近隣の人などからの理解がな かったこと	あり	6 (46.2)	5 (50.0)	0	—	0	—	1 (100.0)		
	⑮家族関係がうまくいかなくな ったこと	あり	13 (61.9)	7 (50.0)	3 (75.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)		
	⑯社会的な活動から引きこもった こと	あり	10 (43.5)	6 (50.0)	2 (33.3)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (100.0)	1 (100.0)		
社 会 資 源	⑰どんな支援を受けられるか、 情報がなかったこと	あり	25 (83.3)	12 (80.0)	8 (80.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)		
	⑱被害者として利用できる制度等 の手続きがわからなかったこと	あり	26 (83.9)	11 (73.3)	9 (90.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)		

全体を見ると、《捜査・裁判等に関すること》、《社会資源に関する情報》、《体調・精神面》について支援を受けた割合が高い。また《マスコミへの対応》について「殺人・傷害致死」「暴行・傷害等被害」の回答者すべてが支援を受けている。一方、《経済面》、《家事などの日常生活》に関しては、支援を受けた割合が低い。被害種別で見ると、「性暴力・DV被害」では困難を感じた項目について、幅広く支援を受けている。

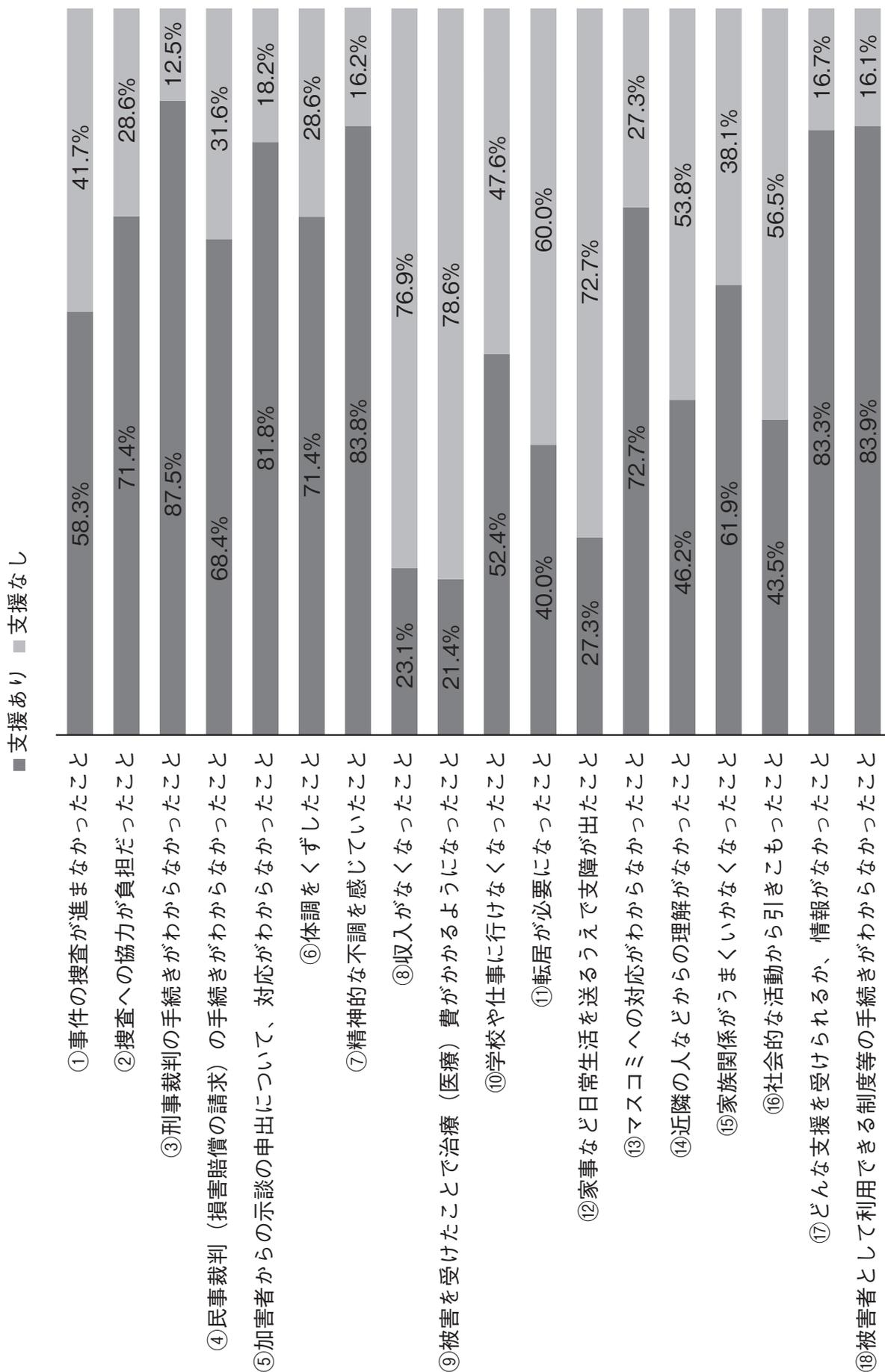


図 2C-2 困難を感じたことについて支援を受けたか：全体

「その他：前記の項目（表2C-5）以外で感じていた困難について支援センターから支援を受けたか」の自由記述を、被害種別ごとに以下にまとめる（この分析・整理についてはP.74の4）分析方法を参照）。

●「交通犯罪被害」

・ 被害に遭ったこと自体に関すること

＜支援を受けた＞

「日々、いつもやさしく声をかけて下さったり、心配して下さっていて、とてもうれしかった。遺族の気持ちに寄りそうということをいつも心がけて下さっていて、とても感謝している」「親身に話を聞いてもらったり、わからないことについても丁寧に説明を受けた」「毎日 TEL 相談し、助けていただいた。しかし私自身が感情的だったので、言葉を選んでくださったこと…今でも相談に乗ってくれてありがたい」「同じ想いをしている方々の話をきけた事で、心が安らいだ」

・ 刑事手続に関すること

＜支援を受けた＞

「調書作成の際、終了後、クールダウンに付き添っていただけた」「とてもいい弁護士さんを紹介していただき、感謝している」「支援センターの方に相談し、弁護士の先生を紹介して頂き、検察審査会に申し立を行い、不起訴不当の議決、検察官の再捜査の結果、起訴されての判決が、禁固三年、執行猶予五年の判決。全ての裁判に支援センターの皆様方が傍聴席に応援に来て頂き、私にとっては大変心強く、勇気を頂き、大きなパワーとなって証言出来た」「これから進んでいく調べや裁判について教えていただけ [て] 救われた」

＜支援を受けなかった、あるいは不十分だった＞

「[刑事手続における被害者の権利がほとんどなかった時代は、] センターも支援のやりようがなかったと思う」

・ 支援センターに関すること

＜支援を受けなかった、あるいは不十分だった＞

「支援センター内の案内など、見にくいものが多 [く、]パンフレット [が多すぎることに對し、] 『被害者ノート』を作成し解決」

・ 心身面に関すること

＜支援を受けた＞

「事故現場に居た兄弟の心のケアでは、相談を受けた事が2度ほどある」「心の支援・心の支え、ずっと見守ってくれた」

＜支援を受けなかった、あるいは不十分だった＞

「精神、体調面の不調は個人的な事もあり、全部理解してもらったり、手助けは限界があると思う。話せば言葉はかけてもらえると思うが、全てを話せるわけでもないで」

・ 家族や日常生活に関すること

＜支援を受けた＞

「調書作成の際、センターで検察に別室をとってもらい、子ども（0才）の面倒を見てもらった」

＜支援を受けなかった、あるいは不十分だった？＞

「裁判員裁判に被害者参加した際、遠方だったこともあり、保育園に対応してもらった」

- ・ 加害者に関すること

＜支援を受けなかった、あるいは不十分だった＞

「センターの方は、話は聞いてくださいますが、そこで止まって…つらい状況にいることをセンターの人が加害者に連絡してほしいのですが、しない（できない）。センターの人には、話を聞くだけでなく実際にもっと行動してほしい」

- 「殺人・傷害致死」

- ・ 被害に遭ったこと自体に関すること

＜支援を受けた＞

「センターよりどのように過ごしているか、様子伺いを電話ですて頂き、ずいぶん助かった」「事例は全てバラバラで、人によって感じ方も受けとり方もちがうので『ふつう』がないと言われて納得だった」

- ・ 刑事手続に関すること

＜支援を受けなかった、あるいは不十分だった＞

「[不起訴となってから] 4年の月日が経ち、今そのことを教えてもらえないか、検察当局へ問い合わせてみますとセンターからの申し出がありました…。不可能なこととわかっているのでお断りした」

- ・ 支援センターに関すること

＜支援を受けた＞

「自助グループの活動時にセンターの人が手伝ってくれる事があった」

- ・ 関係機関の対応に関すること

＜支援を受けた＞

「弁護士からのアドバイスについて、センターの方に聞いて分かりやすく教えていただいたり弁護士に早くやるようにお尻をたたいてくれたり、次はこうした方がいいよとアドバイス [を] くれたり弁護士には聞きにくいことも気軽に聞けたり（被害者と同じ立場で）できたのでたいへん助けていただいた」

- ・ 心身面に関すること

＜支援を受けた＞

「支援センターの方が、弟の話を聞いてくれたり、私のグチを聞いていただいたりしてくれたので、どうにか裁判という大きなストレスも乗り越えることができた」

- ・ 家族や日常生活に関すること

＜支援を受けた＞

「被害者宅の所有者からの損害賠償請求について支援を受けて決着をみた」

＜支援を受けなかった、あるいは不十分だった＞

「訪問してもらいせめて買い物を頼みたかった」

●「暴行・傷害等被害・強盗殺人未遂」

<支援を受けた>

「支援と相談を受けた。大変有りがたく思っている」

●「性暴力被害・DV被害」

・ 被害に遭ったこと自体に関すること

<支援を受けた>

「わからないことをわからないままにせず、全て一緒に悩み考え、進めてくださった」「心配し時々電話をくれた」「支援センターなくして今の自分は無いと思う」

・ 刑事手続に関すること

<支援を受けた>

「弁護士を紹介してくれ同行してくれた」

・ 関係機関の対応に関すること

<支援を受けた>

「センターの相談員の方が警察の捜査の担当者との間にはいってくれて、私の気持ちを伝えてくれたことで警察の対応が改善された」

・ 日常生活に関すること

<支援を受けた>

「保護命令の期限が切れるので、次の住居のお世話を親切丁寧に一緒に探してくれた」

## (vi) 支援が役に立ったか

支援センターによる支援について、役に立ったと感じているかどうか、全体および被害種別ごとにまとめたものが表2C-6である。

表2C-6 支援センターからの支援が役に立ったか

		全体		交通犯罪被害		殺人・ 傷害致死		暴行・傷害等被 害・強盗殺人未遂		性暴力・ DV被害	
		N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)
①刑事手続きについての情報をもらったこと	必要なし	10	(26.3)	5	(27.8)	5	(38.5)	0	—	0	—
	役に立たなかった	2	(5.3)	1	(5.6)	0	—	1	(25.0)	0	—
	役に立った	26	<b>(68.4)</b>	12	(66.7)	8	(61.5)	3	(75.0)	3	(100.0)
②被害に遭った後の心理的・生活上の変化について情報をもらったこと	必要なし	8	(21.1)	5	(27.8)	2	(15.4)	1	(25.0)	0	—
	役に立たなかった	2	(5.3)	1	(5.6)	1	(7.7)	0	—	0	—
	役に立った	28	<b>(73.7)</b>	12	(66.7)	10	(76.9)	3	(75.0)	3	(100.0)
③心理面でのサポートを受けたこと	必要なし	2	(5.1)	2	(10.5)	0	—	0	—	0	—
	役に立たなかった	2	(5.1)	1	(5.3)	1	(7.7)	0	—	0	—
	役に立った	35	<b>(89.7)</b>	16	(84.2)	12	(92.3)	4	(100.0)	3	(100.0)
④精神科医・臨床心理士による治療的ケアを受けたこと	必要なし	15	(38.5)	8	(42.1)	6	(46.2)	1	(25.0)	0	—
	役に立たなかった	7	(17.9)	5	(26.3)	2	(15.4)	0	—	0	—
	役に立った	17	(43.6)	6	(31.6)	5	(38.5)	3	(75.0)	3	(100.0)
⑤弁護士を紹介してもらったこと	必要なし	15	(38.5)	10	(52.6)	5	(38.5)	0	—	0	—
	役に立たなかった	4	(10.3)	2	(10.5)	2	(15.4)	0	—	0	—
	役に立った	20	(51.3)	7	(36.8)	6	(46.2)	4	(100.0)	3	(100.0)
⑥医療機関を紹介してもらったこと	必要なし	28	(73.7)	14	(77.8)	11	(84.6)	2	(50.0)	1	(33.3)
	役に立たなかった	1	(2.6)	1	(5.6)	0	—	0	—	0	—
	役に立った	9	(23.7)	3	(16.7)	2	(15.4)	2	(50.0)	2	(66.7)
⑦精神保健福祉センター・カウンセリングセンターを紹介してもらったこと	必要なし	30	(81.1)	15	(83.3)	9	(69.2)	4	(100.0)	2	(100.0)
	役に立たなかった	1	(2.7)	1	(5.6)	0	—	0	—	0	—
	役に立った	6	(16.2)	2	(11.1)	4	(30.8)	0	—	0	—
⑧捜査機関に行くとき付き添ってもらったこと	必要なし	19	(50.0)	12	(63.2)	5	(38.5)	2	(50.0)	0	—
	役に立たなかった	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	役に立った	19	(50.0)	7	(36.8)	8	(61.5)	2	(50.0)	2	(100.0)
⑨公判の付き添い支援を受けたこと	必要なし	11	(29.7)	6	(33.3)	3	(23.1)	1	(25.0)	1	(50.0)
	役に立たなかった	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	役に立った	26	(70.3)	12	(66.7)	10	(76.9)	3	(75.0)	1	(50.0)
⑩医療機関や役所等に行くとき付き添ってもらったこと	必要なし	27	(73.0)	15	(88.2)	10	(76.9)	1	(25.0)	1	(33.3)
	役に立たなかった	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	役に立った	10	(27.0)	2	(11.8)	3	(23.1)	3	(75.0)	2	(66.7)
⑪行政手続きをするさいに具体的に支援してもらったこと	必要なし	27	(69.2)	16	(84.2)	9	(69.2)	2	(50.0)	0	—
	役に立たなかった	2	(5.1)	1	(5.3)	0	—	1	(25.0)	0	—
	役に立った	10	(25.6)	2	(10.5)	4	(30.8)	1	(25.0)	3	(100.0)
⑫家事等、日常生活に关することについて支援を受けたこと	必要なし	33	(86.8)	16	(88.9)	12	(92.3)	4	(100.0)	1	(33.3)
	役に立たなかった	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	役に立った	5	(13.2)	2	(11.1)	1	(7.7)	0	—	2	(66.7)
⑬家族関係が良好になるように支援を受けたこと	必要なし	24	(61.5)	11	(57.9)	9	(69.2)	3	(75.0)	1	(33.3)
	役に立たなかった	2	(5.1)	1	(5.3)	1	(7.7)	0	—	0	—
	役に立った	13	(33.3)	7	(36.8)	3	(23.1)	1	(25.0)	2	(66.7)
⑭当事者グループ・自助グループを紹介してもらったこと	必要なし	23	(62.2)	8	(42.1)	9	(75.0)	4	(100.0)	2	(100.0)
	役に立たなかった	2	(5.4)	1	(5.3)	1	(8.3)	0	—	0	—
	役に立った	12	(32.4)	10	(52.6)	2	(16.7)	0	—	0	—

全体に、各支援について役に立ったとする割合が高いのは、〈心理面でのサポート〉〈心理的・生活上の変化に関する情報提供〉〈刑事手続きの情報提供〉である。各項目で役に立たなかったと回答する割合は低く、とくに〈公判や捜査機関等への付き添い支援〉や〈日常生活への支援〉については、支援を受けた者の中で役に立たなかったという回答はゼロである。〈自助グループ等の紹介〉を役に立ったとする割合は、「交通犯罪被害」で高い。支援を必要としなかった割合が高いのは、〈日常生活への支援〉〈医療機関や精神保健・カウンセリングセンターの紹介〉であった。

「その他：前記の項目（表 2C-6）以外で支援センターによる支援で役に立ったもの」についての自由記述を、被害種別ごとに以下にまとめる（この分析・整理については P.74 の 4）分析方法を参照）。

## ● 「交通犯罪被害」

### ・ 情報提供

「被害者支援に関する小冊子や、被害者や遺族が書いた文章が書かれた小冊子を手に入れた」「情報網が広くたくさん知る事ができた」

### ・ 刑事手続に関する支援

「縁のないと思っていた法律用語など、ゆっくりと分かるまでの確に教えてもらった」「裁判が続く、気持ちが投げやりになる時もあったが、その時に応じて具体的なアドバイスをいただいた」「裁判の内容をかきとってくれていた」「加害者側からの連絡があった際は、『このように言いなさい』との文言を教えていただいた。要は、相手のペースに乗らない上手に断る言葉のこと」「必ず、別室を用意してくれたので常にクールダウンできた」「継続審でも付き添いしてくれた」「刑事裁判以外ない」

### ・ 関係機関との調整

「弁護士さんとの関係がうまくいかず、今日も相談してきた」「付き添い支援の際や裁判休憩している時に弁護士といるのは疲れる。センターからお願いして昼休みは別々となった。自分ではいいにくい」「検察とうまく連携がとれていた」

### ・ 安心できる環境で個別に話を聴き、気持ちを受けとめること

「私達遺族に落ちついた場所でしっかりと向き合ってくれ、本音で話す環境をつくってくれた」「支援センターの方々に、今の自分の気持ちを心からはき出す事ができ、それをしっかり受けとめていただき、精神的に、本当に助かっている」「先日、[支援センターに] 牧師さんがいらっしゃって、1人1人の今の悩みなどを聞いていただき、又、印象に残るお話を聞き、何だか安心感を覚えた」「迷っている私にいつも私の気持ちを第一に考えて下さり、いつも助けてもらっている」「グチを聞いてもらった」「軸となる支援者が決まっていた」

### ・ カウンセリング

「被害を受けてから数年後に、二次被害による精神的ダメージを受けた時、カウンセリングの機会をつくってくださって助けられた」

### ・ 日常生活の支援

「いつも、子供の事を気にかけて言葉をかけてもらえたのが嬉しかった」

### ・ 被害者同士の交流の場を設けること

「同じ悩みを持った人と会ってお話しをさせてもらった」

### ・ 長期的な関わり

「時折くれるハガキ」

## ●「殺人・傷害致死」

・刑事手続に関する支援

「裁判所への引率をしていただいで大変たすかった」「裁判所に毎回、付き添ってくれた」「裁判や諸用で上京する度、宿泊の手続き等のお世話をして頂いた」「自分の裁判の前に他の裁判の傍聴をしたのだが、その際参考になりそうな裁判を選んで傍聴の付き添いをしてくれた」

・マスコミへの対応

「マスコミに対する対応に気がつかけていただいで、大変たすかった」

・関係機関との調整

「加害者に資力がないため犯給金の申請を予定していた。ところが加害者の親から500万円の被害弁償の支払い申入れがあった。県警支援室は、申入れを断っても犯給金から差引くと言ってきた。厳罰を望んだため弁償金の受取は保留のまま刑事裁判が終わった。刑確定後、支援センターの方が警視庁との交流会で問い正したところ、警視庁の方は被害者の心情は理解できる。断わっても犯給金[は]減額しませんと言ってくれた。その確認のおかげで無事犯給金を満額で受けとることができた。非常に感謝している」

・自宅訪問と精神的なサポート

「折に触れて訪問を受け慰めや励ましを受けた」

・日常生活の支援

「現在、単身で生活していますが、膠原病で手足が不自由。お墓参りの草取りをセンターの方に一度お願いした。心良く支援して下さったので嬉しかった」「社会とのつながり」

・加害者に関する支援

「加害者が刑を終えてでてきた後のことを相談にのってもらっている」

・被害者同士の交流の場を設けること

「『命の授業』を聞かせて頂けた」

## ●「暴行・傷害等被害・強盗殺人未遂」

・刑事手続に関する支援

「検察の事情聴取で肋骨骨折については詳しく説明したし、受理罪名も強盗致傷となっていたのに、公判請求罪名は強盗だった。『なぜ致傷にならないのか』と問い合わせたところ、『罪名を決めるのは我々の権限です』と決めつけられた。納得がいなくて為す術もなく数日苦しんでいたときに被害者支援センターの冊子をもっていたことを思い出して電話した。スタッフの方が丁寧に対応して下さって弁護士を紹介して下さった。スタッフの方が家に来て下さったり弁護士事務所に同行して一緒に話を聴いて下さったりした。この頃私は眠れない、食べられないという日が続いていたので本当に有難かった。ぼんやりした状態だった。弁護士さんの助言で検察には上申書を提出した。改めて詳しい調査と事情聴取がなされ、罪名は強盗致傷に変更された」

・関係機関との調整

「検察官や弁護士に対して間に立って言いたい事を伝えてもらった」

・その他

「もう少し行政に対する支援をしてほしかった」「犯人には国選弁護士が2人付いていた。私は弁護士を自由に選べるが金融資産が150万円以上あれば自分で費用を負担しなければならないと言われた。被害者は弁護士を依頼するか否かを選択しなければならない。公平な裁判が行われる為にも被害者にこそ国選弁護士をつけるべきだと痛感した」

●「性暴力被害・DV被害」

・支援への感謝

「[支援センターによる支援について] 1～100までむしろ支援を受けなかったことが見付からないくらい、必要なことに関しては全てサポートして頂いた」「支援センターをこれほど利用出来て、お世話に成れる事を一般の方々は知らない。もっとこの制度を世間の皆にも知ってもらい苦しみから助けてあげて欲しい」

## (vii) 支援センターを利用した全般的感想について

支援センターを利用した全般的感想として、「当初感じていた困難がどのくらい解消したと感じているか」「犯罪被害に遭われて同じような立場におられる方に、支援センターに相談することを勧めたいと思うか」について尋ねた。その結果を全体および被害種別ごとにまとめたものが表 2C-7 である。

表 2C-7 支援センターを利用した全般的感想

	全体		交通犯罪被害		殺人・ 傷害致死		暴行・ 傷害等被害・ 強盗殺人未遂		性暴力・ DV被害	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)
当初感じていた困難は解消したか										
まったく解消していないように感じる	1	(2.6)	1	(5.3)	0	—	0	—	0	—
どちらともいえない	2	(5.1)	1	(5.3)	1	(7.7)	0	—	0	—
やや解消したように感じる	11	<b>(28.2)</b>	5	(26.3)	4	(30.8)	1	(25.0)	1	(33.3)
かなり解消したように感じる	23	<b>(59.0)</b>	11	(57.9)	7	(53.8)	3	<b>(75.0)</b>	2	(66.7)
不明	2	(5.1)	1	(5.3)	1	(7.7)	0	—	0	—
合計	39	(100.0)	19	(100.0)	13	(100.0)	4	(100.0)	3	(100.0)
被害者等に、支援センターに相談することを勧めるか										
あまり勧めたいと思わない	1	(2.6)	1	(5.3)	0	—	0	—	0	—
どちらとも言えない	2	(5.1)	1	(5.3)	1	(7.7)	0	—	0	—
少し勧めたいと思う	3	(7.7)	3	(15.8)	0	—	0	—	0	—
大いに勧めたいと思う	32	<b>(82.1)</b>	13	(68.4)	12	<b>(92.3)</b>	4	<b>(100.0)</b>	3	<b>(100.0)</b>
不明	1	(2.6)	1	(5.3)	0	—	0	—	0	—
合計	39	(100.0)	19	(100.0)	13	(100.0)	4	(100.0)	3	(100.0)

全体に、支援センターを利用して、相談当初に感じていた困難が解消したと回答する割合が9割以上である。同じような立場にある被害者等に支援センターの利用を勧めたいかについても肯定する割合は高い。

また、被害者等に対して支援センターに相談することを勧めるかどうか、その回答を選んだ理由（自由記述）についても尋ねた。その記述を以下にまとめる（この分析・整理についてはP.74の4）分析方法を参照）。

→「まったく・あまり勧めたいと思わない」を選んだ理由

「勧めたいと思わない」と回答したのは交通犯罪被害者1名で、次のような理由を記述していた。「早期援助団体に指定され、直接支援の件数が増えているようだが、事故から時間が経過した者への支援は、脱落しているように強く思う。資金の調達やセンターの周知に懸命になっているのもわかるが、その直接支援も適切に行われているのかもわからないし、長期的な支援も忘れないで欲しいと思う。（後略）」

→「どちらともいえない」を選んだ理由

「どちらともいえない」と回答したのは2名で、次のような理由を記述していた。「精神面・経済面での役には、全く立たなかったから。情報が少なすぎる」（「交通犯罪被害」）、「私自身、[調査票の]右頁のこと[被害者のための諸制度]をよく知らないこと。実際には何も体験していないので、良いも悪いもわからない」（「殺人・傷害致死」）。

→「少し・大いに勧めたい」を選んだ理由

●「交通犯罪被害」

- ・専門的な情報の提供、助言が得られるから

「[被害者は]専門的知識がなくて困ったり悩んだりしていることが多いと予想されるので、支援からどのような対応の仕方があるか、その方法や関係機関、制度の利用についてなど紹介していただき、被害者が選択できるようにしていくことが、被害者の回復につながると思うから」「センターの皆様にも助けてもらわなかったら、おそらく、今でも何をしたいのか分からず困っていたと思う」「アドバイスがいただけるから!!」「自分一人では出来ない事、一人で悩んでも前に進む事は出来ないと思う。仕事上での経験人[ママ]、活動されている方が多種多様。悩むより相談する[こと]を勧める」「事件の大小を問わず、支援者がつかずはなれずいる事。情報量の多い社会でネットだけでは、遺族または家族・本人では、まとをしぼれない」「犯罪被害に遭うと、その日を境に生活が一変する。突然、まっ暗な荒れ狂う海に放り込まれたようなもの。日常生活もまともに送れなくなる。そのような時に、様々な支援が受けられると、少しでも負担が軽くなると思うから。（刑事裁判は特にわからないことだらけだったので助かった）」

- ・関係機関と密接に連携しているから

「はずかしながら支援センターの事は、調書作成の検事から教えて頂くまでは、全く知らなかった。しかも検事に『あなたの事は、すでにセンターに連絡しています』とおっしゃって頂き、玄関までお見送り下さった。仕事上と云えど、『心配して下さっている』と感じ、有難く感謝している。支援センターに自ら連絡するとなると、突然大事な人を亡くした私にとって、教えて頂いたとしても連絡しなかった、あるいは連絡が遅れたと思う。本人の了解を得ずにセンターに連絡する事を悪く思う人もいるかもしれないが、私は事前に連絡して下さった事を良かった事と思っている」

- ・困った時に安心して相談できる場であるから

「困った時にいつでも相談にのってくださる方がいるということが、心の支えになる」「本当に困っている時に助けを求められる場所があり、加害者〔支援〕と同様といかずとも、支援の意義や人の暖かみがある」「困っていること全ての支援には行き届かないが、少しは役に立つことはある。そこから自力で解決できることが増えていく」「被害にあって半年くらいだが、心の苦しみを何でも相談でき、とてもたよりに思っている」「親身になってくれる。頼りになる」「家族以外で、事故の話を出せる人の存在はかなり大きい」「自分一人で悩む人が多いから！！話せる場所があるから！！」「遺族の気持ちは、弁護士さんや他人にはとても理解してもらえないが、支援センターさんで、不安や悲しみ、加害者に対する怒りなど、本当につらいことばかり相談させてもらい、いつも不安をとりのぞいてもらっている。私がおじゃましても嫌な顔などせず、笑顔で迎えて下さり、支援センターさんのおかげで、いつも元気を分けて下さってらっていて、生きていく力になっている」

- ・精神的なサポートが得られるから

「二次被害が次々と起きてくるので、精神的にもダメージが大きく、そのサポートも必要」

- ・社会への信頼を取り戻すきっかけになるから

「信頼や人をうたがう心をもった唯一、事件後からの人間関係の成長や回復・修復となるきっかけとなってくれると思う」「息子を事故で突然亡くした時、私は本当に孤独だった。私と同じような苦しみを経験した人がどこにいるのかもわからず、ずっとずっと苦しかった。同じ状況の人でしか分かり合えない感情がある。支援センターとつながることで孤独は少しは癒されると思う」

- ・被害者同士の交流の場があるから

「被害者同士が交流を持つことでいやされることもある」「自助グループ（同じ被害者）の話は、聞いてみると、何かしら感じる物があると思うから」

- 「殺人・傷害致死」

- ・専門的な情報の提供、助言が得られるから

「被害にあうと一般の人はどう対応していいのかわからない。支援センターに相談すると親切に教えてもらえる」「本人及び遺族だけの対応だけでは、処置が困難（対応に時間がかかる）」「犯罪被害はいきなりあうもので、突然日常をうばわれる。今まで当たり前だったことがあたり前じゃなくなって、突然右も左もわからない所にぽっと放り出された感じ。そんな時に、手続きのことはこちら、精神ケアはこちら、と信号のように誘導してくれる団体が支援センターだったから」「1人、又家族だけではわからないことが多すぎる」

- ・関係機関との調整

「検察や弁護士に私達が言い難いことも、しっかり尋ねて下さったり、代弁して下さる」

- ・話を聴いてくれることで気持ちが穏やかになること

「自分の思いを十分に聞いてもらえる。それだけで少しは穏やかになれる」「自分一人で考えていないで、人に少しでも話すことで、気持ちが楽になることがあるから」

- ・ずっと優しく寄り添ってくれる

「病気をもった弟が犯罪被害にあい、私も目撃者として大きなショックを受けたにも関わらず、事件や病院、手続き、両親の介護とやらなければならないことが山のようにふりかかり、眠れず、食べられず、仕事にもいける自信がないなかで、話だけでも聞いてもらえれば少しは楽になるかなと思った中で相談に行ったのがきっかけだったが、裁判までずっと優しく寄り添っていただき、どれだけ助けていただいたか言いつくせない。紹介していただいた警察の方にも感謝している」「女性の方が多いこともいい点だと思う。男性よりは優しく丁寧にきめ細かに支援して下さるのではと思う」

- ・無料である

「支援センターに相談すると親切に教えてもらえる。然も無料」

- ・相談することで気づけることがある

「相談する事に寄って、気付ける事もある」

- ・社会への信頼を取り戻すきっかけになる

「社会性を保つうえで、繋がりが必要であると考え。私の場合だが、話し相手、相談相手がいってくれたこと、支援センターの方、弁護士の方、臨床心理士、医師との関係が社会性の回復、維持に重要であったと考えている」

また、「少々問題点 [、] 不満はあるが（※人と人との相性の問題ですので大したことはない。）支援センターなしには考えられないので、支援を受けて良かったと思う」という意見や、「支援センターの存在を全く知らなかったの…。該当する方がいらっしゃる状況の時、すみやかに“支援センター”の利用を紹介し、気楽に“ドア”をノック出来るよう声がけも必要かと」という要望もあった。

## ● 「暴行・傷害等被害・強盗殺人未遂」

- ・専門的な情報の提供、助言、専門機関の紹介が得られるから

「経験の無い出来事が多く、支援センターの皆様本当に御世話に成った。感謝でいっぱい」「いろいろな気持ちの中、手さぐりで子どもを立ち直らせようと必死だったが医療機関、弁護士の方など全く知識なく迷っていた時に紹介していただけた事はとても助かった為」「スタッフの方は豊富な知識と経験から適切な助言をして下さった」

- ・刑事手続の時の付添い

「検察庁や公判にもつき添っていただけたのは大変心丈夫だった」

- ・安心できる環境で個別に話を聴いてくれる

「家族や友人に話せない事を聞いてくれる」「秘密を守ってくださるので安心して全てを打ち明けることが出来た」

- ・精神的なサポートが得られる

「何を話しても傷つくことがなくずいぶん心が癒された」

- ・被害者の視点に立ってくれる

「ひたすら被害者（遺族）側の視点で物事をとらえてくれる」

## ● 「性暴力被害・DV被害」

## ・ 支援を受けた実感から

「私が1番苦しい時に支えになってくれたと実感しているから」「支援センターにお世話になっていなければ、今の健康な自分は存在しない。もっと多くの方に知ってほしい場所」「自分自身が支援センターの方々より全面的に支援を受け前進出来た事。今の状況は支援センター無しには語れない [。] 制度とはいえ、こんなに有難い公的機関 [ママ] は無いと思う」

(viii) 被害者のための諸制度について

警察、検察庁、裁判（少年審判）、更生保護における諸制度の利用状況について、全体および被害種別ごとにまとめたものが表 2C-8 である。

表 2C-8 被害者のための諸制度の利用状況

		全体		交通犯罪被害		殺人・ 傷害致死		暴行・ 傷害等被害・ 強盗殺人未遂		性暴力・ DV 被害	
		N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)
①警察における被害者連絡 制度	あてはまらない	15	(41.7)	9	(50.0)	5	(41.7)	1	(33.3)	0	—
	利用しなかった	4	(11.1)	2	(11.1)	0	—	1	(33.3)	1	(33.3)
	利用した	17	(47.2)	7	(38.9)	7	(58.3)	1	(33.3)	2	(66.7)
②検察庁における被害者等 通知制度	あてはまらない	10	(27.0)	6	(33.3)	3	(25.0)	0	(0.0)	1	(33.3)
	利用しなかった	3	(8.1)	1	(5.6)	1	(8.3)	1	(25.0)	0	—
	利用した	24	(64.9)	11	(61.1)	8	(66.7)	3	(75.0)	2	(66.7)
③公判での被害者参加制度	あてはまらない	15	(42.9)	9	(56.3)	4	(33.3)	1	(25.0)	1	(33.3)
	利用しなかった	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	利用した	20	(57.1)	7	(43.8)	8	(66.7)	3	(75.0)	2	(66.7)
④公判での意見陳述制度	あてはまらない	9	(24.3)	4	(22.2)	3	(25.0)	1	(25.0)	1	(33.3)
	利用しなかった	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	利用した	28	(75.7)	14	(77.8)	9	(75.0)	3	(75.0)	2	(66.7)
⑤公判での損害弁償命令制度	あてはまらない	19	(57.6)	12	(70.6)	5	(50.0)	1	(25.0)	1	(50.0)
	利用しなかった	11	(33.3)	3	(17.6)	5	(50.0)	3	(75.0)	0	—
	利用した	3	(9.1)	2	(11.8)	0	—	0	—	1	(50.0)
⑥公判記録の閲覧・コピー	あてはまらない	9	(25.7)	4	(22.2)	4	(36.4)	0	—	1	(50.0)
	利用しなかった	5	(14.3)	2	(11.1)	1	(9.1)	2	(50.0)	0	—
	利用した	21	(60.0)	12	(66.7)	6	(54.5)	2	(50.0)	1	(50.0)
⑦少年審判の被害者傍聴制度	あてはまらない	30	(83.3)	17	(94.4)	8	(66.7)	4	(100.0)	1	(50.0)
	利用しなかった	2	(5.6)	0	—	1	(8.3)	0	—	1	(50.0)
	利用した	4	(11.1)	1	(5.6)	3	(25.0)	0	—	0	—
⑧更生保護における意見等 聴取制度	あてはまらない	26	(78.8)	15	(83.3)	7	(70.0)	3	(100.0)	1	(50.0)
	利用しなかった	3	(9.1)	0	—	2	(20.0)	0	—	1	(50.0)
	利用した	4	(12.1)	3	(16.7)	1	(10.0)	0	—	0	—
⑨更生保護における心情等 伝達制度	あてはまらない	28	(82.4)	17	(94.4)	7	(70.0)	3	(75.0)	1	(50.0)
	利用しなかった	3	(8.8)	0	—	2	(20.0)	0	—	1	(50.0)
	利用した	3	(8.8)	1	(5.6)	1	(10.0)	1	(25.0)	0	—
⑩更生保護における被害者等 通知制度	あてはまらない	26	(74.3)	17	(94.4)	6	(60.0)	2	(50.0)	1	(33.3)
	利用しなかった	4	(11.4)	0	—	2	(20.0)	1	(25.0)	1	(33.3)
	利用した	5	(14.3)	1	(5.6)	2	(20.0)	1	(25.0)	1	(33.3)

注) 各制度について回答のあった者が母数となっている（無回答は除外）。

全体を見ると、〈公判での意見陳述制度〉〈検察庁の被害者等通知制度〉〈公判記録の閲覧・コピー〉の利用率が6割～7割以上と高い。  
更生保護における諸制度についてはあてはまらない者が多かった。

## (ix) 被害者のための諸制度を利用した感想について

諸制度を利用した被害者等が役に立ったと感じているかどうかについて尋ねた。その結果を全体および被害種別ごとにまとめたものが表 2C-9 である。

表 2C-9 被害者のための諸制度を利用した感想

		全体		交通犯罪被害		殺人・ 傷害致死		暴行・ 傷害等被害・ 強盗殺人未遂		性暴力・ DV被害	
		N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)
①警察における被害者連絡 制度	役に立たなかった	5	(29.4)	3	(42.9)	2	(28.6)	0	—	0	—
	役に立った	12	(70.6)	4	(57.1)	5	(71.4)	1	(100.0)	2	(100.0)
②検察庁における被害者等 通知制度	役に立たなかった	2	(8.3)	1	(9.1)	1	(12.5)	0	—	0	—
	役に立った	22	(91.7)	10	(90.9)	7	(87.5)	3	(100.0)	2	(100.0)
③公判での被害者参加制度	役に立たなかった	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	役に立った	19	(100.0)	7	(100.0)	7	(100.0)	3	(100.0)	2	(100.0)
④公判での意見陳述制度	役に立たなかった	3	(11.1)	1	(7.1)	2	(25.0)	0	—	0	—
	役に立った	24	(88.9)	13	(92.9)	6	(75.0)	3	(100.0)	2	(100.0)
⑤公判での損害弁償命令制度	役に立たなかった	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	役に立った	3	(100.0)	2	(100.0)	0	—	0	—	1	(100.0)
⑥公判記録の閲覧・コピー	役に立たなかった	3	(14.3)	2	(16.7)	1	(16.7)	0	—	0	—
	役に立った	18	(85.7)	10	(83.3)	5	(83.3)	2	(100.0)	1	(100.0)
⑦少年審判の被害者傍聴制度	役に立たなかった	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	役に立った	4	(100.0)	1	(100.0)	3	(100.0)	0	—	0	—
⑧更生保護における意見等 聴取制度	役に立たなかった	1	(25.0)	1	(33.3)	0	—	0	—	0	—
	役に立った	3	(75.0)	2	(66.7)	1	(100.0)	0	—	0	—
⑨更生保護における心情等 伝達制度	役に立たなかった	1	(33.3)	1	(100.0)	0	—	0	—	0	—
	役に立った	2	(66.7)	0	—	1	(100.0)	1	(100.0)	0	—
⑩更生保護における被害者等 通知制度	役に立たなかった	1	(20.0)	1	(100.0)	0	—	0	—	0	—
	役に立った	4	(80.0)	0	—	2	(100.0)	1	(100.0)	1	(100.0)

注) 各制度について利用した者のうち、回答のあった者が母数となっている（無回答は除外）。

全体を見ると、〈公判での被害者参加制度〉〈公判での損害弁償命令制度〉〈少年審判の被害者傍聴制度〉について、利用した者全員が役に立ったと回答している。〈検察庁の被害者等通知制度〉〈公判での意見陳述制度〉〈公判記録の閲覧・コピー〉を利用した者の満足度も高い。  
更生保護における諸制度については、利用した者が少ないが、「交通犯罪被害」でのみ役に立たなかったとする回答が見られた。

(x) 「被害者支援」に関する要望について

調査票の最後で、被害者支援全般について「こうしてほしい」「こんな支援がほしかった」など、自由に記述してもらった。その意見を被害種別ごとに以下にまとめる（この分析・整理については4）分析方法を参照）。

● 「交通犯罪被害」

まず支援センターについて、その意見等は大きく4つのカテゴリー（①支援内容、②支援体制、③啓発・運動、④支援センターへの高い評価や感謝）に分けられた。

① 支援内容

- ・ 被害者の苦しみを、これからも支援センターに受けとめ続けてほしい

「今後、どれだけの日数が過ても、父を『車で殺された』という事実が消えることはないし、父自身の無念さ、私の苦しみ、加害者への憤りはうすらぐことはないので、いつまでもそばで見守っていて欲しいと思う。現在、刑事・民事裁判が去年終り、加害者本人は、何の責任をとることもなく、遺族である私は、いろいろな苦しみ、これは遺族でないといけない苦しみ、世間の無関心による孤独感、なぜ毎日つらい日々を過ごさないといけなくなったのか、この気持ちをどこへぶつけていいかわからず、いつも支援センターさんに頼ってしまっている。いつもご迷惑をかけてしまい、心苦しく思っている。本当に助けてもらってばかりで、この苦しみを加害者にぶつけない、加害者に被害者と同じ痛みを感じてもらいたい、そういうことをさせないから、加害者本人に責任をとらせるという法のシステムが整っていないので、遺族だけが苦しんでいる状態が永遠に続く」

- ・ 支援センターのスタッフ全員の質を高めてほしい

「支援するスタッフのスキルや人間力（知識、包容力、性格的安定→キレない性格）によって、サポートの質が変動することはかなり困る。被害者に対して、上から目線で『助けてやっている』という態度や言葉は絶対にやめてほしい。被害者が支援者を選別することは難しいので、不向きなスタッフは早めに取り除いてほしい」

- ・ 支援センターのスタッフが被害者を主導せずに、前へ導いてほしい

「わたしもそうだったが、寄り添って話を聴くことはとても大切。一人一人に合わせたスピードで、決して支援者が主導しないように、前へ導いてほしいと思う」

- ・ 支援センターに、固定したスタッフを担当者にしてほしい

「支援者内でローテーションがあっても、軸となる人は必要」

- ・ 支援センターに、生活支援をしてほしい

「裁判の際、温かなごはんを食べたい→加害者家族とはち合わせしない様にされていたから」「県のファミサポを支援センターで活用できる様にする」

- ・ 支援センターに、自らも被害者遺族であるスタッフを配置してほしい

「センター内に遺族がいるといいと思う（当事者率高すぎる [ママ]）」

- ・ 支援センターの業務内容をもっと明確に伝えてほしい

「もっと他の遺族がどうしたのか、具体的な本がほしかった→支援内容について。何ができるのか、いまいち最初わからなかった。警察と民間でわかりやすくするべきだと思う。同じ事でももちろんいい」

- ・支援センターに、もっと被害者の立場に立ってほしい

「支援センターが各県にあるが、基本的には被害者のための支援センターであってほしい。国からのお達しで作っているように思われる。もっと被害者の立場であってほしい」

- ・「被害者ノート」（犯罪被害者等が後で役立つ記録を残すために作成された、書き込み式ノート）が必要  
『被害者ノート』必要！」

## ②支援体制

- ・支援センターの利用可能な時間を延ばしてほしい

「利用時間が、月～金曜日、午前10時～午後4時という限られた時間なので、お仕事をされていらっしゃる方はなかなか利用できないのではないかと。土曜日とか日曜日とか、夕方以降の時間帯とかも利用できたら大変うれしく思う。いつもよくして頂いていてこんなことを言うのはおこがましいのだが」

- ・支援センターが、より多くの被害者を早期から中・長期的に支援できる体制を作してほしい

「刑事裁判、日常生活、精神的な面、全てにおいて支援が必要だと思う。私は、運よく、支援センターにたどり着き、多くの支援を受けることができたが、支援センターの存在も知らずに一人路頭に迷っている人も多いと聞く。被害に遭われた方がいち早く支援が受けられるようなシステムを作ることが大切だと思う」「一日も早く支援センターと出会えるよう、支援の輪がさらに広がってほしいと思う」「被害者支援の制度が整いつつあるが、まだ社会的認知度が低く、ある日突然被害者になった人たちは、そういう制度があることを知らない人も多いと思われる。早期支援や中・長期的な支援ができるよう、制度の見直しや整備、支援者の育成、等につとめていただきたい」「事故直後、『まさか自分が』というタイミング。救急車が来る前から、の、なるべく早く支援の体制があればと思う」

- ・支援センターに、検察庁との連携を深め、検察庁の被害者支援室を作してほしい

「検察庁と、もっと密にパイプを作り、庁内に被害者支援室を作れるといい（検察官によって左右されるため）」

- ・支援センターの財政基盤を強化してほしい

「支援には費用がかかる。国からの財政基盤をしっかりと受けられる様にしてもらいたい。支援センターは支援をしたくてもできないセンターが多い」

## ③啓発・運動

- ・現在の法制度を変えるため、支援センターに、犯罪被害についての啓発活動や全国的な運動を行ってほしい

「交通事故の場合、故意じゃないからとか、示談金が支払われるからと、世間からは思われているようだが、父が事故にあわなければ自然に支払われていた金額を、裁判という形でしか払ってもらえない、そこに加害者の反省とか謝罪の気持ちとかは一切含まれていないということ世間は知らない。一生続くこの苦しみ（故意でないからという理由で加害者に責任をとらせないのがおかしい。加害者の謝罪が一切ないというこの状態が一生続くのかと思うと気が狂いそうになる。

寿命で亡くなっている人より示談金がもらえるからいいじゃないかと世間からは誤解されているように思われる。生命保険じゃあるまいし、民事裁判に気力を使うことも苦しい)を世間の人々にもっとアピールして欲しい。遺族は苦しんでいても、どこにも不満を言わないでがまんしている人が多すぎると思う。私は支援センターさんが家の近くにあり、本当によく利用させてもらっていて助かっている」「被害者や遺族の無念さを世間にアピールしてもらい、故意じゃなくても人を殺した人間はそれに見合う責任をとってもらいたいと思う。それがないと遺族は、いつまでも前へむいて生きていけない」「歩道に突っ込まれる、という交通事故で突然大切な息子を亡くし、私や家族はパニックになった。高校生2人が犠牲になったというのに警察は逮捕もせず、3ヶ月放置。頭に来て県警に直接訴えたら、手のひらを返したようにあわてて現場検証、その後加害者に逃走された。幸せな時は気づかなかつたが、被害者は放置され病院も警察も裁判も本当にお粗末なものだった。センターにはお世話になり感謝はしているが、毎回お互いに話を聞き合うだけで、時々息がつまりそうになる。様々なおかしい事を変える運動を全国で団結して行いたい。バラバラな活動では、世の中は変わらない。行政が先頭に立ち、まずは被害者の声や現状を正確に把握し、支援センターと協力して法改正につながる運動をお願いしたい」

・支援センターに、関係機関への教育をしてほしい

「支援センターが『被害者精通弁護士』の教育、講師などもしてもらい、よりよい支援がされる事を願っている。特に遺族などから受け身ではない形になっていったら、遺族としてはなおさらいい」

④支援センターへの高い評価や感謝

「精神的に参っているので、[この回答に]自分のつらい気持ちをぶつけてしまった。申し訳ない。これからもご迷惑をおかけすると思うが、見捨てないで。いつも良くして頂いて、本当にありがとうございます。支援センターさん皆様のやさしい心づかいで、今日も1日生きることができた。感謝している」「センターの方々のサポートがあり、様々な手続きも理解しながら進められたと思っている」「私の場合、本当に心温まる応援を頂き、不起訴から実刑、判決が下り、長期にご支援を賜り、ありがとうございました」

また、支援センターに限らず被害者支援全体については、以下のような意見があった。

・被害者のための情報を増やしてほしい

「情報量の増加(それぞれの裁判によって、裁判内容、被害者参加制度の内容の違いがあるため)」

・経済的支援をしてほしい

「経済的なフォローが必要だと思う。精神的な問題はかんたんにはいかないと思うけれど、さしあたって、先行きが心配になるので…」

・精神的支援をしてほしい

「精神的な支え」

・生活支援をしてほしい

「家事も身の回りのこともできなくなったので、訪問援助が公的にあると助かる。私の場合、食事も取れず、外出もできなかった。例えていうならば、老人がデイサービスを利用するようなものがあるとありがたいと思う」

- ・警察に、被害者の権利や支援団体などを紹介してほしい

「被害者支援の制度が整いつつあるが、まだ社会的認知度が低く、ある日突然被害者になった人たちは、そういう制度があることを知らない人も多いと思われる。被害者にも支援される権利があることや、支援団体などについて、警察からちゃんと紹介してもらいたい」「事故後、どこからか情報が流れて色々な団体から支援の案内が届き、『何の団体が何の意図で連絡をくれたのか?』と、全ての情報に不信感を持ってしまう時期もあった。その中に、悪意のあるものはなかったと信じたい所だが、善意の押し売りも、タイミングによっては不安をあおるものになった。警察からの紹介でなかったら、私もセンターにお世話になる事はなかったと思う」

- ・加害者への教育を改善してほしい

「あきれた話（その1）…市原刑務所の刑務官の話もセンターで聞いたが、加害者に何の教育もしてなくて、おまいりも講義の参加も全部本人まかせにしている（2～3割位の人がしている）。何もせずあとの7割は明るくすごしていると言っていた。強制してもダメなんです！にあきれた。謝罪しない理由がよくわかった。出所後どんな態度かアンケートをとって教育方針をしっかり立てるべきだ。税金のむだ使いで、世の中よくなる訳がない」

## ●「殺人・傷害致死」

まず支援センターについて、その意見等は大きく4つのカテゴリー（①支援内容、②支援体制、③啓発・運動、④支援センターへの高い評価や感謝）に分けられた。

### ①支援内容

- ・支援センターに、被害者のその時の状況に応じた支援を長期的に続けてほしい

「私の場合は、犯罪被害に遭ってから半年くらいからして支援センターができた。その前は準備中だったようだ。しかし、すぐに毎日のように気遣いの電話をいただいた。その後も、いろいろな面で情報をいただいた。今でもいろいろな面で心配事があるときは相談にのっていただいている。その時、その時の状態にあった支援でいいと思う」「[支援の] 期間は限定なしで（公判は何年も長びくから）定期的に連絡をとって頂ければ（うちの場合はとてもうまくいっていると思う）、その度困っている事等を相談出来るので」

- ・支援センターに、被害者のニーズを満たせるよう、被害者を導いてほしい

「当初からじっくりと被害者に寄り添って、十分話を聞き、それぞれの被害者の望みにどうすれば達せるのか、又は近づけるのか、うまく導いて欲しいです。大変難しいですが…」

- ・支援センターに、民事裁判についての助言もしてほしい

「担当の方は刑事裁判に強い方はいらっしゃったが、民事裁判の方はあまりやってないので一般的なことしか分からないということだった。民事のこともアドバイスいただけたらなと思った」

- ・支援センターに、被害者のきょうだい児の支援をしてほしい

「被害者の兄弟は学校に通えなくなる（精神的面で）。その間のフォローをしてほしい。うちの息子は当時高3の大変な時期に2週間以上登校できなくなった。兄を亡くした大きなショックとマスコミに囲まれる怖さで外出できなくなった」

- ・遠方の支援センターに出向く負担を減らしてほしい  
「支援センターが自宅より遠距離であり出向くことが当初、精神的に負担」
- ・支援センターに、自宅訪問と生活支援をしてほしい  
「事件後、何も出来なかったので、時々訪問してもらって、家事を手伝ってほしかった」
- ・支援センターの自宅訪問を受けることによる負担感を軽減してほしい  
「自宅へお越し頂く機会が多く、それが負担に感じることもあった」

## ②支援体制

- ・被害者一人ひとりに応じた支援ができるように、支援センターの体制・基盤を強化してほしい  
「私の場合、社会との繋がりが重要だと思った。ただ、残念なことにはいろんな犯罪被害者の方がいらっしゃる、その方、その方で求める支援の形は同じではないと思う。それを見極めることは困難なことだと思う。だからこそ、支援の形、又は体制を（地盤を）硬固なものにしていただき、多様な求めではあるかもしれないが、人として持していただける支援がつづくことを願っている」  
「支援センターを更に充実して被害者の支援が出来るように検討願いたい」
- ・支援センターが、より多くの被害者を早期から支援できる体制を作してほしい  
「[被害者が]無理して頑張らず、早く支援センターとつなげられるシステムが普及すればいいと思う」

## ③啓発・運動

「支援センターの存在を公の機関等を通して、もっとイベント等もとり入れ、PRしてほしい」

## ④支援センターへの高い評価

「私や、私の家族は[支援センターの支援を受けて]真に救われた」「私は、事件当日警察の方から、支援センターを教えていただいたので、早く相談することができ、本当によかったと思っている。そうでなかったら、自分がダメになっていたと思う。警察の方にも、紹介していただいたお礼と、公判も全て同行していただき、今も支援を受けていることを話したら、おどろかされていた。[中略]本当に相談させていただきよかったと思っている」

また、支援センターに限らず被害者支援全体については、以下のような意見があった。

- ・経済的支援をしてほしい  
「今回被害に遭遇したのは69才の私の父。63の母と2人暮らしだった。ほんとうにわずかな年金(国民年金)と私の仕送りで生活していたので、まず真先に今後の生活費のことをどうしようかと思った。犯給金は幸い頂いたものの、これでは一生分は食べていけない。国民年金には犯罪被害者に対する補償制度はなく、また生活保護も相談したが特別扱いはしてくれなかった。今のところは私がまだ健康で収入も安定しているからいいが、今後何かあったときに母一人でどうやって暮らしていけばいいのか。生涯型の補償制度がないと困る。犯給金の増額か生涯型の補償を作してほしい」「私は仕事を1ヶ月以上休んだことで収入が減り、裁判は長期間におよぶ(2人の加害者の裁判のため、2度の裁判員裁判に参加するため)ことで退職になり、金銭面がとにかくしんどかった。本当にたくさんのお金がかかる。こんな目にあわなければ…。何もかも失った気持ちになった」

- ・被害者支援の必要性を社会に認知してほしい

「現在の司法制度は加害者ばかりが守られている。加害者の人権はあるが被害者の人権は保護されていない。被害者にも支援が必要だということの社会的な認知と、底上げが必要だと思う」「今回のアンケートは、犯罪被害者の社会的支援の向上を願って回答したもの。単なる集計におわらず、今後の社会的な認知の広がりや向上につながるように、どうぞよろしくお願ひします。紙媒体では伝わりにくいかもしれないが、このアンケート一件一件に、犯罪被害にあわれた方がいて、そのほぼ100%の人が加害者に対して強い怒りをもち、刑の重さに不満を持っているのではないかと思う（推測だが…）。被害者の側からすれば更生は理解も納得もできない。日本は加害者支援については進んでいるかもしれないが、それと同じくらい、被害者への支援と理解が進むことを、本当に本当に切に願っている」

- ・被害者のための総括的な社会インフラを確立してほしい

「被害者が利用できる社会制度についても、『そういう制度がある』ということを知っていないと利用できないので、被害者の側から見た総括的な社会インフラを確立してほしい、と切に願う」

- ・地域間でもっと情報共有を行ってほしい

「事件のあった所在地と被害者の住所地が異なる都道府県の場合の情報共有のなさも、縦割行政の弊害だなと感じている」

- ・すべての都道府県、すべての支援者の質を高めてほしい

「支援の水準が各都道府県によっても違ふし、担当者の知識の水準（レベルの高さ）によっても違ふことに違和感を感じる」

- ・被害者のための情報がほしい

「被害者は何ができるのか（社会的に）、どうすればいいのか、教えてくれる情報・ツール・媒体がほしかった」

- ・被害者一人ひとりの現状に応じて、寄り添って見守ってほしい

「ある日突然に出合う為、日常生活が破カいされ、何も考えること、することが出来なくなった。廻りの人達が各々の考えでアドバイスしてくれたが、後で思い返すと、みんな勝手な事を言い、それに私自身がただ振り廻されていた感じ。その時、友人がなぐさめることも、励ますこともなく、毎日パンやおにぎりを持ってきてくれたことが、一番ありがたかった。心も身体も寄りそい、見守って欲しいと思うが、個人差があること、本で学んだ事と現実は違ふことを認識してほしい」

- 「暴行・傷害等被害・強盗殺人未遂」

まず支援センターについて、以下のような意見があった。

- ・支援センターに、被害者をリードしてほしかった

「弁護士にコンタクトする時期など、被害者からの申し出を待つだけでなく、少しリードして欲しかった」

- ・支援センターに、加害者側関係者との面会への立ち会いといった法的には関係のないことについても支援してほしかった

「裁判が終わってかねてより謝りたいと言ってきた犯人の妻とその母親（妻は犯行の4日後に離婚。妻の実家はすぐ近所でお互い30年住んでいる。犯人は妻から私の事を聞いてよく知っ

ていて狙った)に今年4月に会うことになった。スタッフの方にこの事を話したら『加害者と会うことは大変なことでもどこまでも慎重に!!というのが鉄則です。決して一人で会っては駄目ですよ』とアドバイスしてくださった。それでスタッフの方々に同席して下さるようお願いしたが元妻と母親には法的責任がないので支援センターの決定で立ち会えないと言われた。これまでの経緯や私の気持ちを知り尽くしておられるスタッフの方に立ち会っていただけなかったのは残念だった。事件から一年半が経過したがその後の事などまだまだ聞いていただきたい時があるので法的には関係がない事にもお力になっていただけたら有難い」

これとともに、次のような支援センターへの感謝などが述べられていた。

「危うく子どもを亡くすところだった。話を聞いてくださり心によりそいろいろな場所へ付きそっていただいたり病院や弁護士紹介、そして現在もセンターの臨床心理士の方にお世話になっているが本当に助かっている。ふつうの生活の中ではなかなか知り得ない機関だが何をどうすればいいのかわからなかった時にととてもありがたい出会いだった。心の傷は深くただただつらく悲しくくやしい日々によりそっていただいた事にととても感謝している」「支援センターのスタッフの皆様はすばらしい」

また、被害によって障害を負った家族の介護や経済的困窮のため、老人ホームを充実させてほしいという意見もあった。

「私は、家内が1級の障害者で24年位ずっと世話をして来たが、それも出来なく成り、老人ホームをもっと充実してほしい。私は破産状態」

## ●「性暴力被害・DV被害」

今後も継続した全面的支援や被害者を支援する場が増えることを希望するという意見とともに、支援センターへの感謝が述べられていた。

「今後の生活における全面的支援 [がほしい]」「まだ、広く知られていなく、支援を受けたくても受けられない方が沢山いらっしゃると思う。もっと被害者の気持ちを尊重して下さる場所が増えると同時に、犯罪がなくなることを心から願う」

『こうしてほしい』『こんな支援がほしかった』なんて今思うことは一つもない。本当に支えて頂いた」「同行して被害者が生活していける様導いてくれた。私は〇〇県、□□県においてDV被害事件に遭い市役所・警察署・支援センターその他公的機関に保護され支援して頂き、心より感謝している。まだ今も継続中だが、安心して生活出来て居る。本当に有難いと感じている」

### 3. 修復的司法 (Restorative Justice) に関する 理論的・実践的検討

修復的司法は、犯罪問題に対する新たな考え方の枠組みを提供するものとして着目されるようになって、数十年が経とうとしている。コミュニティを重視した紛争解決アプローチ、当事者参加型のアプローチ、事態を改善し加害者に責任を取らせるアプローチ、参加者に癒しの機会を与えるアプローチなどとして、アメリカ、ヨーロッパ、オセアニア等諸外国で、多様な実践が積み重ねられている。

わが国においても、少年事件をはじめ、教育現場、高齢者福祉分野などで修復的司法の実践が取り組まれるようになった。本報告書では、研究代表者が企画担当した、相川書房刊・社会福祉実践の総合研究誌『ソーシャルワーク研究』における講座シリーズ「修復的司法／正義 (Restorative Justice) とその実践」(2015～2016) を載せる。

この講座シリーズは、修復的司法の理念のもと先駆的に実践されている3名の方に執筆いただき、次の4編の論文から成る(相川書房より転載の許可を得た)。

- 伊藤富士江「『修復的司法／正義 (Restorative Justice)』とその実践 [1] ソーシャルワークの視点から考える」『ソーシャルワーク研究』41号, 51-57.
- 山下英三郎「『修復的司法／正義 (Restorative Justice)』とその実践 [2] RJ サークル：学校における実践への道程」『ソーシャルワーク研究』42号, 65-72.
- 山田由紀子「『修復的司法／正義 (Restorative Justice)』とその実践 [3] 少年事件をめぐる被害者加害者対話の会」『ソーシャルワーク研究』43号, 56-62.
- 梅崎薫「『修復的司法／正義 (Restorative Justice)』とその実践 [4] RJ で高齢者虐待を予防する公私連携の地域づくり」『ソーシャルワーク研究』44号, 61-67.



## 「修復的司法／正義 (Restorative Justice)」と その実践 [1] ソーシャルワークの視点から考える

伊藤 富士江  
(いとう ふじえ／上智大学)

### はじめに

「修復的司法／正義」について解説するにあたって、1つの事例を考えてみたい。

ある地方都市で、スーパーの駐車場に停めてあった車数台がキズつけられたりへこんだりするという出来事が相次いだ。近隣住民は自分たちの車も被害に遭うかもしれないと不安を抱くようになった。スーパーの店長が見張りを続け、「犯人」を捕まえることができた。「犯人」は近くの中学校に通う少年二人で、家庭の事情もあり学校をよくサボっていることがわかった。二人は「遊び半分でやった」と動機を話し、「もうやらない」と口にしていく。

この出来事について、どのような対応をすべきだろうか。思い浮かぶものとしては、つぎのような案があるだろう。

1案：即刻警察に通報して、器物損壊罪としての手続きを取ってもらう。

2案：少年の通う中学校に連絡して、停学などの処分を科してもらう。

3案：保護者に伝え、車の修理代を支払ってもらう。

1案、2案は懲罰的側面が全面に出たやり方である。3案は、保護者が直ちに子ども（少年）の過ちを認め、被害弁償に応じれば一件落着となるかもしれない。

しかし、いずれの案も、少年たちに自らの行為が

もたらした影響に向き合い、その責任を取らせることになるだろうか。何より、被害に遭った人々のニーズを見過ごしてはいないだろうか。被害者はさまざまな思いや質問—「自分の車はローンで買った大切な車だ」「なぜ自分の車を狙ったのか」「少年たちの口から謝罪や反省を聞きたい」「直接弁償してほしい」などを抱くことが多いが、上記の案ではこうした被害者側の声を聞き、そのニーズを満たすことは難しい。また、地域の住民も、二人の少年たちの行為によって不安感をもち被害を受けたことになるが、上記の案では地域社会の受けた影響については問題にされない。

そこで、登場してきたのが「修復的司法／正義 (Restorative Justice 以下、RJと略す)」という考え方である。RJは、①被害者のニーズを中心に置き、そのニーズを満たす、②加害者に責任を取らせる、③事態を改善するプロセスにすべての当事者、コミュニティが関わる、という原則をもつ。

RJ実践の萌芽は、まさに前述したような事件への対応であった。1970年代初め、カナダで少年二人が22件の器物損壊罪で有罪となり、担当した保護観察官は「この少年たちが被害者たちに、もし会うことができるのなら……」と思いついた。加害者と被害者を会わせて弁償金を支払わせるという提案は、裁判所に受け入れられ、実際に少年たちは保護観察官らに付き添われ、被害者宅をすべて訪ねて回ることとなった。そして被害弁償が協議され、数カ月のうちに弁償金が支払われた。担当した関係者自身も「無謀な試みだった」と述懐する、小さな実践

が成功を収めたことで、この対応策は「被害者加害者和解プログラム (Victim Offender Reconciliation Program)」「被害者加害者調停 (Victim Offender Mediation)」<sup>1)</sup> などと呼ばれるプログラムとして発展し、北米やヨーロッパ諸国で広く実践されるようになった。

RJ は、オセアニア地域や北米の先住民などで伝統的に行われている当事者主体の問題・紛争解決アプローチと重なり、多くの経験が積み上げられてきた。1990年代以降これらのアプローチの方法や根底にある哲学は、理論的にも精緻化され「修復的司法/正義運動 (Restorative Justice Movement)」といわれる大きな潮流となった。2002年には国連で「刑事事象における修復的司法の運用に関する基本原則」が採択、実践上の国際基準が示され、世界80カ国以上でRJの方法を用いた実践が行われている。アジアを見ても、タイと韓国ではRJを犯罪や暴力の解決方法として用いている。

RJ は、Justice ということばから理念的なものと考えられがちだが、コミュニティでの小さな実践から始まり、多数のアイデアと経験の中で育ったきわめて実践的なものである。RJの実践は、犯罪・非行分野だけでなく、学校での生徒の問題行動、生徒間のトラブル、職場や近隣での諍いなど、さらに広くは民族間の対立にも適用されてきている。

わが国では、2001年に初めて「NPO法人被害者加害者対話の会運営センター」(現在は「対話の会」)が千葉に設立され、少年事件を対象とした修復的対話が実施されるようになった。この団体が牽引役となり、関西地方にもRJ実践が広まった。さらに、教育、児童福祉、高齢者福祉の分野でもRJ実践の試みが始まっている。

本講座(4回シリーズ)では、そうしたRJ実践について取り上げ、RJとはどういうものか具体的に解説していく。全体の構成は下記のとおりである。1回目(本号)では個人的体験も踏まえて、RJの定義、原則・価値、実践形態、実践の成果、ソーシャルワークとのつながりなど基本的事柄を解説する。2回目以降は、わが国においてさまざまな分野で、RJに基づいた実践をしている方々に執筆を依頼した。いずれも先駆的かつ意欲的な実践であり、RJの魅力、実践方法、成果や課題等について説明して

いただく予定である。本講座を通して、RJについての理解が広がることを期待したい。

なお、Restorative Justice ということばについて、Justice 自体が広い概念であるため適切な訳語をあてることがむずかしい。「回復的司法」「関係修復的正義」などと訳されることもあったが、現在は刑事司法分野で用いる場合は「修復的司法」、教育や福祉分野等で用いる場合は「修復的正義」「修復的対話」「修復的实践」等と呼ぶことが一般的となっている。本講座本文ではRJと表記することとする。

### 【全体の構成】

「修復的司法/正義 (Restorative Justice)」とその実践

- I. ソーシャルワークの視点から考える(本号)
- II. 学校における取り組み(第41巻2号掲載)  
山下英三郎氏(日本社会事業大学名誉教授/NPO法人修復的対話フォーラム)
- III. 少年事件をめぐる被害者と加害者の修復的対話(第41巻3号掲載)  
山田由紀子氏(弁護士/NPO法人対話の会理事長)
- IV. RJで高齢者虐待を予防する公私連携の地域づくり(第41巻4号掲載)  
梅崎 薫氏(埼玉県立大学教授/高齢者虐待を未然に防ぐRJ実践研究会代表)

## 1. RJは何を大切にするか —RJの定義、原則・価値—

RJの理論的支柱のひとつに、東部メノナイト大学教授のハワード・ゼア氏<sup>2)</sup>がいる。ゼア氏は、アメリカで初の「被害者加害者対話」を実践したメンバーであるとともに、現在RJの古典とされる『*Changing Lenses: A New Focus for Crime and Justice*, 1990 (=2003邦訳「修復的司法とは何か」)]を著したことで知られる。ゼア氏は2006年夏に日本に招かれ、10日間にわたってRJの歴史的意義、刑罰論との比較、哲学、実践等、さまざまなテーマによる講演やセミナーを行った。

そのゼア氏来日プログラムに参加したことがきっかけで、私はRJに強く惹かれるようになった。当時、

私は犯罪被害者の支援について関心もち始め、被害に遭ったことで生じる司法手続きや社会生活上の「困難」を改善できないか、しきりに考えていた。ゼア氏の話はそんな私の問いに、明解で新しい方向性を与えてくれるものだった。

ゼア氏は講演の中で、現在の刑事司法は加害者に責任を取らせることになっていないこと、被害者には多くのニーズがあるが、法的手続きだけではそのニーズが満たされない、満たされないために加害者に対する憎悪が募ること、被害者が立ち直るためには自身のことを語る場が必要であること等を、分かりやすく語った。例示された、犯罪被害に遭った人々の体験は、わが国の被害者の置かれる現状とびたり重なっていた。

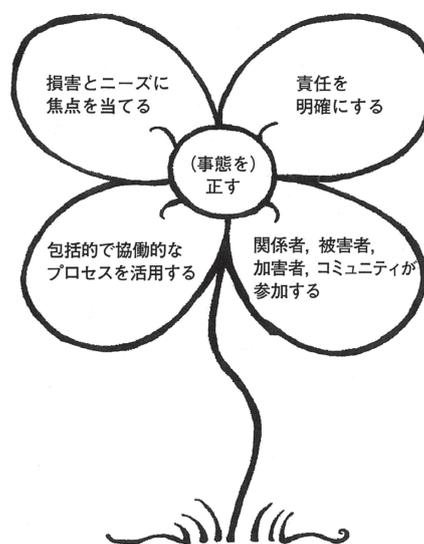
そして、従来の刑事司法では①どの法律が破られたのか、②誰がやったか、③どんな罪に値するか、を問題とするのに対して、RJでは①誰がこの状況で害を受けたか、②そのニーズは何か、③その責任はどこ(誰)にあるか、④一番影響を受けたのは誰か、その原因はどこにあるか、⑤この状況を正すには何が必要か、を問うと説明した。つまり、RJは応報的視点から脱して、犯罪を関係修復の視点からみる新たなレンズを提供している。

RJの定義、原則・価値について、ゼア氏の著作や来日プログラムの資料をもとにまとめていきたい。RJは、前述したように、多くのアイデアを吸収して急速に発展したために、一貫した定義を示すことはむずかしいが、ゼア氏はつぎのように定義している。

「RJとは、癒しを得て物事をできるだけ正しくするために、具体的な損害に関する人々が可能な限り関わって、傷つき、ニーズ、責任を共同して明確化し、取り扱うプロセスである」(Zehr 2002)

RJの原則については、つぎの5点が挙げられている。

- ①損害とそれがもたらした被害者のニーズに焦点を当てる。同時に加害者、コミュニティのニーズも考慮する
- ②損害に対する責任を明確にする
- ③包括的で協力的な手続きをとる
- ④被害者、加害者、コミュニティ・メンバー、そして社会を含めたその状況に関与する人々が参



尊重 (互いに敬意を払う)

出所: Zehr H. (2002) p34 翻訳・加筆は著者による

図1 RJの原則

加する

- ⑤不正と過ちを正すことを追求する

図1は、ゼア氏がRJの原則を花に例えて図式化したものである。花芯は事態を正すこと、花弁は事態を正すために必要な原則①～④である。そして、根底にある価値として「尊重」を置いている。尊重とは、人々はつながり合っている存在であるがゆえに、個別の違いを大切に敬意を払うべきということの意味している。この図を好んで使うゼア氏は、RJのもっとも重要な基本的価値は尊重であると言いつけている。

## 2. 具体的にどのように実践するのか — RJの実践形態 —

RJの実践形態として、もっともよく使われているのはつぎの3つである。(1)「被害者と加害者の対話」: 被害者と加害者が直接会う形、(2)「カンファレンス」: 当事者だけではなく、家族や支援者、(司法)関係者なども含めて話し合う形、(3)「サークル」: さらに参加者の人数が増えて議論し合う形、おもに紛争解決手段として用いられる。

どの実践形態でも、被害者側の参加は任意（自由意思に基づく）であり、不正や過ちが被害者側に与えた影響を明らかにし、加害者とその責任を認め、解決策を探ることを根幹にすえている。近年この3つの実践形態を混ぜて行う場合も多く、各要素を取り入れた形も実施されている。RJ 実践と呼ぶには上述のRJの原則を基本にしていなければならない。

(1)「被害者加害者対話」については、現在北米で約400、ヨーロッパで700以上のプログラムがあるとされ、司法機関や民間機関を通して実施されている。RJの発展初期は、少年事件それも軽微な事案が中心だったが、成人事件に対しても用いられるようになり、殺人、暴行、性犯罪など重大事件も対象となっている。

実際に対話はどのように行われるのであろうか。対話の一般的なプロセスを示したのが図2である。①RJプログラムを実践する機関にケースがリファ（送致）されインタークを行う（被害者側、加害者側の状態をアセスメントし、対話に向かないケースを判断する）、②双方に会って対話に向けての準備をする、③安全な場所で対話を実施する、④フォローアップ、という4段階で構成される。対話を進行するのは、ファシリテーターやコーディネーターと呼ばれる進行役である。十分なトレーニングを受けたコミュニティのボランティアが担うのが好ましいとされている。

もっとも重視されるのは、②準備段階である。被害者と加害者それぞれの主張を聞き、ニーズを明確にしていく。対話という直接対話の進め方に目が向きがちだが、事前準備を入念に行うことが肝要であり、この準備段階で対話の成否が決まるといってもよい。③対話では、事実を明確化し感情面につい

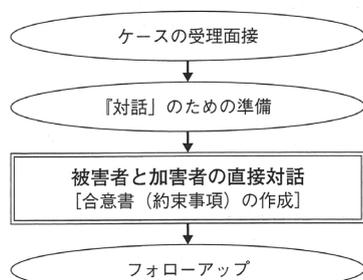


図2 「被害者加害者対話」のプロセス

ても話し合い、賠償等に関する合意書を作る。④フォローアップでは、賠償等の履行状況をモニタリングし、被害者の現況を確認することが含まれる。

この対話は、司法制度内（警察、検察、裁判所、保護観察所、刑務所など）からのリファで始まることが多く、ケースやコミュニティごとに多様な形で発展している。

わが国でも、警察庁によって万引き等の軽微な少年事件を対象にした「少年対話会」の実践が試みられたことがある。RJ実践のモデル・パイロット事業として、2005～2006年にかけて全国の警察署で対話会が実施されたが、パイロット事業に留まり、以後警察によるRJ実践の報告は見られない<sup>3)</sup>。

(2)「カンファレンス」は、当事者が中心となる対話と比べより多くの関係者が集う形で、代表的なものとしてファミリーグループ・カンファレンス(Family Group Conference, 以下FGC)がある。ファミリーグループとは、日本語訳しづらいことばだが、同居家族のみならず拡大家族、親しい友人など広くインフォーマルな関係にある人々を指す。

FGCは、子どもの虐待、非行などの問題を抱える家族に対して、ファミリーグループを含めてカンファレンスを開き、参加者のみで討議し、問題の解決策について意思決定していくものである。1989年にニュージーランドで始まり、世界で初めてRJが法制化(「児童、青少年およびその家族に関する法律」)された例として有名であり、オーストラリア、イギリス、アメリカ、カナダ、スウェーデンなどに広まっている。

ニュージーランドの少年司法におけるFGCの実際について概略を説明する。警察の警告等で済む軽犯罪と、殺人事件を除くすべての少年犯罪事件がFGCの対象となる。まず、司法機関を通してFGCを担当する機関にケースがリファされる。FGCの招集や進行を担うのはコーディネーターと呼ばれる、法的に定められた役職である。FGCの参加者は、加害少年とそのファミリーグループ、被害者側、警察官、コーディネーター、社会福祉局のソーシャルワーカー等である。

FGCのプロセスは、基本的に①「加害少年の犯した行為に関する情報提供(被害者側からの発言も含む)」、②「少年とファミリーグループだけの討議」、

③「参加者全員の合意」の3段階から成る。①と②の段階は参加者全員が集うが、②の段階はファミリーグループのみで、どのような謝罪、賠償等（地域ボランティア活動を含む）ができるかについて話し合い、実行可能な計画案を立てる。そして③の段階で、計画案について確認し、参加者全員の合意を得る。この計画の実行状況については、コーディネーターがモニタリングし、もし実行されない場合は、そのケースを少年裁判所に送致することになる。

FGCは、加害少年が自分の行為について責任を取ることを目指しており、その行為によって影響を受けた人々が参加し、どのように扱うべきか解決していく、被害者に対する損害を回復しようとするといった点で、RJの原理を具現化している。とくに、ファミリーグループの参加が重視されるのが特徴である。その力を引き出し、活用して問題解決や予防策を探す点に焦点を当てると、エンパワメント・モデルとしても理解される。

わが国では、このエンパワメント・モデルの側面に着目して、児童虐待の問題に対するFGCの実践が始まった<sup>4)</sup>。FGCを「ファミリーグループの潜在能力を活用し、ファミリーグループがソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う公式の会議」（林・鈴木 2011:14）として、神奈川の児童相談所を中心に実践が積み上げられてきている。

(3) サークルは、さらに参加者が多い形で、カナダの先住民コミュニティにおける伝統的な紛争解決の手法に端を発している。サークルでは、参加者全員が輪になって座り、トークング・ピース（それを手にした人が発言できる、石や羽など何でもよい）を順に回して、全員が発言できるようにする。進行役はサークル・キーパーと呼ばれ、一定の約束事（他人の話をさえぎらない、話したくなければパスしてよいなど）に沿って進められる。

コミュニティ内で起きた出来事について、直接・間接の関係者が集って話し合う場であり、上記2つの実践形態と比べると目的やプロセスに幅がある。犯罪・非行のケースだけでなく、学校、宗教関係、職場などさまざまな場で、問題の解決や予防を促進するもの、コミュニティの対話を進めるものなどと

して広く適用されている。サークルでは、互いに敬意を払うこと、一人ひとりの発言を大事にすること、心から語ること等が大事にされ、参加者がそのプロセスを通して得ていくものも多い。

### 3. RJの実践にはどのような成果があるか

RJについてさまざまな実践形態があることをみてきたが、こうした実践がどのような成果をもたらすか、関心をもつ読者は多いと思う。

被害者加害者対話とFGCについては、少年事件を中心に多数の調査が実施されており、参加者の満足度、賠償等の履行状況、加害者の再犯率などの点で、肯定的な結果が報告されている（伊藤 2004；伊藤 2005）。少年事件と財産犯など軽微な犯罪には、RJ実践が有効であることを実証的に示した研究は多い。

成人事件についても、最近発表されたイギリスの調査結果（Shapland J. et al. 2011）を見ると、対話やカンファレンス形式のRJ実践に参加した被害者の約7割、加害者では実に8割以上が、「全体的にプロセスが役に立った」「結果に満足している」「RJを他人に勧めたい」と答えている。

ただ、ゼア氏は、現場で広く受け入れられるようになるために、RJプログラムを、再犯を減らすための方法として紹介したり、その効果を評価したりすることには賛同せず、再犯率の低下はあくまで副産物だと主張している。実利的な効果を求めるのではなく、RJ実践のプロセスが被害者の声を尊重することにつながり、不正や過ちによって影響を受けた人々がその行為を正すプロセスに関わることこそが不可欠なのである。

重大犯罪におけるRJ実践については、それが被害者の要請に応えることになるのか、わが国では懐疑的な声強いが（小西 2006）、ここで私の経験を（きわめて限られたものだが）述べたい。私は数年前にアメリカで、加害者との対話を経験した性犯罪被害者と被害者遺族の方計10名にインタビューさせていただいたことがある<sup>5)</sup>。事件から10数年経て、悩み抜いた末に、民間のRJ実践機関の働きかけで対話することを選んだ方々である。紙幅の関係上、詳細は省くが、大半の方が対話を通して生じた自分

の中の変化を肯定的に語っていた。

そのインタビュー内容から、重大犯罪のRJ実践は、対話進行役や被害者支援員などのサポートを受けながら時間をかけ慎重に準備して対話に至る、そして対話後のサポートを受ける、そうした一連のプロセスであることを理解できた。そして、十分な準備とサポートのもとで実践されるなら、被害者側にとって新たな気づきやパワー、解放感、自己変容感、達成感など得るものが大きいことも実感した。またコミュニティに、RJ実践のような選択肢があることは、被害者支援の幅を厚くすることにつながると思った。

#### 4. RJとソーシャルワークとのつながり

上述してきたように、RJのキーワードとしては、関係修復、コミュニティの関与、当事者による意思決定、参加者のエンパワメントなどが挙げられよう。

ソーシャルワーク実践は、①人間関係における問題解決を図り、人々がその環境との相互に影響し合う接点に介入する、②人々のニーズを充足し、人の潜在能力を開発することに焦点をおくといった点で、RJが目指すものに合致する。ソーシャルワーカーの価値の1つである社会正義の実現という観点からみても、RJ実践は参加者全員に、意思決定への意味ある参加を促していくプロセスであり、ソーシャルワーク実践として位置づけることができる。

事実、アメリカで初めて被害者加害者対話プログラムを実施したメンバーの中心は、ソーシャルワークを専攻した人たちであった。当事者を分断しがちな従来の司法制度に対して、より人間的な、コミュニティを重視した代替策を模索した結果が、RJ実践の萌芽だったといえる。

2010年にはソーシャルワークとRJの相互関連を取り上げた著作、その名も『*Social Work and Restorative Justice: Skills for Dialogue, Peacemaking, and Reconciliation*』が刊行されている。学校、刑務所、コミュニティ、児童福祉、女性への暴力(DV)、暴力犯罪、民族紛争、高齢者福祉といった現場におけるRJ実践について、ソーシャルワークの価値・スキルを軸に論じられており、「ソーシャルワークとRJは互いに得るところが多い」と結んでいる<sup>9)</sup>。

具体的にソーシャルワーカーは、対話やカンファレンスの進行役、コミュニティ・オーガナイザー、RJ実践プログラムの運営、ボランティアの育成など、さまざまな役割を担うことができる。たとえば進行役は、被害者のニーズの的確な把握、加害者に非審判的態度で接し責任を取らせる方向にもっていく、中立的な立場にたつて解決策を探るなど、ソーシャルワーカーとしてのコミュニケーション・スキルやメディアーション・スキルを発揮できる。また、コミュニティの関与、社会資源の開発という点に着目すれば、メゾ・レベル、マクロ・レベルのスキルが求められる。

わが国では、RJはおもに法学関係者によって司法的視点から紹介されてきた経緯があり、今までソーシャルワーク実践としての認識は低かった。ソーシャルワークとRJの相互関連性からの理解が進み、実践が広がっていくことを望みたい。

#### まとめ

以上、RJについてその定義、原則・価値をはじめ、実践の形態や成果、ソーシャルワークとの関連をまとめてきた。RJは世界的潮流であるばかりでなく、わが国でもRJ実践の取り組みが始まっている点についても言及した。

私たちの社会は、大なり小なりさまざまな諍いや不正行為が起きている。そうした問題に対して、どのように対処していくべきか—従来の懲罰的モデルのように、一方を排除することで一件落着とするか、応報的モデルのように、被害者側のニーズよりも、加害者に刑罰を科すことのみ焦点を当てるか。それとも、コミュニティ全体で、その問題に取り組んでいくか。RJは、コミュニティのあり方も含む、新たな方向性を示している。ゼア氏がいうように、RJは地図ではなく、方向性を示す「コンパス(羅針盤)」なのである。他国のRJ実践をなぞるのではなく、私たちの文化的要素を踏まえた実践を積み上げていく必要がある。

本号では、修復的「司法」の話が中心となり、アメリカの例にやや偏ったが、2回目以降はわが国における修復的対話、修復的实践を取り上げていく。

次号は、RJの分野でもっとも発展を遂げているといわれる教育場面での適用である。

#### 【注】

- 1) 「被害者加害者和解プログラム」, 「被害者加害者調停」という名称は, 「和解」や「調停」がこのプログラムの本来の意図と一致しない, 被害者側への配慮に欠けるなどの理由で用いられなくなり, 「被害者加害者対話 (Victim Offender Dialogue, Victim Offender Conference等)」が使われるようになっていく。
- 2) ハワード・ゼア氏は, 2013年春より東部メノナイト大学のゼア・RJ研究所の共同指導者に就任。ブログ (<https://emu.edu/now/restorative-justice/>) でもRJや平和構築などをテーマに積極的に発言している。
- 3) 「少年対話会」は警察庁によるRJ実践のモデル・パイロット事業で, 2005~2006年にかけて全国の警察署で, 軽微な少年事件 (万引き, 建造物侵入, 自転車盗) を対象に, 非行少年の再犯防止, 被害者の立ち直り, 地域社会における市民生活の安全と平穏の確保を目標に実施された。期間中に4,099件が対象となり, 最終的に56件で対話会が実施された。しかし, この対話会はその後発展しなかった。その要因としては, 家庭裁判所に事件が送致される前に実施しなくてはならないという時間的制約があったこと, 被害者, 少年, 保護者の参加者全員の同意が必要であったこと, 対話会の進行役が日常業務を抱える警察職員であったこと等の限界点が指摘されている。詳細は高橋則夫 (2009) 『「少年対話会」の意義と限界—修復的司法の可能性』 (早稲田大学社会安全政策研究所紀要2, 33-47) を参照。
- 4) このFGCについては, 林浩康・鈴木浩之編 (2011) 『ファミリーグループ・カンファレンス入門—子ども虐待における「家族」が主役の支援』 明石書店に詳しい。
- 5) このインタビュー結果の一部については, 伊藤富士江 (2011) で報告。
- 6) 『*Social Work and Restorative Justice*』は, ジョージア州立大学ソーシャルワーク学部教授らによる編著だが, あとがきでソーシャルワークとRJの強いつながりについてコメントを寄せているのはゼア氏と同僚のアムスタッツ氏 (ソーシャルワーカー) である。

#### 【引用・参考文献】

- Amstutz, L.S. (2009) *The Little Book of Victim Offender Conferencing*, Good Books.
- Beck, E., Kropf N.P. & Leonard, P. B. eds. (2010) *Social Work and Restorative Justice : Skills for Dialogue, Peacemaking, and Reconciliation*, Oxford University Press.
- 伊藤富士江 (2004) 「少年司法における家族グループ会議—ソーシャルワーク実践からの検討—」『社会福祉学』45-1, 67-76.
- 伊藤富士江 (2005) 「犯罪被害者と加害者の対話—ソーシャルワーク実践からの検討—」『社会福祉学』45-3, 23-32.
- 伊藤富士江 (2011) 「アメリカにおける「被害者加害者対話」の実践—Victims' Voices Heardのインタビュー調査をもとに—」『上智大学社会福祉研究』35, 1-13.
- 小西聖子 (2006) 「修復的司法と被害者支援—犯罪被害者にかかわる精神科医の立場から—」『法律時報』78巻2号, 60-66.
- Shapland J., Robinson, G. & Sorsby, A. (2011) *Restorative Justice in Practice : Evaluating what works for victims and offenders*, Routledge.
- Umbreit, Mark S. (1993) Crime Victims and Offenders in Mediation : An Emerging Area of Social Work Practice, *Social Work*, 38 (1), 69-73.
- Zehr, H. (1990) *Changing Lenses : A New Focus for Crime and Justice*, Herald Press (=2003, 西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳『修復的司法とは何か：応報から関係修復へ』新泉社).
- Zehr, H. (2002) *The Little Book of Restorative Justice*, Good Books (=2008, 森田ゆり訳『責任と癒し：修復的正義の実践ガイド』築地書館).
- Zehr, H. (2002) *Transcending : Reflections of Crime Victims*, Good Books (=2006, 西村春夫他監訳「犯罪被害の体験をこえて—生きる意味の再発見」現代人文社).
- Zehr, H. (2004) Commentary : Restorative Justice : Beyond Victim-Offender Mediation, *Conflict Resolution Quarterly*, vol.22, 305-315.



## 「修復的司法／正義 (Restorative Justice)」と その実践 [2]

### RJ サークル：学校における実践への道程

山下 英三郎

(やました えいざぶろう／日本社会事業大学)

第2回目は、わが国のスクール・ソーシャルワーク実践・研究の第一人者である山下英三郎氏に、学校におけるRJサークルについて執筆していただいた。RJ実践が目指しているものとソーシャルワークは親和性が高いことを理解できると思う。RJサークルは、問題解決だけでなくトラブルを予防する要素ももっており、適用範囲の広いアプローチである。参加者が率直に語り合うことを通して、気づきや互いの理解を深めることができる。経験してみると、その有用性に驚くのではないか。RJの原則・価値を学び、教育現場でぜひRJサークルを試みてほしい。

(本講座企画担当：伊藤富士江)

#### はじめに

学校は、子どもたちと教師や保護者、そして地域の人々が日常的に交流する場である。さまざまな個性と生活背景を有する人々が出会う中で、お互いの利害が衝突しコンフリクトが生じるリスクが高い環境だといえる。

実際に、子ども同士のケンカやいじめ、そして学級崩壊、さらには教師と保護者との間で生じる対立など、学校現場におけるコンフリクトは日常化している。そうした多様なコンフリクトに対して、これまでさまざまな解決手段が試みられたものの、それらが必ずしも功を奏してきたとは言い難い。子どもたちが多くの時間を過ごす学校が安全で安心な場となることは不可欠であり、そのための具体的な方策が求められている。

そのためのひとつの確かな手段として、修復的なアプローチ（以下、RJ）が考えられる。人間尊重を基本的な理念として、コンフリクトに関係する当事者が非対立的で調和的な対話によって、お互いが納得できる着地点を探るという方法は、問題解決に主

体的に関わることによりニーズを満たし、トラブルの再発を防止するという意味がある。本稿では、学校における取り組みに焦点を当て、その中でも予防的な取り組みとしてのRJサークルに比重をおいて論じ、その有効性を提言することとする。

なお、ここではRJの考えにもとづいて行われるサークルを、通常用いられる広義のサークルと区別するためにRJサークルとする。

#### RJとの出会い

筆者は、1980年代の半ばから学校にソーシャルワーカーを配置することの必要性を唱えて活動を続けていた。その過程で、不登校の子どもたちのための居場所作りを地域の有志と共に始めた。この居場所は、23年間続けられたが、その間実に多くの子どもたちが通ってきた。来る者が抱えている事情や年齢、居住地域は多様であり、多いときには50人を越える子どもたちと10数名のスタッフやボランティアとがひしめき合いながら過ごすこともあった。

子どもの中には複雑な背景を有する者たちが少な

くなく、抱えている怒りが他者に向けられることもあり、そのためにトラブルが発生することもあった。そんなとき、スタッフはトラブルを放置することはしないように努め話し合いを持つようにした。それは、対立する者同士と個別にしたり、場合によっては双方が直接話し合ったり、さらには、周囲にいた子どもたちも交えることもあった。子ども同士のトラブルに関してスタッフ間で明確に決めた方針はなかったが、双方の言い分をよく聞くことと、誰も排除しないということは合意事項としてあった。

そんなトラブルの対応を含みつつ居場所の運営をしていたわけであるが、1990年代末に米国の少年院におけるRJの取り組みを紹介するドキュメンタリーを見て<sup>1)</sup>、われわれが居場所で生じるトラブルに対処する際に重視していた基本的な考え方とかなり通じる部分があると感じる同時に、ソーシャルワークとの相性のよさも直感し、RJについて学びたいという気持ちが強くわき上がった。

しかし、RJに関する情報はほとんどなく、具体的な学びの機会をえる方法が分からないまま暗中模索していたのだが、2007年に勤務している大学の長期研修制度を活用して、ソーシャルワーカーが学校制度の中でRJを実践している現状を学ぶために半年間米国に滞在した。思惑通りに事は運ばなかったものの、幸にも実践しているソーシャルワーカーと帰国直前になって出会うことができた。それから彼女が活動しているウィスコンシン州まで赴き4日間彼女に同行させてもらい、学校におけるRJに直接触れる機会を持てたことによって多くの示唆をえた。

そもそも、教育現場におけるRJの取り組みは、1990年代中盤から始まった。その先駆けであるミネソタ州教育局は、1995年に暴力防止プログラムとして初めてRJに言及し、それ以降州や国の助成を受けて継続的にプログラムを展開してきた。州レベルで教育現場にRJを取り入れているのは、今日でもミネソタ州だけであるが、学校区レベルでは他の州でも実践がなされている。しかしながら、全体としてはまだ特定の地域に限定された導入だといっている。

RJが教育現場において展開が活発ではなかったことの背景には、同じ90年代の半ばから急速に全

米の学校に取り入れられ始めたゼロ・トレランス策の影響が大きいと思われる。アメリカでは1990年代に学校での銃乱射事件が相次いで発生し、多くの犠牲者を生み出した。そのような事態を重視した政府は、学校の敷地内に銃器を持ち込むことを禁止する厳格な方策を打ち出し、いかなる妥協もしないという姿勢を明確にした。

このいわゆるゼロ・トレランス策と当事者の対話による解決を図るRJとは、理念および方法論が対極にあるともいえ、厳罰化の波の中ではRJは旗色が悪かったといえる。ゼロ・トレランス策は、やがて都市部の学校を収容施設と見間違えるほどの管理的で抑圧的な環境へと変えていくことになるが、行き過ぎた対応のゆえに訴訟問題も相次ぎ、その弊害も論議されるようになった(Hamilton M.V. & Hope, L.N. 2011: Christian Science Monitor 2012)。

厳罰主義に対する疑念は次第に高くなり、2014年1月には連邦教育省がその見直しを提言し、RJを含むより柔軟な対応策をとることの必要性を唱える指針を出すに至った(US Dept of Education 2014)。学校におけるRJは、そうした動きを受けてRoche (2006)が述べたように、今後RJ実践の中心の場になっていくことも考えられる。

アメリカ以外では、オーストラリアやニュージーランド、イギリスなどでも90年代半ばから2000年代初頭にかけて学校においてRJの取り組みがなされた。導入のきっかけとなったのは、いずれの国においても、問題行為に対して出席停止や退学などの手段をもって応じても行動や状況の改善にはつながらないという懲罰的な対応への限界に直面してのことであった。重篤な問題行動の場合などについては、厳罰的な対応では学校と少年院との“パイプライン”を作るだけ(Hamilton, M.V. & Hope, L.N. 2011)だという言い方さえされ、生徒ができるだけ学校に留まり、その中で彼・彼女の行動改善を図ることの意義が論じられRJが導入されることとなった。

筆者は、2007年にウィスコンシン州オシュコシュを訪問して以降、2010年にオーストラリアとニュージーランド、2014年にミネソタ州とウィスコンシン州を訪ね学校現場におけるRJ実践を視察した。そのように視察を重ねる過程で、当初わが国における学校現場でのコンフリクト解決手段としての

RJ 実践への手がかりを探ることから RJ の予防的側面の意義に目を開かれ、RJ サークルの展開へと優先順位をシフトすることにした。

RJ サークルを通して対話の習慣を身につけることによって、対立場面での効果的な対話の可能性が高まり、解決への道筋につきやすくなるという利点があり、また進行役のスキルもカンファレンスの場合ほど高度なレベルを求められないため、多くの者が RJ をより身近に実践することができるというよさがあるとの思いからである。さらに、RJ をコンフリクト場面への適用に限定してしまうと、実践の機会は偶発的なものにならざるをえず、RJ が有する可能性を活かす機会が限られてしまうという面もある。

子ども同士、あるいは子どもと教師、保護者同士あるいは保護者と教師らが、日常的にサークル形式で対話を行って相互理解を深めることは、コンフリクト予防になるだけでなく、万が一コンフリクトが生じた場合でも、RJ の理念にもとづく対話を積み重ねた体験は、カンファレンスの場面でも話し合いを円滑に進めることに大いに役立つはずである。これまで視察した学校の中には、RJ サークルを毎日実施している所があったが、そうした取り組みこそ、学校を平和的な環境にしていくうえで大きな意義があるといえる。

### RJ サークルとは

RJ を実践する方法としては、対立場面で当事者同士が参加して葛藤解決を図るカンファレンスと、当事者と家族が参加して行われるファミリー・グループ・カンファレンスと、主として非対立的な場面における対話法として RJ サークルがある。

RJ に言及する場合、カンファレンスについて語られることが多いが、対立場面における対話の進行は、お互いの感情が複雑に絡まり合っていることから、スムーズに流れることは容易ではない。対話によって感情のもつれがいつそう深化し、結果的には関係がさらに悪化することもありうる。被害者側にとっては、二次被害を被るという怖れさえある。したがって、カンファレンスに当たっては、慎重かつ丁寧な準備が求められる。

それに対して、RJ サークルはコンフリクトの解決手段としてはもちろんであるが、その活用はさまざまな形でなされ、人間関係づくりや相互理解の促進、信頼感の醸成、表現力の向上、ピースメイキングなど多様である (Pranis 2005 : Boyes-Watson & Pranis 2010)。

そうした RJ サークルの適用範囲の広さは、一般のミーティングやグループワークとの差違がどのような点にあるのか分かりにくくさせる面があることは否めない。しかし、RJ サークルは世界各地の先住民が行ってきた対話法を基盤にしており、すべての人々がつながり合っており、均衡がとれていることを重視し、人間関係の不和は適正な状態にされなくてはならないとする明確な理念があるという点で、通常の話し合いとは異なるし、進行に関しても一定の形式がある。

Boyes-Watson & Pranis (2010) は、RJ サークルを構成する要素として以下の点を挙げている。1) 全員が輪になって座る。2) オープニングの儀式。3) センターピース。4) サークルの枠組みとガイドラインについての話し合い。5) トーキングピース。6) 導入のための質問。7) クロージングの儀式。

こうした形式によって RJ サークルを非日常的な空間とするわけであるが、グループワークでは、ファシリテーターの主導と責任によって決定がなされるが、RJ サークルではファシリテーターの権限を緩め、メンバーと対等な参加者として扱われるとしたうえで、RJ サークルと通常のグループワークとの違いについても次のように述べている。

- トーキングピースは誰がいつ話すかを明確に定めることによって、対話に枠組みを与える。
- 参加者が一緒にガイドラインを作ることにより、それはサークルのメンバーのものとなり、ガイドラインに従うことを強要する存在としてのファシリテーターの役割を縮小する。
- ファシリテーターは一人のメンバーとして参加し、自分自身の生活体験や考えを分かち合う。
- ファシリテーターはメンバーと距離を置いて、“他の人より上”という役割を保とうとするのではない。
- サークルはパフォーマンスではなく、参加者が

資質や参加の仕方を評価されることはない。

- サークルでは、参加者を予め想定された結果に向けて導こうとはしない。サークルは枠組みには縛られるが、特定の結果に縛られることはない。

以上のように、カンファレンスと理念を共有しつつも、RJサークルにおいてはファシリテーター（キーパー）の役割や方法論にいくつかの点において違いがある（カンファレンスにおけるファシリテーターは個人的な意見は述べないとされるし、センターピースや最初と最後の儀式を必須の条件としないなど）。その違いは、おそらくカンファレンスが対立場面における解決手段として特化されているがために、対話そのものに焦点を当てていることから生じてきたと思われる。

### 実践への模索

書物や論文などの文献を通して知識を広げたり、海外での取り組みを視察してRJの意義を実感したり、さらには2007年に視察したウイソコンシン州のスクールソーシャルワーカーと中学校の校長およ

び教員を招へいしてのシンポジウムを開催したりもした。また、論文や書籍の執筆もしたりし、NPO法人（修復的対話フォーラム）を立ち上げるなどして普及を図ってきた。それらの活動が理解と共感の幅を広げるという確信は抱きつつも、肝心の実践が欠落していることは、説得力という点で大きな弱点があることは否めなかった。

とはいいつつも、少しずつながら実践の機会を持つことができるようになってきている。ここでは、実践した3カ所の取り組みについて述べ、RJサークルの有効性を検討することとする。

#### 1) 神奈川県大和市教育委員会

大和市では、青少年相談室に所属するスクールソーシャルワーカーや相談員に対するスーパービジョンを行う特別相談員制度を有する。2013年度から筆者が特別相談員として業務に携わるようになったが、スーパービジョンだけではなく、市内の教員向けの研修も実施することになった。教育委員会では修復的対話についても関心を示し、市内の小、中学校で積極的に取り入れていくことを方針のひとつとして決定した。

そこで、2013年度は、市内に19校ある小学校の

表1 大和市教員研修アンケート結果

- 問1 職務への意欲を高めることができた。
- 問2 自分の役割と責任を改めて自覚することができた。
- 問3 新たな教育情報を知ることができ、視野が広まった。
- 問4 今後の課題と取り組みの方向性を明確にすることができた。
- 問5 実践的な理論が学べ、今後の職務にいかせる。
- 問6 総合的に見て、役立つ研修であった。

		問1	問2	問3	問4	問5	問6
2013年度 N=158	とても思う	83	90	120	67	74	103
	少し思う	72	65	36	82	77	51
	あまり思わない	2	2	2	6	6	2
	全く思わない	0	0	0	0	0	0
	NA	1	1		2	1	2
2014年度 N=213	とても思う	78	72	113	62	93	111
	少し思う	124	127	96	134	111	98
	あまり思わない	8	11	2	15	7	4
	全く思わない	0	0	0	0	0	0
	NA	3	3	2	2	2	0

うち8つの小学校の校内研修で修復的対話についての話をした。ほとんどの小学校で、講義だけではなくロールプレイを取り入れ、教師たちがRJを体験的に学ぶことができるようにした。なお、2013年度の研修に関しては、対立場面に焦点を絞ったカンファレンスの研修を行った。研修後は教委側が用意したアンケートを配布し、毎回記入してもらった。それによると、教員の反応はおおむね肯定的であった。

次いで2014年度は、13年度に実施できなかったすべての小学校10校と1つの中学校で研修を実施した。研修の内容に変更を加え、予防的なアプローチであり日常的に取り組むことができるRJサークルを中心にプログラムを組んだ。前述したように、予防的な取り組みの意義を強く感じたことによるものである。

研修の内容は1時間程度のRJに関する講義とRJサークルの実体験であった。カンファレンスのロールプレイとは異なり、RJサークルの場合は架空の事例ではなく自らの考えを語るため、単なる模擬体験の枠を越えて教員同士の相互理解を促進する効果があった。

いずれの学校でも、管理職を含む全教員がひとつのサークルで行った。大規模な学校では30人を越えるサークルになった。大人数になると発言の機会は2,3回くらいに限定されてしまうが、それでも全員がフラットに語り合いができることによって親和感が深まることは明らかに感じることができ、人数の多さによる進行上の弊害は特に認められなかった。

RJサークルでは先に述べたように、オープニングやクロージングの儀式、センターピースやトーキングピースの使用がサークルの重要な構成要素であることから、毎回それらを用意して臨んだ。表1は、2013年度と14年度のアンケート結果をまとめたものである。RJそのものの評価ではなく、研修に関する評価であるため若干ズレがあるが、大まかな傾向は把握できると思われる。

大和市では、2013年度に研修を受けた教師たちに対して、年度末に希望者に2回の追加研修を実施し、さらに継続的な研修を希望する者に、2014年度4回のファシリテーター研修会が持たれた。この

連続研修会には5人の教師が参加したが、そのうちの3名が所属する学校で子どもたちに対してRJサークルを実施した。いずれの教師も子どもたちの参加度の高さ変化に驚き、かなりの手応えを感じたと述懐した。2015年度も、新たな希望者を募り連続ファシリテーター研修会を実施したり、学校でRJサークルの実施を支援する形で、さらなる展開が図られることになっている。市レベルでRJへの取り組みがなされることには大きな意義があるが、今後プログラムとして定着していくかどうかが問われるところである。

## 2) 神田一橋中学校における取り組み

千代田区立神田一橋中学校では、毎年4月に新入生のオリエンテーション合宿を実施しており、2015年度はこのオリエンテーション合宿でRJサークルを実施してもらいたいという要望がNPO法人修復的対話フォーラムにあった。この学校では、学区内に在住する子どもたちはそれほど多くなく、多数の者たちが他区から通学してくるという特徴がある。15年度の93名の新生入生は18の小学校から来ている(2014年度は35の小学校)ということである。そのために、子ども同士の人間関係作りや、一体感をもった学級あるいは学年運営に困難を覚えることが続いてきたという。そこで、RJのことを知った校長が生徒たちの関係作りの手段としてオリエンテーション合宿で、RJサークルを取り入れる判断をした。

しかし、いきなり新入生に対してRJサークルを実施するのは難しいため、その前にまず教員に対する研修を実施し、次いでオリエンテーション前に生徒たちとRJフォーラムのメンバーとの顔合わせの機会を持つことになった。教員に対する研修は、大和市と同じく講義と実体験をセットにした内容とした。教師たちにとってはRJサークルは聞くのも初めての体験であったが、話し合いではテーマについて思いの外率直に語り、トーキングピースを用いたサークル形式の対話にすぐに馴染んだように見えた。

生徒たちとの顔合わせは、入学式の翌日に体育館で2時間をかけて行われた。まずは全体が一つのグループになって行うゲーム的なアイスブレイキング

表2 生徒たちの評価 (N=94)

	強く思う	思う	何とも言えない	思わない	全然思わない
1. RJ サークルは楽しかったですか？	47	30	11	1	5
2. またやってみたいと思いますか？	44	29	13	3	5
3. 自分の話をすることができましたか？	48	29	13	2	2
4. 自分の話をよく聞いてもらったと思いますか？	41	30	13	5	4
5. 相手の話を聞くことができましたか？	45	34	10	2	1
6. ほかの人の知らないところを知ることができましたか？	56	25	11	1	1

(資料：修復的対話フォーラム)

を行い、話しがしやすい雰囲気作りをした。次に各クラスがひとつのサークルになり、自己紹介に関するテーマで話し合いを行った。ひとグループが30名を越えるサークルだったのだが、体育館では音が拡散してしまい話が聞き取りづらいという問題があり、生徒たちが集中することが難しいという課題が明らかになり、実施する側としては反省の余地が多々ある取り組みとなった。それでもアイスブレイキングやクロージングでは、みんなが集中している様子が見受けられた。いくつかの反省点はあったものの、生徒たちが緊張感から解放されてリラックスできたことは、本番に向けての準備としては意義があったといえる。

3回目は宿泊を伴うオリエンテーションであり、学校から遠く離れて長野県にある千代田区の保養施設が会場となり、RJフォーラムのスタッフ8名が赴いた。オープニングは全員に身体のリラクゼーションと「旅のイメージ」の朗読から入った。サークルが2度目ということもあって、生徒たちは比較的リラックスしていた。イメージをやった後は、6つのグループに別れ、それぞれ別の部屋で「尊重」をテーマにサークルをやった。

グループはメンバーの構成やキーパーの個性など、さまざまな要素が影響し合うので、すべてが同じような形で進むことはなく、それぞれ違いがあったが、いずれのグループでも話し合いに対して拒否的な雰囲気はなく、テーマに対して考えてみようとする態度が見られた。

表2は、生徒たちへのアンケートの結果の中の一部であるが、サークルに対する評価はいずれも高く94名中77名(81.9%〈女子94.9%〉)がまたやってみ

たいと答え、73名(77.7%〈女子87.1%〉)がまたやってみたいと答えた。男子よりも女子の方が、より肯定的な受け止め方をしている結果となった。自由記述の回答においても、「うれしいことや、悲しいことをみんなで分かち合うことは、自分にもそして相手にも必要であることが分かった」とか「RJサークルは人を大切にすることを感じられたので、家族に教えたいです」などといったサークル体験を肯定的に受け止めたことが窺える記述が多く見られた。

神田一橋中学校では、4月以降年度末までにあと2,3回はRJサークルを行うことが計画されているので、回数を重ねることによってどのような変化があるのか興味深いところである。

### 3) 保護者のRJサークル

東京都A市のある小学校では、クラス内に子ども同士のいじめが長期にわたって持続しているにもかかわらず、学校側の認識も対応も鈍いため、子どもたちの間に無力感が広がっているということを憂慮したある保護者が、RJサークルを行うことを校長に要望した。しかし、校長は学外の者を学校に招くことには消極的であり、保護者の働きかけに対して応えようとしなかった。そこで、件の保護者は他の保護者に呼びかけて、まずは保護者のRJサークルを学校外でやることを呼びかけた。呼びかけには10数人が応じた。子ども同士が対立している保護者や、お互いにまったく面識がない者も多かった。

保護者に対しても、最初はRJに関する講義を行った上でサークルを実施した。RJに関する予備知識もまったくなく、その日の集まりの内容さえ分か

らないまま参加したり、子ども間のコンフリクトの影響もあって、強い緊張感を抱いて参加したという保護者もいたりして、語り合いの場は堅苦しい雰囲気からスタートした。

この日のテーマは「尊重」であったが、トーキングピースを渡しながら話が進んでいくにつれて、言葉がスムーズに流れるようになり、子どものことだけではなくテーマを保護者自身の事柄に引きよせて語る者たちも出てきた。そして、最終的にはほぼ全員がサークルのプロセスに集中することとなった。話し合いはサークル終了後の語り合いに発展し、全員がなかなか帰途につこうとはせず、立ち話を続ける姿が印象的であった。

保護者の感想文の抜粋2つを以下に記しておく。

保護者 A「親同士の語り合いなんていうと構えてしまうのではないかと、いろいろ不安はありましたが、やってみたら自分も含めて皆さんとてもオープンに語る事ができて、感動しました。初対面の方も半分ぐらいおられたのですが、短い話のなかでも、それぞれの方が日々一生懸命生きていらっしゃることや、子どもたちをめぐる様々な思いが伝わってきて、相手を愛おしくさえ思えて、ウルウルきました。ちょっとした仕掛けや姿勢で、こんなにたくさんの気づきや、互いへの親近感や共感が湧くんですね。また、それぞれの親が自分の子どもだけではなく、周囲や学年、もっというと社会全般を気にかけていらっしゃるんだということがわかって、そのことにも感動しました。(後略)」

保護者 B:「RJ サークルは初めての体験でしたが、大変興味深く参加させていただきました。テーマがあることで発言も易く、皆さんの意見を伺って共感する点が多々ありました。出席者の中には面識のない方もいらっしゃいましたが、お互いの考えがわかり親近感が湧きました。

今回は保護者の集まりでしたが、ぜひ子どもたちにも体験してもらいたいと思いました。(後略)」

このように、生徒や教員を対象とするだけではなく保護者に対する RJ サークルも有効だと思われる。したがって、学校と保護者との緊張関係を緩和する

ために、保護者会などで積極的に取り入れられる価値があるといえる。

以上の1) から3) のケース外にも、東日本大震災直後からの岩手県大槌町での取り組みや、入海(2015)を中心とするスクールソーシャルワーカーたちによる都内の小・中学校でのカンファレンスやファミリー・グループ・カンファレンスなどの実践例があり、参加者からはいずれも肯定的な反応が寄せられた。その点は海外の調査研究結果と齟齬はなく RJ サークルの相互理解や人関係構築に関する有効性を示唆しているといえる。

### さいごに

RJ サークルの取り組みをしている者が他にいるかも知れないが、情報が不足しているために、本稿ではわが国における全体的な動向について述べる事ができず、筆者が関わる取り組みについて言及するに留めざるをえなかった。RJ の普及を図るには、千葉で長年実践活動を続けている弁護士山田の活動<sup>2)</sup> や、毎年定期的に開催されている全国 RJ 交流会<sup>3)</sup> の参加メンバーなどと連動しながら教育現場や地域社会における RJ 実践に関するネットワークの構築を図っていくことが必要だと思われる。

RJ サークルの有効性を喧伝するにはまだ実践例が多くはなく、エビデンスが不足していることは否めない。だが、数少ない実践ではありつつもアンケートやコメントから読み取れるように、体験した人々は肯定的な評価をしている。さらに、子どもを対象とする実践領域においては子ども自身のフィードバックを直接得る機会が限られているが、その点神田一橋中学校の子どもたちが、RJ サークル体験について評価しコメントをしてくれたことは意味が大きい。全体的な前向きな評価と同時に、問題点をも指摘してくれているので、今後の実践に非常に有益な資源として活用することができる。

RJ サークルや RJ そのものに対する認知度が低い中で、実践の機会をいかに広げていくか、またキーパー役を担う者の力量をどのように高めていくかといった重要な課題はあるが、実践の機会を何度か持つことができ、それに対していずれも肯定的な評価をえられた。そのことは、取り組みに携わる者は勇

気づけられるし、今後の展開に期待を持たせてくれる結果となっている。

【参考文献&資料】

入海英里子 (2015) 『いじめ等コンフリクト予防, 及び, 解決手段としての「修復的対話」に関する研究～スクールソーシャルワーク実践を通して～』 日本社会事業大学大学院修士論文, 日本社会事業大学

山下英三郎 (2013) 『修復的アプローチのソーシャルワーク実践への適用に関する考察—学校におけるコンフリクト解決手段として—』 『研究紀要 高橋重宏教授追悼号』 第59集, pp.139-150, 日本社会事業大学

山下英三郎 (2013), 『いじめ問題に立ち向かう 修復的対話 ①～⑧』 日本教育新聞連載 2013年3月14日～4月22日, 日本教育新聞社

山下英三郎 (2012) 『修復的アプローチとソーシャルワーク 調和的な関係構築への手がかり』 明石書店

山下英三郎 (2010) 『いじめ: 損なわれた関係を築きなおす 修復的対話というアプローチ』 学苑社

Boyce-Watson, Carolyn & Pranic, K (2010), "Heart of Hope" Center for Restorative Justice, Suffolk University

Christian Science Monitor (2012), "A shift away from zero tolerance will improve school discipline", Sept. 22.

Hamilton, M.V. & Hope, L.N. (2011), "Implications for School System Practice", *Social Work and Restorative Justice, Skills for Dialogue, Peacemaking, and Reconciliation*, pp.90-117, Oxford University Press.

Minnesota Department of Education (2015), "Restorative Interventions Implementation Tool Kit"

Minnesota Restorative Services Coalition : <http://www.mnrmrsc.org/about-mrsc/mrsc-history/>

Pranic, K. (2005), "THE LITTLE BOOK OF Circle Process" Good Books

Roche, D. (2006), "Dimensions of Restorative Justice" *Journal of Social Issues*, Vol. 62, No. 2, pp.217-238

US Department of Education (2014), "A Resource Guide for Improving School Climate and Discipline"

【注】

- 1) NHKBS 放送「少年が被害者と向かい合うとき」坂上香ディレクター制作
- 2) 山田の活動については、次回詳細な報告があると思われるので、そちらを参照されたい。
- 3) 刑事司法関係者が中心となって毎年全国 RJ 交流会が開かれている。領域を限定せず RJ に関心を有する者は誰でも参加できる、オープンな集まりである。



## 「修復的司法／正義 (Restorative Justice)」と その実践 [3]

### 少年事件をめぐる被害者加害者対話の会

山田 由紀子

(やまだ ゆきこ / NPO 法人対話の会理事長, 弁護士)

第3回目は、わが国のRJ実践を切り開いてこられた方として著名な、山田由紀子氏にご担当いただいた。山田氏は弁護士だが、社会福祉的視点に精通し柔軟なアイデアと行動力あふれる方である。少年事件における「対話の会」、少年院での矯正教育におけるRJ実践について、実例をもとに解説しており、修復的司法が当事者にどのようなインパクトを与えるかよく理解できる。

近年、福祉と司法の接点は広がってきているが、RJ実践は当事者のニーズ充足、問題解決、地域の課題に関心をもつボランティアの関与など、その接点の方向性を示しているといえよう。(本講座企画担当：伊藤富士江)

#### はじめに

千葉県にあるNPO法人対話の会は、2001年から修復的司法の理念に基づいて少年事件における被害者と加害者の対話を取り結ぶ活動を行ってきた。「修復的司法」は、刑事司法の分野で近年世界的潮流となっている理念である。従来の刑事司法が、犯罪を国家が定めた法を破る行為と見、国家が犯罪をおかした人を処罰することによって犯罪に対処しようとするのに対して、修復的司法では、犯罪を社会の中に起きた害悪と見、被害者・加害者・地域の人々が自分たちの力でこの害悪を修復していくことによって犯罪に対処しようとする。修復の仕方にはさまざまな形があるが、その一つの典型的な形が被害者と加害者の対話である。

1997年に起きた神戸連続児童殺傷事件を契機に、マスメディアを中心に日本社会で、「犯罪被害者の権利が守られていない」「被害者の権利を高めるべきだ」という声とともに、「少年法は犯罪少年に甘すぎる」「少年法をもっと厳罰化すべきだ」という声が高まった。私は、被害者の権利については、私

たち弁護士も十分取り組んでこなかったことを大いに反省するものの、シーソーゲームのように、被害者の権利を高めるために加害少年の権利を低めなければならないかのような論調には大きな疑問を持った。少年事件は、少年の生育歴や内面の葛藤にその原因があることが多く、そこに手立てを講じずに厳罰に処しても、少年の更生や再犯防止は期待できないからである。しかし、このような少年法の理念を説くだけでは、なかなか被害者の納得は得られず社会の風潮も変えられそうもなかった。私は、何とか一方が高まると他方が低まるシーソーゲームではない解決策はないものかと悩んでいた。

そんな折り、日本弁護士連合会に新しい留学制度が設けられた。私は、厳罰化先進国であるアメリカでこの解決策を見つけたいと思い、1998年から1年間、ニューヨーク大学に留学した。そこで、修復的司法と出会い、「これこそが私が探していた答え。被害者にも加害者にもプラスになる解決策だ」と感じ、日本に帰ってから、初代理事長大塚喜一弁護士の絶大なリーダーシップのお陰で設立できたのがNPO法人対話の会(設立時の名称：被害者加害者対話の会運営センター)なのである。

## 対話の会の活動

### 1) 対話の会を支える人々

センターで中心的に組織を運営している役員は、家庭裁判所の調停委員や元調査官、少年法や心理学の学者、弁護士などだが、実際の対話を取り結ぶ「進行役」は、研修を受けた市民ボランティアが担っている。このボランティアには、特別な資格はない。唯一の条件と言え、(いつ自分も、あるいは自分の子どもも、被害者になるかもしれない、加害者になるかもしれない、という思いで活動できる人)ということになる。そうでなければ、被害者にも加害者にも共感を持って接する進行役にはなれないからである。修復的司法でいう〈地域の人々〉の一人として、犯罪で生じた害悪を修復していく作業がこの進行役の役割なのである。

### 2) 対話の会に持ち込まれるケース

センターでは、これまでに70件の申し込みを受け、内27件で「対話の会」が成立した。その内訳は、殺人未遂・傷害致死などの重い事案から窃盗などの比較的軽い事案、あるいは強制わいせつなど、一般の人には対話が想像し難い事案などさまざまである。また、実際に会って話しをする対話の会が開けなかった事案でも、間接的に加害者の謝罪の気持ちが被害者に伝わり、被害者の被害の実情が加害者に伝わることで、被害者の立ち直りと加害者の更生に役立っている。

### 3) 被害者加害者対話の会の進め方

「対話の会」のモデルは、アメリカのミネソタ大学にある「修復的司法調停センター」(Center for Restorative Justice & Peacemaking)が提唱し、進行役の養成講座等を開いて普及に努めている「被害者加害者調停」やFGC (Family Group Conference)にある。それは、実際に進行役養成講座を受け、事前準備、参加者の主体性、進行役の謙虚さを重んじるプログラムの内容とセンター長であるアンブライ教授 (Mark S. Umbreit, PhD.) の穏やかで思いやりにあふれた人間性に惹かれたからである。

#### ①申し込み

被害者、加害少年、各々の家族、代理人弁護士など、誰からでも電話やFAXで簡単に申し込むことができる。

#### ②対象となる事件

少年による非行事件であれば、その種類に限定はないが、加害少年が非行事実を認めていることを要件とする。

#### ③参加の任意性

両当事者が「対話の会」への参加に同意していることが要件となる。申込者は自らすすんで対話を求めているのであるから任意性に問題はない。問題は相手方であり、進行役は、相手方に「対話の会」の趣旨と申込者が対話を求める理由を十分説明し、相手方のニーズを把握したうえで、押しつけにならないよう配慮しながら参加を勧める。

#### ④対話の準備

運営委員会がその事件を担当する進行役(2名)を決め、この進行役が被害者、加害少年、家族等と面談し、対話の目的・意義などを十分に説明した上で、被害者の被害状況、加害少年が非行を犯すに至った経緯などを聞くとともに、両当事者に参加の意思があるか、対話のニーズがあるか、相手の人格を尊重しつつ対話できる状態にあるかなどを確認する。当然のことながら、「対話の会」は、ただ単に被害者と加害者を会わせてみるということでは決してない。事件の重さや事件発生からの時間的経過、被害者の心情、加害者の反省の度合いなどによっては、対面が二次被害を生む場合や関係修復が期待できない場合も大いにあり得る。そのような場合には、間接的な対話によって修復を試みるか、さらに準備を重ねるなどする。

#### ⑤対話の参加者

両当事者とその家族が参加できるのはもちろん、被害者の支援者や少年の支援者、事件に関わった地域の人なども参加できる。当事者以外の参加については、両当事者の了解を得るとともに、被害者側と加害者側の人数のバランスがとれるように配慮する。

#### ⑥対話の日時と場所

日時は可能な限り当事者の都合にあわせ、場所は双方にとって公平で安心できる場所、たとえば弁護

士会館、公民館、各種会館等で行う。準備に重きを置く結果、通常、1ケースについて開く「対話の会」は、1回、約1時間である。

⑦「被害者加害者対話の会」の開催

非公開、秘密保持を基本とし、参加者それぞれが主人公となって対話する。進行役の役割は、参加者が安心・安全に対話できる場を提供することであり、決して判断者となったり提案者となったりしない。

第1段階……各参加者が犯罪での自分の体験や犯罪によって受けた影響を「私メッセージ」で語る時間。被害者は、被害にあったときどれほど怖かったか、事件後もその影響でどれだけ苦しんでいるかなどを話し、加害少年は自分がなぜその非行を犯してしまったか、今その非行についてどう思っているかなどを話す。この第1段階が、修復のための真髄とも言える。ここで被害者が加害者への非難の言葉（「あなたメッセージ」）ではなく、「私は……」と、私を主語として自分の被害体験を語ることが、加害少年に「ああ、そんなこともあったのか」という“ハハ体験”（心理学で「ああそうだったのか！」という驚き体験を表わす言葉）をもたらし、心からの謝罪の気持ちを湧き起こさせる。加害者の体験は、被害者に、「ああ、加害者にもそんな事情があったのか」と非行の背景にある家庭の事情などを知らせ、これによって被害者は加害者を“モンスターのような犯罪者”としてではなく、“一人の人間”として見るができるようになる。

第2段階……質問と答えの時間。被害者は「どうして自分が襲われたのか」「警察に通報したことで、自分を逆恨みしてはいないか」などの疑問や不安を加害少年に直接尋ねることができる。加害少年からも、被害の実情や後遺症などについてさらに詳しく質問したり、自分がどんなことをすれば被害者への償いになるのかなどを直接尋ねることができる。

第3段階……被害の回復や少年の更生のために何ができるか話し合う時間。金銭的な賠償に限らず、参加者の創造的な発案によって、加害少年に実行可能で柔軟な償い方法、たとえば被害者に定期的に手紙を書く、ボランティア活動をするなどが考え出される。

第4段階……話し合いが合意に達した場合、必要があれば、進行役がその内容を文書にまとめ、これ

を読み上げて参加者に確認し、合意文書として各参加者の署名をもらってコピーを渡す。ただし、「対話の会」は、そのプロセスにおいて相互理解が深まることこそが重要で、合意自体が目的ではないから、参加者が必要としなければ合意自体なくてもよいし、合意に達したが文書にはしないというケースがあってもよい。

⑧対話のあとで

合意があった場合は、進行役において合意内容が履行されたかどうかを見守り、支障が生じた場合は、双方と連絡をとったり、フォローアップのための対話の会を再開するなどする。

対話の会の成果

1) 被害者のニーズと対話をもたらす効果

被害者は、加害者のことを知らないために、加害者のことをステレオタイプに「ワル」とか「不良」とかに想像し、仕返しされるのではないかと、また同じ被害に遭うのではないかと恐れていることが多い。ところが、実際の加害少年に会ってみると、日頃はまじめであるのに心の悩みから非行をおかしてしまう少年もいれば、一見「ワル」のように見えても、実は幼い頃から虐待やいじめにあった結果そうってしまったことがわかる場合もある。加害者が「体験を語る」ことによって、それらの事情を理解した被害者は、それまでの「また襲われるかもしれないという恐怖」や「世の中には、こんな酷いことをする人もいるのだから、もう人を信じられない」などという人間不信から解放され、加害者も自分と同じ弱さを持ったひとりの人間だと知ることによって、心がやわらぐのである。

ある集団リンチによる傷害致死ケースの被害者遺族は、自分の息子の最後の場面を知りたいというニーズから対話の会を申し込んだ。少年院を出て深い反省に至っていた加害少年は、そのニーズに応えることが自分の償いであり責任であるという自覚をもって丁寧にその場面を語った。最後に加害少年が毎年被害少年の墓参りをする約束をして「対話の会」が終わったとき、遺族は穏やかな表情で少年に「よく話してくれたわね」と声をかけて去っていった。

## 2) 加害少年のニーズと対話をもたらす効果

私は、長年弁護士として少年事件の付添人をしてきた。付添人の活動では、少年に自分が非行をおかした原因を考えてもらい、どうしたらそれを改善できるかに気づいてもらうことが大切である。また同時に、自分のしてしまったことの結果、つまり被害のことを深く受け止めてもらう必要がある。ところが、少年たちは社会経験が乏しく、未だ成長の途上にあって判断能力も未熟なため、なかなかこの「被害」について具体的に想像することができない。抽象的に法を侵したことや物を盗ったこと自体については「ごめんなさい」と言えるのだが、実際にそのことで被害者がどういう体験をすることになったのか、どんな気持ちになったのかは想像できない。しかし、それでは真に被害の実情を受け止め反省したとは言えないのである。

### \*あるバイク窃盗の少年の対話の会

A君は大学生。小さい頃から父親にサッカー少年として育てられ、才能もあったことから、チームでもはやされ、大学もサッカーの推薦で入れることができた。しかし、練習はきつく、いつも父親の言いなりになっている自分にもふがいなさを感じて、何かパツとした憂さ晴らしがしたいと思っていた。そのとき目に入ったのが、駐車場に止めてあるバイクだった。「バイクに乗って飛ばしてみたら、どんなにすっきりするだろう」、そう思ったA君は、鍵のついたバイクを盗んで乗り回しては乗り捨てるという行為を繰り返してしまった。

2件のバイク窃盗が発覚して、A君は逮捕され、少年鑑別所に送られた。ただ、それ以外には非行歴もなく学校生活もまじめに過ごしてきたため、試験観察となって、審判までの間、自宅に帰り大学にも通うことが許された。付添人弁護士は、A君が反省していることは認めながらも、その反省が自分の経歴に傷をつけてしまったことへの後悔からきており、自分の行為がどれだけ他人に迷惑をかけたのかという点では不十分と感じて、対話の会への申込みを勧めた。

### 【バイクを盗まれたB君との対話】

A君が盗んだバイクのうち1台は、高校3年生のB君のものだった。対話の会の進行役がA君側

とB君側に別々に会って十分な準備をしたあと、加害者側がA君とA君のお父さん、被害者側がB君とB君のお父さんという4人の対話の会が開かれた。

第一段階で、A君が盗んだときの自分の気持ちやその原因について語ったあと、B君とB君のお父さんから、こんなことが語られた。

B君：僕もね。いろんなことがあって、バイクに乗れたらすっきりすると思ってこのバイクを買ったんだ。だからA君の気持ちはよくわかるよ。でも、バイクが欲しいんなら、やっぱり社会のルールに従って手に入れないといけないんじゃないかなあ。

B君の父：実は、Bは、長いこと不登校で、ひきこもりみたいになってたんですよ。そのBが、珍しく自分でバイクを買いたって言い出して、私も、これが前向きになるきっかけになればと思って賛成しました。Bは、一所懸命バイトして、バイク代も自分で払い、それは大事にしました。そのバイクが盗まれた時は、そりゃあショックでしたよ。もっとショックだったのは、バイクが乗り捨ててあったと警察から電話があって、見に行ったら、サビだらけで汚れていて、とても乗れるような状態じゃないとわかった時です。

### 【バイクを盗まれた町工場の社長さん・工員さんとの対話】

もう1台のバイクは、町工場の社長Cさんの所有で、工場の仕事に使うため、いつも工員のDさんが乗ったり管理したりしていたバイクだった。やはり第一段階で、CさんとDさんからは、こんな話があった。

Dさん：社長はいい人だから、「気にすんな」って言うてくれたけど、俺は、俺が鍵を付けっ放しにしていたせいで盗まれたんだから、弁償しなきゃって思ったよ。だけど金がないから、女房に「うちの車を売ってでも弁償する」って言うて、心配もかけた。あんたさあ、こ

んなこと大学に知れたら、大学にもいられなくなるんじゃないの？そういうこと、わかってる？

Cさん：まあまあ、そこまで言わなくても、Dが言いたいことは、A君がいろいろと恵まれているのに、そのことをあまり大事に思っていないんじゃないかってことですよ。ま、俺がA君に言いたいの、親孝行しろってことかな？それとさあ、家も近いんだし、大学ちゃんと卒業したら、卒業できたって、顔見せてよ。

### 【2つの対話がA君にもたらしたもの】

ひとつ年下のB君に言われた「社会のルールに従って」という言葉、B君のお父さんが言った「不登校だったB君にとってのバイクの大切さ」、Dさんの怒り、Cさんの優しさ、そのどれもがA君の心に大きなくさびを打ったことはいうまでもない。

それまで、警察でも裁判所でも「被害者のことを考えろ」と言われてきたA君だったが、いくら考えようとしても、頭に思い浮かぶのは、バイクという「物」だけだった。ところが、対話の後のA君は、ひきこもりから立ち直ろうとしたB君の人生、B君を励ますお父さんの気持ち、Dさんの怒り、DさんもA君も優しく包み込んでくれるようなCさんの人柄、それら全部がこの事件の「被害」であり、それは単なる「物」ではなく「人」なのだと思えたのである。

### 修復的司法の展開

#### 少年院内での「被害者の視点を取り入れた教育」

近年、刑事司法や少年司法で、いかにこれまで犯罪被害者の権利がなおざりにされてきたかが反省され、さまざまな被害者のための施策が講じられるようになった。矯正教育も例外ではなく、少年院の中で「被害者の視点を取り入れた教育」というものが行われるようになった。多くの少年院で行われているのは、実際に犯罪被害にあわれた方の講話や、ロール・レタリングといって、実際には送らない被害者への手紙を書き、それを被害者の立場になって読

み返事を書く、これを何往復かするというものなどである。

NPO 法人対話の会では、2007年から毎月少年院にスタッフ5~7名が出向き、独自に考えたプログラムでこの教育をグループワークで実践している。

#### 1) プログラムの概要

プログラムの授業は、1回2時間程度を1か月ないし2か月の間を空けて7回行う。授業の前にはアンケートや課題を与えて、次の授業のテーマについてあらかじめ自分で考える時間をとってもらい。授業では、少年たちとスタッフとが椅子だけのサークルになってすわり、最初に「動物に例えると自分は〇〇だと思います。なぜかという……」といったユーモラスな自己紹介をして和やかな雰囲気をつくり、最初の30分は「仲間について」などのテーマを決めてのグループ・ディスカッション、次の1時間は少年1人とスタッフ1人がペアになってその日の課題について話し合ったりロールプレイしたりする。最後にまた全員でサークルになって、各ペアで気づいたことを全体に報告して交流する。各回の課題は、次のようなものである。

##### 第1回〈犯罪被害者のことを知る〉

\* 犯罪被害者は、どのようなことに苦しみ、どのような訴えをもっているのか。

\* 犯罪被害者には、どのような支援が必要で、どのようなことによって救われるのか。

##### 第2回〈ロールプレイで実感する被害者の気持ち・加害者の気持ち〉

\* ある架空の恐喝事件を題材としたロールプレイで、まず加害者の台本を読み、加害者役になりきって、スタッフに体験や気持ちを語る。次に初めて被害者の台本を読み、被害者役になりきって、スタッフに体験や気持ちを語る。

##### 第3回〈自分にも被害体験はないか？その時どんな気持ちだったか？考えてみよう〉

\* 授業前にアンケート……これまでで一番幸せだったことと辛かったことを書く。自分が辛かった体験を思い起こすことで、自分にも広い意味の被害体験があることに気づいてもらう（少年院にいる多くの少年たちは親からの虐待や不良交友の先輩からの暴力を受けている）。

- \* スタッフに自分の被害体験を話すことにより、犯罪被害者一般や自分の事件の被害者の心情に思いを致す。
- 第4回〈犯罪被害にあった被害者は、どのような体験をし、どのような気持ちをもつのだろうか〉
- \* 授業前に、自分の事件の被害者が①事件当時、②事件から1週間後、③1か月後、④3か月後、⑤6か月後、⑥1年後にどのような体験をするかを想像して表に記入する。
  - \* スタッフと一緒にその表を見ながら、ひとつひとつ丁寧にさらに想像を具体化する話し合いをする。
- 第5回〈被害者が加害者に対して望むこと〉
- \* 授業前にアンケート……自分の事件の被害者は自分に何を望んでおり、それについて自分に何ができるかを考えて記入する。
  - \* 記入したアンケートをもとに、スタッフとペアで話し合う。
- 第6回〈被害者になって自分の手紙の内容を聞き、被害者と会って自分の気持ちを伝えるロールプレイ〉
- \* 授業前に自分の事件の被害者に手紙を書く。
  - \* スタッフが少年の書いた手紙を読み、少年は被害者になりきってそれを聞く。その後、どのような文面が被害者の心に響いたか、どのような文面が良くなかったか等を話し合う。
  - \* 次に、スタッフが被害者役になりきり、少年が自分の事件の被害者と会って自分の気持ちを伝えるロールプレイをし、その後、双方の感想を話し合う。
- 第7回〈問題解決能力を身につけよう〉
- \* 仮退院して地元に戻った際に問題解決能力が求められる4つの場面を提起し、その内自分が直面しそうな場面についてスタッフと解決策を話し合う。必要に応じ、その場面のロールプレイを試みる。4つの場面とは、①非行の一因だった家族の問題が依然としてある、②不良交友のあった友人からの誘い、③少年院にいたことを隠して就職した場合の職場での人間関係、④被害者からの損害賠償請求などである。

## 2) 少年たちの思い込みと実際の被害者

私たちがこの授業を始めた頃、まず驚いたのは、少年たちが「被害者は絶対に一生自分を恨み続ける」、「二度と自分と関わり合いになりたくないと思っている」と決めつけていることだった。

もちろん事案によっては、少年たちの思っているとおりの場合もあるだろう。しかし、私たちが対話の会を通じて出会う被害者の方の中には、たとえ死亡事件であっても、「事件の真実を知りたい」「加害少年が事件のことを今どう思っているのか知りたい」といったニーズから、加害少年との対話を求める方もいる。逆に、他人からは軽い犯罪だと思われがちな窃盗や恐喝でも、盗まれた物が結婚指輪であったり、被害にあったことがきっかけで人生が変わってしまっていたりすると、加害者少年から対話を求められても、到底応じる気になれないという方もいる。被害者の思いは、決して犯罪の種類などで典型的に決めつけられるようなものではなく、一人ひとりみな違うのである。そして同じ被害者でも、時の流れによって変わることも、同じ一日の中でも、朝は恨みがつのり二度と加害者の顔も見たくないと思ったのに、夜には加害者と会って本当に反省しているのかどうか確かめたいと思ったりもするのである。

私たちがこの授業を通して少年たちに伝えたいのは、このような生身の被害者、少年たちが少年院の中で“変わる”ように、社会の中で被害に苦しみながらも“生きて”“変わっていく”被害者の姿なのである。

## 3) 少年たちの“ハハア体験”や“気づき”

少年たちは、ロールプレイやグループ・ディスカッションを通じて、たくさんの“ハハア体験”や“気づき”をする。

第2回の架空の恐喝事件のロールプレイでは、加害者役をやったあとに被害者の台本を初めて読み被害者役をやることで、「ああそうだったのか！被害者にはこんな事情があったのか！」と知る。両方の役をやったあとの話し合いでは、「加害者は被害者の説明もろくに聞かずにカッとなって殴ってしまった。もし被害者の話をよく聞いていたら、殴ったりしなくてすんだのに」と気づく。

在院中に被害者から損害賠償請求の裁判を起こされたある少年は、「被害者が求めているのはお金だけ」と決めつけていた。しかし、スタッフから、被害者の中には、たとえ裁判に勝っても少年側に支払い能力がないことを知りながら、事件の真実や少年側にどれだけの反省や誠意があるのかを知りたくて裁判を起こす人もいるという話を聞き、決めつけをやめて、自分の被害者が真に求めているものは何かを考えるようになった。

ある空き巣をした少年は、第5回の授業で被害者の体験を具体的に想像するうち、「被害者は玄関を開けて部屋が荒らされているのを見た時、まだ犯人が家の中にいるかもしれないと思っただろう。だとしたら、どんなに怖かっただろう」「そうだ！女の人だから、犯人が自分をレイプするために侵入したと思ったに違いない。だとしたら、怖くてもうあのマンションには住んでいられず、引っ越したかもしれない」と言い出した。彼は、事件から1年も経って初めてそのことに気がついたのだ。

多くの犯罪で、加害者側から見た事実と被害者側から見た事実には食い違いがあるものだが、こんなふうに少年たちはそのことに気づいていく。そして、自分のしたことの被害者にとっての意味を知る。すると、誰に押しつけられることもなく、心の底から「ああ、わかった。申し訳ない」という気持ちが沸き起こり、自分にどんな償いができるのかを考え始める。それまでは、少年院にいること自体が「償い」だと思っていた彼らが、それだけでは被害者その人に対する償いにはなり得ないと考え始めるわけである。

## 考 察

### 1) いじめ問題での「対話の会」

「対話の会」の手法は、いじめ問題の解決にも非

常に有用である。ただ、被害者加害者の場合と決定的に違うのは、初めからどちらが加害者でどちらが被害者と決めつけて対応してはいけないということである。いじめは人間関係のもつれから起きるもので、一方はいじめられたと感じていても、他方はそうは思っていないことが多いからである。いじめたつもりはないと思っている子に「いじめた」と決めつけて接しても、反発を招くだけでいじめ解決にはつながらない。むしろ、相手にいじめられたと感じさせるような行為をした理由やその背景にあるその子の心の中のストレスや不満を十分聞いてあげ、そのストレスや不満の解決に手を貸してあげることこそ大切である。そうしていくと、次第にその子は、自分が本当は相手の子とは関係のないストレスや不満のはけ口としてその行為をしていたことに気づく。また、そのあと、相手の子の辛さや悲しみを徐々に伝えていくと、反省の気持ちも生まれる。こうしたことを進行役が準備段階で行った後に「対話の会」を開くと、いじめられたと言っていた子は、いじめた子の側にも辛いことがあったと理解し、いじめたとされた子も心からの謝罪をすることができるようになるのである。

### 2) 「被害者加害者対話」から 人間関係の紛争一般へ

NPO 法人対話の会は、2001年からの被害者加害者対話の実践を踏まえ、2014年に定款を変更し、家庭・学校・職場等でのさまざまな人間関係の紛争についても申込みを受けることにした。また、進行役養成セミナーを開催して、全国各地に「対話の会」の拠点を設けることを目指している。この活動が日本に修復的司法が根ざす一助になればと願うものである。

NPO 法人対話の会：http://www.taiwanokai.org

## 「修復的司法／正義 (Restorative Justice)」と その実践 [4]

### RJで高齢者虐待を予防する公私連携の地域づくり

梅崎 薫

(うめざき かおる／埼玉県立大学, RJ対話の会一つなかりと癒しの和ネットワークー代表)

最終回は、高齢者分野におけるRJ対話を実践されている梅崎薫氏にご担当いただいた。梅崎氏との最初の出会いは2013年仙台での学会で、「高齢者虐待のRJ実践について知りたい」と声をかけられた。当時私の知る限り、高齢者虐待とRJのつながりを論じた文献はほとんどなく、カナダでの実践報告を目にした程度だった。正直、RJ実践のなかでもむずかしい分野の1つではないかと考えていた。

しかし、それから瞬く間に、梅崎氏はこの「むずかしい」と見える分野でRJ対話を試みていった。葛藤解決を主眼とするRJ対話ではなく、理解し合いつながりを生み出すトーキングサークルへと軸足を移し、そのサークルを担うキーパーを養成し、地域における支援アプローチとして発展させている経緯が、本稿で詳しく説明されている。

RJはさまざまな形で実践できるが、そのためには担い手となる組織やボランティアが地域で育つことが必須である。RJの原則・価値を踏まえながら、わが国の実情に応じたRJアプローチが広がっていくことを望みたい。

(本講座企画担当：伊藤富士江)

### はじめに

高齢者虐待は、人口の高齢化に伴い、認知症とともに国際的な社会問題となっている。しかし虐待か否かの判断は、その国や地域の文化的社会的背景に伴い異ならざるを得ない。その社会に住む平均的な高齢者の生活実態と、社会に共有されている人権の観点から看過できないと判断される「かい離」の程度を根拠として虐待か否かを判断することになるからだ。

イギリス、アメリカ、オーストラリアなど、国際的に、高齢者虐待の発生率を捉えようとする研究において、具体的で絶対的な高齢者虐待の判断基準を定義する試みがさまざまになされてきた。しかし今もって合意された判断基準はない。このため虐待判断においてはアセスメントギャップが生じる。

このギャップを埋めるために、スーパーバイズや

複数による判断が用いられているといえるが、実践現場での様子を見ていると、緊急性の高いケースにおいては、このアセスメントギャップはあまり生じていない。生命の危機がある状態にはアセスメントギャップも生まれる余地はないということであろう。しかし緊急性が低い場合には判断が揺れる。

家族間における高齢者虐待には、高齢者と家族の長い人生における歴史があり、両者に加害と被害の両方の側面があるという特徴がある。高齢者とその家族を取り巻く社会環境に目を向けると、家族の福祉機能に大きく依存してきた日本の福祉施策ゆえに、施策からこぼれ落ちた高齢者と家族の生活苦という問題があぶりだされて見える。80代の老夫婦による老々介護、90代の親を介護する60代、70代の高齢の子、誰が見ても無理がある介護体制であり、どちらが先に倒れてもおかしくない。精一杯の介護のなかで生じる不適切さを指摘することは忍び難い。

しかしながら、高齢でない子による介護ならば、そのような問題はないのかという点、そこには異なる問題が横たわっている。ひとり身の子が親と同居するにはそれ相当の理由があり、必ずしも望んでの同居ではない場合が多い。子は親に頼り暮らしているのであって、親が老いても子は親に代わる支えが必要なのであり、急に親を支える役割は担えない。その結果として生じたであろう虐待は少なくない。

ゆえに高齢者は、家族からの虐待に対して他者からの関与を拒否する。家族を虐待者にしたくないのだ。

### 日本における高齢者虐待に関する法の制定から

日本では2006年に「高齢者虐待の防止、高齢者に対する養護者支援に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」と略す）が制定され、家族による不適切介護や虐待に対し、市町村が責任をもって対応することになった。この時、同時に介護保険制度のなかに地域包括支援センターが創設され、社会福祉士がはじめて必置となった。センターの社会福祉士は高齢者の権利擁護という役割を担い、市町村と連携して高齢者への虐待対応を担う。日本の「高齢者虐待防止法」は高齢者の保護だけでなく、高齢者を養護する家族などに対しても支援することに言及していることから福祉的色彩が強いと言われている。啓発として、早期に発見して虐待を未然に防ぐことを強調する。

「高齢者虐待防止法」が施行された当時、地域住民に虐待の早期通報を啓発する活動を行った。当初、心得たとばかりうなずいてくれた地域の人々が徐々に通報に慎重になった。虐待を疑い通報した経験のある地域住民らにインタビュー調査したところ、「高齢者が施設に入所させられた」「親の家なのになぜ親が地域から排除されるのか」「親への支援はあっても子への支援がない」「自分がした通報は果たして高齢者とその家族の役に立ったのか」「通報しても家族関係は好転しない（ので通報しても意味がない）」「早期に発見しても今度からは見守り（緊急性が高くないかぎり）通報は慎重にしたい」という発言に変わっていった。

ところで日々、高齢者を支援している地域包括支援センターの社会福祉士らからは「介護負担による不適切介護であればケアプランの見直しで何とかすることも多いが、家族関係の悪化や同居する子の経済的困窮が主な原因の場合には利用できるサービスがなく、なす術がない」という声が多く聞かれた。また認知症介護の困難さは確かに虐待が懸念される要因なのだが、認知症の場合には、認知症高齢者による介護者への暴言暴力もあって、介護する側の被害はどのように考えたらよいか、誰が加害で誰が被害なのか、そもそもこれは高齢者虐待なのかという声も聞かれた。高齢者虐待の背景には、このように多様で複雑な背景がある。

なぜ、家族が虐待関係に陥らなければならないのか。行政や専門職に通報相談されたケースは氷山の一角にすぎないと言われていることから、さらに早期の理由を知るために、緊急性は低いが高齢者から虐待されている高齢者で、「行政や専門職には話さないでほしい」と口止めする高齢者を支えている民生委員さんにインタビュー調査を行った。わかったことは、通報相談を口止めする高齢者が、実は家族関係が悪化する前のかかなり早い段階で行政や専門職に相談した経験があり、「家族でよく話し合うように」と助言されていたことである。家族で話し合い、関係がさらに悪化したと推測される。早期から、家族が冷静に話し合えるように誰かが関与できていれば、虐待関係に陥ることを回避できたのではないかと。

緊急性の低い高齢者と家族の諍いや葛藤に対して、家族関係を早期に関係回復できるよう支える方法がないかを先行研究から探した結果、たどり着いたのが修復的正義（Restorative Justice、以下RJと略す）アプローチであった。RJには、「地域から誰も排除しない」という哲学があり、ソーシャルワークの価値と多分に重なる価値があった。

### 海外での取り組み、カナダでのRJサークルによる高齢者虐待予防

カナダ、オンタリオ州キッチナーにおいて、緊急性の低い虐待ケースにRJ対話を用いて予防介入していることが報告されていた。予防に関する多くの文献がキッチナーの事例を紹介し、しかしキッチナ

ー以外での実践報告は見当たらなかった。RJ対話が日本で実践できるのか迷っていたとき渡米の機会を得た。『ソーシャルワークと修復的正義』を上梓したジョージア州立大学のエリザベス・ベック、ナンシー・クロフらと交流する機会を得て、「RJはファシリテーターやキーパーをいかに確保するかが難しいが、担い手の確保さえできれば実践できる」と励まされた。クロフらが高齢者と家族に必要なサービス組織を、地域の専門職や地域住民等と連携して開発している姿にも触発された。DVカップルへの家族療法に関する文献から、再犯率の低下を報告する論文の中に、同様のエビデンスが期待できる方法としてRJサークルが報告されていたこともRJ対話に取り組む決め手となった。

キッチナーでは、高齢者虐待レスポンスチームという警察と保健福祉の連携チームがあり、このチームが責任をもって通報事例をアセスメントし、RJ対話につなぐ働きを担うと紹介されていた。RJ対話の方法はカンファランスでなくサークルによる葛藤解決であった。この事業を牽引した看護師、アーリン・グロウのホームページには実施マニュアルが掲載され、RJ対話例も動画で発信されていた。これらにより、RJ対話の様子はおよそ知ることができたので、日本でのRJ対話を既にも実践していた山田由紀子弁護士、山下英三郎氏の日本でのRJ実践に学ぶことにした。

RJサークルの実践モデルとして、Modified-Design and Development (M-D & D, 2002) を援用して、地域包括支援センターの社会福祉士らと日本版葛藤解決のRJサークルモデルを開発したが実践にまでは至っていない。実際にカナダ、キッチナーでどのように実践しているのかを学びたかったがキッチナーの実践者とコンタクトがなかなか取れず渡航機会を逸していた。その折カナダ、ヨーク大学の松岡敦子教授にお目にかかる機会があり相談したところ仲介下さって、ようやくキッチナー訪問ができた。

視察して分かったことは、RJを実践する市民活動団体があり、専門職がボランティアとともに連携しなければ、この対話は根づかないだろうということであった。

キッチナーの高齢者虐待レスポンスチームを担当する警官は、「RJ対話は経験した高齢者と家族に満

足度が高いので、高齢者に促しやすい」と語った。上司にあたる警視正は、「RJ対話を紹介するようになって予防が可能になった。以前は見守るしかできなかったので緊急性が高くなり事件化したが、事件化するケースが減った」と教えてくれた。

今は引退して、この事業から遠ざかっていたアーリン・グロウ氏は、「この方法は大変有効だが、ケースを紹介してもらうことがとても難しい」と事業化における困難さを語った。しかしカナダ、ノバスコシア州においてもキッチナーに倣って行政主導でRJ対話による予防介入が開始されており、事業化において中心となり推進しているノバスコシア州の担当官を紹介してくれた。担当官ジョスリン・エクサ氏は、「RJ対話がノバスコシアでうまく事業化できたのは、幸いなことにノバスコシアにRJを実践するNGOボランティア団体がひとつあったからだ」と述べた。そして、「3年間で、同様のNGOを9団体に増やすことができた」と語った。

RJ対話で、高齢者虐待の予防を実践するためには、まず地域にRJを普及させ、RJ対話を実践するNGOボランティアという市民活動が必要であると分かった。

### 日本におけるRJトーキングサークル 「お話し会」の試みにむけて

地域にRJ対話を普及させ市民活動団体を育成するために、葛藤解決の対話ではなく、まずRJトーキングサークルを先行させることにした。1次予防となる葛藤解決の対話において2次被害を招かないためにも、0次予防として安全に実践できるRJトーキングサークルを先行させることは理にも適っていた。キッチナーでRJを実践するNGO市民活動団体Community Justice Initiative (CJI) が、高齢者虐待レスポンスチームから葛藤解決の対話依頼を待つだけでなく、福祉事務所やレクリエーションサービス提供事業者らと連携してアウトリーチしており、日本での介護予防教室や地域サロンのような場でトーキングサークルを開催してRJ対話を紹介し、高齢者や高齢者の周囲の人がCJIに直接、高齢者が抱える家族や近隣の人との困りごとを相談できるようにしていたこともヒントになった。

地域啓発において課題となったのはRJ対話の説明方法である。修復的正義という言葉や考え方は一般的にまだほとんど知られていない。刑事司法分野における修復的司法の文献に基づいて説明すると、犯罪被害加害における関係修復の対話を説明することになる。しかし、加害と被害がはっきりしていない高齢者虐待の予防段階において、また家族関係の修復を目指すコンテキストにおいて、犯罪という言葉の強さが聞いている人の理解を妨げてしまうことが多かった。

お互いを尊重して話し、つながりあい、深く理解しあうRJトーキングサークルをまず理解してもらうために、現在、研修ではRJ対話を表1のように説明している。

RJトーキングサークルは、輪になって座り、トーキングピースというツールを用いて対話する。トーキングピースをもっている者だけが話せるというルールがあり、きっちりした枠組みをもつエンカウンターグループのようだと印象を述べた人もいた。サークルキーパーはRJ対話の約束事として、「お互いを尊重する」「話している人を非難しない」「トーキングピースをもっている人だけが話せる」「話したくないときは話さずパスできる」というルールを開始時点に全ての参加者に伝え、ルールを守らせる。そのため、サークルキーパーだけはトーキングピースをもたなくても話せるという約束事になっている。

葛藤解決のRJ対話とは異なり、RJトーキングサークルは課題解決を目的としないで始めるので、自由な開始方法、話題選択ができる。まず高齢者に、このRJ対話の方法を知ってもらい慣れてもらうた

めのRJトーキングサークル実践モデルを検討した。地域サロンでの実践も視野に入れつつ、原型は高齢者デイサービスセンターで実践できるモデルとした。

高齢者デイサービスセンターには日課がある。その日課に無理のないプログラム、日課のなかのどの時間帯、どのような長さが良いのか、話題選択の方法や内容も試行して検討した結果、1回のサークルの参加人数は5-6人程度、ラウンドは2順の20分程度から開始し、長くても30分程度に留めて、おやつ前の時間帯に組み込むことが良さそうだと分かった。

対話の糸口とするために、学校でのRJトーキングサークルで使われている言葉カードを用意した。他にも絵カード、写真カードを準備している。これらのツールとトーキングピースを順に回す枠組みがあるので、グループワークに不慣れな者にも比較的容易に実施が可能となる。RJサークルはキーパーを含めて、参加する者全てが等しく参加者として発言し、対話するところに良さがある。

最も気がかりであった認知機能の低下が著しい高齢者の参加は、意外にもそう難しくなかった。要介護3もしくは4の方でも無理なく参加できた。80代、90代のデイサービス利用者が体力的に座り続けて対話できる、高齢者とのRJトーキングサークル実践モデルの原型ができた。

### デイホームわ〜くわっく草加での実践から

上記プロセスにより開発した実践モデルをもとに、RJトーキングサークルのキーパー養成基礎講

表1 RJ対話の説明

<p>RJ対話とは……</p> <p>お互いを尊重して話し合うことで、つながりあい、相手を深く理解しようとする対話です。解決が困難な問題やどうにもならない状況においても、可能性や解決策について一緒に考え、可能性に向けて、関係する全ての人とどのように責任を分かち合うことができそうかを考えます。これを葛藤解決・紛争解決のRJ対話と呼びます。</p> <p>葛藤解決・紛争解決のRJ対話とは別に、紛争や葛藤を予防するために用いられる対話があります。トーキングサークルと言って、自分が人生のなかで大切にしていることや考え、ひとと一緒に話してみたいことをテーマに話し合う対話の会です。さまざまな目的や話題に応じて対話することができ、お互いを尊重して話し合い、他の人の考えや意見を傾聴します。尊重されて語り、傾聴して、自分はどうか、自分に何ができるかを考えることで、他の人たちと分かち合いながら一緒に行動できるような関係性を作り出すことを目的とします。</p>
---

座を2015年3月に実施した。この基礎講座を受講した社会福祉士のうち1名が高齢者デイサービスセンター「デイホームわ〜くわっく草加」で、実践を開始した。対話に参加した他の職員にも好評で、今後も継続したいということから筆者も関わってRJ対話プログラムを共同で実施している。

わ〜くわっく草加は、毎日約15人程度が利用するデイサービスセンターで、NPO法人コミュニティーケアクラブ埼玉（通称：CCS）の「誰もが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らし続けたい、必要な人が必要な時にいつでも利用できる施設づくり」という理念で取り組まれている事業所である。年齢・健康状態・認知症等による制限を一切設けず、誰もが利用できる施設として開始した。自分たちの地域の課題を見据え、地域に住む生活者として自分たちの地域に必要なサービスをつくり、自分たちで運営し利用するという、市民参加型の事業所である。

筆者は、このRJ対話プログラムを開始するにあたり、わ〜くわっく草加に出向き、主な職員にサークルキーパーを担うための研修をOn the Job Trainingで行うなど、事前準備から関与している。この事前研修を受講した介護員は8名で、うち1名が生活相談員の男性、介護員は皆女性、40代から

70代であった。研修を受講した7名の介護員にアンケート調査したところ、次のような結果を得た。今回の研修で初めてRJ対話を学んだのは5名、他の2名は基礎講座を修了した社会福祉士から研修を受けて予備知識があった。RJ対話に参加した感想は、「良い」3名、「まあまあ良い」4名で、自由記述から、「聴力や視力、認知機能の低下がある人が参加できるのか、難しいのではないか」という感想があった。また「高齢者は他者への関心が低く、特定の関心や価値観の固定化もあるので、このような対話が果たして可能か」という疑問をもつ者もいた。

しかし、わ〜くわっく草加では、「参加してよかった」という利用者の感想から、介護員1名と生活相談員1名が中心になってRJ対話の会を隔週開催することを決めた。介護員と生活相談員はそれぞれ2グループを担当し、協力してRJ対話を開始した。2015年11月現在、この試みは2か月目に入り、1か月後の利用者の感想は次のようであった。

「話し合うことでお互いがわかるので大変良いことだと思う」「題材の漢字（言葉カード）に良い言葉が多く素敵です」「自分の話を聴いてもらい、理解してもらうことが嬉しい」「皆さんの話を聴いて素晴らしく感動した」「大変素晴らしかった。これか

表2 スタッフの感想と気づき・効果

スタッフの感想や気づき・効果
①開始した当初は、利用者から「何を話しているのか聞えない」「声が小さいので、もっと大きな声で話してほしい」などの要求がなされたり、トーキングピースをもたないのに話しに割り込んだりする人がいたが、回を重ねるごとに、対話のルールを理解し、他の人の話をよく聴けるようになった。途中で割り込みしそうなときなど、自ら「ピースをもたない時は話をしてはいけないのよね」などと自制されるようになった。
②いつもは少し自己中心的に見えた利用者が、ルールを守って他の参加者の話をしっかり傾聴し、また自分の番には、他の参加者を感動させる人生の体験を話されることで、その利用者に対する見方が変わった。利用者ご自身も自分の話をしっかり聴いてもらえるので満足されていた。
③認知機能が低下され、他の利用者やデイサービスでの会話がなかなか成立しない利用者が、いつも、この対話の会への参加を希望され、生き生きとした様子である。先日は、体調が悪く、ソファで休まれていて「今日は（対話を）休む」とのことだったが、途中から対話に参加することを希望され、他の人の話に感動するとともに次第に元気になられ、帰宅される頃には、すっかり元気になられていて驚いた。
④デイサービスにおける通常の日課のなかでは、利用者やスタッフがじっくりと話せる機会は少ないが、RJトーキングサークルのなかで、短時間だがお互いに自分の考えを話したり、他の人の話を聴いたりすることで、利用者の新たな面を知ることができた。
⑤利用者のRJ対話に参加している時の様子から、短時間に利用者の思考や認知機能などの状況変化を知ることができるようになった。状況報告書にも、身体や行動に関する状況変化に加え、思考や認知機能に関しても報告できるようになった。

らも続けてほしい」「この次も参加したい」「大変良いことだと思う」というものである。

担当したスタッフの感想や気づき・効果は表2に示した。想定していた効果と想定していなかった効果があった。①②④の効果は大方想定していた内容だったが、③と⑤の効果はうれしい想定外の効果である。

RJ トーキングサークルは、Peacemaking Circle と呼ばれることもあり、サークルという空間に平和な雰囲気が満たされる。認知機能が低下した高齢者であっても感情は正常に保たれている。日常会話においては、認知機能の低下により混乱し、他者とつながれないもどかしさや悲しさから元気を失う人が、RJ 対話の時間、他者と確かにつながっていることを実感し、混乱がおさまるのなら、このような不安や困難を抱えている人にとってRJ トーキングサークルは希望となる。不安から「家に帰りたい」と訴える認知症の人が、その場を安心できると感じられるのであれば、デイサービスセンターという場はより安心できる場になるのではないかと、RJ トーキングサークルの、この新たな可能性についても今、関心をもち進めている。

一方、視力や聴力の低下による参加の困難さは確かにあり、言葉カードの用い方、言葉カードを用いない組み立てなど、聴力や視力の低下している人もRJ 対話に参加できる方法を工夫している。話題選択や補助者による支え方、使用ツール等、どのようにするのが良いか試しているところである。

わ〜くわ〜く草加での実践は、最初の1か月目、全ての利用者に対してでなく、参加を希望する利用者として、職員が誘うのが良さそうだと判断した利用者とともに対話を開始した。しかし、同じ時間、RJ 対話に参加していない利用者も関心をもって見ており、2か月目からは全利用者が参加できるように、ふたつのサークルを同時開催することになった。しかし参加人数が多くなると傾聴する時間が長くなり、時間内に終わろうとすると、一人ひとりの話しを十分聴くことが難しくなる。今後、この点をどのように解決できるかも検討していく。

高齢者虐待の予防として、今日標としているのはデイサービス利用からのドロップアウト防止と、介護サービスの利用に関する高齢者と家族の意見不

致に関してRJ 対話で話し合い、お互いを尊重してサービス利用法を決める支援である。些細な事柄における意見の食い違いを、高齢者と家族がお互いを尊重して冷静に話し合えるよう、キーパーという第三者が介在することで、家族関係を損なわずに話し合えるのではないかと考えている。

葛藤解決に近い試みとしては、先に開発したRJ 実践モデルを援用して、共に検討してきた社会福祉士の仲間が、成年後見を受任した際に、被後見人の老父とその息子との関係修復を試み、良い成果を得た。息子さんから、「止まっていた時間が動き出した」と感謝され、両者に質の高い満足感を提供する援助ができた。親子の交流が再開し、現在も修復された関係は良好に保たれている。

この成果の振り返りから、葛藤関係がある程度沈静化していれば、葛藤解決のRJ サークル実践モデルを意識することにより、RJ 対話の枠組みに助けられて、家族療法のトレーニングを積んでいない者にも、関係修復を目的とする家族会議の開催や関与が容易になるのではないかと考えている。

### 子世代への支援としてのRJ 対話の会

葛藤解決のRJ サークル実践モデルは、高齢者虐待の1次予防における実践には至っていないが、子世代を支援する専門職へのトレーニングツールにも有用であり活用できる。生活困窮者支援が始まり、これまでは全くサービスがない状況にあった子世代にも少しばかりの支援が可能となってきた。しかし、ひきこもる人、訪問を望まない人との信頼関係づくりに悩む支援員は多い。制度・サービスを紹介して提供する支援だけでなく、支援者と被支援者の関係性を用いて就労準備支援するという、エンパワメントの支援が求められている。

埼玉県では、自立相談支援事業員等研修において、葛藤解決のRJ サークル実践モデルによるシナリオロールプレイを用いた研修を実施した。自立相談支援員が日ごろ援助している利用者とその家族、周囲の人々、さまざまな関係者の立場をシナリオロールプレイにより追体験し、理解を深めて、自身の日頃の実践や訪問時の面接を考えてもらう研修である。全研修の振り返りをRJ トーキングサークルで行っ

た。

RJ トーキングサークルでは、他者から助言されない。傾聴が自己との対話になり自己覚知はエンパワメントとして体験される。深いリフレクションによりエンパワメントがもたらされる。お互いを尊重して話し、聴くことを重視する対話の経験は、日頃、援助者として接している被支援者やその家族の立場を深く理解することを助け、今後役に立つ研修だったと好評であった。

実際の子世代への支援においても、生活困窮者支援・就労準備支援に従事している専門職と連携してRJ対話の会を着手した。就労を目指す女性たちを誘い、女性のためのRJ対話の会を毎月1回開催している。男性のためのRJ対話の会も予定しているが、就労を目指す男性には対人関係に苦手意識をもつ人が多いので、就労を目指してコミュニケーション能力を高める、対話することに慣れることを目標としてはどうかと、関係機関の専門職らと話し合っているところである。セルフヘルプグループと似ているが、お互いに助け合うことより、聞きあうことを重視する。RJ トーキングサークルに参加することを目的として、セルフヘルプグループよりもピアの関係はよりゆるく設定し、地域のなかにさまざまなつながりを生み出すことが目的である。

### 公私連携の地域づくりへ

現在、RJ トーキングサークルの実践活動を市民活動レベルで普及させるために、ボランティア活動等の担い手づくり、サークルキーパー養成講座を実施している。2016年3月までに、20人程度のサークルキーパーを誕生させる予定である。キーパー養成講座が修了する頃には、高齢者虐待の未然防止と家族支援を活動目標とする「高齢者虐待を未然に防ぐRJ実践研究会」(越谷市と春日部市に市民活動団体

登録)を、NPO法人「RJ対話の会—つながりと癒しの和ネットワーク—」と改組し、公の専門職と私のボランティア・市民活動をつなぐ団体として、公私連携の地域づくりを目指していきたい。

### 【参考文献】

- 梅崎薫 (2007) 「高齢者虐待及びその養護者支援等への予防的コミュニティづくりに関する研究」日本生命財団実践的研究助成研究成果報告書
- 梅崎薫 (2012) 「養護者からの高齢者虐待と社会環境に関する一考察—早期把握, 未然に防ぐ家族支援の体制にむけて—」『医療ソーシャルワーカー』60号, 18-26
- 梅崎薫 (2013) 「修復的対話 (Restorative Justice) による高齢者虐待予防の可能性—たつき台デザインの検討にむけて—」『埼玉県立大学紀要』第15巻別冊, 65-71
- 梅崎薫・松永梢・花木美穂子他 (2015) 「問題解決から関係修復へのパラダイムシフト—高齢者と家族支援における修復的正義アプローチの試み—」日本社会福祉士学会報告, 金沢
- エリザベス・ベック, ナンシー・P.クロフ, パメラ・ブルム・レオナルド編著 (2012), 林浩康監訳『ソーシャルワークと修復的正義—癒しと回復をもたらす対話, 調停, 和解のための理論と実践』明石書店
- WHO (2011), European Report on Preventing Elder Maltreatment
- Stith (2012), Systemic Perspectives on Intimate Partner Violence Treatment, *Journal of Marital and Family Therapy*, Vol.38, No.1, 220-240
- Arlene Groh (2003) RN BA Project Coordinator *A Healing Approach to Elder Abuse and Mistreatment, The Restorative Justice Approaches to Elder Abuse Project*, Kitchen: Pandora Press
- HEALING APPROACH TO SENIOR ABUSE The Fundy Network, Jocelyn N.Yerxa (2011), International Institute, Restorative Practices Conference, Halifax, Nova Scotia June 17th,
- Kay Pranis (2005), *The Little Book of Circle Process—A New/Old Approach to Peacemaking*, Good Books
- Jennifer Ball, Wayne Caldwell, Kay Pranis (2010), *Doing Democracy with Circles—Engaging Communities in Public Planning*, Living Justice Press



---

### Ⅲ 研究結果の総括と今後の課題

---



# 1. 総まとめ

犯罪被害者等に対する総合的支援策を検討するため、更生保護における犯罪被害者等施策（心情等伝達制度、相談・支援）、民間被害者支援団体の支援活動に焦点を当て全国調査を実施した。各調査から明らかになった主な点と考察を以下にまとめる。

## (1) 更生保護における犯罪被害者等施策は機能しているか

- 心情等伝達制度について、法務省保護局より提供を受けた「被害者等の心情を加害者に対して伝達したケース」92件のデータを分析した。その結果、重大犯罪を含むさまざまな罪種の被害者等からの申出に応じて、速やかに心情等を聴取し、加害者に伝達している実態が示された。聴取方法、同席者の有無から被害者等への配慮がなされていることもうかがわれた。
- 全国の保護観察所に勤務する被害者担当官および被害者担当保護司174名を対象に、質問紙調査を実施し、111名から回答が得られた（回収率63.8%、有効回答110名）。

主な結果：

- ① 心情等伝達制度の実施態勢について、担当官と保護司のペアで行われており、担当官は書類作成、主任官等との協議といった主業務を担い、保護司は話しやすい雰囲気づくりなど被害者等の心情面に配慮したサポート役に回っていた。
- ② 同制度では二次被害を与えることがないよう、被害者等の個別状況に応じた配慮がなされていた。
- ③ 同制度の課題としては、被害弁償ニーズを解決できるような法整備を含む新たな仕組みづくり、観察所内の連携等の改善や現場担当者のスキルアップの促進、同制度の周知に向けてのさらなる広報が必要といった点が明らかとなった。
- ④ 同制度全般について、担当者は被害者支援の点から一定の成果を実感している一方、加害者との接点や更生についてはやや慎重な見方をしていた。同制度が修復的司法の実践につながるためには、同制度の利用結果が加害者処遇にも明確に反映できるようになることがまず必要であるといった点が示唆された。
- ⑤ 相談・支援制度においては、保護観察所は民間被害者支援団体、検察庁、警察、法テラスと連携している実態が把握できた。



更生保護において被害者への配慮は、従来から矯正施設収容中の者の環境調整、保護観察等で行われてきたが、こうした「被害者への配慮」はあくまで配慮であり、軸足は加害者の更生援助であった。その配慮が被害者等施策によって更生保護における制度として実施されるようになった意義は大きい。調査結果から、現場では被害者等の個別状況に応じた配慮をしながら同制度を実施しており、一定の成果を上げているとみることができる。

加害者処遇と被害者支援の両立は難しいことが指摘されてきたが、加害者処遇を担う機関だからこそ、被害者等の思いを迅速に加害者に伝えることが可能であるともいえる。

ただ、心情等伝達制度について、実施件数は平成21年から25年まで年間100件前後で推移し平成26年は151件と、それほど多くない。利用できる対象者や期間に限定はあるが公的機関が担う被害者支援として周知を進めること、被害者側にとって利用しやすいものにすることを検討すべきである。

被害者等施策がさらに機能していくためには、Ⅱ研究の結果で述べてきたように、被害者担当部署と加害者処遇部門とのスムーズで密な連携態勢が確保され、被害者施策自体が更生保護官署で重要な位置を占めていくことが必須である。

## (2) 民間被害者支援団体による支援の現状と課題

民間被害者支援団体による支援の現状と課題については、全国被害者支援ネットワークに加盟する48団体（センター）の協力を得て、以下のような質問紙調査A, B, Cを実施した。その結果の主なポイントをまとめる。

### ・ 調査 A

支援センターの体制、業務内容、今後のあり方等について、各支援センターの代表者・責任者を対象に調査Aを実施。調査の回答は35名から得られ、回収率は72.9%であった。

主な結果：

- ① 回答のあった支援センターは、発足して10年以上経っているセンターが7割以上、設立母体は民間相談所が6割を占めた。
- ② 直接支援にあたっている職員の勤務体制について、平均すると常勤が約2名、非常勤が4～5名、ボランティアが23名という値だった。その職員の勤務体制の充足度については、常勤、非常勤とも「不足している」との回答が約8割を占めた。ボランティアは「多い方／現状のままでよい」が約4割、「不足している」が約6割であった。
- ③ 年間相談の受理件数について、もっとも多い被害内容は性的被害であり、いずれの相談手段（「電話」「FAX・手紙・メール」「面接」「直接支援」）においても、もっとも多く対応していた。次いで交通被害、殺人、暴行・傷害で、少ないのは財産的被害、強盗であった。
- ④ 支援内容について、〈刑事手続きをはじめとする情報提供〉〈心理的サポート〉〈心理的・生活上の変化についての情報提供〉〈関係機関や公判への付き添い〉は、ほぼすべての支援センターで実施しているという回答があった。〈日常生活の支援〉は実施している割合が約6割、〈家族関係の調整〉は約3割であった。その他にも公判の代理傍聴、治療費や生活費の補助、被害者宅訪問等の生活支援などが挙げられた。
- ⑤ 連携している他機関等としては、警察、検察庁、弁護士（会）、法テラス、カウンセリング機関がほぼすべての支援センターで挙げられ、それら機関等との連携の必要性を肯定する割合も高かった。
- ⑥ 他機関等と良好な連携を築くための工夫について、「顔の見える」関係づくり、連絡協議会等への積極的参加・情報交換、講師派遣など、日頃からさまざまな努力がなされていた。一方、行政機関は（担当者の）異動があり、被害者支援の必要性を理解するのに時間がかかるといった意見もあった。
- ⑦ 直接支援におけるボランティアの活用については、「専門職が直接支援を担い、ボランティアは

その補助的役割」という形を選ぶ割合が約4割、「専門職とボランティアが同程度の役割を担う」が約3割であった。「ボランティアは広報・啓発のみを行う」を選ぶ割合は低かった。支援センターによっては専門職を置いていない所もあり、ボランティアが直接支援を行う必要性は高いことが推測された。

- ⑧ 今後について「非常に力を入れたい」のは〈センター運営財源の確保〉がもっとも多く、〈被害者支援の広報・啓発〉、〈関係機関等との連携強化〉が続いた。被害者等へのアウトリーチやセンター内職員の世代交代に関する課題なども記された。
- ⑨ 支援センターによる相談・支援の利点について、中長期的な支援ができること、利便性・融通性、きめ細かな支援、無償の支援サービスのほか、フラットな関係性の中で、社会や人間関係への信頼を取り戻すための支援ができるという点も挙げられ、行政機関とは異なる民間被害者支援団体ならではの立ち位置や利点が示された。
- ⑩ 諸制度の利用や支援等について、公判の「被害者参加制度」「更生保護における心情等伝達制度」の利用を支援したいとする割合が高く、こうした制度が被害者のためのものとして機能していることがうかがえた。

#### ・調査B

支援センターで直接支援にあたっている相談員／支援員を対象に、印象に残ったケースについて、支援内容等に関する調査Bを実施。調査の回答は86名から得られ、回収率は59.7%であった。

取り上げられたケースについて、被害内容で多かったのは「殺人・傷害致死」(29ケース)、「性暴力被害」(24ケース)、「交通犯罪被害」(17ケース)であり、この3つの被害種別にデータを分析した。主な結果：

- ① 支援センターへの相談経緯については、いずれの被害種別でも警察からの紹介がもっとも多かった。「性暴力被害」では被害者自らが探してという回答が見られた。法テラス、地方自治体の相談窓口、女性相談センターからの紹介は見られなかった。
- ② ケースの加害者について、成人が8割近くで、現在刑事施設／少年院に入っている場合がもっとも多かった。
- ③ ケースに対するアセスメントと支援について、被害種別の差はなく全体に同じ傾向で、相談者の心身状態を把握するためのアセスメント・シートを用いているという回答は2割以下だった。支援計画、チームによる支援、事例検討については高い割合で行われていた。
- ④ ケース（相談者）が支援センターに相談当初どのようなことに困難を感じていたかについて、「交通犯罪被害」では、〈心身面の不調〉をほとんどが感じており、〈刑事裁判の手続きがわからなかったこと〉や〈日常生活での支障〉(9割以上)、〈支援の情報がなかったこと〉、〈制度等の手続きがわからなかったこと〉が続いた。「殺人・傷害致死」では、〈精神的な不調〉、〈制度等の手続きがわからなかったこと〉、〈体調を崩していたこと〉、〈日常生活での支障〉の順で高い割合(8割以上)だった。「性暴力被害」では、〈精神的な不調〉と並んで〈学校や仕事に行けなくなったこと〉の割合が高く(9割以上)、〈体調を崩していたこと〉や〈日常生活での支障〉、〈制度等の手続きがわからなかったこと〉が続いた。〈捜査への協力に負担を感じていたこと〉は他の被害種別と比べて高かった。

- ⑤ ケースへの支援内容について、被害種別ごとに見ると、「交通犯罪被害」では、〈心理的サポート〉と〈刑事手続きについての情報提供〉がすべてのケースで実施されており、〈心理的・生活上の変化についての情報提供〉、〈公判の付き添い支援〉の実施割合も9割以上だった。他の被害種別と比べて〈当事者・自助グループの紹介〉の割合が高かった。「殺人・傷害致死」では、〈心理的サポート〉がすべてのケースで実施されており、〈心理的・生活上の変化についての情報提供〉〈公判の付き添い支援〉〈刑事手続きについての情報提供〉を実施した割合も高かった。他の被害種別と比べて、〈弁護士の紹介〉(約7割)の割合が高かったこと、また〈加害者の対応〉が3割以上だった点が特徴である。「性暴力被害」では、〈心理的・生活上の変化についての情報提供〉がすべてのケースで実施されており、〈心理的サポート〉と〈刑事手続きについての情報提供〉〈公判の付き添い支援〉が続いた。一方、〈日常生活の支援〉〈当事者・自助グループの紹介〉は実施されていなかった。
- ⑥ ケースを支援するうえでの工夫等については、裁判や他機関連携のほか、子どもへの対応など、個別ケースに応じた具体的な配慮がなされていた。
- ⑦ ケースの支援における他機関・団体等との連携について、いずれの被害種別でも、検察庁、警察、弁護士と連携した割合が高かった。「交通犯罪被害」では、当事者団体・自助グループにつないだ割合が高く、「性暴力被害」では医療機関、カウンセリング機関と連携した割合が高かった。地方自治体の被害者相談窓口と連携した割合は全体に低かった。
- ⑧ 取り上げられたケースは、全体に支援を継続中のケースが多かった。裁判終了を支援終了の目安にしている場合が多かった。
- ⑨ 取り上げたケース支援についての全体的評価は、被害種別ごとに見ると、「交通犯罪被害」「性暴力被害」では、「難しかった／難しい」ケースの割合がもっとも高かった。「殺人・傷害致死」では、「うまくいった／いる」ケースが「難しかった／難しい」ケースとほぼ同数であった。「支援が難しかった／難しい」理由としては、裁判が長期にわたったこと、被害者等との連絡が取りにくかったこと、家族関係の複雑さを挙げる場合が多かった。「性暴力被害」特有の支援の難しさも見られた。「支援がうまくいった／いっている」理由としては、検察や弁護士との連携が取れたこと、支援の輪ができたこと、被害者側とのコミュニケーションがうまく取れたことを挙げる場合が多かった。
- ⑩ 取り上げたケースとは別に、被害者のための諸制度について尋ねたところ、公判での意見陳述制度、被害者参加制度の利用状況は8割以上であり、利用した場合「役立っていると感じる」割合がほとんどであった。更生保護における意見等聴取制度、心情等伝達制度の利用状況は低いが、「役立っていると感じる」割合は「役立っていない」をかなり上回った。

#### • 調査 C

支援センターを利用した被害当事者を対象に、相談当初の困難、受けた支援、支援全般の感想等に関する調査 C を実施。調査の協力は40名から得られ、回収率は27.8%であった(有効回答は39名)。被害内容については「交通犯罪被害」が19名(48.7%)、「殺人・傷害致死」が13名(33.3%)、「暴行傷害等被害および強盗・殺人未遂」が計4名(10.3%)、「性暴力被害およびDV被害」が計3名(7.7%)であった。

主な結果：

- ① 回答者が支援センターに相談するきっかけについて、警察からの紹介が6割以上を占め、「殺人・傷害致死」「暴行・傷害等被害」でその割合が高かった。「交通犯罪被害」ではマスコミからの情報が多かった。
- ② 相談当初に感じていた困難について、〈精神的な不調〉を全員が挙げており、〈利用できる制度等の手続きがわからなかったこと〉〈支援の情報がなかったこと〉〈体調をくずしたこと〉が続いた。〈社会的な活動から引きこもったこと〉〈日常生活での支障〉を挙げる割合も6割以上と高かった。被害種別で見ると、「交通犯罪被害」では〈社会資源、刑事手続きにかかわること〉に加え〈対人関係での困難〉を挙げる割合が高かった。「殺人・傷害致死」「暴行・傷害等被害」では〈日常生活での支障〉を挙げる割合が比較的高かった。
- ③ 支援センターからの支援について、全体では〈捜査・裁判等に関すること〉、〈社会資源に関する情報〉、〈体調・精神面〉について支援を受けた割合が高かった。また〈マスコミへの対応〉について「殺人・傷害致死」「暴行・傷害等被害」の回答者すべてが支援を受けていた。一方、〈経済面〉、〈家事などの日常生活〉に関しては、支援を受けた割合は低かった。被害種別で見ると、「性暴力・DV被害」では困難を感じた項目について幅広く支援を受けていた。
- ④ 支援が役立ったかについては、全体に「役に立った」とする割合が高かったのは、〈心理面でのサポート〉〈心理的・生活上の変化に関する情報提供〉〈刑事手続きの情報提供〉である。全項目を通して「役に立たなかった」という回答の割合は低く、とくに〈公判や捜査機関等への付き添い支援〉や〈日常生活の支援〉については、支援を受けた者の中で「役に立たなかった」とする回答はゼロである。〈自助グループ等の紹介〉を「役に立った」とする割合は「交通犯罪被害」で高い。
- ⑤ 支援を必要としなかった割合が高いのは、〈日常生活への支援〉〈医療機関や精神保健・カウンセリングセンターの紹介〉であった。
- ⑥ 支援センターを利用した全般的感想について、全体に「相談当初感じていた困難が解消した」と回答する割合が9割以上である。「同じような立場にある被害者等に支援センターの利用を勧めたいか」についても肯定する割合は高い。「勧めたいと思う」理由（カテゴリー）としては、「交通犯罪被害」では〈専門的な情報の提供、助言が得られる〉〈関係機関との調整〉〈社会への信頼を取り戻すきっかけになる〉〈精神的なサポートが得られる〉〈社会への信頼を取り戻すきっかけになる〉〈被害者の視点に立ってくれる〉等が挙げられた。
- ⑦ 警察、検察庁、裁判（少年審判）、更生保護における諸制度の利用状況について、全体では〈公判での意見陳述制度〉〈検察庁の被害者等通知制度〉〈公判記録の閲覧・コピー〉の利用率が6割～7割以上と高かった。更生保護における諸制度についてはあてはまらない者が多かった。
- ⑧ 諸制度について利用した被害者等が役に立ったと感じているか、全体では〈公判での被害者参加制度〉〈公判での損害弁償命令制度〉〈少年審判の被害者傍聴制度〉を利用した者全員が「役に立った」と回答していた。〈検察庁の被害者等通知制度〉〈公判での意見陳述制度〉〈公判記録の閲覧・コピー〉を利用した者の満足度も高かった。更生保護における諸制度については、利用した者が少ないが、「交通犯罪被害」でのみ「役に立たなかった」とする回答が見られた。
- ⑨ 「被害者支援」に関する要望としては、支援内容、支援体制、啓発・運動等について具体的な多くの意見が寄せられた。また支援センターへの高い評価や感謝も述べられていた。



調査 A, B を通して、民間被害者支援団体においては情報提供、心理的サポート、公判等付き添い、関係機関の紹介など広範な支援活動が、被害内容に応じてきめ細かく実施されている実態が把握できた。支援計画の作成、チームによる支援、事例検討は大多数の支援センターで実施されており、支援の蓄積がうかがわれた。

ただ、直接支援にあたる職員は常勤がきわめて少なく、「常勤・非常勤とも不足している」という回答が多かった。専門職というよりボランティア中心で直接支援が成り立っているセンターがほとんどであり、専門性の確保とボランティアの活用態勢は今後の課題であろう。また、「センター運営財源の確保」「被害者支援の広報・啓発」を課題として挙げる割合も高く、上記の点とも重なってくるが、民間の団体が抱える問題として認識され改善される必要がある。

調査 C の回答は、同調査の協力を同意した、いわば“選ばれた被害当事者”であり回収率は低かったが、支援センターを利用した側からの貴重な意見と考え丁寧に分析した。「犯罪被害はいきなりあうもので、突然日常をうばわれる。今まで当たり前だったことが当たり前でなくなり、突然右も左もわからない所にぽっと放り出された感じ。そんな時に、手続きのことはこちら、精神ケアはこちら、と信号のように誘導してくれる団体が支援センターだった」という記述は、まさに支援センターの役割を表している。「困っていること全ての支援には行き届かないが、少しは役に立つことがある。そこから自力で解決できることが増えていく」という記述も、被害当事者が持っている力を引き出すという点で、センターによる支援の重要性を示している。

支援センターへの要望として挙げた中では、たとえば「支援スタッフの中で、軸となる人が必要」「支援センターが、何ができるのか、業務内容を明確に伝えてほしい」「支援センターの利用可能な時間を延ばしてほしい」「民事（裁判）のこともアドバイスしてほしい」「被害者のきょうだい児の支援をしてほしい」「遠方の支援センターに出向く負担を減らしてほしい」「地域間でもっと情報共有してほしい」などはすぐにでも改善につなげることができる点であろう。

### (3) 官民協働体制に向けて

本研究では被害者支援における官民協働体制を検討するため、更生保護の被害者支援施策と民間被害者支援団体の支援を取り上げた。両分野とも現場担当者は他機関等連携の必要性を強く感じており、司法機関のみならず多くの関係機関・団体等と連携している実態が把握できた。

第 1 次犯罪被害者等基本計画の策定を契機に、公判・少年審判および更生保護等において被害者等のための新たな制度が導入されてきたが、調査結果から、そうした制度が被害者等のニーズを満たすものとして機能していることがうかがえた。諸制度の利用や促進においても、他機関等連携が必須であり、被害者支援は官民が連携しなくては成り立たない分野となっている。

更生保護における相談・支援の利点としては、「加害者について知り得る保護観察所に相談できるよさ」「裁判後の被害者等の相談窓口としての機能」「どこに相談してよいかわからないときの『窓口』」などが挙がり、民間被害者支援団体における利点としては「中長期的な支援ができること」「利便性・

融通性」「フラットな関係性の中で、社会や人間関係への信頼を取り戻すための支援ができること」などが挙げられた。官民協働では双方の利点・強みをまず理解し、補完し合うスタンスが必要である。また、公的分野では担当者の異動に伴い連携が取りづらくなる点が指摘されたが、担当者の異動に左右されない、安定した支援の仕組みづくりも必要である。

公的分野が担うべき支援、民間が力を発揮できる支援について、一定の枠組みをつくり協働体制を促進し、被害者側に「見える形」として提示していくことが望まれる。

## 2. 今後の課題

「犯罪被害に遭うと、その日を境に生活が一変する。突然、まっ暗な荒れ狂う海に放り込まれたようなもの」（調査C・被害当事者の記述）は、被害者等の置かれる現況を端的に表している。

犯罪被害は、自然災害の被災などと異なり、司法手続きに関わらなければならない場合が多く、被害者のニーズは多岐にわたり複雑化しやすい。また社会的孤立にも追い込まれやすい。被害直後から適切な情報や心理的サポート、アセスメントに基づく見通しと支援が提供されることで、生活の立て直しに結びつくケースは多いのではないだろうか。被害者支援の質を上げ、被害者等が抱える複合的生活課題に対応するためには、社会福祉的視点に立った支援モデル—ケアマネジメント・モデルの適用も検討される必要がある。

研究上の課題としては、被害者支援を担う機関・団体についての定期的な調査、被害者等を対象にした支援の評価に関する調査を挙げたい。とくに被害当事者からの評価は、支援全般を点検し改善していくためには不可欠である。

また、本研究では修復的司法に関して当初計画していた調査まで至らなかった。支援センターを利用した被害者等から加害者への対応に対する具体的支援を求める声も挙がっており、被害者支援の層を厚くするという観点からも修復的司法の実践に関する検討を続けていきたいと考えている。

現在、2016（平成28）年4月から2020（平成32）年度末までを計画期間とする第3次犯罪被害者等基本計画が始まる所であり、上述したような支援モデルに基づく中長期的支援の充実に向けて、さらに研究を進めていきたい。

---

## IV 卷末資料

---



# 『更生保護における犯罪被害者等施策に関する調査』 ご協力をお願い

各 位

早春の候、日頃は大変お世話になっております。

犯罪被害者のための施策は、平成 16 年に犯罪被害者等基本法が成立して以来、急速に整備されてきております。とくに、更生保護における犯罪被害者等施策は導入されて 6 年が経過し、刑事システム内の犯罪被害者等のための「窓口」として重要な機能をもっていると考えられます。

このたび、法務省保護局総務課被害者等施策班のご協力のもと、**平成 26 年 3 月 1 日時点で従事されている被害者担当官・被害者担当保護司の方々**を対象に、更生保護における犯罪被害者等施策の「心情等伝達制度」と「相談・支援」について調査を実施させていただくことになりました。本調査は本制度の現状等を分析・検討するための基礎的データを得ることを目的としております。

本調査のご協力の応諾は、全く自由となっております。ご回答いただいた調査票の内容は、回答者個人が特定されることはなく統計学的に処理し、研究責任者のもとで厳重に管理します。得られた情報は本研究のみに使用します。また、結果については、調査研究報告書として公表する予定です。本調査の協力にご同意いただける方のみ、ご回答及びご返送をお願いいたします。

なお、本調査は、平成 25 年度科学研究費基盤研究 C 「犯罪被害者のための総合的支援システムの構築—官民協働体制を旨として」(研究責任者：上智大学教授 伊藤富士江)の一部として実施するもので、「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認を得ております。

ご多用中まことに恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただきまして、ご回答にご協力いただきたく、どうかよろしくお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月 14 日

.....

上智大学 総合人間科学部社会福祉学科  
伊藤富士江  
〒102-8554 千代田区紀尾井町 7-1  
TEL/FAX 03-3238-3676 (直通)

# 更生保護における犯罪被害者等施策に関する調査

## 《調査票の記入と返送について》

調査票の記入、返送については以下のようにお願い申し上げます。  
なお、本調査票では犯罪被害者本人と家族等を含め「被害者等」としています。

### ◆記入方法：

各設問について、あてはまる番号に○をつけてください。  
また、設問によっては空欄に数字や回答の記述をお願いいたします。

### ◆回答にあたっての確認事項：

- ① 回答される方のお名前を記入する必要はありません。
- ② 回答された方の個人名が特定されることはありません。
- ③ 得られた情報は本研究のみで使用します。

### ◆調査票の返送方法：

ご回答いただいた調査票を、添付の返信用封筒に入れ、  
**平成26年4月末日までに** ご投函くださいますよう、お願いいたします。

### ◆調査についての質問等：

本調査に関するお問い合わせ、ご質問等は下記（研究責任者）にお願い申し上げます。

上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 伊藤富士江  
メール：ito-f@sophia.ac.jp 研究室 TEL/FAX：03-3238-3676

## 《調査の内容》

調査票は全部で7ページあります。

### I. ご回答いただく方のことについて

問1. あなたは：

1. 被害者担当官
2. 被害者担当保護司

問2. 性別：

1. 男性
2. 女性

問3. 被害者担当の経験年数（平成26年3月の時点で通算）：

被害者担当官・被害者担当保護司として（ ）年（ ）カ月経過

問4. 処遇部門の保護観察官・保護司としての経験の有無：

0. ない
1. ある 3年未満
2. ある 3年以上

### II. 「心情等伝達制度」（以下、本制度）について

問5. 本制度の実施について、今まで何件くらい担当しましたか。

0. まだ担当したことがない →5ページのⅢ. 問12へ進んでください。
1. 1～5件
2. 6～10件
3. 11件以上

問6. どのような方法による心情等聴取を経験したことがありますか。

1. 口頭・書面両方
2. 口頭による聴取のみ
3. 書面による聴取のみ

問7. 本制度の実施における次のプロセスについて、どのように感じていますか。  
各項目のあてはまる番号に○をつけてください。

	経験したことがない	とても難しいと思う	やや難しいと思う	どちらともいえない	それほど難しいと思わない	難しいと思わない
① 本制度の実施内容について被害者等に説明する	0	1	2	3	4	5
② 被害者等から本制度の申出を受理する	0	1	2	3	4	5
③ 心情等聴取書作成の前段階で（事前・当日にかかわらず）、被害に関する心情や被害者等の置かれている状況を聴く	0	1	2	3	4	5
④ 心情等聴取書作成の前段階で、加害者（保護観察対象者）の生活や行動に関する意見を聴く	0	1	2	3	4	5
⑤ 心情等聴取書作成の前段階で、被害弁償に関することを聴く	0	1	2	3	4	5
⑥ 被害者等から聴取した内容を基に心情等聴取書を作成する	0	1	2	3	4	5
⑦ 心情等伝達をする内容について、主任官と協議する	0	1	2	3	4	5
⑧ 主任官が心情等伝達を実施後、被害者等に通知する内容を主任官と協議する	0	1	2	3	4	5
⑨ 心情等の伝達結果を、被害者等に通知する	0	1	2	3	4	5
⑩ 心情等伝達及び同結果の通知を、どのように保護観察処遇に反映するか、主任官及び加害者の担当保護司と協議する	0	1	2	3	4	5

問8. 心情等聴取段階について：

(1) どのような点を難しいと感じているか、口頭／書面による聴取など具体的に明示してご記述ください。どのようなことでも結構です。

[ ]

(2) この段階で工夫したり、心がけたりしていることについて、ご記述ください。

[ ]

問9. 心情等の伝達結果を、被害者等に通知する段階について：

(1) どのような点を難しいと感じているか、具体的にご記述ください。  
どのようなことでも結構です。

[ ]

(2) この段階で工夫したり、心がけたりしていることについて、ご記述ください。

[ ]

問10. 本制度実施上の全体的な印象と今後について、次の各項目のあてはまる番号に○をつけてください。

	全くそう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	全くそう思わない
① 被害者等の「自分の心情等を加害者に伝えたい」という思いに応えることができています	1	2	3	4	5
② 被害弁償の履行など被害者等の要望を十分に満たすのは難しい	1	2	3	4	5
③ 被害者等と加害者（保護観察対象者）の心情を疎通させる効果がある	1	2	3	4	5
④ 加害者の更生に役立っている	1	2	3	4	5
⑤ 本制度の利用について被害者等にもっと周知してもらふ必要がある	1	2	3	4	5
⑥ 保護観察所を通して、被害者等と加害者側が直接的にやり取りできる場があるとよい	1	2	3	4	5

問11. 今後、本制度がうまく機能していくにはどのようなことが必要だと思いますか。お気づきの点を自由にご記述ください。





問15. 更生保護における「相談・支援」の利点について、どのようなことが挙げられるでしょうか。具体的にご記述ください。

[ ]

#### IV. 被害者担当官・被害者担当保護司として

問16. 最後にお尋ねします。「犯罪被害者等の支援」と「加害者の処遇」とのつながりについてどう思いますか。

あてはまる番号に○をつけ、その番号を選んだ理由をご記述ください。

1. 強くつながっていると思う
2. まあまあつながっていると思う
3. どちらともいえない
4. あまりつながっていないように思う
5. ほとんどつながっていないように思う



その番号を選んだ理由

[ ]

ご協力大変ありがとうございました。  
回答もれがないか、再度ご確認のうえ 平成26年4月末日までに  
添付の返信用封筒にて郵送をお願いいたします。  
(封筒に名前等を書く必要はありません)

## 『被害者支援団体（センター）の利用に関する調査』について ご協力をお願い

殿

向夏の候、日頃は大変お世話になっております。犯罪被害者の支援について研究しております、上智大学の伊藤と申します。

このたび、「民間被害者支援団体（以下、支援センター）の利用状況等に関する調査」を実施させていただくことになりました。つきましては、ご多用の中大変恐れ入りますが、調査の協力をご検討いただきたくお願い申し上げます。本調査の目的、倫理的配慮、対象者等は、以下のとおりとなっております。

### ◆本調査の目的：

支援センターの利用状況を多角的に（センター代表者、直接支援員、被害当事者の視点から）分析し、基礎的データを得ることで支援センターの発展に寄与する。

### ◆調査の概要：

この調査は、日本学術振興会の平成26年度科学研究費基盤研究C「犯罪被害者のための総合的支援システムの構築—官民協働体制を旨として」（研究責任者：上智大学教授 伊藤富士江）の一部として実施するものです。

### ◆本調査の倫理的配慮：

研究責任者の勤務校である「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認を得ています。調査内容に関する守秘義務（プライバシー保護）については万全の措置を取っています。

### ◆本調査の実施対象・方法等：

添付のプリント「本調査の実施手順」をご覧ください。

3種類の調査票があり、それぞれ該当する方にお渡しいただきますようお願いいたします。調査票の回答につきましては、本調査の趣旨等にご同意いただける方のみ、無記名でご協力いただく形となっております。

### ◆調査票の分析：

支援センターおよび回答者個人が特定されることはなく、統計的に処理します。また、回答済みの調査票は研究責任者のもとで厳重に管理し、調査結果については報告書として公表します。

ご不明の点等ございましたら、ご遠慮なく下記の研究責任者までご連絡ください。

平成26年6月2日

上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 伊藤富士江

TEL/FAX：03-3238-3676（研究室直通） メールアドレス：ito-f@sophia.ac.jp

ご参考までに伊藤のプロフィール

[http://www.sophia-humans.jp/teacher/ito\\_fujie.html](http://www.sophia-humans.jp/teacher/ito_fujie.html)

# 「被害者支援団体（センター）の利用に関する調査」の 実施手順

ご多忙中まことに恐縮ですが、本調査の趣旨・実施手順をお読みいただきまして、調査票の配布およびご回答にご協力いただきたく、どうかよろしくようお願い申し上げます。

◆調査票は、**A. 代表者用**（白色の調査票1通）、**B. 支援員用**（クリーム色の調査票3通）、**C. 相談者（被害者および家族等）用**（青色の調査票3通）の3種類があり、各調査票の対象、回答・返信方法は下記のとおりです。各調査票を該当者にお渡しいただきますようお願いいたします。なお、C. 相談者の調査票については、貴センターを利用された方3名をお選びいただき、「調査票ファイル」をお渡しください。

	A. 代表者用	B. 支援員用	C. 相談者 （被害者等）用
対 象	貴センターの業務・運営に精通しておられる代表者・責任者の方（1名）	貴センターの犯罪被害支援員もしくは直接支援員の方（1～3名）	貴センターに相談された被害者等の方（3名）
回 答 方 法	調査票の該当する項目について、ご回答いただく。	最近（なるべく2008年以降発生）の事件で、貴センターで支援をしたケースを取り上げ（計3ケース）、各調査票にご回答いただく。  ※お一人の支援員が3ケース（調査票3通）を回答いただいても、三人の支援員がそれぞれ担当したケースを回答いただいても構いません。	貴センターの相談者（事件の発生時期は問いません）のうち、 <b>3名</b> に「調査票ファイル（調査の依頼状、調査票C、返信用封筒）」をお渡しいただく。  ※相談者の方の回答の応諾は、調査の依頼状を読んでいただき、調査の趣旨等にご同意いただける方のみ、回答いただきます（ <u>各自の自由意思にお任せすることになります</u> ）。
返 送 方 法	回答済みの調査票を、添付の返信用封筒に入れて、 <b>期日（8月末日）</b> までにご投函いただく。	回答済みの調査票を、それぞれ添付の返信用封筒に入れて、 <b>期日（8月末日）</b> までにご投函いただく。	回答済みの調査票を、各自で添付の返信用封筒に入れて、 <b>期日（8月末日）</b> までにご投函いただく。

◆調査に関するお問い合わせ、ご質問等は下記までお願いいたします。

上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 伊藤富士江  
研究室 TEL/FAX：03-3238-3676 メール：ito-f@sophia.ac.jp

# 『被害者支援団体(センター)の利用に関する調査(調査票A)』 ご協力をお願い

各 位

向夏の候、日頃大変お世話になっております。犯罪被害者の支援について研究しております、上智大学の伊藤と申します。

このたび、民間被害者支援団体（以下、支援センター）の利用状況等に関する調査を実施させていただくことになりました。つきましては、本調査にご協力をお願いいたします。本調査は支援センターの現状を分析し、基礎的データを得ることで支援センターの発展に寄与することを目的としております。次頁からの調査票Aは、貴センターの業務・運営に精通しておられる代表者・責任者の方を対象にしております。

ご回答いただいた調査票の分析にあたっては、支援センターおよび回答者個人が特定されることはなく、統計的に処理します。また、回答済みの調査票は研究責任者のもとで厳重に管理いたします。調査結果については、調査研究報告書として公表する予定です。

つぎの事項をご確認いただき、ご回答にご協力いただけましたら大変有難く存じます。ご多用のなか恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## ◆回答にあたっての確認事項

- ① 本調査のご協力の応諾は全く自由です。
- ② 回答される方の名前を記入する必要はありません。
- ③ 得られた情報は、本調査とそれに伴う成果発表のみで使用します。

なお、この調査は、平成26年度科学研究費基盤研究C「犯罪被害者のための総合的支援システムの構築—官民協働体制を旨として」(研究責任者：上智大学教授 伊藤富士江)の一部として実施するもので、「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認を得ており、調査内容に関する守秘義務(プライバシー保護)については万全の措置を取っております。

ご不明の点等ございましたら、ご遠慮なく下記の研究責任者までご連絡ください。

平成 26 年 6 月 2 日

上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 伊藤富士江  
TEL/FAX 03-3238-3676 (研究室直通) メールアドレス：ito-f@sophia.ac.jp

## 被害者支援団体（センター）の利用に関する調査票A

### ◆記入の仕方：

回答のあてはまる番号を選んで○をつけ、（ ）内の自由記入欄は簡単で結構ですので、ご記述ください。

「貴センター」は、民間被害者支援団体／機関をさします。

「被害者等」は、ことわりがない限り、被害者ご本人と家族等を含みます。

### ◆返送の仕方：

ご回答後、大変お手数をおかけしますが、調査票を三つ折りして、平成 26 年 8 月末日までに、添付の返信用封筒に入れてご投函ください。

### 《調査の内容》

調査票は全部で7ページ（問1～問14）あります。

#### I. 貴センターの体制・相談件数について

問1. 貴センターは民間被害者支援団体として発足して、どのくらい経っていますか（平成26年6月時点で）。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 5年未満       | 2. 5年以上10年未満 |
| 3. 10年以上15年未満 | 4. 15年以上     |

問2. 貴センターの設立母体について、あてはまる番号に○をつけてください。

1. 民間相談所（相談室）
2. 弁護士事務所
3. 犯罪被害当事者の団体（グループ）
4. その他：具体的に記入

( )

問3. 犯罪被害相談員の構成：貴センターで直接的支援にあたられている方（犯罪被害相談員／直接支援員）について、勤務形態別に人数を記入し、現状でよいかどうかをお答えください（平成26年3月の時点で）。

	人数を記入 ↓ 人数	⇒	あてはまる番号に○ ↓			
			多い方である	現状のままでよい	少し足りない	かなり不足している
① 常勤	( ) 人	⇒	1	2	3	4
② 非常勤	( ) 人	⇒	1	2	3	4
③ ボランティア	( ) 人	⇒	1	2	3	4

問4. 貴センターにおける平成25年度（平成25年4月～平成26年3月）の相談受理状況（件数）について、被害内容別にお答えください。

相談手段 被害内容	電話による 相談件数	FAX・手紙・ メールによる 相談件数	面接を行った 相談件数	直接的支援を 行った件数
1. 殺人	件	件	件	件
2. 暴行・傷害	件	件	件	件
3. 強盗	件	件	件	件
4. 性的被害	件	件	件	件
5. 交通被害	件	件	件	件
6. 財産的被害	件	件	件	件
7. DV・ストーカー・ 虐待	件	件	件	件
8. その他：具体的に記入 ( )	件	件	件	件
( )	件	件	件	件
( )	件	件	件	件

## Ⅱ. 業務内容・他機関連携について

問5. 貴センターではつぎのような支援・サービス等を実施していますか。あてはまる番号に○をつけてください。

	実施していない	実施している
① 刑事手続きについての情報提供	1	2
② 犯罪被害後の心理的・生活上の変化についての情報提供	1	2
③ 心理的サポート（傾聴・受容など）	1	2
④ 精神科医・臨床心理士による専門的ケア	1	2
⑤ 弁護士の紹介	1	2
⑥ 医療機関の紹介	1	2
⑦ 精神保健福祉センター・カウンセリングセンターの紹介	1	2
⑧ 捜査機関への付き添い	1	2
⑨ 公判の付き添い支援	1	2
⑩ 医療機関や役所等への付き添い	1	2
⑪ 行政手続きをするうえでの実際的支援	1	2
⑫ 家事等の日常生活の支援	1	2
⑬ 家族関係の調整	1	2
⑭ 当事者グループ・自助グループの紹介	1	2
⑮ 自助グループの運営	1	2

⑯ その他：上記の項目以外で、貴センターで実施している支援等があればご記述ください。



### Ⅲ. 民間被害者支援団体のあり方等について

問8. 民間被害者支援団体の直接的支援におけるボランティアの活用についてどのようにお考えですか。あてはまる番号に○をつけてください。

1. 専門職スタッフが直接的支援を行い、ボランティアはその補助的役割を担う
2. 専門職スタッフがコーディネータとなり、ボランティアが直接的支援を行う
3. 専門職スタッフとボランティアが同程度の役割を担って直接的支援を行う
4. ボランティアは直接的支援を行わず、被害者支援についての広報・啓発活動等を担う
5. その他：具体的に記入

問9. 今後、貴センターとしてどのようなことに力を入れていきたいとお考えですか。つぎの項目についてあてはまる番号に○をつけてください。

	必 要 を は い な れ い る	入 そ れ ほ ど て 力 よ を い	い ど ち な い と も	力 を や 入 れ た い	力 非 を 常 入 れ た い
① センター運営財源の確保	1	2	3	4	5
② 相談受理件数の増加	1	2	3	4	5
③ 直接的支援にあたる職員の増員	1	2	3	4	5
④ 職員に対する研修体制	1	2	3	4	5
⑤ ボランティアの増員	1	2	3	4	5
⑥ ボランティアの養成	1	2	3	4	5
⑦ 職員・ボランティアのメンタルヘルス対策	1	2	3	4	5
⑧ 自助グループの運営	1	2	3	4	5
⑨ 被害者支援についての広報・啓発活動	1	2	3	4	5
⑩ 関係機関等との連携強化	1	2	3	4	5
⑪ 広域支援の強化	1	2	3	4	5

⑫ その他：上記の項目以外で、今後力を入れたいことがあればご記述ください。

問10. 民間被害者支援団体による相談・支援の利点について、どのようなことが挙げられるでしょうか。具体的にご記述ください。

問11. つぎの事項について、あてはまる番号に○をつけてください。

	まったくそう思わない	あまりそう思わない	どちらともいえない	ややそう思う	まったくそう思う
① 公判での「被害者参加制度」について、該当する被害者等の方には、希望を確認したうえでその利用を支援していきたい	1	2	3	4	5
② 「更生保護における心情等伝達制度（保護観察中の加害者に、心情を伝えることができる制度）」について、該当する被害者等の方には、希望を確認したうえでその利用を支援していきたい	1	2	3	4	5
③ 加害者側からの謝罪が得られるのであれば、「被害者等と加害者側が直接やり取りする場」があってもよい	1	2	3	4	5
④ 被害者支援と加害者の更生はつながっている面があると思う	1	2	3	4	5



## 『被害者支援団体(センター)の利用に関する調査(調査票B)』 ご協力をお願い

各 位

向夏の候、日頃大変お世話になっております。犯罪被害者の支援について研究しております、上智大学の伊藤と申します。

このたび、民間被害者支援団体（以下、支援センター）の利用状況等に関する調査を実施させていただくことになりました。つきましては、調査にご協力をお願いいたします。本調査は支援センターの現状を分析し、基礎的データを得ることで支援センターの発展に寄与することを目的としております。次頁からの調査票 B は、貴センターで直接支援にあたっておられる方を対象にしております。

ご回答いただいた調査票の分析にあたっては、支援センターおよび回答者個人が特定されることはなく、統計的に処理します。また、回答済みの調査票は研究責任者のもとで厳重に管理いたします。調査結果については、調査研究報告書として公表する予定です。

つぎの事項をご確認いただき、ご回答にご協力いただけましたら大変有難く存じます。ご多用のなか恐縮ですが、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

### ◆回答にあたっての確認事項

- ① 本調査のご協力の応諾は全く自由です。
- ② 回答される方の名前を記入する必要はありません。
- ③ 得られた情報は、本調査とそれに伴う成果発表のみで使用します。

なお、この調査は、平成26年度科学研究費基盤研究C「犯罪被害者のための総合的支援システムの構築—官民協働体制を旨として」(研究責任者：上智大学教授 伊藤富士江)の一部として実施するもので、「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認を得ており、調査内容に関する守秘義務(プライバシー保護)については万全の措置を取っております。

ご不明の点等ございましたら、ご遠慮なく下記の研究責任者までご連絡ください。

平成 26 年 6 月 2 日

上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 伊藤富士江  
TEL/FAX 03-3238-3676 (研究室直通) メールアドレス：ito-f@sophia.ac.jp

## 被害者支援団体（センター）の利用に関する調査票B

### ◆記入の仕方：

- ① お手数ですが、本調査では最近（なるべく2008年以降発生）の事件で支援をしたケースのうち、印象に残るケースを1つ取り上げてご回答いただきます。被害内容は問いません。支援を継続中のケースでも構いません。1つのケースでご家族など複数の方を支援した場合、おもに支援の対象となったお一人に絞ってください。
- ② 回答のあてはまる番号を選んで○をつけ、（ ）内の自由記入欄は簡単で結構ですので、ご記述ください。
- ③ なお、「貴センター」は、ご回答者の民間被害者支援団体／機関をさします。「被害者等」は、ことわりがない限り、被害者ご本人と家族等を含みます。

### ◆返送の仕方：

ご回答後、大変お手数をおかけしますが、調査票を三つ折りして、平成26年8月末日までに、添付の返信用封筒に入れてご投函ください。

### 《調査の内容》

調査票は全部で7ページ（問1～問20）あります。

#### I. 取り上げたケースについて

問1. 本ケースの（事件）起訴時期：

1. 2008年11月30日以前
2. 2008年12月1日以降
3. その他：具体的に記入（ ）

問2. 本ケースの被害内容：

1. 暴行・傷害等被害
2. 性暴力被害
3. 交通犯罪被害
4. 殺人・傷害致死
5. DV被害
6. その他：具体的に記入（ ）

問3. 相談者の性別：

1. 男性
2. 女性

問4. 相談者の年代：

0. 9歳以下
1. 10代
2. 20代
3. 30代
4. 40代
5. 50代
6. 60代
7. 70代
8. 80代以上



## Ⅱ. 本ケースの支援および他機関連携について

問10. 本ケースのアセスメントや支援計画等について、つぎの項目のあてはまる番号に○をつけてください。

	あてはまらない	あてはまる
① 相談者の心身状態を把握するため質問紙（アセスメント・シート）を用いた	1	2
② 支援計画を立てた	1	2
③ チームで支援を行った	1	2
④ 事例検討を行った	1	2

問11. 本ケースの相談者は、貴センターに来談した当初、どのようなことに困難を感じていましたか。あてはまる番号に○をつけてください。

		あてはまらない	ややあてはまる	かなりあてはまる
捜査・裁判等に関すること	① 事件の捜査が進まなかったこと	1	2	3
	② 捜査への協力を負担を感じていたこと	1	2	3
	③ 刑事裁判の手続きがわからなかったこと	1	2	3
	④ 民事裁判（損害賠償の請求）の手続きがわからなかったこと	1	2	3
	⑤ 加害者からの示談の申出について、対応がわからなかったこと	1	2	3
に体調に関する精神面	⑥ 体調をくずしていたこと	1	2	3
	⑦ 精神的な不調を感じていたこと	1	2	3
経済面に関すること	⑧ 収入がなくなったこと	1	2	3
	⑨ 被害を受けたことで治療（医療）費がかかるようになったこと	1	2	3

		あてはまらない	ややあてはまる	かなりあてはまる
日常生活等に関すること	⑩ 学校や仕事に行けなくなったこと	1	2	3
	⑪ 転居が必要になったこと	1	2	3
	⑫ 家事など日常生活を送るうえで支障が出たこと	1	2	3
	⑬ マスコミへの対応がわからなかったこと	1	2	3
対人関係に関すること	⑭ 近隣の人などからの理解がなかったこと	1	2	3
	⑮ 家族間の関係がうまくいかなかったこと	1	2	3
	⑯ 社会的な活動から引きこもったこと	1	2	3
社会資源に関すること	⑰ どんな支援を受けられるか、情報がなかったこと	1	2	3
	⑱ 被害者として利用できる制度等の手続きがわからなかったこと	1	2	3

⑲ その他：上記の項目以外で、相談者の感じていた困難があればご記述ください。

{

問 1 2. 本ケースについて、つぎのような支援を行ったでしょうか。あてはまる番号に○をつけてください。

貴センターで提供しない項目であれば「0」に○をつけてください。

	提 供 し な い	こ の 支 援 は な か つ た	実 施 し な か つ た	こ の 支 援 を 実 施 し た
① 刑事手続きについての情報提供	0	1	2	
② 犯罪被害後の心理的・生活上の変化についての情報提供	0	1	2	
③ 心理的サポート（傾聴・受容など）	0	1	2	
④ 精神科医・臨床心理士による治療的ケア	0	1	2	
⑤ 医療機関の紹介	0	1	2	
⑥ 弁護士の紹介	0	1	2	
⑦ 捜査機関への付き添い	0	1	2	
⑧ 公判の付き添い支援	0	1	2	
⑨ 医療機関や役所等への付き添い	0	1	2	
⑩ 行政手続きをするうえでの実際的支援	0	1	2	
⑪ 家事等の日常生活支援	0	1	2	
⑫ 家族関係の調整	0	1	2	
⑬ 当事者グループ・自助グループの紹介	0	1	2	
⑭ 加害者側への対応	0	1	2	

⑮ その他：上記の項目以外で、提供した支援があればご記述ください。

問 1 3. 本ケースを支援するうえで、工夫したり力を入れたりしたことはありましたか。具体的にご記述ください。

問14. 本ケースを支援するために、つぎの機関・団体等と連携（連絡を取り合い紹介したり協働したりすること）を行いましたか。まず、連携したかどうか、あてはまる番号に○をつけてください。つぎに、貴センターとして直接的支援を行ううえで、その機関・団体等と連携することが必要かどうか、あてはまる番号に○をつけてください。

	あてはまる番号に○			あてはまる番号に○		
	し 連 携 か っ た	連 携 し た		必 あ ま り で な い 連 携 は	が あ る 程 度 連 携	が と て も 連 携
① 警察	1	2	⇒	1	2	3
② 検察庁	1	2	⇒	1	2	3
③ 弁護士（会）	1	2	⇒	1	2	3
④ 法テラス	1	2	⇒	1	2	3
⑤ 保護観察所	1	2	⇒	1	2	3
⑥ 地方自治体の犯罪被害相談窓口	1	2	⇒	1	2	3
⑦ 福祉事務所	1	2	⇒	1	2	3
⑧ 保健所・精神保健福祉センター	1	2	⇒	1	2	3
⑨ 医療機関	1	2	⇒	1	2	3
⑩ カウンセリング機関	1	2	⇒	1	2	3
⑪ 当事者団体・自助グループ	1	2	⇒	1	2	3
⑫ その他：連携している機関等があれば具体的に記入 ( )	1	2	⇒	1	2	3
( )	1	2	⇒	1	2	3

問15. 本ケースについてどのように支援を終結しましたか。

あてはまる番号に○をつけてください。

0. まだ支援を継続中

1. 本人からの申し出

2. 本人との話し合いの結果

3. 他機関への紹介

4. 連絡が取れなくなった

5. その他：具体的に記入 ( )

問16. 本ケースについて、全体的にどのように思われますか。

1. とても支援がむずかしかった（むずかしい）ケースだと思う

2. やや支援がむずかしかった（むずかしい）ケースだと思う

3. どちらともいえない

4. まあ支援がうまくいった（いっている）ケースだと思う

5. とても支援がうまくいった（いっている）ケースだと思う



その番号を選んだ理由

( )



## 『被害者支援団体（センター）の利用に関する調査』 ご協力のお願い（依頼状）

向夏の候、お世話になっております。突然のお願いごとで大変恐縮ですが、犯罪被害者の支援について研究しております、上智大学の伊藤と申します。

このたび、「被害者支援団体／機関」（以下、「支援センター」と略します）に相談された方々を対象に、その利用状況等に関する調査を実施させていただくことになりました。つきましては、調査にご協力（無記名での回答）いただきたく、本状を差し上げる次第です。

本調査の目的、分析などはつぎのとおりです。この事項をお読みいただき、ご同意いただける方のみ、調査票の回答をお願いいたします。

### ◆本調査の目的：

支援センターの利用状況を多角的に分析し、基礎的データを得ること  
で支援センターのさらなる発展を目指します。

### ◆調査の概要：

この調査は、日本学術振興会の平成 26 年度科学研究費基盤研究 C の一部として実施するものです。テーマは「犯罪被害者のための総合的支援システムの構築—官民協働体制を目指して」、研究責任者は伊藤富士江（上智大学教授）です。

### ◆調査票の分析：

支援センターおよび回答された方が特定されることはなく、統計的に処理します。また、回答済みの調査票は研究責任者のもとで厳重に管理し、調査結果については報告書として公表します。

### ◆本調査の倫理的配慮：

調査内容に関する守秘義務（プライバシー保護）については万全の措置を取っています。研究責任者の勤務校の「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認を得ています。

平成 26 年 6 月 2 日

上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 伊藤富士江

TEL/FAX：03-3238-3676（研究室直通）

メールアドレス：ito-f@sophia.ac.jp

ご参考までに伊藤のプロフィール

[http://www.sophia-humans.jp/teacher/ito\\_fujie.html](http://www.sophia-humans.jp/teacher/ito_fujie.html)

# 『被害者支援団体（センター）の 利用に関する調査（調査票C）』

ご多用の中お読みいただき、ありがとうございます。

次頁からの調査票Cは、「被害者支援団体／機関」（以下、「支援センター」と略します）に相談された方々を対象としています。下記にもありますように、本調査にご協力いただくかどうかは、支援センターの利用とは全く関係しません。

本調査の結果は、支援センターや個人名が特定されることなく統計的に分析し、支援センターの今後の発展のために役立てます。

つぎの事項をご確認いただき、回答にご協力いただけましたら大変ありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

## ◆回答にあたっての確認事項

- ① 本調査にご協力いただくかどうかは、全く自由です。
- ② ご回答いただくか否かは、支援センターの利用とは全く関係しません。また、ご回答の有無及び回答内容について支援センターにお知らせすることはありません。
- ③ 回答される方の名前や住所（返信用封筒等）を記入する必要はありません。
- ④ 得られた情報は、本調査とそれに伴う成果発表のみで使用します。

ご不明の点等ございましたら、ご遠慮なく下記の研究責任者までご連絡ください。

なお、調査にご協力いただけない場合、お手元の調査票等はそちらで処分していただいて構いません。

平成 26 年 6 月 2 日

上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 伊藤富士江  
TEL/FAX 03-3238-3676（研究室直通）  
メールアドレス：ito-f@sophia.ac.jp



問5. 被害内容について、あてはまる番号に○をつけてください。

- |                |          |           |
|----------------|----------|-----------|
| 1. 暴行・傷害等被害    | 2. 性暴力被害 | 3. 交通犯罪被害 |
| 4. 殺人・傷害致死     | 5. DV被害  |           |
| 6. その他：具体的に記入（ |          | ）         |

問6. つぎの事項について、ご存じの範囲でお答えください。

事件の犯人（加害者）が複数の場合は、主犯者についてお答えください。

- 1) 加害者の年齢層： 1. 少年 2. 成人 3. わからない
- 2) 逮捕の有無： 1. 逮捕されていない 2. その他（ ）  
3. 逮捕された
- 3) 現在の状況：  
（あてはまる状況が複数あれば、その番号すべてに○をつけてください）
0. わからない  
1. 不起訴／少年審判不開始・不処分  
2. 裁判中／少年審判中  
3. 裁判が終わり、執行猶予となった  
4. 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）に入所中／少年院に入院中  
5. 刑事施設から釈放／少年院から退院  
6. 保護観察中  
7. その他：具体的に記入（

### Ⅲ. 支援センターの利用について

問7. 事件発生から支援センターに相談するまで、どのくらいの期間が経過していましたか。数字をご記入ください。

（ ）年（ ）カ月経過

問8. 支援センターに相談するきっかけはどのようなことでしたか。あてはまる番号に○をつけてください（複数あればすべてに○をつけてください）。

- |                               |                  |
|-------------------------------|------------------|
| 1. 警察署からの紹介                   | 2. 検察庁からの紹介      |
| 3. 弁護士からの紹介                   | 4. 法テラスからの紹介     |
| 5. 医療機関からの紹介                  | 6. 自治体の相談窓口からの紹介 |
| 7. 女性センター（女性の問題に関する相談窓口）からの紹介 |                  |
| 8. 友人・知人に勧められて                | 9. 犯罪被害者の方からきいて  |
| 10. 自分でインターネット等を検索して          |                  |
| 11. その他：具体的に記入（               | ）                |

問9. 支援センターに相談したとき、どのようなことに困難を感じていましたか。

まず、各項目について、「1. あてはまらない」「2. あてはまる」のいずれかを選んで○をつけたのち、「2. あてはまる」に○をつけた項目については、支援センターからの支援を受けたか、受けることはなかったかをお答えください。

2. 「あてはまる」を選択した場合どちらかに○



		あてはまらない	あてはまる		を支援センターからはならなかった支援	支援センターからの支援を受けた
捜査・裁判等に関すること	① 事件の捜査が進まなかったこと	1	2	⇒	1	2
	② 捜査への協力が負担だったこと	1	2	⇒	1	2
	③ 刑事裁判の手続きがわからなかったこと	1	2	⇒	1	2
	④ 民事裁判（損害賠償の請求）の手続きがわからなかったこと	1	2	⇒	1	2
	⑤ 加害者からの示談の申出について、対応がわからなかったこと	1	2	⇒	1	2
に体調・精神と	⑥ 体調をくずしたこと	1	2	⇒	1	2
	⑦ 精神的な不調を感じていたこと	1	2	⇒	1	2
経済面に	⑧ 収入がなくなったこと	1	2	⇒	1	2
	⑨ 被害を受けたことで治療（医療）費がかかるようになったこと	1	2	⇒	1	2
日常生活等に関すること	⑩ 学校や仕事に行けなくなったこと	1	2	⇒	1	2
	⑪ 転居が必要になったこと	1	2	⇒	1	2
	⑫ 家事など日常生活を送るうえで支障が出たこと	1	2	⇒	1	2
	⑬ マスコミへの対応がわからなかったこと	1	2	⇒	1	2
対人関係に	⑭ 近隣の人などからの理解がなかったこと	1	2	⇒	1	2
	⑮ 家族関係がうまくいかなかったこと	1	2	⇒	1	2
	⑯ 社会的な活動から引きこもったこと	1	2	⇒	1	2
社会資源に	⑰ どんな支援を受けられるか、情報がなかったこと	1	2	⇒	1	2
	⑱ 被害者として利用できる制度等の手続きがわからなかったこと	1	2	⇒	1	2

- ⑲ その他：前記の項目以外で、困難を感じていたことがありましたか。そして、そのことについて支援センターからの支援を受けたでしょうか。ご自由にご記述ください。

( )

問10. 支援センターによる、つぎの支援がどのくらい役に立ったと感じていますか。

あてはまる番号に○をつけてください。支援センターからの支援に該当しない項目があれば「0」に○をつけてください。

	も必要とはしなかった、支援を受けなかった	役に立たなかったと感じる	あまり役に立たなかったと感じる	まあ役に立ったと感じる	とても役に立ったと感じる
① 刑事手続きについての情報をもらったこと	0	1	2	3	4
② 被害に遭った後の心理的・生活上の変化について情報をもらったこと	0	1	2	3	4
③ 心理面でのサポートを受けたこと（話を聴いてもらったなど）	0	1	2	3	4
④ 精神科医・臨床心理士による治療的ケアを受けたこと	0	1	2	3	4
⑤ 弁護士を紹介してもらったこと	0	1	2	3	4
⑥ 医療機関を紹介してもらったこと	0	1	2	3	4
⑦ 精神保健福祉センター・カウンセリングセンターを紹介してもらったこと	0	1	2	3	4
⑧ 捜査機関に行くとき付き添ってもらったこと	0	1	2	3	4
⑨ 公判の付き添い支援を受けたこと	0	1	2	3	4
⑩ 医療機関や役所等に行くとき付き添ってもらったこと	0	1	2	3	4
⑪ 行政手続きをするさいに具体的に支援してもらったこと	0	1	2	3	4
⑫ 家事等、日常生活にかんすることについて支援を受けたこと	0	1	2	3	4
⑬ 家族関係が良好になるように支援を受けたこと	0	1	2	3	4
⑭ 当事者グループ・自助グループを紹介してもらったこと	0	1	2	3	4

- ⑮ その他：前頁の項目以外で、支援センターによる支援で役に立ったものがあればご自由にご記述ください。

( )

問 1 1. 支援センターによる支援を受けた期間もしくは受けている期間は、どのくらいですか。1. か 2. を選び、数字をご記入ください。

1. ( ) 年 ( ) カ月間支援を受けた
2. 現在も支援継続中で、( ) 年 ( ) カ月間支援を受けている  
(平成 26 年 6 月時点で)

問 1 2. 支援センターを利用した全般的な感想についておたずねします。当初困難と感じていたことは、支援センターによる支援で、現在どのくらい解消したと感じていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

1. まったく解消していないように感じる
2. あまり解消していないように感じる
3. どちらともいえない
4. やや解消したように感じる
5. かなり解消したように感じる

問 1 3. 犯罪被害に遭われてあなたと同じような立場におられる方に、支援センターに相談することを勧めたいと思いますか。

1. まったく勧めたいと思わない
2. あまり勧めたいと思わない
3. どちらともいえない
4. 少し勧めたいと思う
5. 大いに勧めたいと思う



その番号を選んだ理由

( )

#### IV. 他制度の利用・被害者支援全般について

問 1 4. 犯罪被害に遭われた方が利用できる制度にはさまざまなものがあります。つぎの制度等を利用されたかどうかなどについておたずねします。

まず、各項目について、「0. あてはまらない（その制度等を利用できる被害者等に該当しない）」「1. 利用しなかった」「2. 利用した」のいずれかを選んで○をつけたのち、「2. 利用した」に○をつけた項目については、ご本人にとって役に立ったかどうかをお答えください。

2. 「利用した」を選択した場合どちらかに○



	あてはまらない	利用しなかった	利用した		役に立たなかった	役に立った
① 警察における被害者連絡制度 (捜査の状況や被疑者の処分状況等を連絡する制度)	0	1	2	⇒	1	2
② 検察庁における被害者等通知制度 (事件の処分結果や裁判の結果等を通知する制度)	0	1	2	⇒	1	2
③ 公判での被害者参加制度	0	1	2	⇒	1	2
④ 公判での意見陳述制度	0	1	2	⇒	1	2
⑤ 公判での損害弁償命令制度	0	1	2	⇒	1	2
⑥ 公判記録の閲覧・コピー	0	1	2	⇒	1	2
⑦ 少年審判の被害者傍聴制度	0	1	2	⇒	1	2
⑧ 更生保護における意見等聴取制度 (加害者の仮釈放・仮退院について意見を述べることができる制度)	0	1	2	⇒	1	2
⑨ 更生保護における心情等伝達制度 (保護観察中の加害者に、心情を伝えることができる制度)	0	1	2	⇒	1	2
⑩ 更生保護における被害者等通知制度 (加害者の保護観察の状況などを知ることができる制度)	0	1	2	⇒	1	2

問15. 最後に、犯罪被害に遭われた方々の支援についてどのようにお考えですか。

「こうしてほしい」「こんな支援がほしかった」など、ご意見をご記述ください。



多くの質問に答えていただき大変ありがとうございました。

記入もれがないか、再度ご確認のうえ返信用封筒にて8月末日までにご投函ください。

(封筒にお名前や住所等を書く必要はありません)

# **Building the comprehensive support system for crime victims in cooperation with public and private sector**

This work was supported by Japan Society for the Promotion of Science KAKENHI Grant Number 24530728.



**上智大学**  
SOPHIA UNIVERSITY